

令和 6 年度版

環境白書



福 井 県

【表紙の写真】 越前水仙（写真提供：公益社団法人 福井県観光連盟）

は し が き

この環境白書は、福井県環境基本条例第12条の規定に基づき、県民に環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするものです。

(参考) 福井県環境基本条例
(環境白書)

第12条 知事は、県民に環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、福井県環境白書を毎年作成し、公表しなければならない。



特 集

1 カーボンニュートラルの推進

- (1) オール福井で取り組むカーボンニュートラル 2
- (2) ごみ減量に向けた「3きり」「分別」の推進 4
- (3) わくわくもったいないフェスタ 2024 4
- (4) 環境アプリ「ふく eco」 6
- (5) 福井県気候変動適応センターの取組み 8

2 自然再生協議会全国会議の開催

- (1) 自然再生協議会について 9
- (2) 三方五湖地域での全国会議の開催 9

第1部 環境基本計画の進捗状況

- 1 環境基本計画の概要 12
- 2 重点施策の進捗状況 13
- 3 環境指標 14

第2部 分野別施策の実施状況

第1章 地球温暖化対策の推進

第1節 温室効果ガス排出量の現状と削減目標

- 1 県内の温室効果ガスの現状 20

第2節 エネルギー源の転換、省エネの推進等

- 1 エネルギー源の転換 22
- 2 省エネの推進 25
- 3 その他の温室効果ガス排出抑制対策 29

第3節 再生可能エネルギーの導入拡大

- 1 現状と課題 30
- 2 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入拡大 31
- 3 再生可能エネルギーの技術開発促進 33
- 4 嶺南地域における再生可能エネルギーの導入拡大 34

第4節 森林等の吸収源対策

- 1 森林資源の保全と利用 35
- 2 県産材の活用 37

第5節 適応策の推進

- 1 気候変動の影響と適応 38

第6節 県の事務・事業における温室効果ガス排出削減

- 1 福井県庁地球温暖化防止実行計画 40
- 2 施設の建築、管理などに関する取組み 41
- 3 省エネ・省資源化・物品等の調達に関する取組み 41

第2章 自然と共生する社会づくりの推進

第1節 自然とふれあう活動の推進

- 1 自然とふれあう機会の充実 42
- 2 自然公園などの適切な保全と活用 45

第2節 里山里海湖の自然再生と活用

- 1 里山里海湖の自然再生の推進 48
- 2 水月湖年縞の活用 55
- 3 環境と調和した景観づくりの推進 56

第3節 生物多様性の保全

- 1 自然公園の開発規制などを通じた生態系保全 60
- 2 希少野生生物の保全 61
- 3 地域が主体となった外来生物の防除 64
- 4 鳥獣の保護と管理 69
- 5 生物多様性を育む農林水産業等の推進 74

特
集

環境基本計画の
進捗状況

分野別施策の
実施状況

地球温暖化対策の
推進

自然と共生する
社会づくりの推進

循環型社会の推進

生活環境の保全

各分野に共通する
施策の推進

第3章 循環型社会の推進

第1節 一般廃棄物の減量化とリサイクル推進

- 1 プラスチックごみ削減に向けた取組み 80
- 2 食品ロス削減に向けた取組み 80
- 3 一般廃棄物の削減とリサイクル推進 81

第2節 産業廃棄物の減量化とリサイクル推進

- 1 産業廃棄物の3R促進 88
- 2 使用済み資源の有効利用の推進 91

第3節 廃棄物の適正な処理の推進

- 1 不法投棄防止に向けたパトロール・監視強化 92
- 2 優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及と啓発 94
- 3 海岸漂着物の円滑な回収・処理や発生抑制の推進 95
- 4 災害廃棄物の処理体制の整備 95

第4章 生活環境の保全

第1節 水・大気環境の保全

- 1 河川・湖沼・海域の水質保全 96
- 2 地下水・土壌の汚染対策 105
- 3 地盤沈下の防止 108
- 4 大気環境の保全 111
- 5 騒音・振動・悪臭防止対策 119
- 6 環境汚染事故時・災害時における環境保全対策 122

第2節 化学物質対策の推進

- 1 化学物質の管理の促進 124
- 2 PCBの適正保管・処理の推進 128
- 3 農薬の安全使用と低減化の推進 129

第3節 放射性物質の監視

- 1 福井県の環境放射線モニタリング 130

第5章 各分野に共通する施策の推進

第1節 環境を支える人づくり・地域づくり

- 1 誰もが学べる環境教育の推進 131
- 2 活力と資源が最大限に活かされる地域づくりの促進 136
- 3 環境に配慮した活動の促進 136

第2節 環境を意識した事業活動の推進

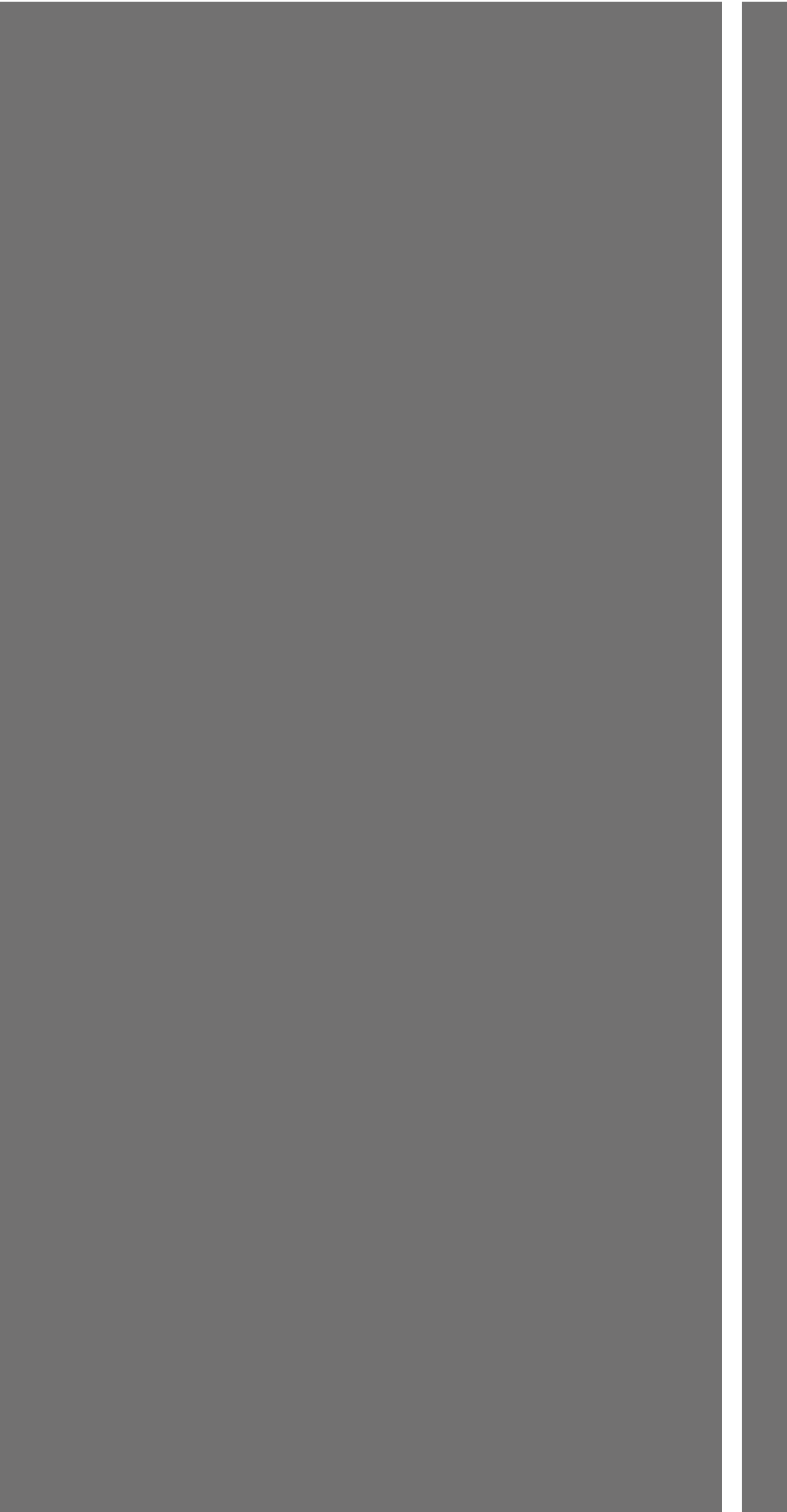
- 1 企業等における環境活動の促進 138
- 2 環境影響評価制度の推進 141
- 3 適正な土地利用の推進 142

第3節 環境情報の収集・提供

- 1 科学的調査研究と技術開発の推進 145
- 2 環境情報の収集と提供 148

資料編目次 153

特集



特 集

1 カーボンニュートラルの推進

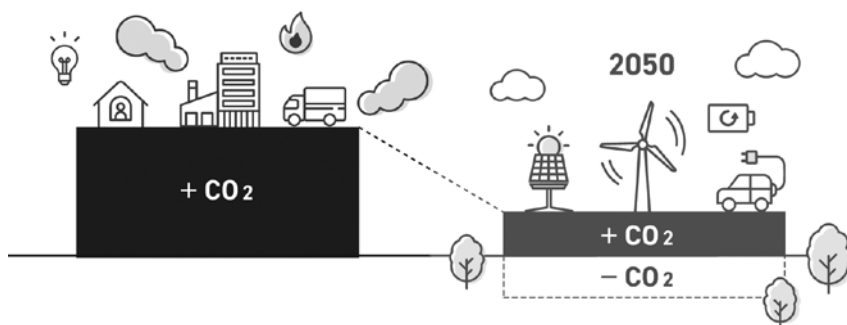
(1) オール福井で取り組むカーボンニュートラル 【エネルギー課】

◆地球温暖化による影響

近年、記録的な猛暑や集中豪雨などの気象災害が全国各地で発生しています。県内でも、令和5年に夏の猛暑日数が最多を記録したほか、同年7月には嶺北を中心に大雨が降り、家屋の浸水被害や土砂流出による道路の通行止めなど、県民生活に影響を及ぼしました。

こうした気象災害は、地球温暖化がその一因といわれています。このまま地球温暖化が進むと、今世紀末には年平均気温が4.4度上昇すると予想されており（出典：気象庁）、災害発生リスクが高まるだけでなく、自然生態系や産業・経済活動へのさらなる影響が懸念されます。

地球温暖化を抑制するためには、温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量を同じにして、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の取り組みが必要です。



カーボンニュートラルとは
（出典：環境省「脱炭素ポータル」）

◆「エネルギー源の転換」と「省エネの推進」

県では、令和2年7月に策定した「福井県長期ビジョン」において、国に先駆けて2050年の温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指すことを宣言しました。また、令和5年3月に改定した「福井県環境基本計画」では、2030年度の温室効果ガス排出量を、2013年度から49%削減することを目標に設定しました。

この目標を達成するためには、あらゆる主体が自分事として脱炭素社会を実現することの必要性を認識し、県民や事業者、行政が一体となった取組みを着実に実施していく必要があります。このため、家庭・運輸・産業・業務など、それぞれの部門で削減目標を定め、「エネルギー源の転換（化石燃料から非化石燃料への切替え）」と「省エネの推進」の2本柱で対策を進めています。

例えば、県では、「エネルギー源の転換」として、ガソリン車から次世代自動車（EV・PHV・FCV）への転換支援や工場や業務ビルにおける太陽光発電および蓄電池の導入支援などを行っています。また、「省エネ」の推進として、省エネ家電への買替促進や「うちエコ診断」によるCO₂排出量の見える化など「省エネ県民運動の展開」、企業の省エネ設備の導入支援などを行っています。



福井県長期ビジョン／福井県環境基本計画

◆脱炭素化に向けた連携体制

カーボンニュートラルの実現に向けては、行政だけでなく、様々な主体が連携して取り組んでいく必要があります。県では、令和5年11月、行政と産業界、学術機関、金融機関などで構成する「カーボンニュートラル福井コンソーシアム」を立ち上げ、令和6年8月に2回目の全体会議を開催しました。会議では、2050年のカーボンニュートラル実現に向けたロードマップや取組みの方向性を確認したほか、各機関から脱炭素化に向けた先進的な取組みの報告が行われました。

同じく令和5年に設置した、県と市町の連携をさらに深めるための「カーボンニュートラル県・市町連携会議」や県庁内の取組みを推進するための「カーボンニュートラル推進本部」も継続的に実施しています。令和6年7月に、県・市町連携会議を福井市の公共施設として初めてZEB Ready 資格を取得した福井市立図書館において開催し、県・市町の環境担当者が公共施設のZEB化についての知識を深めました。また、令和6年8月にカーボンニュートラル推進本部会議を開催し、県有施設のすべての照明のLED化についての目標などを掲げました。

これらの3つの組織を相互に連携させることにより、「オール福井」でカーボンニュートラルの実現に取り組んでいきます。



「カーボンニュートラル福井コンソーシアム」全体会議

◆カーボンニュートラル福井コンソーシアム「オープンフォーラム」

カーボンニュートラル福井コンソーシアムでは、各機関の代表者による「全体会議」と実務担当者による「オープンフォーラム」を開催し、ワークショップなどを通じて、現場の課題解決やネットワーク構築を進めています。令和6年度は、事前のアンケートで特に企業の関心の高かった6つのテーマ（「脱炭素経営」「省エネ実践」「再エネ・蓄電池」「カーボンクレジット」「水素・アンモニア」「付加価値づくり」）において、合計15回の勉強会を開催し、延べ500名近くの方に参加いただきました。今後も、オープンフォーラムの活動を継続し、県内企業等のCO₂排出量の削減に資するとともに、脱炭素化の取組をビジネスチャンスに変えていく機運醸成を図っていきます。

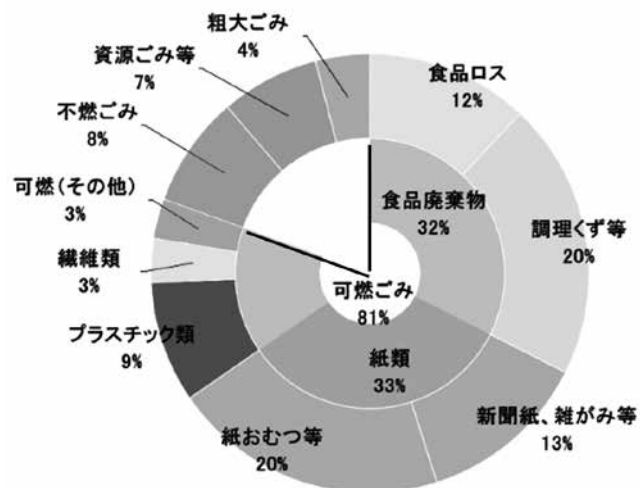


オープンフォーラムでのワークショップの様子

(2) ごみ減量に向けた「3きり」「分別」の推進 ————— 【循環社会推進課】

◆「やってみよう！いざ！ごみ減量チャレンジ」について

本県では、年間約 24 万トン、1 人 1 日あたり 878g のごみを排出しています。1 人 1 日あたりのごみ排出量の全国平均は 847g で、県民 1 人あたりが全国平均より 1 日に 31g、1 年間で 11kg 以上のごみを多く出していることになります。また、家庭から出るごみが全国平均より多いことがわかっています。※令和 4 年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果を参考にしています。



種類別排出状況 (福井県廃棄物処理計画より)

ことから、県では、「やってみよう！いざ！ごみ減量チャレンジ」と銘打ち、県独自のキャラクターとともに食品廃棄物を減らすための「3きり（生ごみの水切り、料理の食べきり、食材の使いきり）」、紙やプラスチック類の「分別」の実践を、テレビCM、新聞・雑誌広告、WEB・SNS 広告等、多くのマスメディアを活用しながら県民に広く啓発しています。

新聞や雑誌では、新聞紙を使った雑誌み回収袋の作り方、ペットボトルを使った生ごみの水切り、令和 6 年 10 月の食品ロス削減月間には野菜の皮など食材を有効に使う食べきりレシピを写真付きで紹介しました。また、夏休みの自由研究の題材としてホームページに掲載するなど、時季に合わせた「やってみたくなる」コンテンツを紹介することで、「3きり」「分別」を実践するきっかけづくりをしています。

ごみの減量には一人ひとりの心がけが大切です。3つの「きり」と紙やプラスチック類の正しい分別を毎日の習慣にすることで、家庭のごみは減らすことができます。

ごみ処理には、収集運搬、焼却、埋立などに多額の費用がかかるだけでなく、多くのエネルギーを使い二酸化炭素（CO₂）を排出します。ごみの減量は、家庭においてごみ出しが楽になったりごみ袋の節約になったりするほか、環境負荷の軽減によりカーボンニュートラルの実現に向けても効果があります。

本県のごみには、食品ロスや調理くずなどの食品廃棄物が全体の 3 割、新聞・雑誌みなどのリサイクル可能な紙類が 1 割を占めています。また、可燃ごみの中にプラスチック類が含まれており、全体の 1 割を占めています。

これらのごみは生活の中のひと工夫で減量できるこ



ごみ減量チャレンジちらし

(3) わくわくもったいないフェスタ 2024 ————— 【循環社会推進課】

◆総合リユースイベント「わくわくもったいないフェスタ 2024」について

福井県と環境ふくい推進協議会では、展示や体験を通して、県民に「ものを大切に作る心」を育む機会を提供するため、企業・団体の皆様の協力を得て、家族で楽しめるリユースの祭典「わくわくもったいないフェスタ 2024」を平成 29 年度から開催しています。5 回目となる今回は、令和 6 年 11 月 4 日（月・振休）に福井駅西口ハピテラスにおいて開催し、当日は 1,800 人超の方に来場いただきました。



会場の様子

◆出展ブース

会場では、12か所の体験・展示等のブースを設けました。

① 大古本市

6店の書店・団体が出店し、絵本・児童書・文庫本・参考書・雑誌など多彩な本を販売し、およそ880冊の本が、新しい持ち主のもとに渡りました。

② おもちゃ病院

おもちゃドクターが、壊れたおもちゃを修理するふくいおもちゃ病院を実施しました。

30点以上のおもちゃの修理を無料で行い、子どもたちを笑顔にするとともに、ものを大事に長く使うことについて、親子で考える機会を創出しました。

③ 洋服・ぬいぐるみお直し隊養成講座

令和元年度から行っている洋服やぬいぐるみの補修を行うボランティア「洋服・ぬいぐるみお直し隊」の養成講座を、令和6年度は総合リユースイベント内で実施しました。



おもちゃ病院の様子



洋服・ぬいぐるみお直し隊養成講座の様子

④ フードドライブ

福井県フードバンク連絡会によるフードドライブを実施しました。

来場者から計55点の寄附をいただき、後日、子ども食堂等へ提供しました。

⑤ ごみ減量グッズ制作体験

新聞紙を使った雑がみ回収袋や、ペットボトルを使った生ごみの水切りアイテムを作るコーナーを設置しました。思い思いの絵を描いたり色付けをしたりして、自分だけのオリジナル雑がみ回収袋や水切りアイテムを作りました。

「やってみよう！いざ！ごみ減量チャレンジ」、「おいしいふくい食べきり運動」のパネル展示も合わせて行いました。

⑥ 雑がみクイズ

雑がみの分別をクイズ形式にすることで、楽しみながら雑がみについて学べるブースを設置しました。答えをじっくり考え、話し合う様子などが見られました。

⑦ 海岸ごみについて考えよう

海岸ごみに関するアンケートと、海岸漂着物に関するパネル展示を実施しました。住みよい町づくりやプラスチックごみ削減について考えるきっかけを創出しました。

その他、小さくなった子ども靴の下取りや、スマートフォンアプリ「ふく eco」を使って気軽に楽しみながら身近な省エネに取り組む「デコ活ふくい」の紹介、エシカル消費の紹介、マイボトルの利用を啓発するための試飲ブースを設置しました。キッチンカーの出店もあり、多くの人で賑わいました。

◆特集

(4) 環境アプリ「ふく eco」 ————— 【環境政策課】

◆ふく eco とは

ふく eco は環境に配慮した行動を促進するスマートフォンアプリです。脱炭素につながる行動「エコアクション」に取り組むとポイントが手に入り、ポイントをためると賞品の抽選に参加できます。また、取り組んだ「エコアクション」に応じた CO₂ 削減量を確認することができます。

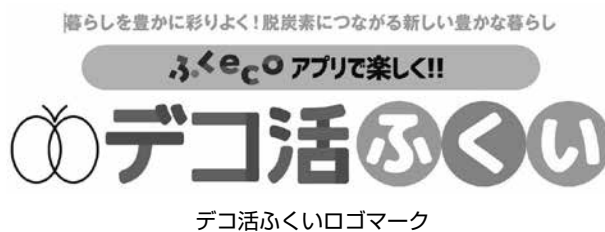
令和 6 年 6 月からふく eco の運用を開始し、約 7,000 人（令和 7 年 1 月末時点）の方に登録いただいています。



◆「デコ活ふくい」と「ふく eco」

2050 年のカーボンニュートラル達成および 2030 年度の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る県民運動「デコ活ふくい」を展開し、家庭でできる身近な省エネ行動を促進しています。

令和 6 年度からデコ活ふくいでは、気軽に楽しく省エネ等に取り組んでいただけるようふく eco を活用して情報発信等を行っています。



◆アプリの主な機能

① エコアクション機能

ふく eco では、県内の協力施設でエコアクションを行い、設置された QR コードを読み取るとポイントが入手できます。協力施設は約 570 施設（令和 7 年 1 月末時点）に及びます。

その他にも、環境に関するクイズや動画など、自宅にいてもできる機能も用意されています。



ふく eco ホーム画面



■道の駅 南えちぜん山海里



■福井銀行 敦賀支店

協力施設（例）

② 抽選機能

エコアクションを行ってためたポイントを使うと、景品の抽選に参加することができます。

③ 成果の確認

エコアクションを行ったことによる CO₂ 削減量や累計獲得ポイント数を確認することができます。また、獲得ポイントのランキングを表示することができるので、自分が他の人と比べてどのくらい CO₂ 削減に貢献できているのか確認することができます。

④ ゼロカーボンカード

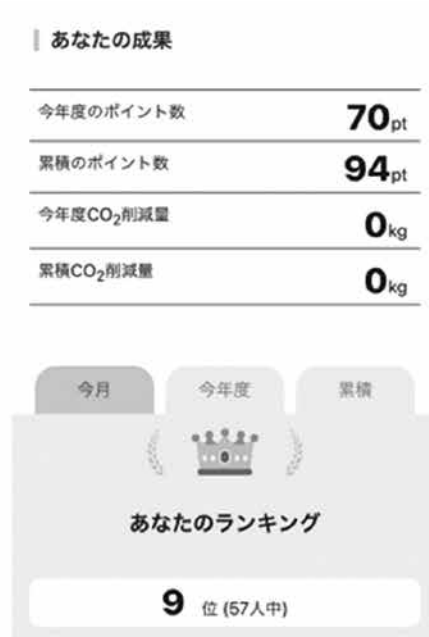
獲得ポイントに応じてゼロカーボンカードが届き、それを収集するコレクション機能を搭載しています。ゼロカーボンカードには家庭で脱炭素を進めていくために有効な手法が記載されていて、全 29 種が用意されています。



エコアクション



抽選機能



成果の確認

◆アプリを使った取組み

ふく eco をたくさんの人に長く使っていただけるよう、キャンペーンやお知らせ機能を使用したイベント情報などの発信を実施しています。

新規登録者への初回利用ポイントなどの特典や、エコアクションの様子を撮影し投稿するキャンペーンなど、気軽に楽しく取り組んでいただき、今後も脱炭素に対する意識を高めてもらえるよう啓発を進めていきます。

(5) 福井県気候変動適応センターの取組み

【環境政策課】

県では、気候変動の影響への適応を推進するため、令和5年11月に「福井県気候変動適応センター」（以下「適応センター」）を設置しました。気候変動による健康被害や自然災害などの影響を防ぐためには、温室効果ガスの排出抑制を行う「緩和策」だけでなく、既に表れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対して、その被害の回避・軽減に取り組む「適応策」の重要性が増しています。

適応センターでは、県民の皆様の認知度が低い気候変動適応策について、分かりやすく情報提供を行い、理解促進を図っています。

◆広報誌「FUKUTEKI」

適応センターは、年4回、県内の気候変動に関する情報を整理した広報誌「FUKUTEKI」を発行しています。FUKUTEKIでは、身近にできる適応策や県内の適応策に関する研究など、適応に関する最新情報を掲載しています。令和6年度は、季節に合わせたテーマを設定し、第2号通信（R6夏号）は熱中症などの暑さ対策、第3号通信（R6秋号）は大雨などの水害対策、第4号通信（R6冬号）は大雪などの雪害対策を紹介しました。今後もFUKUTEKIでは、気候変動に関する最新の研究成果や効果的な適応策など県民の皆様に役立つ情報を発信していきます。



第2号通信



第3号通信



第4号通信

広報誌「FUKUTEKI」

◆気候変動適応パネル展

令和6年度から県内の図書館や商業施設などで「気候変動適応パネル展」を開催しています。パネル展では、気候変動の影響と適応策を中心に、本県の状況などをパネルで紹介しています。令和6年度は、福井、奥越、坂井地域を中心に開催しました。令和7年度は、丹南、嶺南地域を中心に開催を予定しており、県全体で気候変動に適応していくため、分かりやすい情報発信と理解促進に努めていきます。



気候変動適応パネル展

2 自然再生協議会全国会議の開催

(1) 自然再生協議会について —————【自然環境課】

自然再生協議会とは、生態系やその他の自然環境を取り戻すことを目的とする「自然再生推進法」に基づいて設立された法定協議会です。全国では23都道府県27団体（令和6年12月時点）あり、県内には三方五湖自然再生協議会（平成23年度設立）と北潟湖自然再生協議会（平成30年度設立）の2団体があります。県内のこれらの協議会では、地域住民、自然再生団体、農漁業者や学校、研究者、行政機関等の多様な主体が参加し、科学的知見に基づきながら、湖沼とその周辺地域を対象に、希少種保全や外来生物駆除、人と多様な生物とが持続的に共存できる自然環境の保全・再生、環境教育や農水産業の振興などに取り組んでいます。

(2) 三方五湖地域での全国会議の開催 —————【自然環境課】

毎年、環境省が主催し、全国の自然再生協議会が集って先進的な取組みや情報を交換する全国会議が行われています。今回で19回目となる会議が、令和6年11月14日と15日の2日間にわたって三方五湖で開催されました。環境省、国土交通省、文部科学省、大学の研究者等で構成される国の自然再生専門家委員、そして全国18都府県からの自然再生協議会関係者など、2日間の日程で約100名が現地やオンラインで出席し、三方五湖周辺の自然再生実施場所等の現地視察と、全国の自然再生の取組みについての情報共有が行われました。

◆三方五湖地域3箇所での現地視察（1日目）

はじめに久々子湖において、河川の洪水を防止するために浚渫された土砂を湖に入れ、シジミ等の多様な生物の生息環境となる浅場を再生する取組みを紹介しました。この取組みでは、生物多様性を創出することで、有用種の保全、水質浄化機能や防災・減災機能の向上、環境学習の場の提供など、様々な生態系サービスの向上を狙っていることが説明されました。また、レインボーライン山頂公園では5つの湖を一望しながら各湖の違いや地形的特徴の説明、三方湖畔では地元漁業者等から、実際の漁具を使ってたたき網漁をはじめとする400年以上の歴史をもつ伝統漁法について説明が行われました。



現地視察の様子

◆敦賀市内での会議（2日目）

会議では、関係省庁による施策状況の報告、自然再生協議会の設立を目指す団体による地域の自然環境の状況紹介のほか、三方五湖自然再生協議会から、1日目に引き続いて取組みの紹介等を行いました。三方五湖自然再生協議会の鷺谷会長の進行の下、協議会の6部会の活動の概要説明のほか、協議会活動に中心となって関わっておられる研究者、地域団体、地域の小学校の先生からも活動事例の紹介がなされました。

国の自然再生専門家委員からは、多様な方が関わり、つながりを作って活動を進めている点を評価いただき、三方五湖からの出席者にとっても今後の活動の励みになったものと思います。引き続き活動に取り組みながら、得られた知見や成果を、地域をはじめとした外部の方に分かりやすく情報発信していきます。



室内会議の様子

第 1 部

環境基本計画の進捗状況

第1部 環境基本計画の進捗状況

1 環境基本計画の概要

「福井県環境基本計画」は、平成7年3月に制定した「福井県環境基本条例」における「豊かで美しい環境の恵沢の享受と継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境保全の推進」の3つの基本理念の実現を目指すため、同条例に基づき、策定するものです。

本県では、平成9年3月に最初の環境基本計画を策定し、その後の社会や経済等の情勢の変化を受け、平成14年度、平成20年度、平成25年度、平成30年度に見直しを行いました。

本県をとりまく社会・経済情勢の変化に対応した新たな環境施策が必要となったため、令和5年3月、これまでの施策の成果や県民意識も踏まえた計画を策定しました。

(1) 計画の基本目標

計画の基本目標

前計画では、県民一人ひとりが福井の美しい環境を守りながら活力あるふるさとを未来に繋いでいくことを目指し、様々な環境施策が総合的に展開されました。

2020年7月には「福井県長期ビジョン」を策定し、2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを宣言して、再生可能エネルギーの導入などを進めるとともに、食品廃棄物やプラスチックごみ削減などの環境対策や、豊かな自然環境の保全などを進めています。

今後は、北陸新幹線の福井・敦賀開業や中部縦貫自動車道（大野油坂道路）の全線開通により、交流人口や物流の増加などが見込まれています。まもなく始まる大交流時代にふさわしいまちづくりには、「越山若水」と称される美しい自然や、千年を超える豊かな歴史文化との調和が重要です。その実現に向け本計画の基本目標を次のとおりとします。

次世代につなぐ豊かで美しいふくいの環境

(2) 施策の展開

環境基本計画では、「計画の基本的事項」をはじめ、地球温暖化、自然環境、循環型社会、生活環境、各分野に共通する事項の各分野において、計画期間中に実施すべき施策を示す「分野別施策の展開」、巻末には、これら施策を着実に実施するための計画の推進体制等について表記しています。

第1編 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の背景
- 3 基本目標
- 4 計画期間
- 5 計画の構成
- 6 他の計画等との関係

第2編 分野別施策の展開

- 第1章 地球温暖化対策の推進
- 第2章 自然と共生する社会づくりの推進
- 第3章 循環型社会の推進
- 第4章 生活環境の保全
- 第5章 各分野に共通する施策の推進
- 第6章 重点施策

第3編 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 環境指標

(3) 計画期間

令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度） 5年間

2 重点施策の進捗状況

《地球温暖化対策の推進》

県民・事業者・行政などの各主体の連携をさらに強化し、省エネルギー化の一層の推進や、再生可能エネルギーの導入拡大など、温室効果ガスを発生させないエネルギーへの転換に取り組みます。

具体的施策

○エネルギー源の転換・・・・・・・・・・・・・・・・	第1章第2節1	p 22
○省エネの推進・・・・・・・・・・・・・・・・	第1章第2節2	p 25
○地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入拡大・・・・・・・・	第1章第3節2	p 31

《自然と共生する社会づくりの推進》

自然の豊かな恵みを享受し続けることができる持続可能な社会を構築するため、県民の自然環境を保全・再生する意識を醸成し、多様な主体の参加による里山里海湖を再生、活用する活動を進め、生物多様性の現状を適切に把握しながら自然環境の保全・管理を行います。

具体的施策

○自然とふれあう機会の充実・・・・・・・・	第2章第1節1	p 42
○里山里海湖の自然再生の推進・・・・・・・・	第2章第2節1	p 48
○水月湖年縞の活用・・・・・・・・	第2章第2節2	p 55
○希少野生生物の保全・・・・・・・・	第2章第3節2	p 61
○鳥獣の保護と管理・・・・・・・・	第2章第3節4	p 69

《循環型社会の推進》

一般廃棄物、産業廃棄物ともに、ごみの削減やリサイクル推進のための周知啓発を図るとともに、市町などと連携した取り組みを推進します。

具体的施策

○プラスチックごみ削減に向けた取組み・・・・・・・・	第3章第1節1	p 80
○食品ロス削減に向けた取組み・・・・・・・・	第3章第1節2	p 80

《各分野に共通する施策の推進》

環境への負荷が少ない「持続可能な社会の構築」という視点から「環境」を捉え直し、地域に根差した身近な環境課題の解決に向けた取り組みを推進します。

具体的施策

○活力と資源が最大限に活かされる地域づくりの促進・・・・・・・・	第5章第1節2	p 136
----------------------------------	---------	-------

◆第1部 環境基本計画の進捗状況

3 環境指標

環境基本計画では、具体的施策の達成状況を把握するため、環境指標を設定しています。

《地球温暖化対策の推進》

No	指 標 名		基準値 (2021年度)	実績値 (2023年度)	目標値 (2027年度)	目標値 (2030年度)
1	うちエコ診断実施件数累計		—	225 件	600 件	1,000 件
2	新築住宅における認定長期優良住宅の割合		19 %	23 %	26 %	30 %
3	乗用車保有台数に占める 電動車（EV,PHV,FCV,HV）の割合		16.9 %	20.0 %	27 %	33 %
4	次世代自動車（EV,PHV,FCV）の 保有台数		2,870 台	4,448 台	5,700 台	7,300 台
5	急速充電器の普及台数		79 基	93 基	155 基	200 基
6	地域鉄道 利用者数	（福井鉄道）	1,757 千人	1,925 千人	2,200 千人 (2027年度)	
		（えちぜん鉄道）	3,003 千人	3,599 千人	3,740 千人 (2026年度)	
		（ハピラインふくい）	—	23 千人/日*	20 千人/日 (2027年度)	
7	「福井バイコロジスト」宣言者数		1,624 人	1,638 人	1,650 人	1,700 人
8	脱炭素・省エネに意欲的に取り組む 事業者数累計		—	154 件	500 件	800 件
9	再エネ活用地域振興プロジェクト事業 を活用して設置した発電施設数		1 施設	2 施設	5 施設	6 施設
10	県産材生産量		228 千m ³	239 千m ³	250 千m ³ (2024年度)	

※ 2024年3月16日に開業したため、同年3月16日から3月31日までの期間中の数値です。

《自然と共生する社会づくりの推進》

No	指 標 名	基準値 (2021年度)	実績値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
1	自然保護センター、海浜自然センター、 里山里海湖研究所における自然観察会などの 参加人数	54,629 人	47,755 人	66,000 人
2	民間団体、市町等（福井ふるさと学びの森・海湖 登録団体）が実施する自然体験活動・講座の参加 人数	9,283 人	19,312 人	11,000 人
3	自然再生取組地域数累計	11 地域	13 地域	17 地域
4	自然再生団体、里山保全活動団体、学校等に対す る専門家の派遣回数	15 回	68 回	50 回
5	年縞博物館の入館者数	38,736 人	43,806 人	60,000 人
6	新規狩猟免許取得者数	112 人	115 人	150 人
7	希少種保全対応件数累計	15 回	22 回	30 回
8	生き物ぎょうさん里村新規認定件数累計	0 件	1 件	5 件 (2023～2027年度)
9	外来生物防除対策を実施する地区数累計	42 地区	55 地区	57 地区
10	侵入防止柵の新規整備延長	2,520 km	2,827 km	2,800 km
11	針広混交林化の面積	1,534 ha	2,020 ha	2,300 ha (2024年度)
12	「多自然川づくり」の整備延長	63 km	64.8 km	69 km

◆第1部 環境基本計画の進捗状況

《循環型社会の推進》

No	指 標 名	基準値 (2018年度)	実績値 (2023年度)	目標値 (2025年度)
1	一人一日当たりごみ排出量※	903 g	878 g (2022年度)	858 g
2	一般廃棄物のリサイクル率※	18.6 %	17.1 % (2022年度)	21.0 %
3	一般廃棄物最終処分量※	29 千t	27 千t (2022年度)	24 千t
4	産業廃棄物排出量※	2,943 千t	2,943 千t (2018年度)	2,943 千t
5	産業廃棄物再生利用率※	43.9 %	43.9 % (2018年度)	44.6 %
6	産業廃棄物最終処分量※	81 千t	81 千t (2018年度)	59 千t
7	優良認定産業廃棄物処理業者数	125 社 (2021年度)	148 社	145 社 (2027年度)
8	食品ロス量※	31 千t	29 千t (2018年度)	28 千t
9	食品ロス削減に取り組む人の割合※	78.5 % (2020年度)	83.7 %	85.0 %
10	10t 以上の不法投棄の新規発生件数	0 件 (2021年度)	0 件	0 件 (2027年度)

※印の指標の目標値は、「福井県廃棄物処理計画」に基づくこととし、2025 年度以降の目標は計画期間終了時に改めて設定します。

《生活環境の保全》

No	指 標 名	基準年値 (2019~2021年度平均)	実績値 (2023 年度)	目標値 (2027 年度)
1	河川・海域の有機汚濁物質（BOD, COD）の環境基準達成率	97 %	100 %	100 %
2	北潟湖・三方五湖の有機汚濁物質（COD）の環境基準達成率	50 %	37 %	56 %
3	公共用水域の人の健康の保護に関する環境基準達成率	100 %	100 %	100 %
4	污水处理人口普及率	97.1 % (2021年度)	97.7 %	99.0 %
5	大気汚染（SO _x , NO _x , SPM）の環境基準達成率	100 %	100 %	100 %
6	ダイオキシン類の環境基準達成率	100 %	100 %	100 %
7	新たな地下水汚染地区数	0 地区 (2021年度)	0 地区	0 地区

《各分野に共通する施策の推進（環境を支える人づくり・地域づくり）》

No	指 標 名	基準値 (2018~2021年度)	実績値 (2023年度)	目標値 (2023~2027年度)
1	環境美化県民運動参加者数累計	1,102 人	17,606 人	6,800 人
2	企業等と連携した環境保全活動を学ぶ体験学習に参加する小学生の累計	—	18 人	100 人
3	環境保全を考えるワークショップに参加する大学生の累計	—	49 人	450 人
4	環境アドバイザー派遣回数累計	294 回	104 回	450 回
5	環境ふくい推進協議会ホームページアクセス数累計	68,169 件	21,630 件	90,000 件
6	里山里海湖学校教育プログラム活用学校数累計	1,049 校	373 校	2,000 校

◆第 1 部 環境基本計画の進捗状況

第2部

分野別施策の実施状況

第2部 分野別施策の実施状況

第1章 地球温暖化^{*1}対策の推進

第1節 温室効果ガス^{*2}排出量の現状と削減目標

1 県内の温室効果ガスの現状【環境政策課】

(1) 地球温暖化の現状

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC^{*3}）第6次評価報告書では、「人間の影響が大気、海洋、及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」としています。また、21世紀末（2081年から2100年）には、20世紀末と比べて平均気温は最大5.7℃上昇すると予測しています。

(2) 地球温暖化に関する近年の国際的動向

地球温暖化をもたらす温室効果ガスの排出抑制は、地球全体の喫緊の課題であり、地球規模での対策が必要となります。

2015年11月にフランス・パリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」では、京都議定書に代わる新たな地球温暖化に関する法的な文書として、全ての国が参加した「パリ協定」が採択され、地球温暖化対策の新たなステージの幕開けとなりました。

パリ協定の概要

- ・世界全体の長期目標として、産業革命以前からの気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを掲げた。
- ・この目標の達成のため、今世紀後半には、排出量と吸収量を均衡させ、実質的にゼロとすることを目指す。

その後、2021年10月のCOP26では、気温上昇を産業革命以前より1.5℃に抑えることなどについて合意され、2022年11月のCOP27では、緩和作業計画が採択された他、気候変動に伴う損失と損害

を支援するための基金設置が決定されました。そして、2023年11月のCOP28では、パリ協定の目的達成に向けた世界全体の進捗を評価する仕組みである「グローバル・ストックテイク（GST）」の初の決定が採択され、決定文書には1.5℃目標達成のための緊急的な行動の必要性、2025年までの排出量のピークアウト、全ガス・全セクターを対象とした排出削減などが明記されました。

(3) 地球温暖化に関する国の動向

パリ協定や日本の約束草案^{*4}を踏まえ、政府は、日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、「2030年度において、2013年度比26%減（2005年度比25.4%減）」との目標を掲げました。また、2019年6月には「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を掲げ、「今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会を目指す」としました。

さらに、2020年10月26日の首相所信表明演説において、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。脱炭素社会の実現に向けて、次世代型太陽電池およびカーボンリサイクルを始めとした革新的なイノベーションを後押ししていくため、脱炭素技術支援として2兆円の基金が創設されました。

2021年6月には、改正地球温暖化対策推進法が成立し、「パリ協定」の目標や「2050年カーボンニュートラル実現」を基本理念として法に位置付けられるとともに、再生可能エネルギーなどの導入目標の設定が地方公共団体の義務または努力義務となりました。また、同年10月には、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、「2030年度に温室効果ガス

^{*1}地球温暖化：地球の温度は、太陽からの日射エネルギーと、地球から放出される熱放射とのバランスによって定まります。加熱された地表面は赤外線を放射しますが、大気中には赤外線を吸収する「温室効果ガス」があり、地表面からの放射熱を吸収します。二酸化炭素など温室効果ガスの濃度増加により、平均気温が上昇する現象を地球温暖化といいます。

^{*2}温室効果ガス：二酸化炭素やメタンなどの気体が、太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、地球を暖める現象を温室効果といい、こうした効果をもたらす気体を温室効果ガスといいます。

^{*3}IPCC：国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）によって組織され、気候変動に関する最新の科学的知見に基づいて、各国政府などの政策立案者（Policy Maker）に気候変動の影響やリスクに関する科学的な評価を定期的に提供し、緩和策や適応策の選択肢を提示しており、IPCCといいます。

^{*4}約束草案：COP21に先立ち提出された、各国内の政策決定プロセスで決定された気候変動対策に関する目標のことをいいます。基本的に、温室効果ガスの排出削減目標を指しています。

を2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」との目標が掲げられました。

2023年2月には、「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定され、化石燃料中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換する「GX」の実現に向けて、徹底した省エネの推進や再エネの主力電源化などの方針が示されるなど、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが進められています。

(4) 地球温暖化対策に関する県の取り組み

および動向

県では、2020年7月に策定した福井県長期ビジョンにおいて「2050年の二酸化炭素排出実質ゼロ」を掲げました。

さらに、「福井県環境基本計画」に織り込む形で、

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「都道府県における地方公共団体実行計画」を定めており、2023年3月の改定では、国の目標を踏まえ、長期目標として「2050年の温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指す」、中期目標として「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で49%削減」を掲げました。これらの目標達成に向け、地球温暖化ストップ県民運動をはじめとする省エネ対策、地域に役立つ再生可能エネルギーの導入拡大などを推進していきます。

表1-1-1 県内における温室効果ガス排出量の推移

年 度		温室効果ガス排出量（千 t-CO ₂ ）					
		2013 （基準年度）	2018	2019	2020	2021	2022 （速報）
二酸化炭素	産 業 部 門	3,127	2,928	2,720	2,402	2,490	2,732
	運 輸 部 門	1,676	1,556	1,608	1,396	1,293	1,275
	家 庭 部 門	2,018	1,746	1,451	1,340	1,413	1,480
	業 務 部 門	1,760	1,469	1,434	1,265	1,339	1,301
	エ ネ ル ギ ー 転 換	379	354	281	320	370	326
	工 業 プ ロ セ ス	308	337	342	329	334	301
	廃 棄 物	255	212	212	209	208	206
	計	9,522	8,601	8,047	7,262	7,447	7,622
メ タ ン		131	119	119	119	115	110
一 酸 化 二 窒 素		184	173	176	173	176	176
代 替 フ ロ ン 類		257	363	385	391	360	357
総 排 出 量		10,094	9,256	8,728	7,945	8,098	8,265
森 林 吸 収 源		—	△ 788	△ 796	△ 825	△ 813	△ 841
総排出量（森林吸収源を差引く）		10,094	8,468	7,932	7,120	7,285	7,424

* 四捨五入の関係で計算が合わない場合があります。

* 排出量の算定にあたっては、電力排出係数については基礎排出係数を使用しています。

* 森林吸収源は、林野庁提供データを使用しています。

- (注) 産 業 : 農林水産業、鉱業、建設業、製造業におけるエネルギー消費量
 運 輸 : 自動車、鉄道、船舶、航空機におけるエネルギー消費量
 家 庭 : 家庭におけるエネルギー消費（電気、ガス、灯油等）
 業 務 : 業務用ビル等におけるエネルギー消費（電気、ガス、灯油等）
 エネルギー転換 : 電気事業者（火力発電所）、ガス事業者の自家消費エネルギー
 工業プロセス : 石灰石の消費
 廃棄物 : 一般廃棄物および産業廃棄物の焼却（食物くず、木くず等のバイオマス起源を除く）

第2節 エネルギー源の転換、省エネの推進等

1 エネルギー源の転換

(1) 家庭部門【建築住宅課】

① 環境対応住宅

住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減することを目的とした「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、「劣化対策」「省エネ性能」などの基準を満たす住宅の建築計画および維持保全計画の認定を行っています。

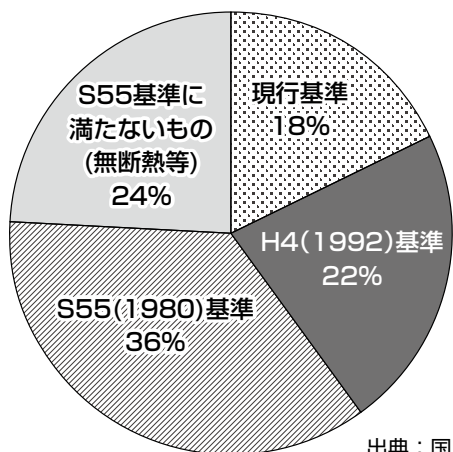
また、都市の低炭素化の促進を図ることを目的とした「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素化のための建築物の新築等に対する計画の認定を行っています。

② 事業者向け講習会および

県民向け省エネ住宅体験会

県内には、断熱性能が低い住宅が多く存在し、令和4年度時点で既存住宅の約8割が現行の省エネ基準に満たないとされています。

図1-2-1 省エネ基準を満たす住宅の割合(全国)



出典：国土交通省

同じ住宅でも断熱性能の違いによって窓・壁・天井の温度に大きな差があることが分かります。(右上写真①) この差が日々の暮らしや健康に大きな影響を与えます。

このような住宅をより快適なものとする方法として、住宅の断熱化があります。床や壁、天井を改修することで建物全体の断熱性を高め、部屋間の温度差を小さくすることができます。(写真②)

これにより、冬季の浴室でのヒートショックや、夏季の室内での熱中症のリスクを抑えることができます。



事業者向け講習会の様子

県では、県民からの省エネ住宅に関する相談に対応できる民間事業者の育成に取り組むため、令和4年度から令和5年度にかけて講習会を開催しました。

また、令和6年2月には、県民の皆さんに省エネ住宅のメリットを伝え、高断熱住宅を肌で感じていただくため、実証モデルを活用した省エネ住宅の体験会を開催しました。



省エネ住宅体験会のポスター

令和6年度は、冬期の住宅内の温度変化や暖冷房使用による年間光熱費、CO₂排出量などのシミュレーションを行い、厳冬期の低気温や年間を通しての湿度の高さといった福井県特有の気候に適した、県独自の省エネ住宅基準の策定を進めています。

(2) 運輸部門【エネルギー課】

① 電動車等^{*1}の導入促進

自動車は、私たちの経済活動や豊かな暮らしを支えている一方で、排出ガスによる大気汚染、燃料消費に伴うCO₂の排出による地球温暖化など、環境に大きな影響を与えています。このため、燃費性能や排出ガス性能に優れた環境負荷の少ない低公害車の普及促進を図る必要があります。

県では、福井県環境基本計画に基づき、公用車の電動車等への切替えを率先して行っており、代替不可能な電動車がない場合などを除き、新規導入・更新については全て電動車を導入することとしています。

② 次世代自動車^{*2}導入推進

自動車の利用が多い本県においては、自動車自体からのCO₂排出量を削減することが重要であり、CO₂排出量が少ない電気自動車(EV^{*3})やプラグインハイブリッド車(PHV^{*4})、燃料電池自動車(FCV^{*5})などの次世代自動車の普及を図っています。

ア 次世代自動車普及促進事業

県内初の商用水素ステーションが令和3年4月2日に福井市灯明寺4丁目に開所しました。

これにより、走行時にCO₂を排出しない燃料電池自動車(FCV)の走行が可能となりました。

県では、令和3年度より燃料電池自動車の普及を促進するため、燃料電池自動車を導入する県民等に対して、購入費用の一部を補助する制度を設けました。

令和4年度には、ガソリン使用量の低減を図り、原油価格高騰の影響を緩和するため、EV・PHVを導入する県内企業に対して、購入費用の一部を補助する事業を実施しました。この事業では、EV・PHVの導入に併せて充電設備を導入する場合に限り、充電設備費用の一部も補助しました。また、令和5年度からは県内の次世代自動車転換を促進し、運輸部門における温室効果ガスの削減を図るため、県民、県内企業等を対象に次世代自動車の購入に対する定額補助を実施しています。

イ 率先導入

県では、EV・PHV・FCVの普及推進を先導的に行うため、平成21年度より率先導入を進めており、令和6年9月時点でEV13台、PHV1台、FCV3台を公用車として利用し、イベントや環境学習などにも活用しています。

ウ 充電設備の計画的な整備

令和4年度に実施した環境に関する県民アンケート調査では、「EV・PHV・FCVを購入するにあたって希望すること」の問いに対して、「車両価格の低下」(31.9%)に次ぎ「市街地などにおける充電器・水素ステーションの増加」(24.1%)の回答が多い結果になりました。次世代自動車の普及と並行して充電インフラの整備を進めることが求められています。

令和5年10月に経済産業省から新たに示された「充電インフラ整備促進に向けた指針」では、「グリーン成長戦略」(2021年)による2030年までに充電インフラ15万基設置の目標を倍増し、2030年までに30万基設置(公共用の急速充電器3万口を含む)を目標としています。

県では、これらを踏まえて充電インフラの整備を推進しており、令和5年度より、県内商業施設等に設置される急速充電器および普通充電器(令和6年度から補助対象に追加)に係る導入費用の一部を補助する事業を実施しています。また、民間事業者と連携して県有施設への充電器の設置にも取り組んで

^{*1}電動車等：電動車とは、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車および水素自動車を指します。

^{*2}次世代自動車：次世代自動車とは、電動車等、天然ガス自動車およびクリーンディーゼル自動車を指します。

^{*3}EV：EV(Electric Vehicle)とは、電気自動車のことをいいます。エンジンの代わりにモーターを搭載し、ガソリンの代わりにバッテリーに蓄えた電気を使って走る自動車です。燃料を燃やして動力にする必要がないため、走行中は排気ガスを全く排出しません。

^{*4}PHV：PHV(Plug-in Hybrid Vehicle)とは、プラグインハイブリッド自動車のことを指します。エンジンと電気モーターの2つの動力源を持つハイブリッド車に加え、直接コンセントから充電することができる自動車です。また、大幅に電池容量を増やすことで電気での走行距離を拡大した上、電気を使い切った後は、通常のハイブリッド車と同様にガソリンを使って走行することができます。

^{*5}FCV：FCV(Fuel Cell Vehicle)とは燃料電池自動車のことを指します。車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電した電気により、モーターを回転させて走る車で、車から排出されるのは水のみとなります。

◆第2部 分野別施策の実施状況

います。

現在、県内には、急速充電器 105 口、普通充電器 375 口が設置されています（令和 6 年 12 月時点 本県調べ）。また、県内 20 か所の道の駅においても急速充電器や普通充電器が整備されており、電気自動車による周遊観光等の利便性向上が図られています。

今後も更なる利便性向上に向けて充電設備の整備を促進し、EV・PHV で安全・安心に運転できる環境づくりを進めていきます。

（3）産業・業務部門【エネルギー課】

① 工場等における

太陽光発電および蓄電池の導入促進

太陽光発電は、近年全国的に最も導入が進んでいる再エネ設備です。他の再エネ電力と比較して、発電コストの低さ、施工期間の短さ、運転・維持管理にかかる手間の少なさ等から、企業にとって導入しやすい発電設備と考えられます。

本県においては、令和 5 年 7 月から県内企業を対象に、自家消費型の太陽光発電設備および蓄電池設備の導入経費の一部を支援しています（令和 6 年度から太陽光発電設備単独の導入を補助対象に追加）。これまでに 2,801kW 分を支援しており、今後も再エネの地産地消の取組みを加速していきます。

② 嶺南地域における VPP^{*1}システム構築

電気は貯蔵できないため、常に需要と供給のバランスを保つ必要があります。需給バランスが崩れると停電などの事故につながる恐れがあり、これまでは供給側が電力需要量にあわせて、火力発電の出力制御などを行い、バランスを保ってきました。しかし、近年増加している太陽光発電や風力発電は、天候によって発電量が左右され、供給側において需給バランスを保つことが難しくなっており、需要側が供給量に応じて電力需給調整を行う VPP の重要性が高まっています。

県では、嶺南 E コースト計画（令和 2 年 3 月策定）に「スマートエリア」の創出をプロジェクトの一つに掲げ、嶺南市町と連携して VPP の構築を進めています。具体的には、電力需給ひっ迫時に公共施設の空調や上下水道設備の電力需要を抑える取組みを行っています。このような取組みにより、嶺南地域

においてエネルギーの効率利用と CO₂ 削減を図り、スマートエネルギーエリア創出を目指していきます。

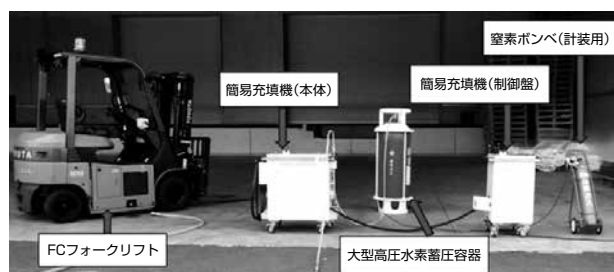
③ 嶺南地域における

水素・アンモニアサプライチェーン構築

原子力発電所立地地域の目指すべき将来像を議論するため、国、県、立地市町、電力事業者等による共創会議が令和 3 年に立ち上げられました。

令和 4 年の同会議では、目指すべき将来像として「ゼロカーボンを牽引する地域」と「スマートで自然と共生する持続可能な地域」が示され、将来像の実現に向けた基本方針と取組みを決定しました。

このうち「ゼロカーボンを牽引する地域」の実現に向けては、水素・アンモニアサプライチェーンの構築を目指し、需要の創出と供給体制の構築を図っています。具体的には、敦賀港周辺の民間事業者への燃料電池フォークリフトの貸出しや水素の供給を実施するとともに、県、市町、民間事業者で協定を締結し、おおい町での水素製造・供給実証施設の整備や、敦賀港でのアンモニア浮体式貯蔵再ガス化装置（FSRU）を用いたサプライチェーン構築のための調査を進めています。



燃料電池フォークリフトトライアル実証

^{*1} VPP：VPP（Virtual Power Plant：仮想発電所）とは、分散する電力需要側の電気設備や蓄電池を制御することなどで、発電所のように電力需給調整機能を提供する仕組みのことをいいます。

2 省エネの推進

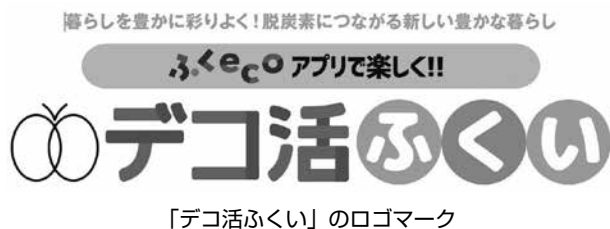
(1) 家庭部門

① 地球温暖化対策の普及啓発【環境政策課】

県では、地球温暖化対策の推進に関する法律第38条に基づく普及啓発の拠点として、平成18年3月にNPO法人エコプランふくいを「福井県地球温暖化防止活動推進センター」（以下「温暖化防止センター」という。）に指定しました。温室効果ガスの排出削減に向けた県民への普及啓発については、県、温暖化防止センター、環境ふくい推進協議会（平成6年設立）が連携して実施しています。

ア 省エネ活動推進事業「デコ活ふくい」

令和5年7月に環境省は、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた行動変容やライフスタイル変革を進める国民運動の愛称を「デコ活」に決定しました。この名称は、国民から広く公募して選定したものであり、脱炭素（Decarbonization）とエコ（Eco）を組み合わせた新しい言葉です。また、ロゴマークは一人一人の日常の取組みが地球を変える大きなうねりになるという意味を込めて「バタフライエフェクト」をイメージし、シンプルな蝶のデザインとしています。



本県においては、これまで「LOVE・アース・ふくい」（平成18～令和2年度）、「ゼロカーボンアクション」（令和3～4年度）の名称で省エネに係る県民運動を推進してきましたが、令和5年度からは環境省の国民運動と歩調を合わせるため「デコ活ふくい」の名称で普及啓発を進めています。

「デコ活ふくい」では、令和6年度からスマートフォンアプリ「ふくeco」の運用を開始し、“気軽に楽しく”身近な省エネに取り組むことで、環境に配慮した行動の習慣化を図っています。登録者は、令和7年1月末で7,000人を超えています。（「ふくeco」の機能については特集1（4）を参照）

その他、「デコ活ふくい」では、テレビ番組やCMの放送、新聞広告、SNS、メルマガなど様々な媒体を活用した普及啓発を展開しています。特にテ



環境アプリ「ふくeco」

レビ番組、CMでは、本県出身のインスタグラマー村上仁美さんやスポーツ団体FUKUIRAYSの選手が出演し、県民に省エネ行動を呼びかけています。

また、公共交通機関や自転車の利用を促進する「スマートムーブ」、夜間早めに消灯する「ライトダウン」、環境に配慮した衣服の利用を推進する「サステイナブルファッション」など定期的なキャンペーンを実施しました。キャンペーン期間中は、関連写真を投稿することで「ふくeco」ポイントを通常より多く進呈しています。



ライトダウンキャンペーン

イ 地球温暖化防止活動推進員（アースサポーター）

本県には、地球温暖化対策の推進に関する法律第37条に基づき知事から委嘱を受けた地球温暖化防止活動推進員（アースサポーター）が現在約30名おり、各地域で活動しています。温暖化防止センターが学校や公民館等から申請を受け、アースサポーターを講師として派遣しています。

◆第2部 分野別施策の実施状況

② 省エネ家電の購入支援【エネルギー課】

電力消費量の削減による家庭の省エネ促進と家計負担の軽減を図るため、エネルギー使用量の大きい家電（エアコン・冷蔵庫・エコキュート）について、省エネ性能の高い製品の購入を支援する「省エネ家電購入促進事業」を令和5年度から実施しています（エコキュートは令和6年度に追加）。

令和6年度は、スマートフォンアプリ「ふくアプリ」を活用し、一定の省エネ性能を有する製品の購入者に対して、本県のデジタル地域通貨「はぴコイン」を進呈しました。

○対象製品・支援額：

- ・エアコン（省エネ性能 星 3.0 以上）：2万円分
- ・冷蔵庫（省エネ性能 星 3.0 以上）：2万円分
- ・エコキュート（省エネ性能 星 4.0 以上）：4万円分

○対象者：

県内に居住し、購入した製品を県内で使用する個人

省エネ家電購入促進事業 チラシ

(2) 運輸部門

① クルマに頼り過ぎない社会づくりの推進

【交通まちづくり課】

本県は、一世帯当たりの自家用車保有台数が全国で最も高い水準となっています。

このため県では、官民で構成する「福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議」を設立し、

公共交通機関や自転車の利用を促すカー・セーブ運動などの取組みを進めています。

具体的には、県内企業や団体にカー・セーブ運動への登録を呼び掛け、登録企業には通勤時に運賃が最大半額になる参加証を発行して、公共交通機関の利用促進を図っています。

また、10月をカー・セーブ運動推進月間、3月を公共交通機関利用促進強化月間として集中的に広報活動を展開しています。

さらに、短距離での自転車利用を促すため、「福井バイコロジスト」宣言による「自転車で3キロ運動」を推進しています。このほか、県有施設等の駐車場を活用したパークアンドライドやパークアンドサイクルライドも実施しています。

令和6年度は、前年度に続き、鉄道・バスにまつわる「幸福エピソード」を募集しました。142の応募作品から一般の部、児童生徒の部それぞれ10作品を優秀作品に選び、表彰式を行いました。

また、受賞したエピソードを基に、公共交通の良さをPRする動画や、鉄道やバスに導入されたICカードの利用方法などを紹介する動画を作成し、利用促進につなげました。



「幸福」エピソード募集・応募作品、表彰式の様子

令和6年3月16日の北陸新幹線開業を機に、多くの観光客等が福井を訪れています。このため、福井駅と観光地を結ぶ公共交通を網羅した『電車とバスの観光アクセス時刻表』を作成し、観光案内所等に配布しました。



電車とバスの観光アクセス時刻表

このほか、公共交通カードゲームを活用し、児童館や大学等に出向いて遊んで学べる機会を設けたほか、カーフリーダー等への出展、メルマガの配信などに取り組んでいます。



イベントや出張講座で公共交通カードゲームを活用

② パークアンドライト渋滞対策モデル事業

【道路保全課】

渋滞緩和のため、県では交差点改良や道路の拡幅などの対策を実施していますが、住宅密集地における用地の確保が難しくなるなど、これまでの対策の実施が困難な状況になっています。

また、地球温暖化対策への意識の高まりから、公共交通機関への転換を促し、自動車に頼り過ぎない交通対策の推進も重要となっています。

このため、県では道路の渋滞緩和とともに公共交通機関（鉄道）の活性化、自動車の排気ガスや騒音などの環境負荷の軽減を図るため、モデルケースとして、福井市街地へアクセスする鉄道駅周辺の県管理道路にパークアンドライド型の駐車場を設置しています。

なお、パークアンドライド駐車場およびアクセス道路の除雪を始発電車に合わせて優先的に実施しているので、『冬こそパークアンドライド』を合言葉に、降雪期の市街地渋滞を減らし、環境にも優しいパークアンドライドをご利用ください。

【参考】令和7年2月現在

＜福井鉄道沿線＞

- ・福武線 浅水駅前駐車場 (42 台)・福井市
- ・福武線 北府駅駐車場 (59 台)・越前市

＜えちぜん鉄道沿線＞

- ・三国芦原線 西長田駅駐車場（100台）・坂井市



県営パークアンドライド駐車場（西長田駅駐車場）

◆第2部 分野別施策の実施状況

③ 福井都市圏総合都市交通体系調査結果の活用

【都市計画課】

自動車は近年、自動車保有台数の増加、居住範囲の拡大等に伴い、通勤その他の日常生活における自動車への依存が高まっています。一方で、エネルギーや地球環境への問題の一因にもなります。

このため、交通手段や都市構造も省エネルギー型を志向していく必要があります。自動車利用の抑制と公共交通機関、徒歩および自転車等の利用促進につながる都市構造が求められています。

平成 17、18 年度に実施した福井都市圏総合都市交通体系調査において、嶺北地域の約 6 万人を対象に、人が「いつ、どこからどこへ、何を利用して、どのような目的で移動したのか」をアンケートで調査しました。その結果、「福井都市圏の自動車分担率^{*1}は約 77%で、金沢都市圏や富山高岡都市圏よりも高いこと」や、「自動車による移動が増加する一方で、徒歩や自転車の利用、鉄道やバスによる公共交通機関の利用は減少傾向にある」など都市交通の現状について問題点・課題が明確になりました。

福井都市圏総合都市交通体系調査データは、全ての交通手段による人の行動を総合的に把握していること、年齢や自動車保有などの個人・世帯属性を把握していることなどの特徴があり、環境面も含めた総合的な交通計画へ活用されています。

(3) 産業・業務部門

① 省エネルギー対策の推進【環境政策課】

県では平成 17 年度から、過度な冷房に頼らず、軽装などで夏を快適に過ごす「クールビズ」を県内の団体・事業所に呼びかけています。冷房時の室温の適正化（目安として 28℃）と上着やネクタイを着用しない軽装での勤務を推奨しています。令和 4 年度からは、10 月に夏日が多いことから期間を 1 か月延長し、5 月 1 日～10 月 31 日として実施しています。また、冬季については適正暖房（室温 20℃を目途に調整）を推奨する「ウォームビズ」を呼びかけています。

② カーボンニュートラル推進企業の表彰

【エネルギー課】

県では、令和 5 年度から県内で先進的にカーボンニュートラルの取り組みを行っている企業を応援するため、率先して取組む企業を募集し、「カーボンニュートラル推進企業」として表彰しています。

令和 6 年度は 10 月 15 日から 1 月 17 日まで募集し、多数の応募をいただきました。

県では、これらの先進事例をあらゆる場面で積極的に周知していきます。

^{*1} 自動車分担率：全交通手段のトリップ（人がある目的を持ってある地点からある地点へ移動する単位）数に対して、自動車によるトリップ数の占める割合を自動車分担率といいます。

3 その他の温室効果ガス排出抑制対策

(1) フロン類^{*1}の回収・破壊【環境政策課・循環社会推進課】

① 法律に基づく規制

冷蔵庫やエアコンの冷媒^{*2}などとして幅広く使用されてきたフロン類は、オゾン層^{*3}が破壊されることが明らかとなって以降、代替フロンへの切替えが進みました。しかし、代替フロンは温室効果が非常に高い（例えば、ハイドロフルオロカーボン（HFC）は二酸化炭素の約100～10,000倍以上の温

室効果があるといわれる。）ことから、これらのフロン類を使用している機器は、その種類により、家電リサイクル法、自動車リサイクル法またはフロン排出抑制法に基づき、フロン類の回収・破壊作業が進められています。

表1-2-2 フロン回収に係る法律

	フロン排出抑制法 ^{注1}	家電リサイクル法 ^{注2}	自動車リサイクル法 ^{注3}
概要	平成14年4月から業務用のエアコン、冷蔵および冷凍機器について、冷媒フロンの回収を義務付けています。	平成13年4月から家電製品のリサイクルに併せて、家庭用の冷蔵庫とルームエアコンについて、冷媒フロン類の回収を家電メーカー等に義務付けています。	平成17年1月からカーエアコンについて、冷媒フロンの回収を義務付け ^{*4} ています。

（注1）「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」

（注2）「特定家庭用機器再商品化法」

（注3）「使用済自動車の再資源化等に関する法律」

② 県の取組み

フロン排出抑制法および自動車リサイクル法に基づくフロン類充填回収業者等の登録を行うとともに

に、回収・引渡しが適正に実施されるよう登録業者等への立入検査に伴う指導等を行っています。

表1-2-3 フロン排出抑制法に基づく回収量
(令和5年度)

第一種特定製品 ^{*5}	
回収台数(台)	6,717
回収量(kg)	32,476

表1-2-5 自動車リサイクル法に基づく回収量
(令和5年度)

	使用済自動車
フロン類回収量(kg)	2,916

表1-2-4 フロン排出抑制法に基づく登録業者数
(令和6年10月1日現在)

	第一種フロン類充填回収業者
登録業者数	558

表1-2-6 自動車リサイクル法に基づく登録業者数
(令和6年3月末現在)

	フロン類回収業者
登録業者数	67 ^注

（注）福井県が登録している業者数であり、福井市の登録業者数は含んでいません。（福井市は平成31年4月1日に中核市に移行）

^{*1} フロン類：ふっ素と炭素等からなる化合物でクロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）などがあります。オゾン層を破壊する原因物質の一つとされており、破壊する程度の強いフロンは、平成7年末で生産が全廃されています。主に、冷蔵庫やカーエアコン等の冷媒、精密機械等の洗浄剤、エアゾール製品の噴射剤などに使用されてきました。

^{*2} 冷媒：冷凍機や冷房機内を循環して、圧縮による液化・放熱、気化・吸熱を繰り返し、冷却するための媒体として用いられる物質で、アンモニアやフロンなどがあります。

^{*3} オゾン層：地上10～50km上空の成層圏の中でオゾン濃度の高い層をいい、太陽光に含まれる紫外線のうち特に生物に有害な波長の紫外線を吸収しています。

^{*4} 義務付け：カーエアコンについては、平成14年10月からフロン回収破壊法において冷媒フロンの回収が義務付けられていましたが、自動車リサイクル法の施行に伴い移行しました。

^{*5} 第一種特定製品：フロン排出抑制法において、冷媒としてフロンが充填されている機器のうち、業務用のエアコン、冷蔵および冷凍機器を第一種特定製品と定義しています。

◆第2部 分野別施策の実施状況

第3節 再生可能エネルギーの導入拡大

1 現状と課題【エネルギー課】

(1) 再生可能エネルギーの導入に関する国の動向

太陽光、水力、風力、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しないエネルギー源であり、カーボンニュートラルを実現するための導入を拡大していくことが重要です。また、再生可能エネルギーの導入は、エネルギー自給率の向上や災害時のエネルギー確保にもつながります。

令和7年2月には、「第7次エネルギー基本計画」が閣議決定され、2040年度の電源構成に占める再生可能エネルギーの比率を4～5割程度とする方針が示されました。

(2) 福井県の再生可能エネルギー導入目標

本県における再生可能エネルギーの導入量については、事業用太陽光発電などの導入拡大に伴い、2020年度には約85万kWと2013年度比で約1.4倍に増加しています。

令和5年3月に改定した「環境基本計画」では、2030年度の再生可能エネルギー導入量について、2020年度の1.6倍にあたる1,336千kWとする目標を掲げています。

目標の達成に向けて、安全性の確保や適正な立地を前提に、自然環境への配慮と地域住民の理解を得ながら、更なる導入拡大を進めていきます。

表1-3-1 再生可能エネルギーの導入実績と目標

< 2020年度 県内再エネ導入実績 >

847千kW

< 2030年度 県内再エネ導入目標 >

1,336千kW

再エネ種別		2013年度	2020年度	2030年度 (目標)	増加量 2020年度比	倍率 2020年度比
太陽光	住 宅 用	33	57	93	+36	1.6 倍
	10kW ～ 1000kW	24	104	164	+60	1.6 倍
	1000kW 以 上	5	71	104	+33	1.5 倍
風力	陸 上	20	28	280	+252	10.0 倍
水力	大 水 力	369	371	371	0	1.0 倍
	中 小 水 力	165	169	171	+2	1.0 倍
バ イ オ マ ス		2	47	152	+105	3.3 倍
合 計		617	847	1,336	+488	1.6 倍

※再生可能エネルギーの導入実績は、FIT や県統計年鑑、環境省廃棄物処理技術情報から算出。2013年度のFIT導入量は、2014年4月時点を引用。

2 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入拡大【エネルギー課】

(1) 再エネ活用地域振興プロジェクト事業

県では平成30年度から、再生可能エネルギーの導入拡大と地域活性化の両立を目指して「再エネ活用地域振興プロジェクト事業」を実施しています。これは、県内事業者による小水力や木質バイオマスなどの地域資源を活用した再生可能エネルギー導入を市町と協力して支援するものです。同事業では、事業者の売電収入の一部を地域振興策に活用することにより、地域の課題解決を図り、地元・事業者・行政それぞれにメリットのある仕組みとしています。

同事業によって、令和3年におおい町南川で小水力発電が導入され、令和6年に池田町水海で小水力発電所が発電を開始しました。



再エネ活用地域振興プロジェクト事業の支援により建設された小水力発電所（おおい町）

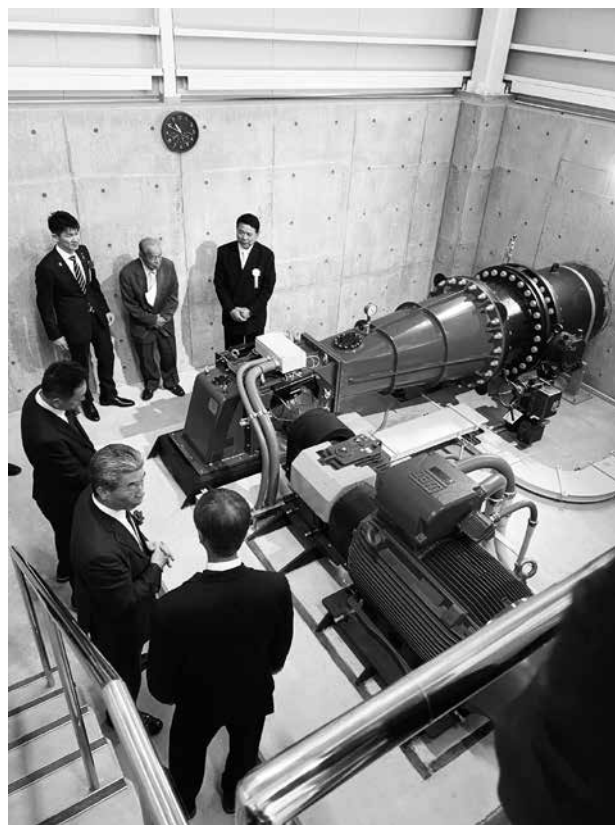


県有施設の屋上に設置された太陽光発電設備

(2) 太陽光発電の設置

県では、県有施設への太陽光発電設備の導入を率先して進めており、これまでに本庁舎（30kW）をはじめ、各地の合同庁舎、県立高校（各10kW）など、計20施設（271kW）に設置しました。

各市町においても国の補助制度を活用し、小中学校や公民館への導入が進められ、民間企業でもメガソーラーの導入が行われており、固定価格買取制度における県内の太陽光発電設備の導入量は282,228kW（令和5年度時点）となっています。



小水力発電所（池田町）

◆第2部 分野別施策の実施状況

(3) 木質バイオマス^{*1}の有効利用【県産材活用課】

環境負荷の少ない低炭素社会を構築していく観点から、林地に残置されている間伐材や製材工場から発生する端材・木屑などの未利用木質資源を有効に利用していくことが求められています。これら未利用木質資源をウッドプラスチックなどの原材料とするマテリアル利用や、発電施設などの燃料とするサーマル利用など、木質バイオマスの有効利用が進められています。

ウッドプラスチックは、間伐材由来の木粉と合成樹脂からなる複合資材で、木材の温かみを持ちながら合成樹脂の耐久性、成形性を兼ね備えており、県内外の公共施設や商業施設においてデッキやルーバーなどの外構材として使用されています。



ウッドプラスチックのウッドデッキ（福井市）



ウッドプラスチックのベンチ等（越前市）

平成28年4月に稼働した大野市七板の木質バイオマス発電施設（発電規模7,000kw級）は、年間約12万m³の木質バイオマスを燃料としており、化石燃料代替による二酸化炭素の低減に加えて、燃料の地産地消による林業の活性化や地元雇用の創出など地域に貢献した施設となっています。

このほか、あわら市の温泉施設では、地域の民間企業等で構成する法人が主体となり、6台の木質バイオマスボイラーを導入し、地域ぐるみで熱利用に取り組んでおり、地域資源と経済の循環が図られています。



木質バイオマス発電施設（大野市）



温泉施設に設置された
木質チップボイラー（あわら市）

^{*1}木質バイオマス：「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く。）」のことをいいます。特に、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」といいます。木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する端材やおが屑などのほか、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などがあります。

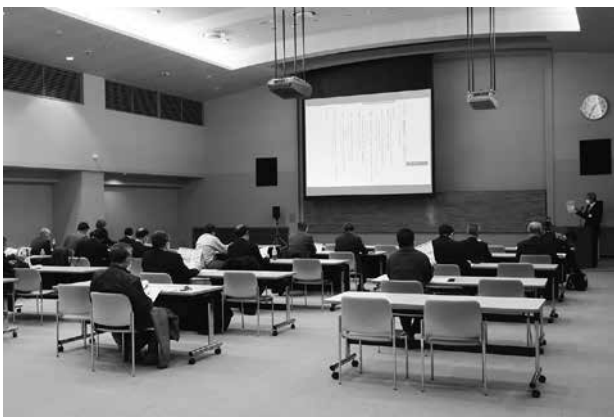
3 再生可能エネルギーの技術開発促進

(1) 技術開発や経営支援などに対する情報提供

【経営改革課、産業技術課】

公益財団法人ふくい産業支援センターでは、省エネルギー対策や脱炭素経営など中小企業の様々な経営課題を解決するため、専門家による経営相談を実施しています。

また、「ふくいオープンイノベーション推進機構」では、県内企業のエネルギー分野への新規参入や産学官連携の参考として、県内企業、大学等有する技術シーズをまとめたエネルギー関連技術シーズ集を公開しています。

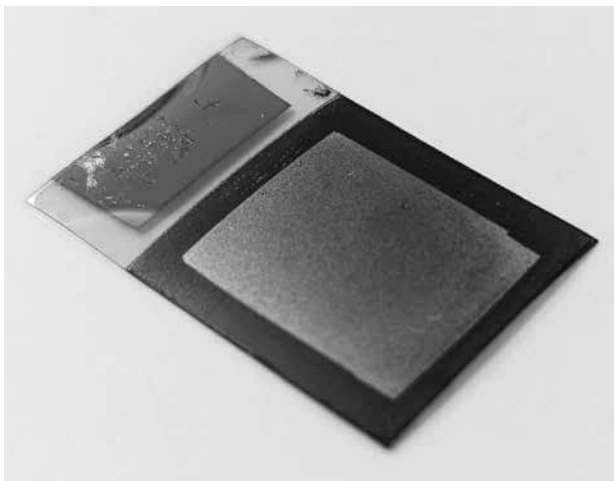


エネルギー関連技術シーズ紹介セミナー（IR 交流会）の様子
（ふくいオープンイノベーション推進機構）

(2) エネルギー関連分野における研究開発

【産業技術課】

衣類型ウェアラブル向け電源の開発に向け、布帛（ふはく）に搭載可能な太陽電池に関する研究を行っており、布帛への搭載に適した太陽電池の開発と、太陽電池の電極とテキスタイル製の電極を接続する技術の開発に取り組んでいます。



印刷法により試作した太陽電池

◆第2部 分野別施策の実施状況

4 嶺南地域における再生可能エネルギーの導入拡大【エネルギー課】

(1) 嶺南地域における小水力発電の導入促進

県では、嶺南地域において小水力発電の導入を拡大するため、適地調査、流量調査などを実施しています。

これらの調査結果をもとに、発電所建設候補地ごとの事業性評価を行い、市町や地域住民と協力して開発を推進していきます。



流量調査の様子

(2) 再エネ・省エネ設備などの導入と利用

県では、便利で災害にも強く環境にもやさしい暮らしの実現を目指し、嶺南市町と連携してスマートエネルギーエリアの形成を進めています。おおい町ではSEE SEA PARK に太陽光発電設備や蓄電池が導入されており、美浜町や若狭町では太陽光発電や蓄電池が搭載される住宅団地の分譲地整備が進められています。

図1-3-2 太陽光発電設備と蓄電池が搭載される住宅イメージ



第4節 森林等の吸収源対策

1 森林資源の保全と利用【県産材活用課、森づくり課】

(1) 森林の現状

本県の森林面積は約31万haで、県土の74%を占めており、全国平均の森林率67%と比べ高い割合となっています。このうち民有林^{*1}の人工林はスギを中心として約12万haとなっています。

森林は、木材の供給のほか、県土保全や水源かん養、保健休養の場の提供など様々な公益的機能を有しており、近年では特に地球温暖化防止という観点から二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されています。

令和3年10月に改定された「地球温暖化対策計画」では、2030年度において約3,800万CO₂トン（2013年度総排出量比約2.7%）を森林吸収量で確保することを目標としており、適切な間伐^{*2}実施に加え、木材の利用拡大や花粉が少なく成長に優れた特定苗木等のコンテナ苗による造林などに取り組むこととしています。

(2) 多様な森林整備

本県においては、昭和40年代から50年代にかけて本格的に植林を進めてきた結果、約12万haのスギ等の人工林が造成されました。

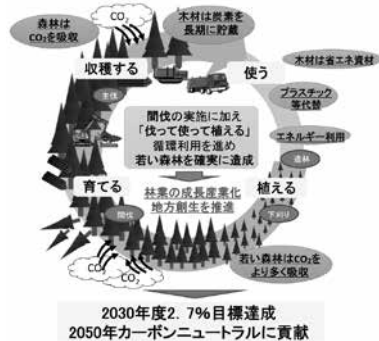
そのうち柱などとして利用できる樹齢約50年以上のものが約6割まで増えてきており、今後はこの資源を有効に活用していく必要があります。

このため、令和2年3月に策定した「ふくいの森林・林業基本計画」に基づき、主として木材の生産を持続的に行う「資源循環の森」と森林の持つ多面的機能を持続的に発揮する「環境保全の森」の2つに分け、それぞれの目的に合った森づくりを進めることとしています。

「資源循環の森」では、間伐に加え、充実した森林資源を有効活用するため、傾斜が緩く道から近いなど、条件の良い森林において主伐・再造林を推進することにより循環型林業経営を進めます。

また「環境保全の森」では、奥山の人工林を中心に、列状間伐等により広葉樹の導入を促し、針広混交林化や広葉樹林化を進めます。

図1-4-1 森林の循環利用の推進



コンテナ苗を活用した主伐後の再造林



列状間伐施行後の広葉樹導入状況

^{*1} 民有林：国有林以外の森林。民有林は、都道府県・市町村・財産区で所有する公有林と、個人、会社、団体などが所有する私有林とに区分されます。

^{*2} 間伐：林内が樹冠により閉鎖し、林木相互間の競合が始まった後、目的樹種を主体にその一部を伐採して林分密度を調節することにより、林木の利用価値の向上と下層植生の発達を促し、表土の流出の防止など森林の有する諸機能の維持増進を図るための伐採のことをいいます。

◆第2部 分野別施策の実施状況

(3) 森林保全と管理

山村地域では、過疎化や高齢化が進む一方、県民が森林をレクリエーションの場等として積極的に活用する機会が多くなり、入込者数は年々増加しています。このため、山火事の未然防止、ごみの不法投棄や違法伐採を早期発見する監視活動が不可欠であり、県においては森林保全巡視員（R6：5名）を配置し、関係機関と連携しながら森林パトロールを実施しています。

また、森林に起因する災害を未然に防止するため、中山間地の集落に山林保全（山地災害および山林買収）監視モニター（R6：1,207名）を配置するとともに、地域住民を対象とした治山事業の現場見学会等を開催し、治山工事の目的や効果、山地災害が発生する予兆、避難の大切さ等を再認識してもらうことで、防災意識の向上と普及啓発にも努めています。



地域住民を対象とした治山事業の説明会

なお、公益的な機能を発揮する重要な森林は保安林に指定し管理することとし、保安林以外の森林において開発行為が行われる場合には、許可制度を適用して指導・監督することで、安全で安心できる生活環境の保全に努めています。

(4) 県民参加の森林づくり

森林からの多様な恩恵は、全県民が享受するものであり、森林の整備・保全を社会全体で支えていくことが必要なことから、植樹など森づくりへの直接参加や、地元の木を伐って使う取組み等を「緑と花の県民運動」の一環として積極的に推進しています。このため、春季と秋季に行っている「緑の募金活動」をはじめ、森づくりの日に総合グリーンセンター等で開催される「みどりと花の県民運動大会（R6.6、第14回開催）」のほか、漁業関係者による「漁民の

森」の整備活動等を通じて、県民の森林づくりに対する意識の向上を図っています。



「みどりと花の県民運動大会」での記念育樹

また、次世代を担う「緑の少年団」や県民誰もが、自然を知り、森林や緑の大切さを学ぶことができる活動場所とするため、福井市脇三ヶ町にある県有林を「体験の森」として整備し、森林環境教育活動を推進しています。

(5) 森林整備を担う人材の育成

県内の人工林は、その多くが利用期を迎えています。今後それらの森林を整備し、効率的な木材生産を進めていくために、林業従事者の確保・育成が重要になってきます。

そこで県では、平成28年度に開校した「ふくい林業カレッジ」にて、林業への新規就業希望者に対し、林業に関する基本知識や技術を習得する約1年間の研修を行っています。

また、令和2年度からは、早期就業希望者に対し、伐倒技術の習得や資格取得を中心とした3カ月半の短期コースを新設し、新たな人材の確保に取り組んでおり、令和5年度末までに合計61名が研修を修了し、現場で活躍しています。



ふくい林業カレッジ 高性能林業機械の操作研修

2 県産材^{*1}の活用【県産材活用課】

木材は、化石燃料や鉱物と違い再生産が可能なこと、大気中の二酸化炭素を吸収して固定・貯蔵すること、鉄などに比べ少ないエネルギーで加工できることなど、地球環境への負荷を軽減できる資材として注目されています。

また、木材の利用は、地域の森林整備を促し、地球温暖化の防止などの森林の多面的機能の発揮や地域経済の活性化に加え、持続可能な開発目標(SDGs)の達成や脱炭素社会の実現につながります。

このため、県では、「木を伐って使う」取組みを積極的に進めており、県産材を活用した住宅の新築・リフォームはもとより、商業施設など民間施設の木造・木質化や木製品の導入への支援を行っています。それに加え、社屋や倉庫などの木造建築やオフィス・店舗の木質化等に関するインテリア無料相談窓口も開設しており、近年では、銀行や飲食店など、来客者が多く訪れる施設において県産材が利用されています。

また、東京で開催される大規模展示会への出展に加え、台湾での県産材製品の展示や海外企業の招聘による商談会の開催など、国内外での販路開拓を展開しています。

さらに、平成29年度施行の「みんなでつかおう『ふくいの木』促進条例」に基づき、県産材の利用を進める運動を展開しており、建築士による小学校児童を対象とした木づかい塾の開催や、仁愛女子短期大学および仁愛大学の学生と連携した未就学児への木づかい体験会の開催、さらには県内の経済団体との連携のもと、企業を対象とした木づかいセミナーや見学会を開催するなど、県産材と触れ合う機会を創出し、利用意識の醸成を図る取組みを行っています。

分野別施策の
実施状況地球温暖化対策の
推進

福井駅前の商業施設での県産材利用例



福井市内の事務機器会社での県産材利用例

コラム ふくいの木魅力を発信する体験型イベント「フクモクフェス」の開催

ふくいの木づかい運動の一環として、令和6年9月7日(土)、8日(日)にサンドーム福井で「フクモクフェス」を開催し、約1万3千人に参加いただきました。

会場では、木と触れ合い、遊び、体験できる「木のおもちゃ博」エリア、工務店の出展などの「ふくいの木住まい博」エリアを設置し、大人から子供まで、ふくいの木に親しみ、木の良さを体感していただきました。



会場の様子

^{*1} 県産材：県内で伐採された原木を県内で加工した木材です。

第5節 適応策の推進

1 気候変動の影響と適応【環境政策課】

(1) 気候変動の現状と県内の影響

日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり1.4℃の割合で上昇しています。本県においては、100年あたり1.6℃の割合で上昇しています。

図1-5-1 日本の年平均気温偏差の経年変化
(1898～2024年)

出典：気象庁ホームページ

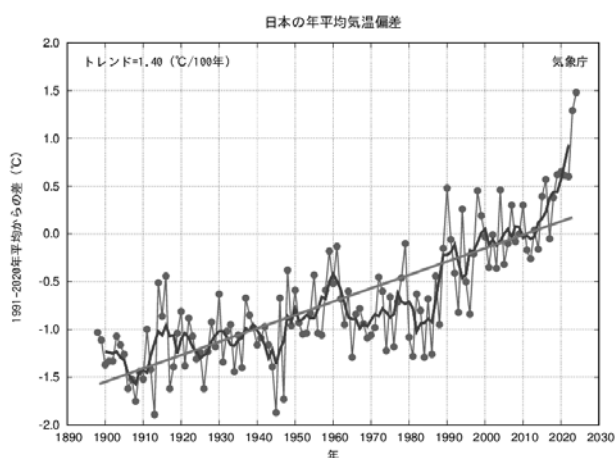
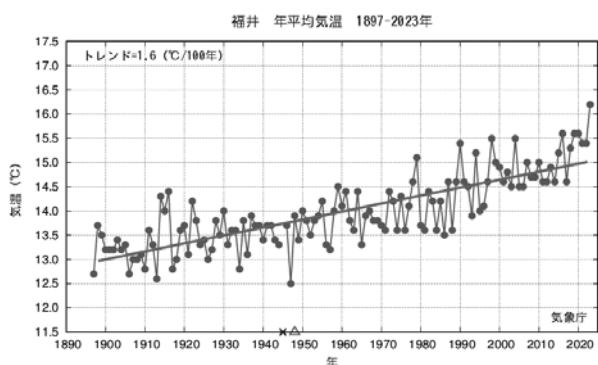


図1-5-2 福井県の年平均気温の経年変化
(1897～2023年)

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

(グラフは気象庁が作成)



本県では、次のような温暖化が原因と思われる影響が発生しています。

① 農業・水産業分野

水稻では、気温の上昇により出穂後の登熟不良による乳白米や胴割米が増加するなど、品質低下が確認されています。

水産業では、海水温の上昇により、サワラの漁獲量増加や藻場の減少など、魚種や海藻などの組成や資源量の変動が発生しています。

② 自然生態系分野

海水温上昇に伴うムラサキウニの増加により、多くの水生生物の生活を支える藻場の減少が発生しています。

③ 健康分野

気温上昇に伴う真夏日、熱帯夜の増加により、熱中症患者の数が増加しています。

(2) 気候変動への適応

① 適応の背景と動向

IPCC 第6次評価報告書では、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高まることが予想されています。

地球温暖化による悪影響を防止するためには、温室効果ガスの排出抑制を行う「緩和策」だけでなく、既に表れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対して、その被害の回避・軽減に取り組む「適応策」も重要であり、これら二つの対策を両輪で推進していくことが必要です。

日本の気候変動対策は、地球温暖化対策推進法に基づき実施されてきましたが、同法には緩和策のみ位置付けられており、適応策の規定はありませんでした。そのため国では、政府全体で整合性のとれた適応策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しました。その後、平成30年6月に気候変動適応法が成立し、適応策は法的に位置付けられることとなりました。これにより、国・地方公共団体・事業者・国民が連携して適応策を推進するための枠組みが整備され、同年12月には同法に基づく「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

さらに、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、令和5年5月に改正気候変動適応法が公布され、熱中症特別警戒情報の発表および周知と迅速な対策の実施などの規定が設けられました。

同月には、改正気候変動適応法に基づく「熱中症対策実行計画」が閣議決定され、中期的な目標（2030年）として、「熱中症による死亡者数が、現状から半減することを目指す」ことが設定されるとともに、地方公共団体、事業者、国民の役割等が明確化されました。

② 福井県の気候変動適応の推進

県では、令和5年3月に改正した福井県環境基本計画を、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画に位置付け、農業・林業・水産業分野や健康分野をはじめとした7つの分野について施策の方向性を取りまとめました。（福井県環境基本計画第2編第1章第5節）。

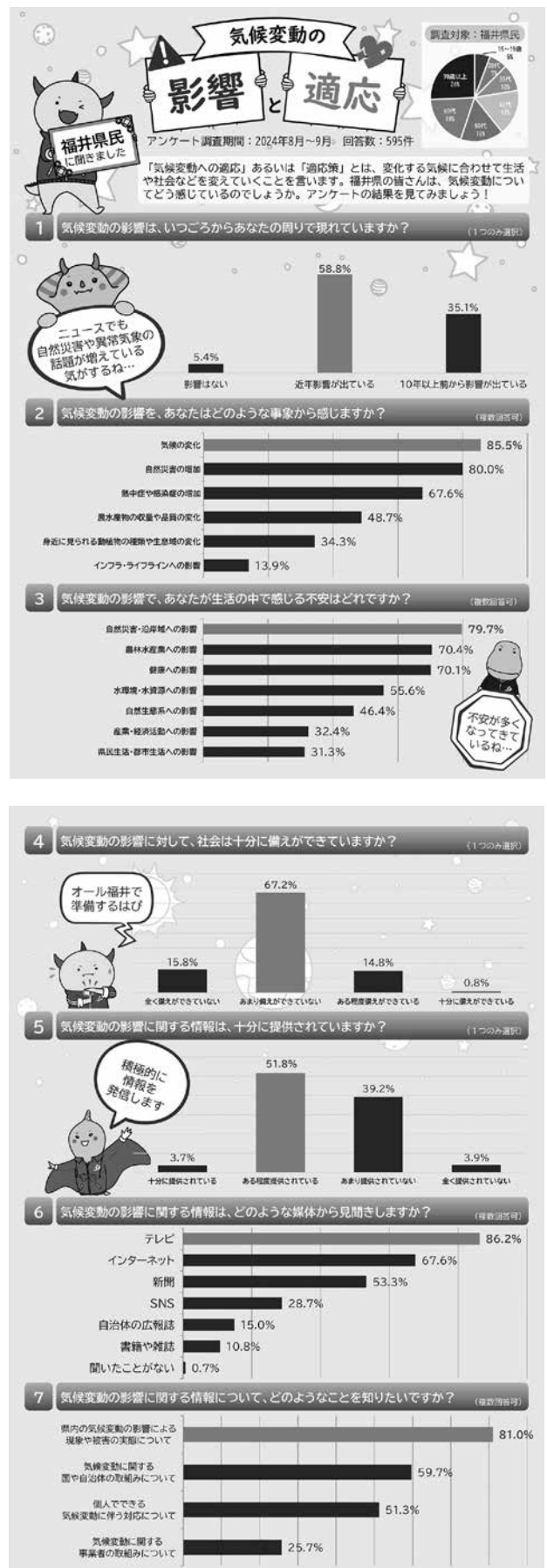
また、令和5年11月には、多岐に渡る気候変動適応策を推進するための情報拠点として、福井県気候変動適応センターを設置し、市町職員を対象とした気候変動適応計画策定に向けた実践研修や、県民に分かりやすく適応策を発信するための広報誌「FUKUTEKI」を作成しています。

令和6年度からは、同センターの情報発信の強化を図るため、新たに「気候変動適応化情報提供事業」を開始しました。本事業では、適応に関する情報の収集・提供を効果的に行うためのアンケート調査と普及啓発を推進するためのパネル展（詳細については特集1（5）を参照）を実施しています。パネル展では、気候変動適応に関する最新情報やアンケート調査の結果などが掲示してあり、県民の皆様が適応の理解を深め、実際に取り組むための情報が満載となっています。今後も、広報誌の発行やパネル展の開催などの情報発信を継続し、気候変動適応策を推進していきます。



勝山市内の商業施設でのパネル展示

図1-5-3 展示パネル例（アンケート調査結果）



◆第2部 分野別施策の実施状況

第6節 県の事務・事業における温室効果ガス排出削減

1 福井県庁地球温暖化防止実行計画【環境政策課】

県では、平成13年度に「福井県庁地球温暖化防止実行計画（福井県庁エコオフィスプラン）」を策定し、県の全ての事務・事業（他者に委託等をして行う事務および事業は除く）に係る温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。

令和5年3月の福井県環境基本計画の改定に伴い、同計画を併せて改定し、県の温室効果ガスの排出削減目標を、前計画の2030年度40%削減から50%削減（いずれも2013年度比）に引き上げました。

基準年度 2013年度 113,930 t-CO ₂	➡	目標年度 2030年度 56,965 t-CO ₂ (△50%)
---	---	---

改定した実行計画では、2023年度から2030年度を計画期間とし、「県有施設の50%以上の太陽光発電設備の設置」、「新築事業についてのZEB^{*1}

Oriented相当以上の採用」「新規導入・更新する公用車の電動車（EV・PHV・FCV・HV）の採用」等により再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーを推進するとともに、「節水や水の有効利用」、「用紙類の使用量削減」、「廃棄物発生の抑制や3Rの推進」による省資源化を推進していきます。

県自らの事務・事業で排出する温室効果ガスを抑制することにより、市町や事業者の温暖化防止に向けた積極的な活動を促していきます。

なお、2023年度（令和5年度）の排出量は、82,467t-CO₂（2013年度比27.6%減）であり、対前年度で微増しています。これは恐竜博物館に新館が増築された事等が影響しています。

表1-6-1 個別取組の令和4年度、令和5年度実績と基準年度の平成25年度との比較

項 目		基準年度 2013年度 (平成 25 年度) 実績	2022 年度（令和 4 年度）		2023 年度（令和 5 年度）	
			実績	基準年度比	実績	基準年度比
温室効果ガス総排出量 (CO ₂ 換算値) *		113,930 t-CO ₂	82,038 t-CO ₂	28.0%削減	82,467 t-CO ₂	27.6%削減
個別取組	電 気 使 用 量	124,547 千 kWh	116,791 千 kWh	6.2%削減	117,064 千 kWh	6.0%削減
	冷暖房等燃料使用量 (原油換算値)	9,746 kL	8,020 kL	17.7%削減	7,850 kL	19.5%削減
	公用車燃料使用量 (原油換算値)	1,387 kL	954 kL	31.2%削減	925 kL	33.3%削減
	水 使 用 量	1,781 千 m ³	1,827 千 m ³	2.6%増加	1,983 千 m ³	11.3%増加
	複 写 用 紙 使 用 量	417 t	332 t	20.4%削減	266 t	36.1%削減
	可 燃 ご み 廃 棄 量	2,191 kg/ 日	1,623 kg/ 日	25.9%削減	1,537 kg/ 日	29.8%削減
	不 燃 ご み 廃 棄 量	497 kg/ 日	300 kg/ 日	39.7%削減	288 kg/ 日	42.1%削減

* 温室効果ガス総排出量中の電気使用量分のCO₂排出量は基礎排出係数を用いて算定

^{*1} ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギーなどの導入により、エネルギー消費量をさらに削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義しており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④ZEB Orientedと定義しています。

2 施設の建築、管理などに関する取組み【公共建築課】

県有施設の電気設備・空調設備において、効率の良い機器、システムや新エネルギーの導入を推進しています。

今後も、その有効性等を考慮しながら、環境への負担の少ないシステムの導入を図っていきます。

表1-6-2 県有施設の省エネ・新エネシステム等導入実績

施設名	導入システム等	施設名	導入システム等
音楽堂	冷温水大温度差空調	芦原青年の家	木質ペレットボイラー
一乗谷朝倉氏遺跡博物館	照明制御 空調熱源台数制御 外気導入量制御 (CO ₂ 制御)	県営体育館	冷温水大温度差空調 変風量方式空調 太陽光発電 (10kW)
恐竜博物館	高効率モジュールチラー 空調熱源台数制御 外気冷房制御 外気導入量制御 (CO ₂ 制御) 冷温水大温度差空調 冷温水変流量システム 変風量方式空調 太陽光発電 (20kW)	県営球場	LED ナイター照明
		若狭湾エネルギー研究センター	高効率モジュールチラー 太陽光発電 (20kW)
図書館・公文書館	温度成層型蓄熱式空調 冷温水大温度差空調 地中熱利用空調	合同庁舎 (福井・奥越・若狭) 海浜自然センター 総合グリーンセンター 奥越特別支援学校 県立高等学校 (武生・大野・藤島・高志・金津・武生東・敦賀・敦賀工業・坂井・足羽) 教育総合研究所	太陽光発電 (各 10kW)
県立病院	冷温水大温度差空調 コージェネレーションシステム 空調用冷温水変流量システム		
県立病院関連施設	冷温水大温度差空調 空調用冷温水変流量システム 太陽熱利用給湯システム 高効率型変圧器		
こども家族館	冷温水大温度差空調 空調用冷温水変流量システム 置換空調システム 太陽光発電 (10kW)	若狭ヘリポート	太陽光発電 (13kW)
		消防学校 中小企業産業大学校	太陽光発電 (各 20kW)
南越特別支援学校	冷温水大温度差空調 冷温水変流量システム	県庁舎	太陽光発電 (30kW)

3 省エネ・省資源化・物品等の調達に関する取組み【環境政策課】

県では、製品やサービスの購入にあたって、必要性を十分に考慮し、価格や品質、デザインだけでなく、環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先して購入する「グリーン購入」を推進しています。環境物品^{*1}を積極的に購入することは、供給する側の企業にも環境負荷の少ない製品等の開発や環境に配慮した経営を促すことにつながり、循環型社会づくりに重要な役割を担っています。

県では、全国組織である「グリーン購入ネットワーク^{*2}」に加入しグリーン購入の推進を図るとともに、環境配慮商品等を優先的に購入するため、平成13年4月に「福井県庁グリーン購入推進方針」を策定しました。この方針に基づき「調達計画」を毎年度策定し、県の全ての機関で計画的にグリーン購入に取り組んでいます。

^{*1}環境物品：資源採取から製造、流通、使用、リサイクル、廃棄に至るまで物品等のライフサイクル全体について環境負荷の少ない物品のことを指します。

^{*2}グリーン購入ネットワーク：グリーン購入の取組みを促進するために平成8年2月に設立された企業、民間団体、行政による全国規模のネットワーク組織で、会員数1,309団体（令和6年3月現在）。同ネットワークが主催し、グリーン購入のすぐれた取組みを行う団体を表彰する「グリーン購入大賞」において、平成14年の第5回では福井県が行政部門で大賞を、平成16年の第7回では清川メッキ工業株式会社（福井市）が中小事業者部門で大賞を、平成17年の第8回では敦賀信用金庫（敦賀市）が環境大臣賞を、平成30年の第19回では福井県がグリーン購入推進自治体特別賞をそれぞれ受賞しています。

第2章 自然と共生する社会づくりの推進

第1節 自然とふれあう活動の推進

1 自然とふれあう機会の充実

(1) 人材の育成

① 星空案内人【自然環境課】

県では、「特定非営利活動法人 星のソムリエ機構」が実施する認定制度を活用し、令和3年度から「星空案内人」または「準案内人」を育成しています。天文に関する専門講座を開催し、一定の内容を履修された受講者を「準案内人」、さらに星空案内や望遠鏡での天体観察について実践を積み重ねた準案内人を「星空案内人」として認定しています。

令和5年度末時点での「星空案内人」認定者は14名、「準案内人」認定者は42名となっており、今後、それぞれの星空案内人が県内各地域で多くの人に対し、星空や宇宙への関心を広げるきっかけとなるような活動をしてくれることを期待しています。

② フォレストサポーター^{*1}【森づくり課】

県では、県民や児童生徒に対して、森林・林業に関する知識習得を図るとともに、森林の案内や野外体験学習等におけるボランティア活動の指導者を確保するため、フォレストサポーターを養成しています。

令和5年度末現在122人のフォレストサポーターが認定を受け、県内各地で活動しています。

今後も、子どもたちに対して、魅力ある森林環境教育を行い、多様な森林体験の機会を提供しながら、将来、福井県の森林・林業を担う後継者、指導者として活躍してもらうことを期待しています。



フォレストサポーターの活動の様子

(2) 自然とふれあう機会の提供【自然環境課】

各市町では、4～5月の「みどりの月間」や、7～8月の「自然に親しむ運動」月間に、自然観察会や野鳥や生物を探しながら里山を歩くイベントなどを開催しています。

また、県自然保護センターでは、自然観察会や天体観望会等を、県海浜自然センターでは、スノーケリング自然教室、海のふれあい教室や三方五湖自然教室等を開催しています。



三方五湖自然教室「はす川の魚を観察しよう」(R6.6.2)

表2-1-1 イベント等の開催状況

○自然とふれあうみどりの日の集い

(毎年4月15日～5月14日)(令和6年度)

場 所	行事数	参加人数	内 容
県内全域	8	98人	自然観察等

○県自然保護センター行事(令和5年度)

行 事 名	回数	参加人数
自然観察会	6	121人
自然観察の森ガイド	55	1,388人
天体観測会・プラネタリウムなど	523	6,154人
計	584	7,663人

○県海浜自然センター行事(令和5年度)

行 事 名	回数	参加人数
スノーケリング自然教室	16	138人
海のふれあい教室	26	671人
三方五湖自然教室など	12	193人
指導者養成講座	2	25人
計	56	1,027人

^{*1}フォレストサポーター：県が行う所定の研修を受講した者を「フォレストサポーター」に認定し、県民や児童生徒に対して、森林・林業に関する知識の普及と森林の案内や野外活動等のボランティア活動の指導者として活動しています。

(3) エコ・グリーンツーリズム^{*1}

【中山間農業・畜産課】

都市住民の環境や食の安全安心に対する意識の高まり、体験交流型への旅行スタイルの変化などを背景に、農山漁村地域における自然体験や農林漁業体験を行うエコ・グリーンツーリズムの参加人口が増加しています。特に本県では京阪神や中京地域に近いという立地条件に加え、海・山・里には、豊かな自然や食文化があることから、エコ・グリーンツーリズムによる地域資源を活かした農山漁村地域の活性化が期待されています。

本県では、平成 27 年 8 月に「ふくい里山里海湖ビジネス協議会」を設置しました。その中で、中山間地域の歴史や文化、豊かな自然環境を活かし、農家民宿、農家レストラン、ミニ直売所、トレイルコース、農林漁業体験施設等を整備し、都市との交流を促進することで地域の活性化を図ることを県内市町や関係機関との間で意思統一しました。

① 広域的な連携

エコ・グリーンツーリズムを実施する団体や市町が広域的に連携し、都市圏に向けた情報発信の強化、受入実践者の資質向上等により、農山漁村地域への誘客を拡大するため、平成 20 年 9 月に、全県的な推進組織「ふくいエコ・グリーンツーリズム・ネットワーク」を設立し、会員同士の連携や研修を実施することによる人材育成、フォーラム等の開催による普及啓発に取り組んでいます。

② 農家民宿

都市と農山漁村の交流の拠点として「農家民宿」の開業を促進しており、平成 17 年 11 月に食事の提供に必要な施設基準を緩和する全国初となる本県独自の規制緩和を実施するとともに、研修会の開催などの開業の支援を行っています。令和 5 年度は、県内では新たに 3 軒が許可を取得し、福井市、越前市などで 224 軒の農家民宿が開業しています。

③ 子ども農山漁村交流プロジェクト

子どもが農林漁業者と交流し農林水産業や自然を体験することには、大きな教育効果が認められています。このため、平成 20 年度から農林水産省、文部科学省、総務省の三省連携で農山漁村における小学生の長期宿泊体験を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」がスタートしました。本県では、若狭町、美浜町が受入れモデル地域に採択され、大敷網などの漁業体験、そば打ち、魚の調理などの食体験を実施しました。また、農山漁村地域における令和 5 年度の体験旅行受入は、約 17,000 名の受入れとなりました。県内の小中学校を中心に坂井市で約 1,500 名、美浜町で約 2,300 名の受入れがありました。



教育旅行でのシーカヤック体験の様子

④ 都市農村交流員

平成 21 年 4 月から、(公社)ふくい農林水産支援センターに「都市農村交流員」を配置しており、現在 2 名が活動しています。都市と農山漁村とをつなぐコーディネーターとして、若者の誘致活動、農山漁村における受入れのサポート、地域資源を活用した交流の活性化などに活躍しています。

^{*1} エコ・グリーンツーリズム：エコツーリズムと、グリーン・ツーリズムを合わせた言葉です。エコツーリズムとは、訪れた地域の豊かな自然環境を体験するとともに、それら自然環境の保全に責任を持つ観光の形態のことです。グリーンツーリズムとは、稲刈りや地引網などの農林漁業体験や、地域の郷土料理、伝統文化などを楽しむ観光の形態をいいます。エコツーリズム、グリーンツーリズムとともに、欧米において余暇を自然との対話の中から自己実現として楽しむため発展してきた観光形態です。

◆第2部 分野別施策の実施状況

⑤ 人材育成

エコ・グリーンツーリズムの受入れを担う人材を育成するため、平成28年度から、ふくい農業ビジネスセンターを拠点として、「里山里海湖ビジネス研修」を開講しています。令和6年度は農家レストランや農家民宿開業者向けの講座を設けており、意欲のある方が受講しています。



研修の様子

(4) 水辺の楽校プロジェクト【河川課】

現代の子どもたちは、自然にふれあう機会が減っているため、自然体験、生活体験不足につながっています。そこで、子どもたちが水辺に親しみ、遊び学ぶことができるよう、水辺に近づく護岸等の整備を進めるなど、自然環境あふれる安全な水辺を創出し、子どもたちの自然体験活動を支える地域連携体制を整えています。

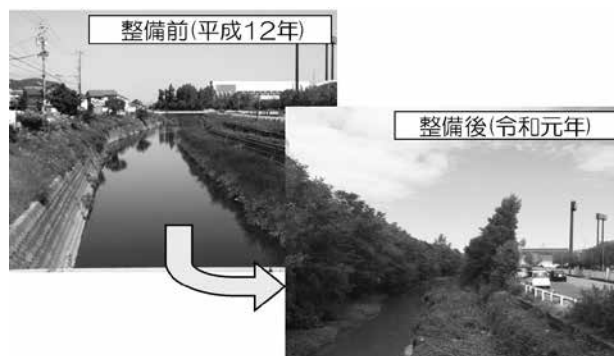
・福井市狐川 水辺の楽校

福井市の狐川では、過去の河川改修事業による直線化・コンクリート化や市街化に伴う水田の宅地化等によって、水辺植物の消滅、魚類や昆虫の生息場所の喪失、子どもたちの水辺にふれあう機会が減少したことから、地域住民と協力し、自然環境の復元や身近な環境学習の場を目指して、水辺空間を整備しました。

平成15年度に流域6地区の公民館長や学識経験者等により「狐川流域まちづくり協議会」を設立。平成16年度からは、行政と住民によるワークショップを開催して全体整備計画を検討し、平成18年度

から、毎年3回地元の方の意見を聞きながら、みお筋^{*1}、河畔林、階段等の整備を行い、令和2年度をもって完成しました。

環境教育として、狐川流域まちづくり協議会や公民館が主体となり、地元小学生を対象に、狐川の保全の取組みの紹介や水質調査、生き物調査等を毎年継続して行っています。



狐川 整備状況



水質調査の様子（R6.11）



生き物調査の様子（R6.9）

^{*1} みお筋：平時に流水が流れている道筋。川幅は広くてもみお筋はその一部で、しかも、曲がりくねっているのが普通です。より自然な川の流れをつくり出すには、みお筋が形成されるよう配慮することが重要です。

2 自然公園などの適切な保全と活用【自然環境課】

(1) 自然公園

本県は、自然豊かな県と評されており、その豊かな自然環境を保全するため、自然公園法および福井県立自然公園条例に基づく自然公園や福井県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域が指定されています。

図2-1-2 自然公園および自然環境保全地域
自然公園の区域



本県の自然公園は、白山山系の山岳公園である白山国立公園、嶺北の隆起海岸である越前加賀海岸国立公園、嶺南のリアス海岸である若狭湾国立公園、白山国立公園に隣接する奥越高原県立自然公園の4公園が指定され、その面積は61,912haで県土面積の約14.8%を占めています。また、若狭湾国立公園には、海域の景観を維持するために三方海域公園地区が指定されています。

自然公園内においては、工作物の新築等、一定の行為について開発規制を行うことで優れた自然の風景地を保護するとともに、適切な利用を推進し、生物多様性の確保を行っています。

また、国が委嘱する自然公園指導員33名や県が委嘱する自然公園管理協力員37名等の協力を得て、自然公園の利用者や居住者に対して自然環境保全の重要性の普及啓発を図っています。

なお、国際的に重要な湿地として、平成17年11月に、若狭湾国立公園内の三方五湖が、平成24年7月には越前加賀海岸国立公園内の中池見湿地がラムサール条約湿地^{*1}に登録されました。

表2-1-3 自然公園の概況（単位：ha）

公園名	面積	特別地域		普通地域	海域公園地区
		特別保護地区	特別地域		
白山国立公園 (福井県部分のみ)	7,406	220	7,186		
越前加賀海岸国立公園 (福井県部分のみ)	8,008	92	7,721	195	
若狭湾国立公園 (福井県部分のみ)	15,459	67	15,187	205	30.2
奥越高原県立自然公園	31,039		17,869	13,170	
計	61,912	379	47,963	13,570	30.2

表2-1-4 自然公園利用者数（令和5年）

公園名	利用者数
白山国立公園 (福井県部分のみ)	147千人
越前加賀海岸国立公園 (福井県部分のみ)	4,263千人
若狭湾国立公園 (福井県部分のみ)	8,174千人
奥越高原県立自然公園	612千人
計	13,196千人

(2) 自然公園内の施設整備

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的としています。県では、それぞれの公園計画に基づいて大野市の三ノ峰や赤兎山の登山道、坂井市の越前三国オートキャンプ場、若狭町の食見園地（マリンパーク）、おおい町の福井県ふるさと海浜公園（赤礁崎オートキャンプ場）などを整備してきました。

近年は、訪日外国人を含む公園利用者の安全確保や利便性向上のために、老朽化した既存施設の改修や長寿命化のほか、案内標識等の多言語化表記を進めるとともに、大雨等により被害を受けた施設の復旧等の対策を実施しています。

^{*1}ラムサール条約・ラムサール条約湿地：湿地の保護と利用管理を目的とした国際湿地条約で、正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、1971年（昭和46年）イランのカスピ海沿岸の都市ラムサールで採択されました。条約では国際的に重要な湿地をラムサール条約湿地として登録し、その湿地の保全・再生と賢明な利用（wise use）を進めていくことが求められています。

◆第2部 分野別施策の実施状況

表2-1-5 自然公園の施設整備の状況（令和5年度実施分）

公 園 名	場 所（公園事業名）	整 備 施 設
白山国立公園	勝山市平泉寺町平泉寺（越前禅定道線）	看板改修、標識改修
白山国立公園	勝山市平泉寺町平泉寺（平泉寺園地）	公衆トイレ洋式化
越前加賀海岸国定公園	坂井市三国町安島（荒磯遊歩道、雄島遊歩道）	木柵整備、歩道改修
越前加賀海岸国定公園	坂井市三国町梶（越前松島園地）	歩道改修
越前加賀海岸国定公園	あわら市波松（波松園地）	公衆トイレ洋式化
若狭湾国定公園	おおい町大島（赤礁崎オートキャンプ場）	貯水槽改修
中部北陸自然歩道	福井市帆谷町	公衆トイレ再整備
中部北陸自然歩道	鯖江市大正寺町	公衆トイレ再整備

表2-1-6 自然公園の施設整備の状況（令和6年度計画分）

公 園 名	場 所（公園事業名）	整 備 施 設
白山国立公園	勝山市平泉寺町平泉寺（越前禅定道線）	看板改修、標識改修
白山国立公園	勝山市平泉寺町平泉寺（平泉寺園地）	公衆トイレ改修
越前加賀海岸国定公園	坂井市三国町安島（荒磯遊歩道、雄島遊歩道）	木柵整備、歩道改修
越前加賀海岸国定公園	福井市鮎川町（鮎川園地）	公衆トイレ改修
若狭湾国定公園	おおい町大島（赤礁崎オートキャンプ場）	電源設備設置
若狭湾国定公園	若狭町世久見（近畿自然歩道）	舗装改修、法面設計
中部北陸自然歩道	坂井市三国町北本町	公衆トイレ洋式化

(3) 里海湖トレイル

トレイルとは「踏み分けた跡。山中や原野の小道。」という意味です（広辞苑より）。近年、気軽にできる運動として健康のために歩くことが着目され、本県でもふくい SATOYAMA トレイルコースや数々のウォーキング大会などで使用されるコースがあります。自然公園内には、自然に親しみ、その土地の歴史や文化とふれあうための登山道や歩道のほか、環境省が計画し、全国で整備が進められている長距離自然歩道などがあります。

これらの施設のなかでも特に、本県の自然公園の特色でもある風光明媚な海岸線や湖などに沿ったルートやこれらの景色を眺望できるルートを「里海湖トレイル」として、利活用の促進に努めています。



若狭町世久見の自然歩道（砂浜の先に遊歩道が続きます）

(4) 自然環境保全地域

① 自然環境保全地域の保全

県では、周辺の自然的社会的諸条件からみて、その自然環境を保全することが特に必要な区域を「福井県自然環境保全地域」に指定しています。

現在は、敦賀市池河内の湿原と池田町檜俣のブナ林の2か所が指定されています。池河内中央部の阿原ヶ池周辺では、当地区の管理・保全を図るための

木道（604m）を整備し、水路の見回りや草刈り等の管理を委託しています。平成28年度から始まった木道の修繕工事は平成30年度に完了し、新しくなった木道は訪れた人々が四季折々の美しい自然を観察することにも利用されています。

表2-1-7 福井県自然環境保全地域の概要（令和6年3月末現在）

名 称	所在地	指 定 年月日	面 積 (ha)			保全対象とする自然環境の概要
			特別地区	普通地区	計	
池河内	敦賀市 池河内	昭和 52.3.25	7.8 うち、野生動植物 保護地区 7.4	103.2	111	敦賀市を流れる笙の川の源流部に形成された湿原とその周辺域。湿原部には、ヤナギトラノオ（南限種）、ヤチスギラン（西限種）、ミズドクサ（南限種）、ハッショウトンボなどの貴重な野生動植物がみられる。
檜 俣	池田町 檜 俣	昭和 54.6.19	162.12	—	162.12	本県では稀なブナ・ウスギヨウラケ・チシマザサ群落として特徴付けられるブナ自然林が広範囲に分布する。一帯には、モミジカラマツ（西限種）、シロウマイノデ（西限種）などの植物のほか、クマタカなどの希少猛禽類がみられる。



池河内湿原のカキツバタ群落と木道



檜俣のブナ林

② 自然環境保全条例に基づく保全

自然環境保全地域、自然公園、保安林、都市公園、市街化区域、用途地域および風致地区等の区域以外における一定規模以上の開発行為は、福井県自然環境保全条例に基づき、事前届出が義務付けられています。届出が必要になる行為は、宅地の造成、ゴルフ場、スキー場、遊園地またはキャンプ場の建設、水面の埋立てまたは干拓および土地の開墾その他土地の形状の変更のうち、一団の土地の総面積が1ha以上の行為です。

これらの行為に対し、県は、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、助言または勧告を行っています。

第2節 里山里海湖の自然再生と活用

1 里山里海湖の自然再生の推進【自然環境課】

(1) 里地里山の研究成果をもとにした里山里海湖の自然再生支援

① 里山里海湖研究所の取り組み

「地域を元気にする実学研究」の拠点として若狭町の三方湖畔に設置された「福井県里山里海湖研究所」では4人の研究員が「環境考古」「保全生態」「森里川海連環」「里地里山文化」の分野に関する研究を行っています。これらの里山里海湖の保全再生に関する研究成果は、専門の学会で発表を行うほか、三方五湖・北潟湖の両自然再生協議会で活用しています。

また、広く県民を対象としたフォーラム等で研究成果の普及と浸透を図り、里山里海湖の保全・再生に対する意識醸成を図っています。

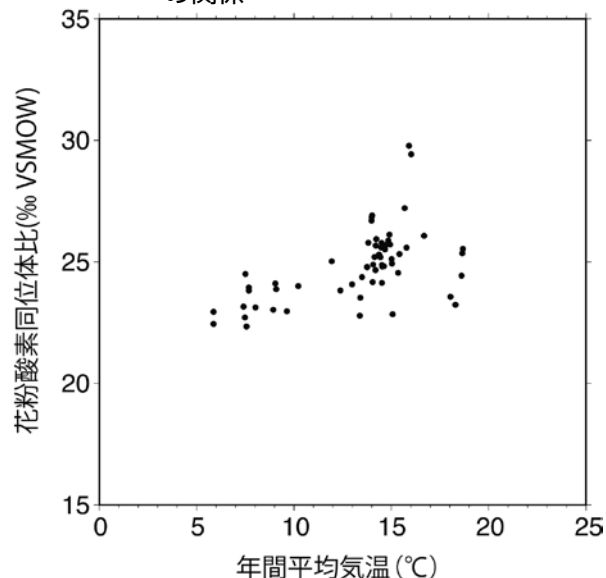


フォーラムの様子（福井市内の商業施設にて開催 R6.2）

ア 環境考古

水月湖の年縞堆積物には、過去7万年の気候変化が記録されています。正確な年代が推定されているこの堆積物記録は、「陸上気候の歴史を理解するうえでとても重要な情報になる」と世界的に認識・期待されています。これらに含まれる花粉を使った環境復元のため、原生花粉の酸素同位体比測定と地理的マッピングの作成の研究を進めています。これまでの成果から、花粉の同位体比が雨水や気温と連動していることが明らかになりました。花粉酸素同位体比マッピングは世界的に希少で、水月湖堆積物のデータと組み合わせて世界標準の環境復元データの構築に励んでいます。

図2-2-1 平均気温と花粉の酸素安定同位体比の関係



イ 保全生態

北潟湖に、水田の代かき由来の濁水が流れ込んで富栄養化など環境の改変をもたらす問題の解決に向けて、農業者と意見交換を行っています。また、代かきを含む耕起から田植えまでの農作業の聞き取り調査と濁水の水質調査を行った結果をもとに、農業者と対策方法を検討しています。同様の問題は、三方五湖自然再生協議会でも取り組んでおり、ここでは新たな対策方法として浅水代かきの方法を検討しています。

また、三方五湖自然再生協議会が「環境に優しい農法」として認証した水田等を対象とした生き物や環境の調査を行い、その調査結果を活かして環境に優しい農法の普及を進めるとともに、環境に優しいお米のブランド化を進めています。



環境に優しい農法認証米のPRイベント出展

ウ 森里川海連環

三方五湖の湖岸環境および生物相の歴史的変化について調査を行い、自然を活かした気候変動適応「Nature-based solutions」の検討を行っています。成果の一部は「防災しながら湖の自然を守る：流入河川の浚渫土砂を用いた湖岸生息地の再生」として、三方五湖自然再生協議会に実装されています。

さらに、再生した湖岸生息地（砂浜）において、生物多様性を観測する調査を進め、この結果に基づいて自然再生活動の効果検証を行っています。



再生した湖岸生息地における生物多様性の観測風景

エ 里山里山文化

平成 31 年に日本農業遺産に認定された三方五湖の伝統漁法について、使用される漁具等の構造図や作業工程図等を製作して伝承に役立てています。タタキ網漁に使用される網や筒漁の竹筒、漁船の構造図は、伝統漁法の体験プログラム開催の際の説明資料として活用する予定です。

また、令和 6 年 3 月に、里山里海湖ブックレット 5「福井県の焼畑～その歴史と未来を考える～」を刊行しました。福井市で未だ行われている焼畑について調査し、このように地域の文化を県内外に発信しています。



里山里海湖ブックレット



② 自然体験・自然再生活動への市民参加

ア 福井ふるさと学びの森

里山里海湖研究所では、県内の里山を活動場所として自然体験・自然観察・自然再生の活動に取り組む団体を「福井ふるさと学びの森」として登録し、県民が里山に触れ親しむ機会を提供しています。

イ 福井ふるさと学びの海湖

県内の海湖（川を含む）において、県民に自然を感じ学ぶ体験活動および海湖を保全する体験活動を提供する団体を「福井ふるさと学びの海湖」として登録し、「福井ふるさと学びの森」団体のイベントとともに広報を行っています。登録された学びの海湖団体の情報交換や学びの森登録団体と連携を図り、福井の里山里海湖に広く県民が気軽に触れ、親しみ、学ぶ機会を提供しています。



学びの森での体験活動

表2-2-2 自然体験・自然再生活動体験(令和5年度)

行事名	登録団体数	実施回数	参加人数
福井ふるさと学びの森	37	329	14,683 人
福井ふるさと学びの海湖	6	104	4,629 人

ウ 里山里海湖の魅力の再発見

里山里海湖の魅力を幅広い世代に伝えるため、里山里海湖研究所三方五湖自然観察棟を拠点に、来所者向けに、気軽な自然観察やどんぐり等の里の自然物を使った工作体験メニューを提供しているほか、周辺の自然環境を活かした体験イベントを開催しています。

◆第2部 分野別施策の実施状況



自然物を使った工作体験の様子

③ 自然再生活動の支援

県では、地域や自然再生団体が行う自然環境の保全再生活動を応援するため、令和元年度から県内の生物の専門家を、「環境アドバイザー（自然環境）」として登録（令和5年度末現在77名）し、令和5年度は、延べ68団体に対し、専門家を派遣し自然観察や自然再生活動を支援しました。

今後とも、県内の自然再生活動を活性化し活動の輪を広げていきます。



環境アドバイザーから指導を受け生き物観察する生徒たち
（田んぼの天使自然再生プロジェクト）（R6）



環境アドバイザーを講師としたコウノトリの普及活動
（田んぼの天使自然再生プロジェクト）（R6）

④ 里山林の整備【森づくり課】

林業を取り巻く厳しい社会情勢のもとで、林家の経営意欲の減退や山村の過疎化により、一部の里山では森林が放置され荒廃が進んでいます。

このような中、県民の環境保全に関する意識を高めるため、身近な里山林の整備や自然環境体験活動に自ら参加することで、森林の適正な維持管理や森林・林業への理解を深める機会の創出が進み、山村地域の活性化に繋がっていくことが期待されています。

近年、地域住民や団体、自伐林家等による里山の森林整備や森林資源を活用した特用林産物の生産など、里山林の再生につながる活動が広がっており、継続的な森づくりが実践されています。

また、CSR活動の一環として、企業が森林の整備・保全を通じた社会貢献活動を積極的に展開しており、令和6年12月末現在で計7社が継続した活動を実施しています。



企業による森林整備・保全活動

表2-2-3 福井県内における企業の森林の整備・保全活動

企業名	活動場所	活動面積
(株)平和堂	越前町小倉 「平和堂 越前泰澄の森」	2.5 ha
前田建設工業(株)	南越前町榊谷 「MAEDAの森 福井」	1.6 ha
(株)福井村田製作所	越前町小曾原 「ムラタの森 水上山」	0.33 ha
(株)福井銀行	敦賀市野坂 「ふくぎんの森」	0.45 ha
(一財)セブンイレブン記念財団	福井市小羽町 「福井セブンの森」	2.6 ha
(株)UACJ	坂井市三国町崎 「UACJ 福井の森」	0.03 ha
北陸電力(株)	南越前町榊谷 「北陸電力グループ 榊谷の森」	0.44 ha

⑤ 農村の整備【農村振興課】

里地里山では、過疎化や高齢化の進行等により耕作放棄地が増加するとともに、土地改良施設の維持管理が粗放化し、水資源の涵養や景観の保全、生き物の生息場所といった農業・農村が持つ多面的機能の低下が懸念されています。

このため、里地里山において、多様な地域条件に即した簡易な生産基盤整備等を行い、多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生に努めています。

特に中山間地域では、農業生産条件が平地部に比べ不利なことから、農業生産基盤および農村生活環境基盤の整備を通じて、特色ある農業と活力ある農村づくりを推進するとともに、地域における定住の促進、国土・環境の保全を進めています。

コラム 里地里山の現状と課題

里地里山は、集落、水田等の農耕地、ため池、草地等とそれを取り巻く二次林^{*1}により構成された地域です。国土に占める割合は4割程度に達し、多様な生物の生息・生育空間となってきました。しかし、昭和30年代以降、生活様式や農業の近代化に伴い、里地里山の林が有していた薪炭林、農用林、採草地等としての経済的価値が減少し、落ち葉の採取や下草刈りなど日常的な管理が行われなくなったことで植生遷移が進行しました。また、近代化された農法の普及や基盤整備が進むとともに、耕作放棄地が増加するなど、昔ながらの農林業活動が維持されなくなりました。その結果、明るい草地に生育するオミナエシ等の植物や素掘りの水路やため池、未改良の水田などを移動しながら生息していたメダカやゲンゴロウなど、かつては身近だった生き物が見られなくなりました。

比較的豊かな自然が残されている本県も例外ではなく、「福井県レッドデータブック（2016）」の中にも、里地里山を生息・生育域とする生物が数多くリストアップされています。したがって、希少野生生物が生息・生育する里地里山を保全していくことは、県内の生物多様性^{*2}を保全する上で極めて重要な課題となっています。なお、里地里山は様々な人間の働きかけを通じて維持される環境であり、原生的自然を対象とした開発行為や野生生物の捕獲等を直接的に規制する従来型の保全手法とは異なる、その地域の自然的・社会的特性に応じた人為的な働きかけ（管理・活用）の持続を図る仕組みづくりが必要です。



石積み畦畔が残る未改良の水田（若狭町気山）

^{*1}二次林：伐採や風水害、山火事などによって原生林が破壊された後に自然に成立した森林のことです。

^{*2}生物多様性：①地域ごとに様々な生態系があること、②いろいろな種の生物が生息・生育していること、③同じ種でも遺伝子のレベルで何通りもの違いがあることを示す言葉です。

◆第2部 分野別施策の実施状況

コラム 重要里地里山

県では、県内の里地里山のうち希少野生生物のホットスポット^{*3}となっている地域を選定するための調査を平成15年度に実施しました。このうち、希少野生生物が集中して見られ、かつての里地里山の面影をとどめた地域を、県の判定基準^{*4}に従い、平成16年度には30地区を「重要里地里山」に選定しました。この30地区は福井県の生物多様性を保全する上で重要な里地里山となります。

福井県重要里地里山 30地区

地域	No.	地区名	市町	県RDB 種数	面積	地域	No.	地区名	市町	県RDB 種数	面積
奥越	1	勝山市北谷町 ため池跡・ミチノクフクジュソウ自 生地	勝山市	13	約40ha	丹南	16	三里山 里山	鯖江市 越前市	29	約1000ha
	2	長尾山 里山・湿地	勝山市	10	約140ha		17	旧武生市味真野地区 湧水地	越前市	16	約20ha
	3	勝山市平泉寺町 里山・ため池群・山ぎわの水田	勝山市	34	約580ha		18	池河内湿原周辺 水田・笹の川	敦賀市	54	約80ha
	4	六呂師高原 湿地群・草地	大野市 勝山市	53	約530ha		19	中池見湿地 水田・小川・周辺の森林	敦賀市	60	約110ha
	5	大野盆地 湧水地・赤根川	大野市	21	約160ha		20	野坂岳山麓 湧水湿地・ため池	敦賀市	18	約160ha
坂井・福井	6	北潟湖周辺 ため池・丘陵辺縁部の水田	あわら市	66	約1600ha	二州	21	敦賀半島 湧水湿地	敦賀市 美浜町	31	約380ha
	7	陣ヶ岡丘陵地周辺 池・湿地・水路	坂井市	34	約190ha		22	耳川上流の開拓地 ハンノキ林・湿地	美浜町	12	約70ha
	8	金津東部 ため池群・山ぎわの水田・水路	あわら市	66	約2400ha		23	菅湖と三方湖周辺 湿地・水田地帯	若狭町	100	約460ha
	9	坂井平野 水田地帯	あわら市 坂井市 福井市	68	約7200ha		24	旧三方町黒田地区 水路・山ぎわの水田	若狭町	16	約130ha
	10	福井市鷹巣地区北部 池・山ぎわの水田	福井市	23	約310ha		25	旧三方町白屋地区 ため池	若狭町	17	約30ha
丹南	11	高須山山麓 棚田・周辺の森林	福井市	13	約130ha	若狭	26	小浜市口名田地区 ため池・山ぎわの水田・水路	小浜市	17	約50ha
	12	福井市上郷地区 山ぎわの水田・周辺の森林	福井市	14	約150ha		27	小浜市飯盛地区 山ぎわの水田・水路・ため池	小浜市	24	約120ha
	13	末更毛川上流 山ぎわの水田・ため池	福井市	41	約310ha		28	旧大飯町本郷地区東部 山ぎわの水田・ため池	おおい町	15	約50ha
丹南	14	旧織田町萩野地区 ため池群・山ぎわの水田	越前町	26	約360ha		29	子生川周辺 ため池	高浜町	13	約60ha
	15	丹生山地南部 ため池群・山ぎわの水田	越前町 越前市	59	約5000ha		30	高浜町内浦地区西部 ため池・棚田	高浜町	18	約210ha

^{*3} ホットスポット：希少野生生物が特に多種生息・生育する地域のことです。平地から丘陵地にかけてのホットスポットは、水田や二次林が分布する里地里山である場合が多く、確認されている種は、メダカやギフチョウなど比較的広域に分布する種で、環境悪化により減少した種が多くなる傾向があります。

^{*4} 判定基準：県が定めた「重要里地里山」に選定するための基準は以下のとおりです。

- ① その地域を含む周辺の里地里山で、県レッドデータブック掲載種（県RDB種）が多種確認されている
- ② 県RDB種の県内の代表的な生息・生育地である
- ③ 県RDB種の繁殖地、越冬地、または旅鳥の重要な中継地点になっている
- ④ 県RDB種の県内唯一の生息・生育地である

(2) 生き物をシンボルとした多様な主体の

参加による自然再生の推進【自然環境課】

① コウノトリが舞う里地里山づくり

県では、平成23年から、田園生態系の頂点に立つコウノトリを自然再生のシンボルと位置付け、兵庫県立コウノトリの郷公園との共同研究として、越前市でコウノトリの飼育・繁殖・放鳥事業を行い、平成27年から平成30年に幼鳥9羽を放鳥しました。県では、地域の方々とともに、コウノトリが生息する環境づくりを通じて、多様な生き物が生息する生態系の保全・再生、次世代への継承を目指しています。このため、生き物豊かな田園環境づくりにつながる、減農薬での米作りや、水田と水路を繋ぐ魚道の設置、田んぼの一部をビオトープにするなどの自然再生に取り組む地域・団体を、県において「生き物ぎょうさん里村」として認定(令和6年12月現在、12市町の53地域・団体)し、県のホームページ等で広報をしています。

こういった取り組みの拡大と並行して、コウノトリの県内での繁殖地も増加しており、令和6年は、鯖江市、越前市、越前町、小浜市の4市町で8ペアが産卵し、6ペアからヒナが誕生、15羽が巣立ちしています。

② 多様な主体の参加による自然再生

県内には、生物多様性に富んだ里山里海湖の中でも、特に本県を代表する湖沼の三方五湖や北潟湖、県立自然公園にある池ヶ原湿原等では多様な主体(地域住民、農漁業者や学校、専門家、行政等)が参加する協議会を設置し、自然再生について情報共有や再生方法を協議し、協働で活動を進めています。

三方五湖では平成23年5月に、北潟湖では平成30年11月に、自然再生推進法に基づく自然再生協議会が発足して自然再生活動が進められています。三方五湖では、「三方五湖アカミミガメ防除実施計画(平成30年度作成)」により令和元年度から継続して市民参加の駆除活動が実施されています。また、三方湖や水月湖、久々子湖では「自然護岸再生の手引書(令和元年度作成)」に基づき、石詰漁礁の設置や浅場の造成が行われています。このほか、湖周辺の水田での環境保全の普及のために、環境に優しい自然農法の推進や、水田からの濁水流出防止のための調査・啓発を行っています。次世代の子どもたちへの環境教育としては、平成30年度に発足した「子どもラムサールクラブ」での森里川湖海連環を

学ぶ講座の開催および滋賀県との交流(令和6年度計9回開催)や、自然再生と漁業資源の維持のために湖周辺の田で育成したフナ等の稚魚を、地元小学生により湖へ放流する取り組みが行われています。



子どもラムサールクラブ

北潟湖自然再生協議会では、自然再生基本構想に基づき令和2年3月に事業実施計画を作成し、毎年、希少なトンボ等が生息する赤尾湿地や谷津田等の保全活動が実施されています。また、北潟湖畔では、福井県立大学と協働し、特定外来生物であるオオキンケイギクの市民参加の駆除イベントなどが開催されています。さらに、湖の水質の改善に向けた、塩分濃度・水質の調査や、赤尾湿地での、地元の自然再生活動団体による小学生への環境教育が行われているほか、令和6年度には、協議会や地元の関係者が参加する「水と水辺環境等に関するワークショップ」を3回実施し、「目指す北潟湖の姿」についての意見交換を行っています。



北潟湖自然再生協議会ワークショップ(R6.10.5)

◆第2部 分野別施策の実施状況

池ヶ原湿原（勝山市）では、池ヶ原湿原保全協議会（事務局 県自然保護センター）が平成25年度に設立され（平成29年度からは池ヶ原湿原保全・活用協議会に改称）、地元住民や民間企業、自然再生団体、地元小学校、勝山市、県の協働により、ヨシの刈取りや特定外来生物のオオハングソウの駆除作業を行い、ミズチドリ等の貴重な植物を含む湿地植物を保全しています。また、活動メンバーである製紙会社の協力により刈り取ったヨシを和紙として利用するほか、ヨシ刈りに参加している地元の平泉寺小学校では、環境教育の一環としてヨシの茎から作ったストローを地元の飲食店に提供するという活動が進められています。この活動は、"環境と社会により暮らし"やこれを支える地道な取り組みを表彰する令和3年度「第9回グッドライフアワード」において、優れた活動として環境大臣賞優秀賞を受賞しました。また令和5年度には、公益社団法人ACジャパンの名古屋地域キャンペーンで広告作品「ヨシ！ここから！～湿原に生えるヨシでストローを～」が制作され、テレビ、ラジオ、新聞、インターネットで平泉寺小学校の活動が広く発信されました。



池ヶ原湿原でのヨシ刈取り作業



ヨシから作ったストロー

③ SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク

平成25年9月に福井県で開催されたSATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ第4回定例会合を契機に、福井県と石川県の両知事が代表を務め、民間企業、NPO・NGO等、研究機関、行政機関等の組織が参画する「SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク」が設立されました。

本ネットワークは、国内における多様な主体がその垣根を超え、様々な交流・連携・情報交換等を図るためのプラットフォームを構築し、SATOYAMAにおける生物多様性の保全・利用の取組みを国民的取組みへ展開することを目的としています。

令和6年12月現在、全国の企業やNPO、行政などの117団体が参加しています。コロナ禍以前は、自然再生の先進地の視察や、里山里海湖の保全・再生活動に関するシンポジウムの開催、環境関連の展示会での活動PRなどを行ってきましたが、令和2年度以降は、オンラインで総会・交流会を開催しています。全国の団体が参加しやすいというオンラインのメリットを活かし、各団体の活動状況の共有や情報交換などを行ってきました。

また、環境展示会での活動PRとして、いしかわ環境フェア（石川県、令和6年8月）にて展示を行い、訪れた方にSATOYAMA イニシアティブ推進ネットワークの取組みや参加団体の活動を紹介し、SATOYAMA 保全の重要性を多くの人に伝えました。

2 水月湖年縞の活用【自然環境課】

(1) 年縞研究の県外発信

年代測定の「世界標準のものさし」である水月湖の「年縞（ねんこう）」の実物を展示する福井県年縞博物館では、平成30年9月のオープン以降、コロナ禍でありながら令和3年10月には来館者15万人、令和4年11月には20万人、令和6年3月には25万人を達成しました。

令和5年5月には第18回公共建築賞優秀賞、6月には科学ジャーナリスト賞2023特別賞を受賞しました。この「特別賞」は県内初の受賞で、博物館としての受賞は全国で3例目となります。

また、隣接する若狭三方縄文博物館との共催で特別展「ナウマンゾウやネアンデルタール人が見た夜空」（令和6年10月2日～1月6日）を開催しました。今回の特別展では、年縞博物館では「地磁気極移動編」、縄文博物館では「オーロラ歴史編」と2つのテーマで開催し、大変好評でした。

10月26日には「日本でオーロラが見える時」と題して、兵頭政幸氏（神戸大学名誉教授）を講師として招へいし基調講演を実施しました。



基調講演の様子

(2) 年縞博物館への誘客促進

北陸新幹線福井・敦賀開業をきっかけに、教育・観光の拠点として、周辺施設や地元団体等と連携したイベント・企画を実施するとともに、立命館大学との共同研究により水月湖年縞の学術的な価値を向上させ、国内外に水月湖年縞や博物館をPRし、多くの方にお越しいただけるよう努めています。

年縞博物館が開催するイベント等については、ホームページやSNSで随時告知しています。一度ご来館いただいたお客様にも楽しんでいただけるようなイベントや企画も実施してまいりますので、ぜひ確認してみてください。



令和6年度特別展パンフレット

<年縞博物館>

開館時間：9時～17時（入館は16時半まで）

休館日：火曜日、年末年始



年縞博物館 HP



年縞博物館 VR

分野別施策の
実施状況

自然と共生する
社会づくりの推進

◆第2部 分野別施策の実施状況

3 環境と調和した景観づくりの推進

(1) 都市の緑の保全と整備【都市計画課】

① 都市公園

都市公園は、良好な風致・景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて、住民やまちに潤いを与える施設です。さらに、スポーツ・レクリエーションの場の提供、公害防止・緩和、災害時における被害の軽減、避難・救援活動の場などの機能を有する都市の骨格をなす根幹的施設でもあります。

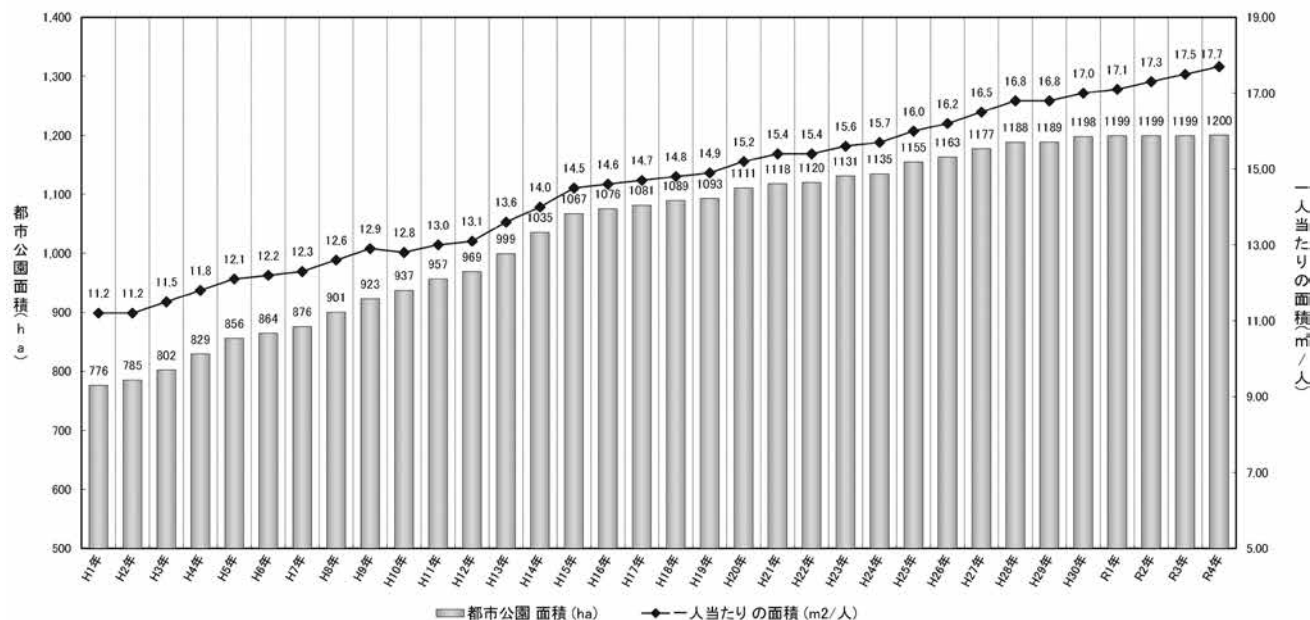
本県の都市公園は、主要都市部における戦災・震災を契機に街区公園等の整備が進み、その後、土地区画整理事業に伴う住区基幹公園の整備、さらに、総合公園・運動公園等の都市基幹公園の整備を積極的に進めてきました。また、県内4地域において広域的な拠点となる県営公園の整備を進め、「若狭総合公園」、「奥越ふれあい公園」、「トリムパークかなづ」および「丹南総合公園」の4公園が供用されています。

本県における都市公園は、令和5年3月末現在、13市町（9市4町）において942か所、面積1,200haとなっています。都市計画区域内人口一人当たりの面積は、17.7m²（全国平均12.6m²）であり、全国第12位の整備水準です。



奥越ふれあい公園

図2-2-4 県内の都市公園面積の推移



② 広域緑地計画、緑の基本計画

緑は、都市環境に潤いとやすらぎをもたらすとともに、水・大気の浄化機能や動植物の生息地または生育地を確保するなど、自然と人間が共生する生活環境を形成する上で重要な役割を担っており、緑地の適正な保全や緑化の推進、緑の創出に努めることが必要です。

県においては、県内の都市計画区域全域を対象として、広域的観点から緑とオープンスペースの確保目標水準、配置計画などを明らかにした「広域緑地計画」を策定しています。

市町においては、官民一体となって緑地の保全および緑化の推進に関する施策や取組みを総合的に展開することを目的として、「都市緑地法」に基づく「緑の基本計画」を策定しています（令和6年12月末現在、福井市、敦賀市、大野市、勝山市、鯖江市、越前市、坂井市、越前町、高浜町が策定済）。

今後、緑につつまれた県土づくりを実現するため、これらの計画に基づき、公園整備や住民の合意形成を図りながら緑地の保全・緑化を推進していきます。

表2-2-5 風致地区^{*1}の指定状況(令和6年12月末)

地 区 名	所在地	面積(ha)
福井城跡風致地区	福井市	6.9
足羽川風致地区	福井市	108.8
足羽山風致地区	福井市	194.9

表2-2-6 緑地協定^{*2}(緑化協定)の締結状況(令和6年12月末)

協 定 名	所在地	面積(ha)
八幡地区緑化協定	越前市	3.1
福井北インター流通センター緑化協定	福井市	10.9
福井市中央工業団地緑地協定	福井市	16.9
北府地区緑地協定	越前市	3.2

③ 開発許可制度による緑地の保全と創出

都市計画法に基づく開発許可制度は、宅地開発などの開発行為について、県などが宅地に必要な公共施設が確保されているかなどを審査し、許可を行うものです。

開発行為の規模に応じて、工場が目的の場合は、必要に応じ、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯や緩衝帯を、住宅団地が目的の場合は、開発区域面積の3%以上の公園、緑地または広場を設けることとしています。

(2) 景観づくり【文化課、都市計画課】

平成17年6月に全面施行された景観法では、景観行政団体^{*3}が景観計画を策定することにより建築物等のデザインや色彩を制限する等、強制力を伴う規制が可能となっています。

良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係し、また、地域の特色に応じたきめ細やかな規制誘導方策が有効であることから、市町が中心的な役割を担っています。

令和6年12月末現在、16市町（福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町）について景観行政団体となっています。また、福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、南越前町、越前町が景観計画を策定しています。

今後も、県では、景観法を活用し、良好な景観形成を進める市町を支援していきます。

また、県では、美しい景観を県民の誇りとして再認識するとともに、次の世代に守り伝えていくため、「福井ふるさと百景」を選定し、ガイドブックを発刊しています。さらに、百景の眺望を活かした植栽や花植え、行燈による夜景の演出など、景観の保全・活用を進める団体をこれまでに65団体認定し、地域の主体的な活動を応援しています。

^{*1}風致地区：都市計画法に基づき、都市における樹林地等の良好な自然的景観と、それと一体になった史跡名勝等を含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定める地区です。風致地区内における建築物や工作物の建築、宅地の造成および木竹の伐採等の行為に対しては、福井県および福井市の風致地区条例で一定の規制を行うことにより、風致の維持を図っています。

^{*2}緑地協定：都市緑地法に基づき、良好な住環境を創るため、住民の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。

^{*3}景観行政団体：景観法に基づき、県と協議して景観行政事務を実施する市町を景観行政団体といい、それ以外については県が景観行政団体となります。

◆第2部 分野別施策の実施状況

県内には「妻壁を柱と梁で格子状とした漆喰塗りの切妻屋根の農家」や「格子戸等町家の伝統的意匠を基調とした切妻屋根の町家」など、地域特有の形態や外観を有する伝統的民家や街並みが存在し、地域性や独自性に富んだ景観が形成されています。県では平成18年に「福井県伝統的民家の保存および活用の推進に関する条例」を制定し、市町と連携した伝統的民家の改修等に対する補助や所有者等への情報提供などを通じて、保存・活用を図っています。さらに、伝統的民家が集積する地区を「伝統的民家群保存活用推進地区」としてこれまでに50地区指定し、地区で行う景観の保全・活用の取組みに対して支援しています。

景観に与える影響が大きい屋外広告物については、福井県屋外広告物条例により適切に規制・誘導を図っています。平成18年4月からは、屋外広告業者に関し、登録制を導入しており、平成28年には、さらなる良好な景観づくりを進めるため、北陸新幹線沿線や観光地周辺等、地域特性に応じたメリハリのある規制に改正しています。

また、自治会、企業、ボランティア団体等と協働して、人通りの多い沿道において花の植栽や歩道の清掃活動等を行うことにより、美しい道路の景観づくりを行います。

今後とも、県民および市町と連携しながら、これらの取組みを行うとともに、魅力ある公共施設の整備、歴史的建造物・伝統的民家の保存等に取り組むなど、県民が誇りと愛着を持つことができる景観づくりを推進していきます。

(3) 公共施設の緑化推進【公共建築課】

公共施設の整備に際しては、敷地の周囲に植栽帯を設けるとともに、雪対策もかねて敷地境界線から建物までの離隔を確保するよう努めています。

令和5年に完成した福井県立恐竜博物館の増築工事においては、既存棟に倣い、建物に沿って築山を設け屋上を緑化することで、誰でも自由に入れる屋上広場を整備しました。屋上からは勝山市の市街地を望むことができる眺望に優れた場所となっています。

今後とも、施設の計画にあたっては、立地条件等を勘案しながら、周囲に植栽のためのオープンスペースを確保し、公共施設の緑化推進を図っていきます。

(4) 工場立地における緑地確保と

環境施設整備に対する支援

【成長産業立地課】

県では、工場立地法に基づき、工場立地の際に周辺環境の保全が図られるよう、緑地や環境施設面積の適正な確保に努めています。

また、企業立地の促進を図り、地域振興に資することを目的として、市町の産業団地の整備を支援しています。

この事業では、快適な立地環境を創出するため、企業への分譲用地の造成だけでなく、団地内の公園や緑地など環境施設の整備も支援の対象としています。

(5) 歴史的・文化的環境の保全

【生涯学習・文化財課】

県内には、生活に豊かさや潤いを与えてくれる環境として、明通寺本堂・三重塔（国宝）、一乗谷朝倉氏遺跡（特別史跡）、東尋坊や三方五湖（名勝）、越前海岸の水仙畑（重要文化的景観）などの歴史的遺産や文化的景観が数多くあります。

国や県では、文化財保護法や文化財保護条例等に基づき、こうした歴史的遺産などを文化財として指定・登録し、また現状変更を伴う開発行為に対する規制等を通じてその保存と活用を図るとともに、歴史的・文化的環境の保全に努めています。

さらに、改正文化財保護法が平成31年4月施行され、本県でも令和元年度に福井県文化財保存活用大綱を策定し、各市町においても文化財保存活用地域計画の策定が進められています。

今後とも、市町や文化財の所有者と連携を密にし、文化財の保護と歴史的・文化的環境の保全を着実に推進します。

① 文化財の指定等の現況

ア 指定等の現況

直近では、令和3年度には、「今庄宿」が国重要伝統的建造物群保存地区に選定され、「湯尾峠」が「国名勝おくのほそ道の風景地」に追加指定されました。



国名勝おくのほそ道の風景地に追加指定された湯尾

イ 保存・活用への支援

文化財に指定された建造物等の修理や民俗芸能の公開および後継者育成等に対する助成を通じて、歴史的・文化的環境の保存と活用に取り組んでいます（令和5年度補助33件）。

ウ 現状変更等に対する規制

史跡、名勝および天然記念物の現状変更を伴う開発行為に対する規制を通じて、景観の保存などを図っています（令和5年度許可124件）。

② 重要伝統的建造物群保存地区の整備

宿場町としての町並みが残る若狭町熊川宿、近世城下町の歴史的風致を良く伝える小浜市小浜西組、旧北陸道の宿場町の歴史的風致を良く伝える南越前町今庄宿の民家などの修理に対する助成を通じて、伝統的建造物群の保存整備を図っています（令和5年度補助14件）。

③ 国登録有形文化財（建造物）の登録推進

建築後50年を経過している建物や橋等の国登録有形文化財（建造物）の登録を推進し、幅広い文化財の保存に努めています（令和6年12月20日現在246件登録）。

④ 歴史的建造物の保存・活用【文化課】

文化財に指定されていない建造物の中にも、地域の歴史、生活史を表現し、または地域の景観を形成している貴重な歴史的建造物が数多く存在します。これらの歴史的建造物の外観の改修等に対して市町と連携して助成し、歴史的建造物の保存およびまちづくりへの活用を推進しています。

⑤ 福井城址の魅力向上【交通まちづくり課】

歴史的価値が高く、「県都のシンボル」となり得る大切な歴史資産である福井城址を、「県民の城」として気運の醸成を図りながら、「歴史に触れ、学びを深める空間」、「人が集う、開かれた憩いの空間」として活用します。

令和6年度は、福井城址の南西角に明治初期まであった坤櫓（ひつじさるやぐら）や本丸西側土塀の復元に向けた設計を進めています。

⑥ 重要文化的景観選定への取り組み【文化課】

福井市、南越前町、越前町と協力して「越前海岸の水仙畑の文化的景観」が国の重要文化的景観に選定されるよう取り組み、令和3年3月に選定されました。重要文化的景観への選定は県内初となります。市町への支援を通じて、文化的景観の保全と活用、地域の活性化を推進していきます。

図2-2-7 指定文化財件数（令和6年12月20日現在）

種 別		国 指 定	県指定	種 類
有形文化財	建 造 物	30(うち国宝2)	30	
	美術工芸品	86(うち国宝4)	254	絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍・古文書、考古資料、歴史資料
無 形 文 化 財		2	4	芸能、工芸技術
民俗文化財	有形民俗文化財	1	11	無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋など
	無形民俗文化財	5	65	衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術
記 念 物	史 跡	25(うち特別史跡1)	29	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡
	名 勝	15(うち特別名勝1)	7	庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地
	天然記念物	22(うち特別天然記念物4)	32	動物、植物および地質鉱物

第3節 生物多様性の保全

1 自然公園の開発規制などを通じた生態系保全【自然環境課】

(1) 地域における貴重な生態系の保全

白山国立公園、越前加賀海岸国定公園と若狭湾国定公園（それぞれラムサール条約湿地の中池見湿地と三方五湖を含む）、奥越高原県立自然公園の4つの自然公園や、池河内および檜俣自然環境保全地域においては、優れた自然景観や豊かな自然環境を有しており、自然公園法や条例に基づいて、一定の開発行為について規制をすることにより、自然景観の保全や貴重な生態系の保全を行っています。これらについて、国や関係する県、市町、地域の団体などと連携して適切な管理を推進しています。

また、越前加賀海岸国定公園、若狭湾国定公園では、県において重要景観地を管理しているところもあり、土地管理権原に基づき国定公園の重要な景観を保全しています。



東尋坊（越前加賀海岸国定公園）



蘇洞門（若狭湾国定公園）

(2) 県民への自然環境保全の呼びかけ

自然公園などの適切な保全を推進するため、自然公園法などの開発規制の内容について、ホームページなどを利用した周知や、相談指導を行っているほか、みどりの月間（4月～5月）や環境月間（6月）、自然に親しむ運動（7月21日～8月20日）などにおいて県民への自然環境保全の呼びかけを積極的に実施しています。

また、自然公園指導員や自然公園管理協力員などと協力して、動植物の捕獲や採集をしないことおよび土石の採取をしないことやごみを持ち帰ることなど、公園利用者のマナー向上に努めています。



令和6年みどりの月間で開催されたイベント
(上) 特別企画展「自然観察の森の生きものたち」
(下) 自然観察会「森の幼稚園 ―春蝶と散歩―」

2 希少野生生物の保全【自然環境課】

(1) 生物多様性の現状と課題

豊かな自然環境を保全し、健全な生態系と生物多様性を確保することは、持続可能な社会を実現していくために重要です。しかしながら、地球規模での生物多様性の衰退が課題となっており、その絶滅のスピードは、過去のどの大量絶滅をも上回っているといわれています。国際的にも、令和4年12月に開催された「生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)」において、2030年までのネイチャーポジティブ^{*1}の実現や、陸と海の30%以上を健全な生態系として保全すること(30 by 30^{*2})などを目指す、世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。こうした中、国は令和5年3月に、前戦略を見直す形で、同枠組に対応した「生物多様性国家戦略2023-2030」を新たに策定しました。この戦略では次の事項が挙げられています。

[1] 2030年のネイチャーポジティブの実現に向け、5つの基本戦略を設定

- ①生態系の健全性の回復
- ②自然を活用した社会課題の解決(NbS)
- ③ネイチャーポジティブ経済の実現
- ④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動
- ⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

[2] 基本戦略ごとに、状態目標(あるべき姿)15個と行動目標(なすべき行動)25個を設定

[3] 行動目標ごとに、関係府省庁の関連施策367個を整理

また、国は、30 by 30の達成のために、企業の保有林や里地里山、ビオトープなど、国立公園等の保護地域以外で生物多様性に貢献している場所を「自然共生サイト」として認定する取組みを、令和5年度から開始しました。さらに、生物多様性の増進のための活動を促進することを目的に、令和6年の国会において「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が可決・成立され、令和7年4月から施行される予定となっています。

これにより、現行の「自然共生サイト」制度を土台にした、生物多様性の維持、回復、創出のための活動を認定する制度が設けられる予定です。

① 生物多様性の保全の普及啓発

生物多様性の危機の現状は、本県においても同様で、かつては身近な環境に普通に生息・生育していたメダカやゲンゴロウ、トチカガミやキキョウなどの種が、福井県の絶滅のおそれのある野生動植物に選定されています。

県では、このような生物多様性の現状について、これまで実施してきた自然環境保全基礎調査などをはじめとした各種調査の成果を、報告書を通して公開し、生物多様性の現状とその保全について普及啓発に努めています。



イヌワシ(県域絶滅危惧Ⅰ類)



オオキンレイカ(県域絶滅危惧Ⅰ類)

^{*1}ネイチャーポジティブ：生物多様性や自然の損失を止め、回復軌道に乗せることです。この実現のためには、生態系の保全といった自然保護だけでなく、気候変動対策、外来種や乱獲への対策、消費と廃棄物の削減など、様々な面での取組みが重要です。

^{*2}30 by 30(サーティ バイ サーティ)：生態系や生物多様性の保全のために、2030年までに、世界各国で陸域、海域それぞれにおいて30%を保全する目標のことです。2020年時点で、日本では陸域の20.5%、海域の13.3%が保護地域となっており、目標達成のためには、保護地域以外の場所(OECM、Other Effective area for Conservation Measures)での取組みが重要です。

◆第2部 分野別施策の実施状況

② レッドデータブックの発行

県では、本県の野生動植物の生息状況を評価し、絶滅のおそれのある種についての現状をとりまとめた「福井県レッドデータブック」を作成しています。平成13年度に「福井県の絶滅のおそれのある野生動物」、平成15年度に「福井県の絶滅のおそれのある野生植物」を発行しましたが、発行後10年を経過したことから、現状を反映した効果的な絶滅危惧種の保全につなげるため、平成27年度に改訂版を発行しました。

改訂版では亜高山帯を新たな対象地域として追加したことにより維管束植物が大きく増加し、レッドリスト（絶滅のおそれのある種のリスト）に掲載された種の総数は、9分類群の合計で、第1版では829種でしたが、改訂版では1,264種となり、435種増加しました。

レッドデータブックの作成と絶滅のおそれの原因を分析することにより、今後の対策に活かしていきます。



改訂版レッドデータブック

表2-3-1 福井県レッドデータブック

分類群	県域絶滅		県域絶滅危惧Ⅰ類		県域絶滅危惧Ⅱ類		県準域絶滅危惧類		要注目		地域 個体群	計	
	第1版	改定	第1版	改定	第1版	改定	第1版	改定	第1版	改定	改定	第1版	改定
哺乳類	2	2			2	3	4	7	2	2		10	14
鳥類	1	1	21	25	27	17	29	32	11	48	6	89	129
爬虫類			1		3	1		2	4	3		8	6
両生類		1	2	1	1	1	1	4	1	3		5	10
淡水魚類			8	8	17	20	7	4	1	6	1	33	39
昆虫類	2	4	34	35	34	43	34	47	78	129		182	258
陸産貝類	3	3	4	9	16	15	6	6		21		29	54
淡水産貝類	3	3	3	3	5	8	3	5	1	4		15	23
維管束植物	13	20	159	235	130	199	76	119	80	158		458	731
統計	24	34	232	316	235	307	160	226	178	374	7	829	1,264

(2) 希少野生生物の保全活動

① 国内希少野生動植物種の保全

国内希少野生動植物種に指定されている水生昆虫の「ヤシャゲンゴロウ」は、本県の夜叉ヶ池が唯一の生息地であり、環境変化によっては絶滅する可能性が高い種です。そのため、環境省や林野庁、地元の市民ボランティア、大学研究者、南越前町等が協力した生息地の保全活動が行われています。また、絶滅の危機に瀕してしまった場合に、人工繁殖によって種を存続させることができるよう、県自然保護センターでは、平成30年に環境大臣から保護増殖事業計画の確認を受け、安定した飼育技術の確立に取り組んでいます。

同じく環境大臣から確認を受けている福井市自然史博物館や越前松島水族館と連携し、ヤシャゲンゴロウの生育に適した餌の確保や、水温および照度管理等の諸課題の解決に向け、試行錯誤を重ねています。

本県が生息地数において最多であるアベサンショウウオは、国内希少野生動植物種に指定され絶滅の危機に瀕する種であり保全が喫緊の課題となっています。このため、専門家を中心とした自然再生団体が、水田や遊水地などアベサンショウウオの生息場所である水辺において、地元小学校の児童とともに生息環境整備を実施するなど、地道な保全活動を続けています。

このほか、希少野生生物やその生息地の生態系に、特定外来生物による影響が及んでいる事例も見られており、一部地域では、地域の自然再生団体や専門家、行政などにより生息環境保全のための防除活動等が行われています。

② 「残そう・伝えよう！」生きもの保全事業

絶滅のおそれのある野生生物の保全には専門的な知識に基づいた継続的な環境整備活動が重要であり、生き物の保全に取り組む地域の自然再生団体が重要な役割を果たしていますが、メンバーの高齢化が一つの課題となっています。

将来にわたって保全を行っていくためには、地域の豊かな自然環境を若い世代に伝え、環境保全に関心をもってもらうことが大切です。

そこで、県では、小学校と協働で保全活動を行う自然再生団体に対し、指導者の派遣や活動にかかる経費の補助をしています。令和6年度（12月現在）は、12校の小学校と協働で保全活動を行っている9団体への活動補助を行いました。



希少種保全のための環境整備活動・生き物調査
(茂衛右門農場・片上小学校)(R6)

表2-3-2 「残そう・伝えよう！」生きもの保全事業補助団体一覧（令和6年12月現在）

No	団体名	対象小学校	保全対象種
1	小原 ECO プロジェクト	勝山市立村岡小学校	ミチノクフクジュソウ
2	あわらの自然を愛する会	あわら市北潟小学校	海浜植物等
3	天池を守る会	坂井市立雄島小学校	水生昆虫
4	赤尾湿地を守り育てる会	あわら市本庄小学校 北潟小学校・細呂木小学校 伊井小学校・金津東小学校	海浜植物等
5	郷の森里楽	越前市白山小学校	両生類
6	特定非営利活動法人 中池見ねっと	敦賀市立角鹿小学校	水生昆虫・水草
7	ほたるの里丁有機農法研究会	大野市立下庄小学校	水生昆虫
8	株式会社 田んぼの天使	越前町立宮崎小学校	コウノトリ・水生昆虫
9	茂右衛門農場	鯖江市片上小学校	水生昆虫・魚類・両生類

◆第2部 分野別施策の実施状況

3 地域が主体となった外来生物の防除

(1) 外来生物の駆除

【自然環境課、中山間農業・畜産課】

外来生物とは、もともとその地域に生息していなかったにもかかわらず、人間活動によって海外から持ち込まれた生物の総称です。現在、国内で定着が確認された外来生物の種数は、2,000種を超えといわれ、一部の種は地域特有の生態系を破壊したり、人体に悪影響を及ぼしたり、農林水産業被害を引き起こすなどのおそれがあります。

平成17年6月、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が施行され、侵略的な外来生物が特定外来生物に指定されています。

この法律では、特定外来生物の飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外への放出などが原則として禁止されています。

平成27年3月には、環境省、農林水産省、国土交通省により「外来種被害防止行動計画」が策定されるとともに、国内の最新の外来種の定着状況等も踏まえて「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」が公表され、対策すべき対象種が明確化されました。また、外来種を「入れない」、「捨てない」、「拡げない」という三原則が推進されています。

本県の野外では23種の特定外来生物が見つかり（表2-3-3）、こういった特に被害が甚大な外来生物を対象に分布状況を把握し、行政や地域住民が一緒になって防除対策に取り組んでいます。（外来生物法 URL

<https://www.env.go.jp/nature/intro/>）



福井県で捕獲されたソウシチョウ

表2-3-3 本県の野外で確認された特定外来生物(23種)
(令和6年11月現在)

分類群		種名
植物 (9 種)		オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、アレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ、ボタンウキクサ、アザミ、クリスタタ、ナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイ
動物 (14 種)	哺乳類 (2 種)	アライグマ、ヌートリア
	鳥 類 (2 種)	ソウシチョウ、ガビチョウ
	爬虫類 (2 種)	カミツキガメ、アカミミガメ
	両生類 (1 種)	ウシガエル
	魚 類 (4 種)	オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、カダヤシ
	無脊椎動物 (3 種)	セアカゴケグモ、ウチダザリガニ、アメリカザリガニ

(2) 種別の現状と対策

① 植物

外来植物の分布拡大に対処するため、駆除啓発チラシやホームページによる周知・広報を行い、県民が一斉に美化運動を行う「クリーンアップふくい大作戦」等において、県民、事業者、大学、行政機関等による外来植物の駆除が進められています。

【オオハンゴンソウ】

オオハンゴンソウは、北米原産のキク科の多年草で肥沃で湿った立地に生育し、在来の希少な湿原植物を駆逐するなどの生態系被害が懸念されます。県内では各地に点在し、河川上中流域で比較的多く確認されています。県では、平成21年から池ヶ原湿原（勝山市）において毎年オオハンゴンソウの除去を実施しており、令和6年は6月に地域住民や地元企業等のボランティア等と協働で駆除活動を実施しています。



オオハンゴンソウ

【オオキンケイギク】

オオキンケイギクは、北米原産のキク科の多年生草本で、黄色い花がきれいで観賞用や緑化用として用いられ、特定外来生物と知らずに、庭や畑で育てているケースが見られます。県内でも道路脇や民家の庭先、公園等で生育しており、県では市町を通じて駆除を呼び掛けています。花が咲き始める5月～6月頃から県内各地で地域住民等による駆除活動が実施されています。

また、県の土木事務所では、道路管理における除草作業時にオオキンケイギクの抜取りを行っています。

あわら市北潟湖畔では、令和6年5月に、北潟湖自然再生協議会が中心となり、地域住民や県立大学が協力し、オオキンケイギクの駆除が行われました。



北潟湖でのオオキンケイギク除去活動（あわら市）

【オオフサモ】

オオフサモは、南米原産のアリノトウグサ科の水草で、密集して生えるため、水路や河川に侵入すると、水の流れをせき止めてしまいます。また、在来への水草への影響も心配されています。県内では、越前市やあわら市、小浜市の水路や河川などで生育が確認されており、あわら市では、北潟湖自然再生協議会が中心となって駆除活動が行われています。



農業用水路でのオオフサモの駆除活動（あわら市）

【ナガエツルノゲイトウ】

ナガエツルノゲイトウは、南米原産のヒユ科の多年生の水草で、数cmの茎断片からでも容易に発根する非常に強い再生力を有します。本県では、令和4年5月にはじめて中池見湿地の休耕田内で2株が確認され、中池見湿地で保全活動を行っている市民グループによって速やかに駆除が行われました。その後、同年9月や、令和5年にも株が確認され、駆除が行われています。



中池見湿地で初確認されたナガエツルノゲイトウ

【オオバナミズキンバイ】

オオバナミズキンバイは、南米および北米南部原産のアカバナ科の水生多年草で、ナガエツルノゲイトウと同様、茎の破片からも再生可能な非常に強い繁殖能力を有しています。

本県では、ナガエツルノゲイトウと同じく令和4年5月に中池見湿地の休耕田内で、1株が初確認され、中池見湿地で保全活動を行っている市民グループによって速やかに駆除が行われました。その後、同年9月や、令和5年にも株が確認され、駆除が行われています。



中池見湿地で初確認されたオオバナミズキンバイ

◆第2部 分野別施策の実施状況

② 動物

県内で特定外来生物に指定されている動物は、6つの分類群14種が確認されています。生態系・農業・生活・文化財への被害のほか、人的被害も懸念され、地域住民からの通報などの協力を得ながら、哺乳類などは行政主導の駆除も実施しています。

【アライグマ】

アライグマは、北米原産のアライグマ科の哺乳類で、平成7年に県内で初めて確認されて以降、県内全域で生息し、農業・生活・文化財・生態系への被害が確認されています。県では、平成21年度に外来生物法に基づく「福井県アライグマ防除実施計画」を策定し、「アライグマ捕獲従事者養成講習会」を県内各地で開催し、捕獲者の育成、捕獲を進めています。



アライグマ

【ヌートリア】

ヌートリアは、南米原産のヌートリア科の水辺に生息する哺乳類で、昭和51年に高浜町で初めて捕獲されて以降、高浜町、おおい町、小浜市、若狭町へと生息地を拡大しています。平成21年には稲の苗への食害対策として有害捕獲が開始され、以降毎年捕獲が続けられています。



ヌートリア(三方湖(若狭町))

県では、平成25年3月に外来生物法に基づく「福井県ヌートリア防除実施計画」を策定し、「ヌートリア捕獲従事者養成講習会」を開催し、捕獲者を育成して捕獲を進めています。

【アカミミガメ】

アカミミガメは、北米原産のヌマガメ科のカメで、県内の多くの市町において生息しています。幼体は「ミドリガメ」とも呼ばれ、ペットとして飼育されていた個体が逃げ出したり捨てられたりして野生化しました。在来のカメと餌や生息環境をめぐる競争するほか、水生植物や水生生物を捕食することで生態系への影響を与えます。令和5年6月に、条件付特定外来生物^{*1}として新規指定されました。



アカミミガメ

【ウシガエル】

ウシガエルは、北米原産の大型のカエルで、多くの生息が確認されている三方湖や北潟湖の周辺で



ウシガエル

^{*1}条件付特定外来生物：外来生物法上は特定外来生物となりますが、通常の特定期間外生物の規制の一部が、当分の間、適用除外となっています。具体的には、一般家庭での飼育等については、許可や届出なしで行うことができます。令和6年時点で条件付特定外来生物に指定されているのは、アカミミガメとアメリカザリガニの2種のみです。

は、水生昆虫などの絶滅危惧種を捕食することによる生態系被害が懸念されています。若狭町中山のかや田では平成26年4月から、北潟湖周辺のため池では、平成28年から駆除を行っています。

【セアカゴケグモ】

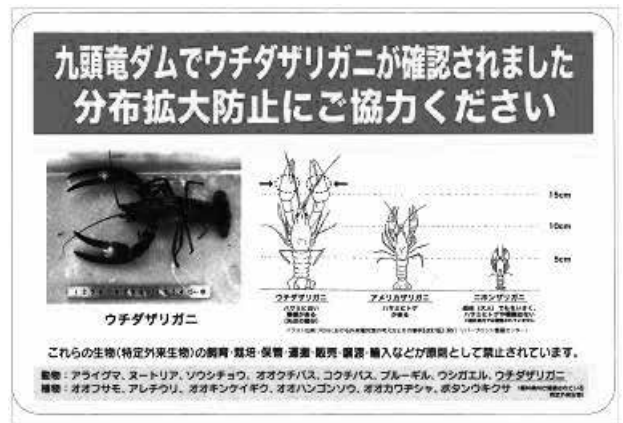
セアカゴケグモは、メスに神経毒があり、咬まれた場合、人的被害が懸念されます。平成26年7月に福井市内において、県内での生息が初確認されて以降、複数の市町で確認されています。県外から搬入された車の車体から見つかることもあり、県では、見つけたら殺虫剤等で駆除するほか、咬まれた場合は医療機関に相談するよう呼びかけています。



セアカゴケグモの注意喚起のチラシ

【ウチダザリガニ】

ウチダザリガニは、北米原産の淡水ザリガニで、県内では、平成23年6月、大野市下半原の九頭竜ダムで初確認されました。現在、本ダム湖でのみ確認されており、在来動植物への生態系被害が懸念されています。県では、拡散防止の看板を設置し、注意喚起を行っています。



ウチダザリガニの注意喚起の看板

【アメリカザリガニ】

アメリカザリガニは、北米原産の淡水ザリガニで、県内ではほぼ全域で確認されています。在来の水生植物、水生昆虫、両生類、魚類を捕食することによる生態系被害のほか、農林水産物への食害も問題となります。アカミミガメと同じく、令和5年6月から条件付特定外来生物に新規指定されました。



アメリカザリガニ

◆第2部 分野別施策の実施状況

(3) 外来魚対策【水産課、自然環境課】

外来魚とは、もともと日本に生息していなかった魚の総称ですが、中でもブラックバス（オオクチバス、コクチバス等の総称）とブルーギルは、主に釣りの対象魚として放流されたことにより分布が全国に広がったと考えられています。これらの外来魚は、魚や魚卵等を食べ、繁殖力の強さと環境適応能力の高さから全国各地で河川・湖の生態系や内水面漁業に被害を及ぼしています。

本県でも、ブラックバスやブルーギルが三方湖や北潟湖、九頭竜ダム、真名川ダム、河川等で確認されています。

ブラックバスやブルーギルの移植は外来生物法に基づき禁止されており、県では、漁業者による駆除への助成を行ってきました。

さらに、外来魚の実態調査や効率的な駆除方法の確立とそれに基づく漁業者への指導・助言、県民に対する啓発活動を含めた総合的な対策を講じることにより、ブラックバスやブルーギルの撲滅を目指しています。

【ブラックバス・ブルーギル】

平成14年度から三方湖で、平成20年度からはため池で、平成22年度からは九頭竜ダムで、平成30年度からは真名川において外来魚の駆除を実施しています。

地域の住民の意識啓発や地域住民の主体的な防除の拡大にも努め、モデル地区での防除を実施し、効果的な駆除手法を収集しています。



ブラックバス



ブルーギル

(4) 侵入防止対策【港湾空港課、自然環境課】 【ヒアリ】

特定外来生物のヒアリは、平成29年6月に兵庫県尼崎市で初確認されて以降、令和6年11月末までに18都道府県で135事例が確認されています。

県ではヒアリが多く確認されている韓国からの定期コンテナ航路がある敦賀港において、平成29年7月以降、国や港湾関係者等と協力してモニタリング調査を実施しています。令和6年11月末時点で、県内においてヒアリの生息は確認されていません。



ヒアリ

4 鳥獣の保護と管理

(1) 鳥獣の現況

【自然環境課、中山間農業・畜産課】

本県で生息が確認されている陸生哺乳類は36種、鳥類は317種あり、このうち在来の鳥獣は生態系の構成要素であり、県民の豊かな暮らしを支える大切な財産となっています。しかし、近年の社会環境や自然環境の変化により、一部の鳥獣が絶滅の危機に瀕する一方、増えすぎた鳥獣は人間生活や農林水産業等の生産活動、生態系に被害をもたらしています。このような状況を解決するため、県では鳥獣保護区を設定するなどし、減少傾向にある渡り鳥等の保護を図るとともに、イノシシやニホンジカ、ニホンザルをはじめ、ハクビシンやアライグマといった特定の加害獣については、狩猟や有害鳥獣捕獲の強化による被害対策を推進しています。

(2) 鳥獣保護区等の指定【自然環境課】

本県では、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、特定猟具使用禁止区域（銃）および指定猟法禁止区域（鉛製銃弾）を指定し、野生鳥獣の適切な保護や狩猟による危険の防止、鉛汚染防止の普及といった狩猟の適正化を図っています。これらの指定は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣法）」に基づき、県において作成した「第13次福井県鳥獣保護管理事業計画（令和4～令和8年度）」に沿って、地元住民や狩猟団体、農林漁業者、自然再生団体など多くの利害関係者の理解と協力のもとに進めています。

表2-3-4 鳥獣保護区等の指定状況
(令和6年11月1日現在)

区 分	箇所数	面 積 (ha)
鳥獣保護区 (うち特別保護地区)	47 (14)	32,783 (1,319)
特定猟具使用禁止区域 (銃)	69	29,683
指定猟法禁止区域 (鉛製銃弾)	1	292
計	117	62,758

(3) 狩猟、有害鳥獣捕獲の現況

【自然環境課、中山間農業・畜産課】

① 狩猟者の育成と狩猟による捕獲の強化等

平成27年に鳥獣法の改正に伴い、捕獲の担い手の確保を目的として、わな猟および網猟免許の取得可能年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。これを受けて県では、農林高校等への狩猟免許取得の呼びかけや、捕獲技術研修会の開催により狩猟者育成を図っています。令和6年12月には福井市のアウトドアショップの協力により、狩猟の魅力を発信するイベントを開催し、特にアウトドア派の若者に対し狩猟の魅力や狩猟免許取得をPRしました。

本県では、ニホンジカやイノシシによる農林業等被害を防止するため、第二種特定鳥獣管理計画により、両獣種の狩猟期間^{*1}を延長し、登録狩猟による捕獲の強化を図っています。

また、県では狩猟違反や狩猟事故等の防止のため、関係機関や警察と連携した指導と狩猟期間初日のパトロールを実施しています。

^{*1} 狩猟期間：11月15日～翌年2月15日（本県では、ニホンジカとイノシシに限り11月1日から3月31日までとします。ただし、わな猟および止めさしのための銃に限る。）。なお、捕獲できる鳥獣の種類、場所、方法等は法令で細かく規制されています。

◆第2部 分野別施策の実施状況

表2-3-5 狩猟免許*¹交付状況(令和6年3月末現在)

免許区分	所持者	試験合格者
網 猟	123	15
わ な 猟	1,420	96
第一種銃猟	717	33
第二種銃猟	16	3
計(のべ数)	2,276	147

表2-3-6 狩猟者登録*¹証交付状況(令和6年3月末現在)

登録区分	県内者	県外者	計
網 猟	22	0	22
わ な 猟	695	15	710
第一種銃猟	400	131	531
第二種銃猟	21	3	24
計	1,138	149	1,287

表2-3-7 狩猟者登録数の推移(県外在住者も含む)

免許区分(年度)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
網 猟	4	6	3	2	5	2	3	9	9	13	22
わ な 猟	602	651	711	720	741	761	752	737	729	721	710
第一種銃猟	811	793	751	742	703	663	609	560	574	552	531
第二種銃猟	7	7	11	14	13	16	19	20	20	18	24
計	1,424	1,457	1,476	1,478	1,462	1,442	1,383	1,326	1,332	1,304	1,287

表2-3-8 狩猟者による鳥獣捕獲数(令和5年度)

鳥 類 名	捕 獲 数	対前年度増減
カ モ 類	867	298
キ ジ	126	42
ヤ マ ド リ	50	16
そ の 他	97	69
計	1,140	425

獣 類 名	捕 獲 数	対前年度増減
イ ノ シ シ	594	186
ニ ホ ン ジ カ	787	50
ツ キ ノ ワ ゲ マ	4	2
そ の 他	25	8
計	1,410	246

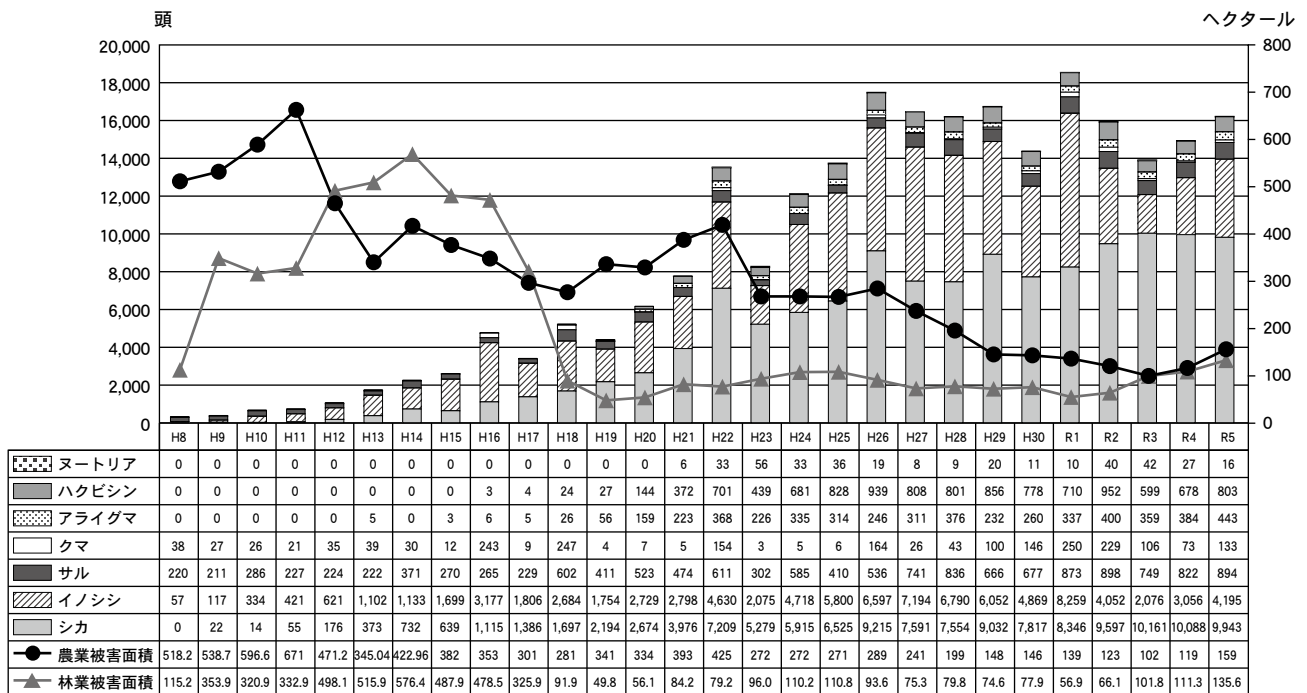
② 鳥獣被害の防止対策

野生鳥獣による被害の防止のため、電気柵の設置や誘引物の除去、追払いなどの被害防除を行うとともに、農林業へ深刻な被害を出している鳥獣については、市町の許可による迅速かつ適切な有害鳥獣捕獲を行っています。さらに、個体数が増えすぎて農林業や生態系への被害を出している獣類については、第二種特定鳥獣管理計画による狩猟期間の延長措置や個体数調整の実施、外来獣については防除実施計画により野外からの完全排除を目指し、積極的な捕獲を行っています。

平成22年度から、各農林総合事務所や嶺南振興局に鳥獣害対策推進チームを設け、被害地区の組織体制の強化、人づくり、専門家の育成、情報収集分析力の向上、電気柵や捕獲檻の整備拡充等の総合的な対策を実施しています。また、令和2年度から、県が事業主体となって捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施しており、豚熱の感染拡大防止と国の重要文化的景観に選定された越前水仙の被害低減を図るため、奥山等に生息するイノシシとニホンジカの集中捕獲を行っています。さらに、令和4年度からは県が事業主体となり、行政域を跨いでホンジカを捕獲する「広域捕獲事業」を行っています。

*¹狩猟免許と狩猟者登録：狩猟をしようとする人は、住所地の都道府県が行う狩猟免許試験に合格し、免許(全国で有効)を取得(3年ごとに更新が必要)し、狩猟をしようとする都道府県で狩猟者登録を毎年行う必要があります。

表2-3-9 有害鳥獣捕獲による捕獲頭数と農林業被害面積の推移



※指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲および個体数調整許可による捕獲のほか、アライグマおよびヌートリアは外来生物法に基づく捕獲も含む。

※捕獲頭数および林業被害面積は年度の集計、農業被害は暦年（1月～12月）の集計

(4) 特定鳥獣の保護管理

【自然環境課、中山間農業・畜産課】

県では、ニホンジカやイノシシ等による自然生態系への影響や農林業被害が深刻化する現状を踏まえ、個体数の低減を目的とした「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル）」と、繁殖力が弱く捕獲しすぎると絶滅のおそれのあるツキノワグマの保護を目的とした「第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ）」を作成しています。

① ニホンジカ

令和5年のニホンジカによる農作物被害額は61,287千円で、野生鳥獣による農作物被害のうち最も大きな割合となる47%を占め、農業振興の障害となっています。ニホンジカの計画的な個体数管理を行うため、平成16年9月に「特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）」（現在、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に改題）を策定しました。令和4年3月に第5期計画を策定し、令和6年度は年間捕獲目標数を嶺北地域では8,300頭以上、嶺南地域では5,500頭以上に設定し、シカの捕獲技術普及のための講習会の実施等による有害捕獲体制の強化や狩猟規制の緩和等による被害対策を進めています。

② イノシシ

令和5年のイノシシによる農作物被害額は59,081千円で、野生鳥獣による農作物被害全体の45%を占めており、ニホンジカに次いで大きな被害を引き起こしています。県では、イノシシ被害の低減を目的に平成22年10月に「特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）」（現在、第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）に改題）を策定しました。令和4年3月に第3期計画を策定し、被害対策を進めています。

③ ニホンザル

ニホンザルは、古くから嶺南地方を中心に生息が知られていますが、近年、奥越地域や丹南地域でも出没が増加し、農業被害や生活被害を与えています。県では、ニホンザル被害の低減を目的に平成27年10月に「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）」を策定しました。令和4年3月に第2期計画を策定し、被害対策を進めています。

◆第2部 分野別施策の実施状況

④ ツキノワグマ

県では、令和4年3月に「第3期第一種特定鳥獣保護計画（R4～R8）」を策定し、ツキノワグマによる人身被害を防止しつつ科学的知見に基づく計画的な保護管理を行ってきました。

国は、令和6年4月に、ツキノワグマの生息範囲が人の生活圏に近づいており、全国で人身被害が多発していることから、ツキノワグマを指定管理鳥獣に指定し、集中的かつ広域的管理を図ることとしました。本県においても、現行の保護計画を廃止し、「第二種特定鳥獣管理計画（R7～R8）」を策定することで、捕獲目標数を定めた計画的な捕獲や集落への侵入を防ぐ防除対策などを進めることにより、恒常的な人とクマとの軋轢軽減を図っていきます。

（5）獣肉の利活用【中山間農業・畜産課】

県では、鳥獣害対策の一つとして、捕獲したイノシシやニホンジカの獣肉の有効活用を進めています。捕獲した有害獣の肉を有効に活用することは、処分費用の軽減や、捕獲に当たる方々のやる気の向上などを通じて、捕獲数の増加につながることから非常に重要なことです。

ジビエ^{*1}の魅力を広く伝えるため、平成22年度から、レストランの紹介パンフレットの配布、家庭向けレシピ集の発行を行っている他、平成26年度から、小学校等で学校給食にジビエ料理を提供する際の補助を行っています。令和5年度には、高等学校の調理科などを対象としたジビエ調理実習を行うなど、ジビエの普及を推進しています。



高等学校でのジビエ調理実習の様子

（6）野生鳥獣との共存に向けた情報収集

【自然環境課、中山間農業・畜産課】

県では、鳥獣の保護や鳥獣による被害対策のため、生息状況や環境調査を実施しています。

日本野鳥の会福井県の協力を得て、国内外から季節的に飛来してくる鳥類の生息状況や繁殖状況のモニタリング調査として、渡り鳥保全調査（昭和52年～）を実施しており、令和6年度は、県内の2か所で5～6月および9～10月の期間に飛来状況や繁殖状況調査を実施しました。また、カモ科鳥類生息調査（昭和44年～）では、毎年1月初旬に県内の主な飛来地となる17の河川、湖沼等においてガン・カモ・ハクチョウ類の飛来種と数のカウント調査を実施しています。令和5年度の調査では17調査地で19種、計26,327羽のガン・カモ・ハクチョウ類が確認されました。こういった調査を通じて本県の豊かな野生鳥獣の生息環境が良好に維持されているかを確認しています。



カモ科鳥類生息調査の様子

ツキノワグマについては、秋の大量出没発生を予測するため平成17年度から毎年、8月上旬～9月上旬に秋のツキノワグマの食物となるブナ科堅果（ドングリ類）の豊凶調査を実施しています。

この調査の結果、令和6年度の秋はツキノワグマの主要な食物であるブナおよびミズナラ堅果の結実状況は、過去の大量出没年と比較すると良好であったため、餌資源量の観点からは、大量出没が発生する可能性は高くないと予測されました。この内容は9月に開催された「ツキノワグマ出没対策連絡会」で市町等に広く情報共有されました。

^{*1}ジビエ：ジビエ（gibier）とは、フランス語で野生動物や鳥の狩猟肉のことです。丁寧に加工・調理された新鮮なイノシシやシカの肉は、他にはない味わいや香りを楽しめるだけでなく、高たんぱく・低脂肪で、今注目されている食材の一つです。



ツキノワグマの餌となるブナ科堅果類調査
(県内 43 か所、県自然保護センター実施)

平成 27 年 10 月からは、県内の住民等から市町等へ寄せられたツキノワグマの出没情報の収集および地域住民、農林業者、観光客等への迅速な配信と情報共有をするため、インターネットを使った情報収集配信システム（福井クマ情報 <https://tsukinowaguma.pref.fukui.lg.jp/KUMA/Top.aspx>）を再整備しました。これにより、メールマガジンの個人登録者へ携帯メールにて出没等の情報を提供することが可能となり、事故防止対策を強化しました。

ニホンジカについては、平成 15 年度から狩猟者の目撃・捕獲情報の収集やシカの糞塊密度調査を実施し、生息個体数の推定を行うとともに、個体数指標の増減傾向を見ながら、適切な個体数密度へ誘導する施策を行っています。

さらに、近年、全国的に内水面漁業に深刻な被害を与えているカワウについて、平成 19 年度から県内の累計 21 か所のねぐらや営巣地で個体数調査を実施し、増減傾向の把握を行っています。

人間の自然へのはたらきかけ方や気候変動など環境の変化に応じて、野生鳥獣の生息数や分布などは常に変化します。こうしたことから、野生鳥獣との共存を図るためには、状況の変化を常にモニタリングし、状況に応じた対策を行っていく必要があります。

県では今後とも、野生鳥獣の情報収集を行い、順応的な対応により人と野生鳥獣との共存を図っていきます。

（7）傷病鳥獣の保護【自然環境課】

県では昭和 55 年に（公社）福井県獣医師会と連携し、傷病を負った野生鳥獣の救護事業を開始しました。現在、県自然保護センターを中心とし、（公社）福井県獣医師会、市町、動物園、自然保護団体、県民ボランティア等と連携し、野外で人為的な原因で負傷等した野生鳥獣を救護し、野生へ復帰させる活動を行っています。

令和 5 年度の傷病鳥獣の救護および治療件数は全体で 17 件、22 個体でした。その内訳は、鳥類 14 件、18 羽、哺乳類 3 件、4 頭となっています。この中には、県域準絶滅危惧Ⅱ種のハヤブサが含まれています。

傷病鳥獣の救護の通報の多くは、県民から寄せられます。県では、巣立ちビナを迷子やケガをしていると間違えて保護するケースの防止や、野生鳥獣には寄生虫など人にも感染する病気もあることから、素手で野生動物を触らない、触った場合はうがい手洗いを行うことなど、「野生鳥獣との接し方」についても普及しています。

◆第2部 分野別施策の実施状況

5 生物多様性を育む農林水産業等の推進

(1) 河川における自然環境の保全【河川課】

① 水生生物の生息に必要な水の流れの確保

市街地等を流れる中小河川では、コンクリートの護岸におおわれ、また、水深も浅いことから、自然環境が損なわれ、水質も悪化している区間があります。このような区間において、自然な川岸や瀬と淵を創出し、良好な河川環境を再生する試みを進めており、福井市の足羽川、底喰川、狐川などでは、低水路^{*1}を設けて、適度な水の流れを確保することにより、川が本来持っている自然浄化機能の回復と生物が生息できるような河川環境の保全を図っています。

② 生態系^{*2}や親水性、景観等に配慮した事業の推進

河川空間は、都市における生物の重要な生息環境であり、また水と緑の貴重なオープンスペースとして地域社会に潤いを与えるとともに、街の景観形成や地域住民の憩いとやすらぎの場として重要な役割を果たしています。

河川改修事業等の実施にあたっては、このような河川の役割と周辺の利用状況に配慮しながら、多種多様な動植物が生息しやすい、自然がそのまま残ったような多自然川づくりを進めています。

また、市町が行う公園整備等と連携しながら水辺に近づける河岸の整備などを進めています。

表2-3-10 河川改修事業等による事例

施 工 河 川	内 容 【事業期間】
一乗谷川 (福井市安波賀町～福井市西新町)	一乗谷朝倉氏遺跡周辺の自然環境を保全し、地域住民の生活と調和した良好な河川環境の創出を図るため、自然石積の護岸・ホタル生息に配慮した緩勾配の低水護岸等を整備しています。【S63～R3】
狐川 (福井市角折町～福井市花堂北)	本来の狐川の自然を復元し、また子どもたちが水辺にふれあえるように、住民と行政等が協力して低水路や河畔林等を整備しています。【H15～R2】
足羽川 (福井市大瀬町～福井市板垣)	表土覆土等による在来植生の早期復元や低水護岸への自然的素材の採用など、水際・水域環境の保全に努めています。また、水域から高水敷 ^{*3} への連続したエコトーン ^{*4} の形成にも配慮しました。【H16～H21】



一乗谷川の整備状況

^{*1}低水路：通常の水量が少ない時に、水深を確保するために設けた水路のことです。

^{*2}生態系：生物（有機物）と生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が互いに影響を及ぼしながら、太陽の光と水から生命（エネルギー）の循環を作り出すシステムのこと、身近には、森林、草原、湿原、湖、河川、海岸など、小規模なまとまりのある地域に存在しています。

^{*3}高水敷：常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地のことです。

^{*4}エコトーン：生態系の推移帯のこと、陸域と水域などのように異なる環境が連続的に推移して接している場所です。

(2) 農村環境の保全【農村振興課】

① 自然環境を活かした魅力ある農村環境づくり

農村は、健全で持続的な農業が維持されることにより、食料の安定供給とともに、国土・環境保全、水源の涵養、保健休養、やすらぎ、伝統文化の継承などの多面的機能を発揮しており、人々の生活に不可欠なものです。

また、人々にやすらぎを与えてくれる緑豊かな農村環境は、地域住民のみならず、農村にゆとりとやすらぎを求める都市住民にとっても極めて重要であり、地域共有の財産として維持・保全していくことが必要です。

県では、農村の環境を適切に維持・保全するとともに、将来を担う感性豊かな子どもたちを育てるため、農村環境の重要な要素となっている水田、水路、ため池、里山などを生き物とのふれあいの場として活用し、農村の持つ多面的機能の啓発普及など、農業・農村や自然環境への関心と理解を深める取組みを行っています。啓発活動として、令和6年度は、学習会を19校で実施しています。

② 環境との調和に配慮した農業農村の整備

農村では、水田などの農地のほか、用排水路、ため池、畦や土手・堤といった様々な環境により、多様な生態系が形成されてきました。

このため、農業・農村の整備においては、農業生産性の向上等の目的を達成しつつ、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減し、良好な環境を維持・供給する「環境との調和に配慮」した整備を進めるため、環境配慮に係る検討会議を開催し、地域住民や専門家を交えて意見交換を行い、事業計画に反映しています。

また、田んぼや用排水路などに生息する生き物を調査し、「環境との調和に配慮」した整備手法・工法の検討も行っています。

検討結果を踏まえ、水系の連続性を確保する水田魚道の設置、水路への適度な土砂堆積、周年水が確保される「深み」、生き物の生息場所や這い上がりスロープなどの設置、工事資材への木材の活用など、様々な工夫により施工しています。

施工の前後に行っている生き物調査は、地元小学校では環境学習として利用されています。令和6年度は、生き物調査を16地区で実施しています。



水田魚道の設置による水系の連続性の確保
(越前町)

③ 地域共同による地域資源の保全活動の推進

多面的機能を有する農地や農業用水などは、農村地域にとって欠かすことのできない資源です。しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保管理が困難となっている状況にあります。

このため、農業者だけでなく非農家等の多様な主体の参加による、地域ぐるみで行う地域資源の保全活動に係る支援を行い、その広がりを進めています。

令和6年度は、県内約31,800haで農地や農業用水などの地域資源や農村環境の保全に向けた活動が展開されています。



地域住民による草刈り作業
(小浜市 松永)

◆第2部 分野別施策の実施状況

(3) 水と緑のネットワーク整備【河川課】

福井市の中心域には、歴史のある用水路が張りめぐらされ、市内の河川とともに、市民が身近にふれあえる貴重な水辺として重要な役割を果たしてきました。しかし、近年の都市化の進展や農地の減少により、水路や河川を流れる水量が減少するとともに、水路の埋立てや蓋がけが進むなど、市内の貴重な水と緑の空間が失われつつありました。

このため、平成16年に「水と緑のネットワーク整備計画」を策定し、九頭竜川から市内の用水路や河川に環境用水を導水する整備を行い、河川浄化、良好な水辺環境の向上、防災機能の向上を図りました。また、底喰川、権現川、光明寺用水、内輪用水にモデル箇所を定め、水辺空間の整備を行いました。



底喰川における水辺空間の整備

(4) 海岸における砂浜保全と自然環境への配慮

【砂防防災課】

海岸は海水浴等のレジャーやスポーツ、体験活動等といった様々な用途に利用されるとともに、魚介類をはじめとして野鳥、海藻、海浜植物等の多様な動植物が生息していることから、国土の保全を目的とした離岸堤や突堤などの海岸保全施設についても、自然環境に配慮しながら整備しています。

また、漂流・漂着ごみにより海岸機能の低下や、生態系を含めた環境・景観の悪化が近年深刻化していることから、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）」に基づき、関係部局と連携し、漂流・漂着ごみに対する実効的な対策を行っています（詳細については第3章第3節3を参照）。



自然環境に配慮して整備された海岸（福井市浜住海岸）

(5) 港湾施設における環境配慮【港湾空港課】

港湾施設の整備にあたっては、施設が地域住民にとって生活空間の一部であることから、施設の機能向上に加え、レクリエーションなどで施設を訪れる人たちにとって快適な空間になるように、景観や親水性に配慮した整備を行っています。

敦賀港金ヶ崎緑地は、敦賀港を訪れる人たちにとっての憩いの場として、また「うみんぴあ大飯」の環境緑地は、こども家族館と一体となり「うみんぴあ大飯」を訪れる人たちが楽しめる場として快適な空間となっています。



敦賀港金ヶ崎緑地



うみんぴあ大飯環境緑地

(6) 自然環境に配慮した土石流対策【砂防防災課】

砂防堰堤の整備においては、平常時には無害な土砂が流れ出る構造で、河道を寸断せず、土砂や流木の捕捉効果も高い「透過型砂防堰堤」を原則採用するとともに、溪流の侵食防止工事においても、底張りを原則廃止するなど、自然環境に配慮した土石流対策を進めています。

また、砂防堰堤の残存型枠については、森林を健全化し土砂災害防止に貢献するため、県内産間伐材の利用を推進しています。



透過型砂防堰堤（滝ヶ谷川 敦賀市田尻）

(7) 自然環境に配慮したがけ崩れ対策**【砂防防災課】**

がけ崩れ対策の主な工法である待受け擁壁において、従前からのコンクリート擁壁ではなく、掘削土などの現地発生材を活用した補強土壁工を積極的に採用しています。

この工法では、残土として処分する土量を減らすことができるだけでなく、擁壁表面の緑化が可能となり、景観にも配慮した対策工事を行うことができます。



補強土壁工法（東黒田地区 若狭町東黒田）

◆第2部 分野別施策の実施状況

(8) 採石場、土採取場跡地の緑化

【産業技術課、砂防防災課】

碎石および石材は、道路の路盤材あるいはコンクリートに混入する骨材等として用いられており、社会資本の整備に必要不可欠な資源です。しかし、その原料である岩石の採取にあたっては、大規模な森林開発を要する場合が多く、森林保全との調整が重要です。

県内では、令和6年12月現在、19か所の岩石採取場が稼働中であり、主に山腹の森林を伐採し、表土を除去後、地下の岩石を採取する形態となっています。

それぞれの事業者は、採石法に基づいて岩石採取計画を知事に提出し、認可を受けて操業しているほか、県条例によって一定面積以上の場合には環境影響評価の実施が義務付けられています。

採取にあたっては、計画に従って岩石の採取が最終岩壁に達した部分から順次種子吹付け、植栽等を実施して、採掘終了後の緑化を図るよう指導しています。

また、県土採取規制条例に基づき、土の採取に伴い災害が発生するおそれのある区域(24区域)を土採取規制区域として指定しています。規制区域内において土の採取を行う場合は、知事の認可を受けなければなりません。

同時に、土の採取に伴う災害防止や県民の生活環境保全のために適切な措置をとること、採取跡地の整備を適切に行うことが義務付けられています。

なお、樹木のうち景観上重要と思われるものについては、その全部または一部の保存を極力図ること、採取跡地については、植樹や種子吹付け等により緑化を図るよう指導しています。さらに、採石、土採取が適正に行われるよう、巡回パトロール等を通じて、事業者等に対し指導・監督を行っています。

(9) 自然環境、景観に配慮した道路整備

【道路建設課】

道路環境に関する課題として、渋滞の解消や自動車交通量の抑制、沿道景観と調和した道路整備などがあります。

これら課題に対応するため、「公共交通機関との連携・支援」および「環境と調和した道路整備」を進めています。

「公共交通機関との連携・支援」においては、二酸化炭素や窒素酸化物などの排出量を減らし、燃料消費の少ない低炭素社会につながる公共交通機関の利用を促進するとともに、交通の円滑化を図るため、主要拠点を結ぶ道路の整備を進めています。

「環境と調和した道路整備」においては、福井県の有する豊かな自然環境や生態系との共生・調和を図るとともに、「福井県橋りょう景観ガイドライン」により周辺景観に配慮した橋りょう整備を行うなど沿道環境および景観の保全に配慮した道路整備を進めています。



周辺景観に配慮した橋りょう整備の例(新九頭竜橋)

表2-3-11 自然環境、景観に配慮した主な道路施策

	主 な 施 策
公共交通機関との連携・支援	○駅へのアクセス道路の整備 ○駅前広場の整備
環境と調和した道路整備	○無電柱化の推進 ○街路樹植栽などによる道路緑化 ○バイパス道路の整備や右折レーン設置による渋滞の解消と走行速度の向上 ○循環型社会を目指し、建設副産物の発生の抑制、建設資源のリサイクルを推進 ○動植物の生息・生育空間に配慮し、生態系全般との調和を図るため道路法面の緑化などを推進

(10) 環境に配慮した林道の整備【森づくり課】

林道の整備にあたっては、全体計画調査において地形や自然環境の調査を行い、希少な動植物への影響や地形改変を最小限にとどめるよう工事を進めています。

また、間伐材を利用した丸太、木材チップによる法面保護など環境負荷の少ない木質資材の積極的な利用や、在来種を活用した緑化による自然環境の復元など、環境に配慮した林道整備に取り組んでいます。



間伐材の活用例
(林道 若狭遠敷線 丸太伏工)

第3章 循環型社会の推進

第1節 一般廃棄物*¹の減量化とリサイクル推進

1 プラスチックごみ削減に向けた取組み【循環社会推進課】

(1) プラスチック代替製品の利用促進

プラスチック資源循環促進法が施行されるなど、プラスチックごみ対策が急がれる中、令和5年度に紙や木、バイオマスプラスチックなどのプラスチック代替製品を導入する事業者に対し、費用の一部を補助する制度を創設しました。

県民がプラスチック代替製品を身近なものとして使用できる環境づくりを推進し、使い捨てプラスチック削減意識の醸成を図ります。

(2) マイボトル運動の展開

令和元年度より、ペットボトル等の使い捨てプラスチックに代わり、水筒やタンブラー等の利用を推進する「マイボトル運動」を展開しています。

持参したマイボトルに購入した飲料を提供してくれる県内飲食店等を「マイボトル運動協力店」として県ホームページで紹介しており、令和7年1月末現在、71店舗に協力をいただいています。

また、令和3年度からは、マイボトル利用推進に取り組む県内企業・団体等を「マイボトル運動推進サポーター」として登録しています。令和7年1月末現在、136団体に登録をいただいています。

さらに令和5年度からは、6月を「マイボトル推

進月間」と定め、マイボトル専用コーナーの設置や街頭PRにより、さらに啓発を強化しています。



マイボトル推進月間・マイボトル運動チラシ

(3) 脱プラスチック生活の取組み推進

家庭でできる使い捨てプラスチックを極力使わない生活の意識付けを図るため、マイバックの持参や洗剤などの詰め替え用製品の購入、量り売りによる商品の購入など、プラスチックごみ削減の取組み事例をパンフレットや県ホームページ、出前講座などの機会に紹介しています。

2 食品ロス削減に向けた取組み【循環社会推進課】

(1) 「おいしいふくい食べきり運動」の実施

県では、食品廃棄物の減量化と食品ロスの削減のため、全国に先駆けて「おいしいふくい食べきり運動」を実施しています。

「おいしいふくい食べきり運動」を進めるため、平成25年度から消費者団体である福井県連合婦人会と協働して啓発活動を行っており、飲食店や企業に対する働きかけ、地域イベントでの住民への啓発、保育園での食べきり運動学習会などを実施しています。

また、本県が事務局を担う「全国おいしいふくい食べきり運動ネットワーク協議会」において、「情

報共有・発信」と「全国共同キャンペーン」を実施しています。「情報共有・発信」として、各自治体の実施している食品ロス削減のための取組み事例を会員自治体に共有しているほか、「全国共同キャンペーン」として、10月には家庭での「おいしい食べきり」を呼びかけ、12月から1月には、外出時の「おいしい食べきり」を呼びかけています。

今後も、協議会参加の自治体や県内の市町、団体、民間企業とも協力し、幅広い世代に対して「おいしいふくい食べきり運動」の普及啓発を進めていきます。

(2) フードロスマイスターの養成

県では、令和3年度から「使いきりレシピ」や「冷蔵庫収納術」などの講座を開催し、食品ロスについての知識や削減方法のノウハウを習得した人を「フードロスマイスター」として養成しています。現在まで「フードロスマイスター」の認定数は着実に増加しており、引き続き食品ロス削減のための知識等を習得した県民を増やす取組みを進めています。

(3) てまえどりの推進

売れ残りによる食品ロス削減のため、県では、商品棚の手前にある消費期限の近い商品を積極的に選ぶ購買行動「てまえどり」を推進しています。県民に広く普及するよう、令和5年度から、県内スーパー

等の小売業者に県独自のポップやポスターを配布しています。また、県民に対して「消費期限」「賞味期限」が正しく理解されるよう啓発をしています。



てまえどりポップ

分野別施策の
実施状況

3 一般廃棄物^{*1}の削減とリサイクル推進

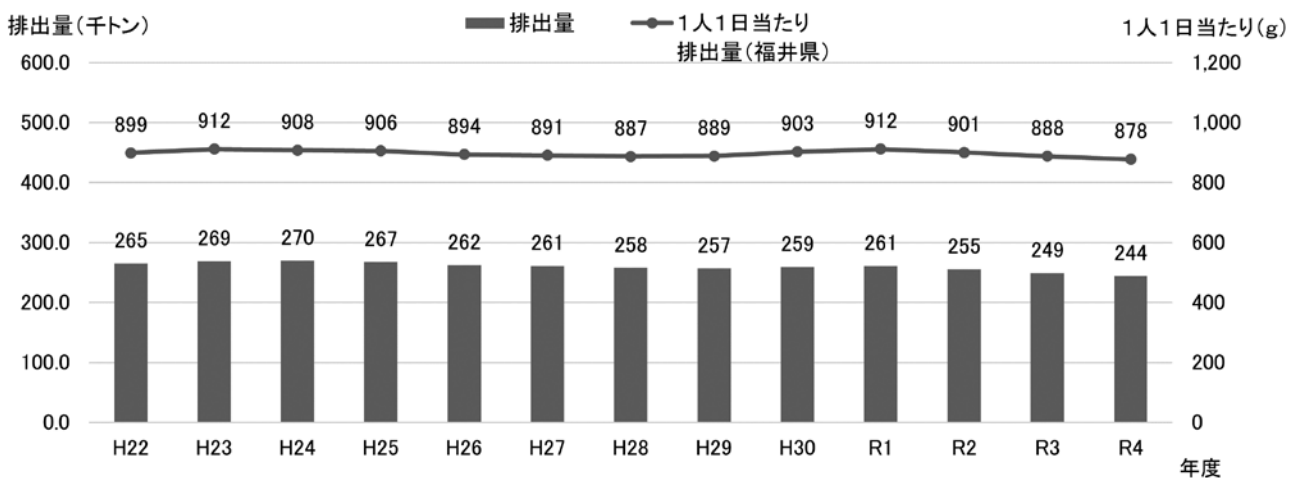
(1) 一般廃棄物の状況【循環社会推進課】

① ごみの排出量

県内のごみ総排出量は、令和4年度において244千t、1人1日当たりは878gであり、前年度と比較すると、総排出量は5,014t(約2%)減少しており、1人1日当たり排出量は10g減少しています。

令和4年度においては、生活系ごみ(家庭から排出される一般廃棄物)が5,094t減少し、事業系ごみ(事業所から排出される一般廃棄物)は80t増加しました。

図3-1-1 ごみ総排出量と県民1人1日当たり排出量の推移



^{*1}一般廃棄物：廃棄物処理法において、産業廃棄物以外のものと定義されており、具体的には、ごみ(生活系ごみと事業系ごみに区分)やし尿などを指します。

産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他について廃棄物処理法で定められています。

^{*2}中間処理：埋立て等の最終処分に対して、焼却や破碎等を中間処理といいます。

◆第2部 分野別施策の実施状況

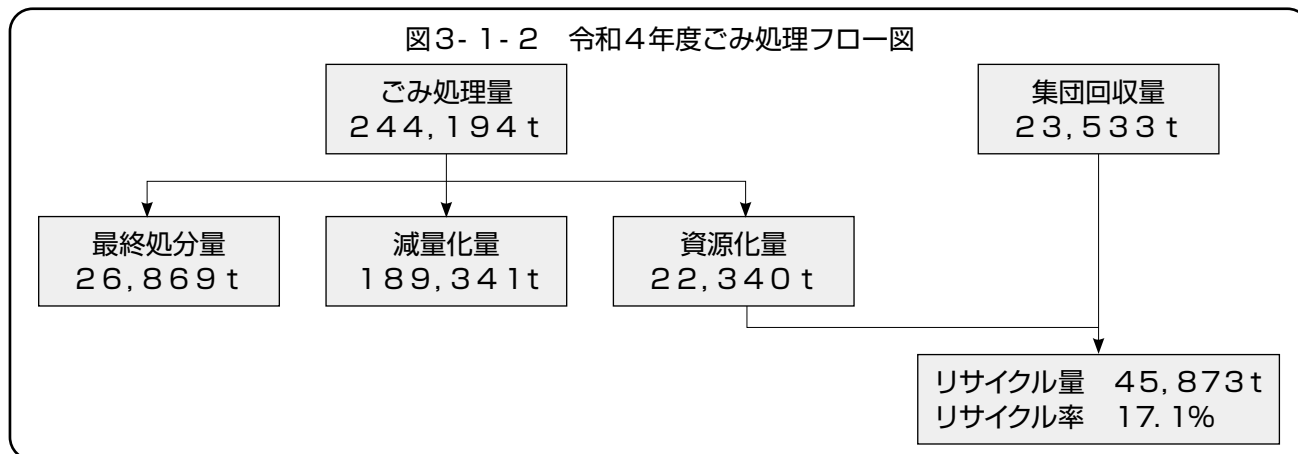
② ごみの処理状況

市町（一部事務組合を含む。）では、通常、収集されたごみを、資源化、焼却、破碎等の中間処理^{*2}をした上で、その残さなどを埋立処分しています。

令和4年度に市町が収集し、処理されたごみ

24万tのうち、資源化された「資源化量」は2万2千t、焼却等で減量化された「減量化量」は18万9千t、埋め立てられた「最終処分量」は2万7千tでした。

図3-1-2 令和4年度ごみ処理フロー図



③ リサイクルの状況

令和4年度に市町において資源ごみの分別収集や中間処理により資源化された量は、2万2千tとなっています。

また、住民団体等によって資源として集団回収された量は2万4千tとなっています。

市町における資源化と集団回収を併せた4万6千

tがリサイクルにまわされ、リサイクル率は17.1%となっています（令和3年度：17.6%）。

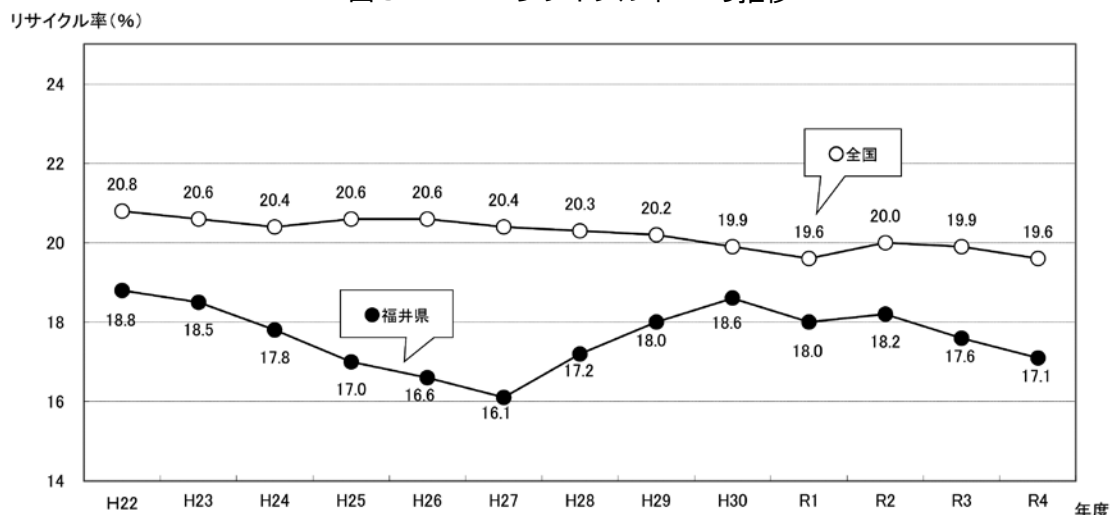
リサイクル率は、全国と比べて低い結果となっており、今後、県民のさらなるリサイクルに対する取り組みが必要となっています。

表3-1-3 リサイクル量の推移

（単位：千t）

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
資 源 化 量	33	33	32	31	29	28	26	25	25	25	25	24	22
集 団 回 収 量	21	21	20	18	18	17	23	26	28	27	26	24	24
リ サ イ ク ル 量	54	54	52	49	47	45	49	51	53	52	51	48	46

図3-1-4 リサイクル率^{（注）}の推移



（注）リサイクル率＝リサイクル量÷（ごみ処理量＋集団回収量）

④ 廃棄物処理施設の状況

市町では、収集された一般廃棄物を処理するため、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分地施設等の廃棄物処理施設を設置しています。

令和6年4月現在、ごみ焼却施設は7施設設置されており、処理能力は1,033t/日となっています。

また、一般廃棄物最終処分場は10施設設置されており、残余容量等を考慮しながら計画的に新しい施設の整備が進められています。

(2) ごみ減量化・リサイクルへの取組み

【循環社会推進課】

① 行動指針および推進体制

県では、「福井県廃棄物処理計画」、またこの計画の上位計画となる「福井県環境基本計画」に基づき、「おいしいふくい食べきり運動」などによる食品ロス削減や紙資源の分別強化、プラスチックの使用削減などにより、廃棄物の減量化やリサイクルを推進しています。令和3年3月に策定した廃棄物処理計画では、令和7年度の目標値を次表のとおり設定しています。

「福井県廃棄物処理計画」に基づく施策を着実に推進するためには、県民全体で推進していくという

機運づくりが重要であり、そのため、女性団体や消費者団体、事業者等と協力し啓発活動等を展開します。

また、一般廃棄物の排出状況や処理体制等は各市町によって異なることから、市町間での共有化を図るための情報を提供したり、全県的な運動を主体的に展開しています。

産業廃棄物については、各業界団体や一般社団法人福井県産業資源循環協会と意見交換を行うなど協力体制を強化します。

表3-1-5 「福井県廃棄物処理計画」の目標値

目 標 値	指 標	平成30年度	令和7年度
		現 状	目標値（予測値）
	一人一日当たりごみ排出量	903 g	858 g（922 g）
	一般廃棄物のリサイクル率	18.6%	21.0%（20.8%）
	産業廃棄物排出量	2,943 千 t	2,943 千 t（3,046 千 t）
	産業廃棄物の再生利用率	43.9%	44.6%（43.8%）

② ごみの減量化・リサイクルの推進

ア ごみの分別強化、紙資源のリサイクル

一般廃棄物の減量化推進のため、平成28年度から、県、市町、住民代表による「福井県ごみ減量化推進会議」を開催し、県と市町が一丸となってごみ減量化および分別徹底によるリサイクルを推進しています。

実務担当者で構成する「ごみ減量化推進部会」においては、課題解決のための効果的な施策の検討や情報共有を行っており、令和6年度は、紙おむつリサイクルについて先進自治体の取組みを共有しました。

また、県民に向けては「やってみよう！いざ！ごみ減量チャレンジ」と銘打ち、食品廃棄物を減らすための「3きり」、雑がみやプラスチック類の「分別」について、マスメディアを活用し広く啓発しているほか、「わくわくもったいないフェスタ2024」で雑がみ分別クイズのブースを設け、雑がみの認識を深めました。

事業者に対しては、紙資源リサイクルの優良事例を紹介して分別実践を呼びかけるなど、紙資源の分別徹底についてさらなる普及啓発を図りました。

◆第2部 分野別施策の実施状況

イ リペア・リユース推進事業

修理ボランティアの養成や修理事業者の利用促進を通じて、「ものを大切にする」意識の醸成を図るため、おもちゃや洋服・ぬいぐるみを修理するボランティアの養成講座やリユースイベントの開催、修理事業者「まちの修理屋さん」の利用促進を行っています。

県では、おもちゃの修理ボランティア「おもちゃドクター」を養成するため、平成23年度から、おもちゃの修理技術等を学ぶ養成講座を開催しています。

また、令和元年度からは、洋服やぬいぐるみを補修するボランティア「洋服・ぬいぐるみお直し隊」の養成に取り組んでおり、今後ボランティア団体として活動していけるよう支援しています。

令和6年度には、ハピテラスで開催した「わくわくもったいないフェスタ 2024」において、古本市やおもちゃ病院によるおもちゃの無料修理などを実施しました。



わくわくもったいないフェスタ 2024

③ 容器包装廃棄物、家電製品、

自動車のリサイクル推進体制の確立

ア 容器包装リサイクル法

一般廃棄物の容積比で約6割を占める缶、びん、ペットボトルなどの容器包装廃棄物のリサイクルを推進するため、平成9年4月から「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が施行されました。平成12年度からは同法が完全施行され、それまでの缶、びん、ペットボトルおよび紙パックに加え、その他の紙製容器包装、プラスチック製容器包装およびダンボールが同法の対象となりました。

平成18年12月には一部改正により、事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入や事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設などが盛り込まれました。

県では、令和4年度に「第10期福井県分別収集促進計画^{*1}」を策定し、県民に対する容器包装廃棄物の排出抑制や市町における容器包装廃棄物の収集品目の拡大を図る等の取組みを進めています。

表3-1-6 容器包装廃棄物の分別収集取組状況
(令和6年3月末現在)

区 分		取組市町数 (令和5年度 現在)	令和6年度 見 込
びん類	無 色	全市町	全市町
	茶 色	全市町	全市町
	その他の色	16	16
缶類	スチール缶	全市町	全市町
	アルミ缶	全市町	全市町
プラスチック類	ペットボトル	全市町	全市町
	プラスチック製 容器包装	13	13
紙類	飲料用紙パック	16	16
	段ボール	全市町	全市町
	その他の紙製容器 包装	全市町	全市町

^{*1} 福井県分別収集促進計画：各市町が策定する「市町村分別収集計画」を踏まえ、県全体の容器包装廃棄物の発生見込量および容器包装廃棄物の分別収集の促進等について定めるものです。

イ 家電リサイクル法

家電製品のリサイクルを推進するため、平成 13 年 4 月から「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）が施行されています。この法律は、家電製品の小売業者に引取義務を、製造業者等（家電メーカー、家電輸入業者）に再商品化等（リサイクル）の義務を課し、消費者に収集・再商品化等に要する費用の負担を求めるものです。

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機およびエアコンの 4 品目が対象になっています。

県では、消費者（排出者）、小売店に対して、この法律に基づくリサイクルが円滑に進むよう普及啓発を進めています。また、廃家電の不法投棄への監視にも力を入れていきます。

ウ パソコンリサイクル

平成 15 年 10 月から「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）に基づき、家庭系パソコンのリサイクルが始まりました。これまで自治体が回収・処理していた家庭用使用済パソコンを製造等事業者（パソコンメーカー等）が自主回収および再資源化を行い、消費者は収集・再資源化に要する費用を負担するものです。

エ 小型家電リサイクル法

平成 25 年 4 月から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行され、家庭の電気や電池で動く小型家電（携帯電話、デジカメ、ドライヤー、ゲーム機など）を市町が回収し、国の認定を受けたりサイクル事業者等が再資源化する「小型家電リサイクル制度」が始まりました。これまで使用済小型家電は、市町において廃棄物として処分され、その中に含まれる有用な金属が十分に回収されていませんでしたが、この制度のスタートにより、使用済小型家電の回収や再資源化が進められることとなりました。

オ 自動車リサイクル

年間約 273 万台排出される使用済自動車は、有用金属・部品を含み、資源として価値が高いものであるため、従来、解体業者や破砕業者による売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきました。

しかし、産業廃棄物最終処分場のひっ迫や従来のリサイクルシステムの機能不全により、不法投棄・不適正処理の懸念がもたれていました。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が平成 14 年 7 月に制定されました。平成 17 年 1 月からリサイクル料金の預託や電子マニフェストによる移動報告が開始されるなど、本格施行されています（解体業等の許可制度は平成 16 年 7 月から先行施行）。

法施行に伴い、関係事業者の電子情報による使用済自動車の移動報告および「フロン類」、「エアバック類」の回収や「廃タイヤ」、「バッテリー」等の適正処理が行われ、これらに必要な費用を自動車の所有者が負担することとされました。令和 5 年度に本県において引取業者に引き渡された使用済自動車は、約 1 万 5 千台あり、この使用済自動車はフロン類回収業者、解体業者および破砕業者等に引き渡されました。

今後とも、使用済自動車のリサイクル・適正処理を推進するため、関係事業者に対する監視指導を適切に行っていきます。

表 3-1-7 自動車リサイクル法関連事業者の種別
(令和 6 年 3 月末現在)

業 種	事 業 内 容	事業者数
引 取 業	使用済自動車の引取りを行う登録業者	191 件
フロン類 回 収 業	カーエアコンからフロン類を回収する登録業者	67 件
解 体 業	エアバック類を回収するとともに、バッテリー、タイヤ、廃油・廃液等を再資源化基準に従って適切な解体を行う許可業者 (基準に従って解体を行った場合のみ、使用済自動車からの部品取りを行うことができる。)	21 件
破 砕 業	解体された使用済自動車を破砕するため、プレス・せん断など破砕前処理を行う許可業者および解体された使用済自動車を破砕する許可業者	8 件

※事業者数は福井県で登録・許可を受けている業者数であり、福井市で登録・許可を受けている事業者数は含みません。
(福井市は平成 31 年 4 月 1 日に中核市に移行)

◆第2部 分野別施策の実施状況

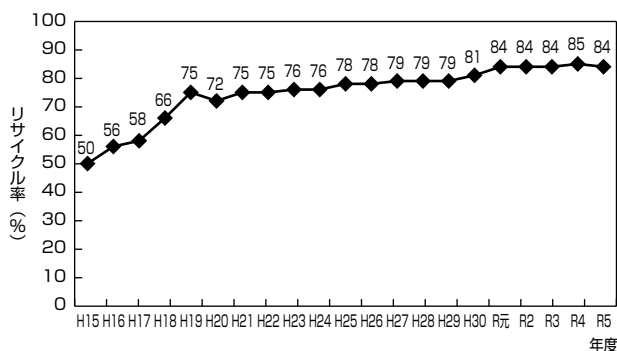
④ 下水污泥有効利用促進【河川課】

下水道の普及拡大に伴い年々増加している下水污泥の減量化とリサイクルを推進しています。

県では、9市8町1事務組合で下水道による汚水処理を行っており、令和5年度に発生した下水污泥約36,300 tのうち84%をセメント原料、肥料、建設資材などに有効利用しています。

今後も下水污泥の有効活用に積極的に取り組んでいきます。

図3-1-8 下水污泥リサイクル率の推移

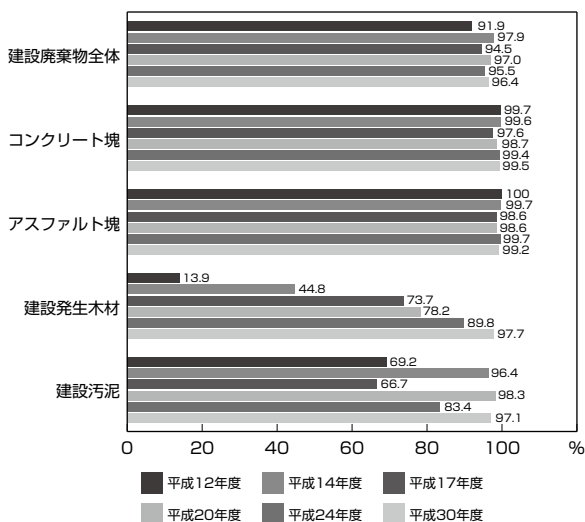


(3) 建設リサイクル【土木管理課】

① 建設リサイクルの現状

建設工事から発生する廃棄物の本県におけるリサイクル率は全体で9割を超えています。

図3-1-9 建設廃棄物のリサイクル率



② 法律制定の背景

建設工事から発生する廃棄物は種類が多く、本県では産業廃棄物全体の約2割を占めており、分別し

なければごみとして最終処分されることとなります。また、全国的にみても最終処分場の残存容量はあとわずかとなっています。

さらに、昭和40年代の高度経済成長期に大量に建設された建築物が今後更新期を迎えることから、解体による廃棄物の排出量の増加が予想されます。

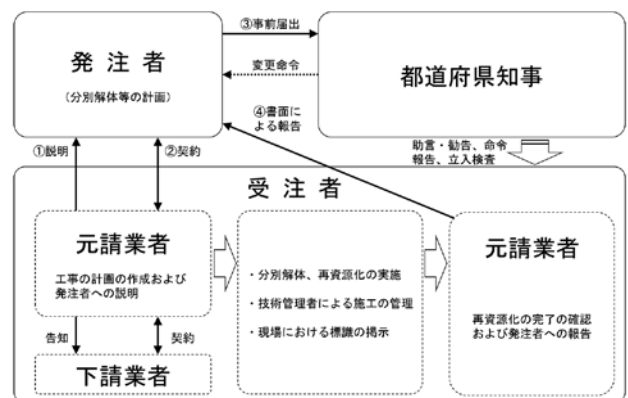
このため、廃棄物の分別・リサイクルおよび適正処理をより一層促進させることを目的に、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が、平成14年5月30日から全面施行されました。

③ 法律の概要

この法律は、下記の3つの柱から成り立っており、発注者（施主）による工事の事前届出の他、元請業者から発注者への再資源化完了報告などが義務付けられています。

- ①分別解体・リサイクルの義務付け
- ②分別解体・リサイクルの実施を確保するための措置
- ③解体工事業の登録制度の創設

図3-1-10 分別解体・リサイクル実施の流れ



④ 建設リサイクルの促進

法の実効性を確保するため、日常のパトロールに加え、年2回、施工中の工事現場を対象に、県内一斉パトロールを実施しています。

また、建設リサイクルを総合的に推進するため、県内の国、県、市町の工事発注機関、建設業団体等からなる「建設副産物対策連絡協議会」において、廃棄物の利用実態の把握と情報交換を進め、リサイクル率の向上に取り組んでいます。

(4) 食品リサイクル【循環社会推進課】

① 食品廃棄物の現状

食品廃棄物は、食品の製造の段階で発生する動植物性の残さが産業廃棄物に分類され、食品の流通段階（スーパー等）や消費段階（レストラン・家庭等）で発生する売れ残り、調理残、食べ残し等が一般廃棄物に分類されます。

一般廃棄物の生ごみの大半が、市町等の施設において焼却処理される中、池田町では行政が中心となって、回収・堆肥化に取り組んでいます。

また、NPO 法人や民間事業者による生ごみのリサイクルも行われています。

② 食品リサイクル法

平成 19 年 12 月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)が改正され、食品廃棄物の発生量が 100t 以上の事業者は、毎年度、食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられました。

また、再生利用事業計画の認定制度の見直し等の措置が講じられました。

平成 24 年 4 月に暫定的に設定をした食品廃棄物等の「発生抑制の目標値」に関して、業種の追加を行い、平成 26 年 4 月から 26 業種について発生抑制

の目標値を設定し、さらに平成 27 年 8 月より 5 業種の目標値を追加しました。

令和 4 年度における食品循環資源の再生利用等実施率は、業種別に食品製造業で 97%、食品卸売業で 62%、食品小売業で 61%、外食産業で 32%となっています。

(5) 有機性資源等の活用【流通販売課】

農業による環境への負荷を軽減するとともに、より安全で安心な農産物の生産拡大を図るため、化学肥料や化学合成農薬の投入を抑えた生産技術の普及と併せ、家畜排せつ物や籾殻、生ごみ等の有機性資源を堆肥化し、利活用するエコ農業を推進しています。

また、有機性資源の活用による土づくりを行い、化学肥料や化学合成農薬の使用を削減するエコ農業に取り組む農業者の育成を図るため、グループでエコ農業に取り組む生産者の支援や、特別栽培農産物の認証制度の普及推進、生産者と消費者の相互理解の促進を図っています。

コラム 福井県特別栽培農産物認証制度

県では、より安全・安心な農産物の生産を目指して、化学合成農薬や化学肥料の使用を極力抑えた（慣行栽培の 5 割以上削減）「特別栽培農産物」について、平成 13 年 4 月から独自の基準を設けて認証しています。



認証区分①



認証区分②



認証区分③



認証区分④

福井県特別栽培農産物認証制度の実績

年度	農家数(戸)	面積(ha)
H26	789	1,794
H27	829	2,079
H28	858	2,223
H29	841	2,240
H30	768	2,035
R1	661	1,706
R2	606	1,603
R3	556	1,583
R4	520	1,619
R5	505	1,669

◆第2部 分野別施策の実施状況

第2節 産業廃棄物の減量化とリサイクル推進

1 産業廃棄物の3R促進【循環社会推進課】

(注) 産業廃棄物の実態調査については、県内事業所から産業廃棄物排出事業所を抽出し、アンケート調査により実施しています。調査は5年ごとに実施しており、直近のデータは、平成30年度の値です。

(1) 県内の発生状況

① 県内総排出量

平成30年度に本県で排出した産業廃棄物は、2,943千tであり、平成25年度の2,895千tと比較すると、約1.6%増加しています。

② 種類別排出量

産業廃棄物の排出量を種類別にみると、汚泥の排出量が最も多く、1,576千t（全排出量の54%）、次いで、がれき類553千t（19%）、ばいじん270千t（9%）、廃プラスチック類148千t（5%）、木くず87千t（3%）の順で、この5種類で全体の約90%を占めています。（図3-2-1）

③ 業種別排出量

産業廃棄物の排出量を業種別にみると、製造業が最も多く、1,195千t（全排出量の41%）、次いで、建設業753千t（26%）、水道業520千t（18%）の順となっており、この3業種で85%を占めています。（図3-2-2）

(2) 処理処分状況

① 発生からの処理処分状況

排出量2,943千tの処理処分状況は、再生利用量1,292千t（44%）、減量化量1,571千t（53%）、最終処分量81千t（3%）等となっています（図3-2-3）。

平成25年度と比較すると、再生利用量の割合が減少（45%→44%）し、最終処分量の割合が増加（2%→3%）しています。

図3-2-1 種類別排出量構成比（平成30年度）

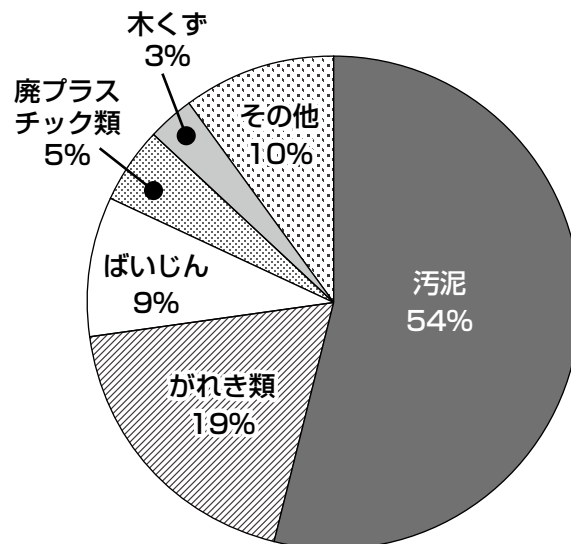


図3-2-2 業種別排出量構成比（平成30年度）

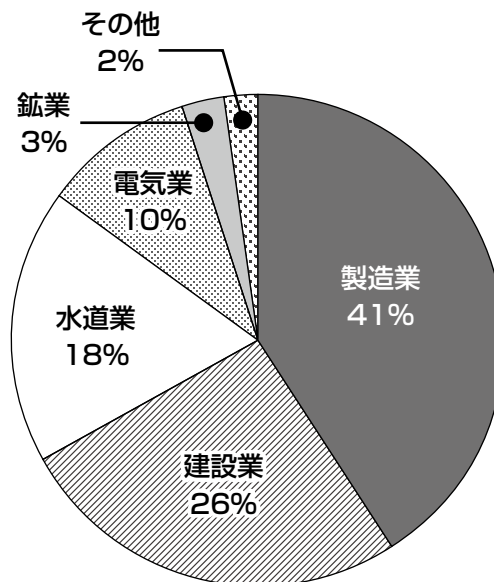
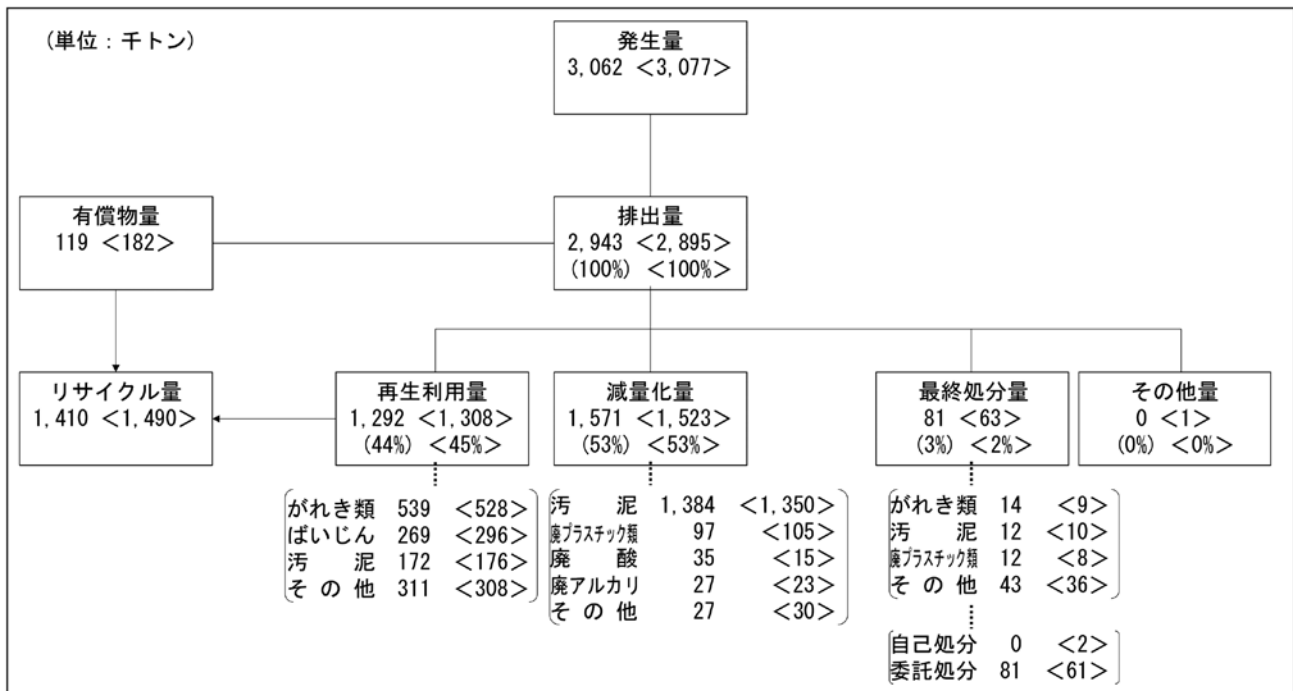


図3-2-3 平成30年度処理処分状況



注1：<>内は平成25年度値

注2：廃棄物の種類別内訳の数字は、減量化のみ無変換で算出しており、再生利用量、最終処分量の数字は返還した数字で算出している。

② 種類別処理状況

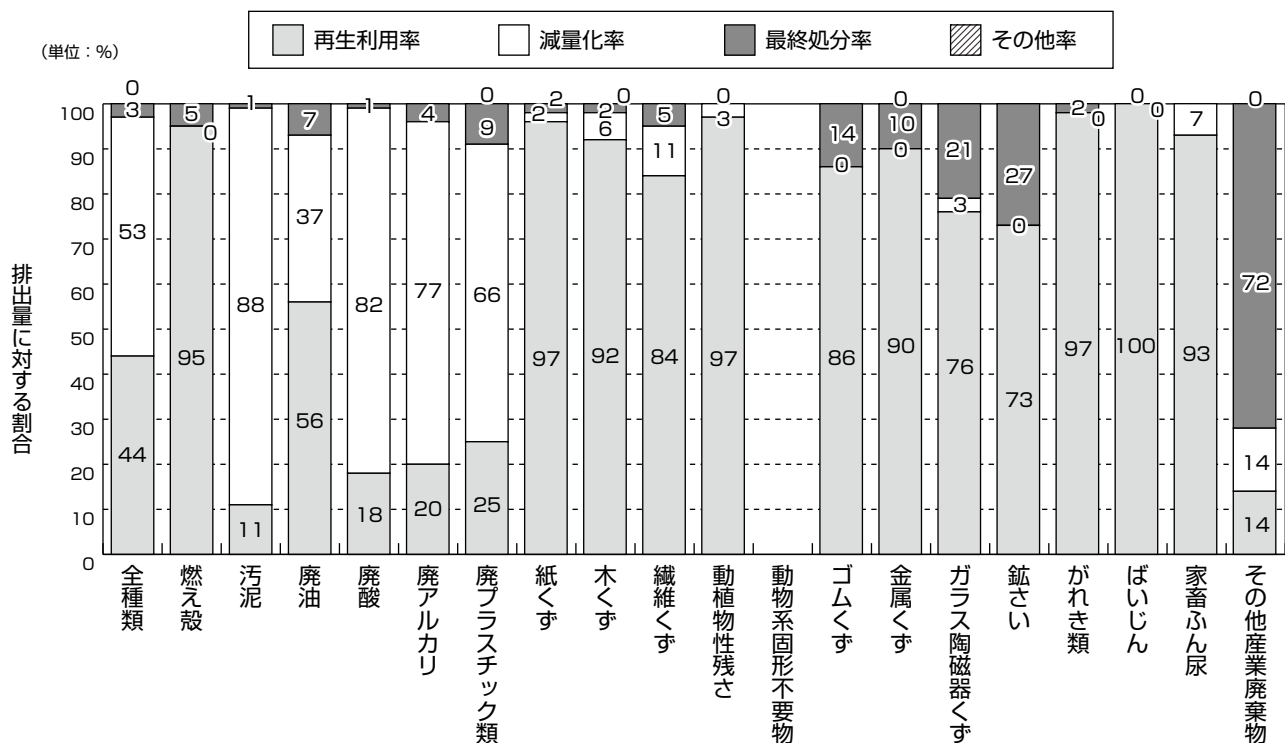
汚泥については、1,576千tの排出量がありますが、88%が減量化され、最終処分量は1%となっています。

がれき類については、553千tのうち97%が再生利用されています。

廃プラスチック類では、148千tのうち66%が減量化されています。

最終処分量を種類別にみると、がれき類が14千tで最も多く、次いで、汚泥12千t、廃プラスチック類12千tの順となっています。

図3-2-4 種類別処理状況（平成30年度）



◆第2部 分野別施策の実施状況

(3) 産業廃棄物処理業の状況

産業廃棄物の処理について、廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定しています。「自らの責任において適正に処理する」とは、排出事業者が「自ら処理する場合」と「許可を持っている処理業者に処理を委託する場合」とがあります。

実際には、排出事業者が自ら中間処理施設や最終処分場を設置することは少なく、産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託しています。

本県（福井市を除く）における産業廃棄物処理業の許可件数は、令和6年3月末現在2,373件で、業の種類別では、収集運搬業（特別管理産業廃棄物の収集運搬業を含む。）の許可は2,276件と全体の約96%を占めています。

表3-2-5 産業廃棄物処理業許可件数（令和6年3月末現在）【福井市除く】

許可区分	収集運搬	中間処理・最終処分	計
産業廃棄物	2,027	93	2,120
特別管理産業廃棄物	249	4	253
合計	2,276	97	2,373

(4) 産業廃棄物処理施設の状況

廃棄物処理法第15条の規定に基づく産業廃棄物処理施設の施設数は、令和6年3月末現在72施設です。令和5年度の新たな設置許可はありませんでした。

表3-2-6 産業廃棄物処理施設数（令和6年3月末現在）

種別	施設数	備考
破 碎 施 設	5 5 施設	廃プラスチック類、木くず、がれき類
焼 却 施 設	7 施設	汚泥、廃油、廃プラスチック類
最 終 処 分 場	5 施設	安定型、管理型
そ の 他	5 施設	脱水、油水分離、中和
合 計	7 2 施設	

2 使用済み資源の有効利用の推進【循環社会推進課】

(1) 減量化・リサイクルへの取組み

産業廃棄物の減量化やリサイクルを達成するには、排出事業者の自主的な取組みが重要です。そこで、産業廃棄物の発生量が年間 500 t 以上（特別管理産業廃棄物の場合は年間 50 t 以上）である事業場を設置している事業者（多量排出事業者）を対象に、廃棄物の処理計画の策定および実施状況の報告を求め、事業者の自主的な取組みを促しています。また、事業者を対象にした研修会を開催し、減量化・リサイクルに関する先進的な事例やリサイクル認定製品制度を紹介し、啓発を行っています。

そのほか適正処理を推進する観点から、産業廃棄物の適正処理の手続きを解説したパンフレットを作成・配布するほか、主に中小規模の排出事業者を対象に、適正処理に関する手続きをわかりやすく解説する研修会を開催しています。

(2) リサイクル製品の利用拡大

リサイクル製品の活用は、埋立処分場の延命化やバージン原材料の節約など、循環型社会の推進に大きく貢献することになります。

そこで県では、リサイクル製品の利用促進およびリサイクル産業の育成を図り、資源循環型社会を推進していくため、主に県内で発生する再生資源を利用して製造される製品を認定する「福井県リサイクル製品認定制度」を運用しています。

平成 11 年 12 月の施行から 25 年目を迎え、令和 6 年 3 月末現在で 33 製品を認定しています。

リサイクル製品普及促進のため、県の公共工事等において、地域から発生した再生資源を活用した製品を同一地域内で積極的に利用しているほか、市町や国の出先機関にも積極的な活用を呼びかけています。

また、「フクイ建設技術フェア」などのイベントへの出展や県庁ホールでの展示およびホームページによる広報等により、リサイクル製品の PR や認定制度の周知を行っています。

今後も、リサイクル製品がさらに広く普及するよう取り組んでいきます。



福井県認定
リサイクル製品

福井県リサイクル製品認定ロゴマーク

◆第2部 分野別施策の実施状況

第3節 廃棄物の適正な処理の推進【循環社会推進課】

1 不法投棄防止に向けたパトロール・監視強化

(1) 廃棄物処理法の周知

廃棄物の適正処理を確保するため、廃棄物処理法では、産業廃棄物委託基準^{*1}や産業廃棄物管理票（マニフェスト）^{*2}制度などが定められています。しかしながら、不法投棄などの不適正処理事案が後を絶たないため、近年、同法の改正が頻繁に行われ、

規制の強化が図られています。

県では、事業者や産業廃棄物処理業者に対する講習会を開催し、同法の多岐にわたる改正内容について周知徹底を図っています。

表3-3-1 廃棄物処理法の近年の改正状況

平成18年改正	無害化処理認定制度の創設、石綿含有廃棄物処理基準の創設、石綿含有産業廃棄物等の溶融施設の許可対象施設への追加など。	平成22年改正	排出事業者の適正処理確保のための対策の強化、廃棄物処理施設維持管理対策の強化、廃棄物処理業の優良化の推進、排出抑制の徹底、適正な循環の利用の確保、焼却時の熱利用の促進、収集運搬業の許可の合理化など。
平成19年改正	産業廃棄物である「木くず」の範囲の変更など。	平成29年改正	許可を取り消された者等に対する措置の強化、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に対する電子マニフェストの使用義務化、有害使用済み機器の保管等にかかる届出等の義務化など。
平成21年改正	無害化処理に係る特例の対象に微量PCB汚染廃電気機器等の追加、PCB廃棄物の焼却施設の維持管理基準の追加など。	令和元年改正	成年被後見人等に係る欠格条項の見直しなど。

(2) 不法投棄対策の推進

① 監視パトロール・情報提供

不法投棄対策としては、「福井県廃棄物不法投棄等対策要領」（平成3年策定）や「産業廃棄物処理業者等監視指導マニュアル」（平成12年策定）に基づき、各健康福祉センターにおいて不法投棄の重点監視地域を定め、県職員による休日を含めた監視パトロールに、民間委託の監視パトロールを加えた体制で、年間を通じた監視を実施しています。そのほか、不法投棄110番を設置して広く県民から情報提供を受ける、または県が依頼している不法投棄等連絡員からの情報提供を受けることによって、不法投棄等の未然防止と早期発見に努めています。

また、一般社団法人福井県産業資源循環協会が平成8年に設置した「産業廃棄物適正処理指導員」や市町等が行う各種関係団体と連携した重点監視地域への合同パトロール、県警ヘリコプターによるスカイパトロールなど、広域的なパトロールの実施によって不法投棄の撲滅に努めています。

② 監視体制の強化

広域・悪質化する不適正事案に迅速かつ的確に対応するため、平成15年度に、警察本部からの出向職員を増員し、監視・指導グループを設置したほか、市町職員を県職員に併任し、産業廃棄物に係る立入検査権限を付与するとともに、県の土木事務所職員や農林総合事務所職員等にも立入検査権限を付与し、監視体制の強化を図っています。

また、隣接県との共同取組みとして、県境を走行する産業廃棄物運搬車両の合同路上検査を実施し、廃棄物の適正処理について指導・啓発を行っています。

健康福祉センター、土木事務所、農林総合事務所、市町、警察署、森林組合、内水面漁業協同組合等から組織される「廃棄物不法処理防止連絡協議会」を福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭の6ブロック別に設置し、地域ごとに監視体制の強化を図っています。

^{*1}産業廃棄物委託基準：排出事業者は、産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、法令に定められた委託基準に従わなければなりません。

^{*2}産業廃棄物管理票（マニフェスト）：排出事業者は、産業廃棄物の収集運搬または処分を他人に委託する場合には、必要事項を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。この産業廃棄物管理票制度とは、産業廃棄物の処理の工程（収集運搬、中間処理等）ごとに終了の報告を受けていくことで、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを排出事業者が確認する制度であり、排出事業者は最終処分の終了を確認するまで、自らが排出した産業廃棄物についてその処理の責任を負うことになります。

平成 21 年度からは、不法投棄防止体制強化のための監視カメラの運用を開始し、県内の不法投棄多発場所等に設置しています。

表 3-3-2 令和 5 年中の廃棄物処理法違反の検挙状況
【福井県警察本部生活環境課調べ】

区 分	検挙件数	検挙人員
不法投棄	25	27
野外焼却	14	17
その他	1	1
計	40	45



監視カメラの設置



合同路上検査

不法投棄、野外焼却を見かけたら・・・

【不法投棄 110 番】

電話 0776-20-0584 ゼロこみはよい

(3) 普及啓発事業の実施

廃棄物の不法投棄や野外焼却を未然に防止する意識を高めるため、12 月を「不法投棄等防止啓発強調月間」と定め、各種啓発活動を行っています。

令和 5 年度は、次の事業を実施しています。

- ①新聞、ラジオ、ケーブルテレビ、市町の広報誌による啓発
- ②電光掲示板による啓発、啓発パネルの展示、パンフレットの配布
- ③事業所への立入検査、パトロールの実施

(4) 敦賀市民間最終処分場抜本対策事業の推進

昭和 62 年、キンキクリーンセンター株式会社が敦賀市埴曲地係に設置した廃棄物の管理型最終処分場については、無許可による違法増設が判明したことから、平成 12 年に施設の使用停止を指導しました。

また、生活環境保全上の支障を除去するため、平成 14 年から行政代執行に着手しています。

県では「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の実施計画に基づき、水注入等による浄化促進対策や水処理等の維持管理を行ってきました。同法は令和 4 年度末で失効しましたが、令和 5 年度以降も水処理等の維持管理を継続し、早期の事業完了を目指します。

※抜本対策事業の取組み状況は、循環社会推進課のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/tsuruga-shisyoyujyokyo-top.html>

2 優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及と啓発【循環社会推進課】

(1) 安全で信頼性のある廃棄物処理施設の確保

「福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱」において、廃棄物処理施設設置等許可の事前審査手続きと廃棄物処理法に定める基準よりも厳しい構造・維持管理基準を定め、施設設置等許可の事前審査を行っています。

また、「産業廃棄物処理業者等監視指導マニュアル」に基づき、最終処分場等の立入検査回数を増やすなど施設への監視指導を強化しています。今後とも、処理施設の安全性と信頼性を確保し、県民の生活環境の保全を図っていきます。

(2) 優良な処理業者の育成

平成23年の廃棄物処理法改正により、遵法性や事業の透明性、環境配慮の取組みなど、一定の基準を満たした処理業者を認定する「優良産業廃棄物処理業者認定制度」が創設されました。当該制度は、優良基準に適合し、認定を受けた処理業者（以下「優良認定処理業者」という。）について、処理業更新期間の延長等の特例^{*1}を付与するとともに、排出事業者が優良な処理業者を選定しやすい環境を整備することで、産業廃棄物の適正処理の推進を図ることを目的としています。

本県では、148社が優良認定処理業者となっています（令和6年3月末日現在）。

(3) 廃棄物処理施設、リサイクル施設見学会

廃棄物処理施設の重要性について地域住民の理解促進を図るため、施設見学会を実施しています。

令和5年度は、「太陽光パネルのリサイクル」と「プラスチックのリサイクル」という2つのテーマで開催し、合計45名の参加がありました。

^{*1} 優良認定処理業者に対する特例措置：産業廃棄物処理業の許可更新時において一定の基準を満たした処理業者に対し、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年に延長する等の特例措置が設けられています。

3 海岸漂着物の円滑な回収・処理や発生抑制の推進

(1) 海岸漂着物の回収・処理

本県では、冬季の季節風や海流の影響による海外からのごみの漂着や、河川を通じて生活ごみが流れ着くといった要因により、毎年多くのごみが海岸に漂着し、景観、観光、漁業等に大きな影響を及ぼしています。

県では、海岸漂着ごみの円滑な回収・処分や発生抑制を推進するため、令和4年3月に「福井県海岸漂着物対策推進計画」を策定しました。

本計画に基づき、県、市町、地域住民、民間団体など、様々な主体が連携・協力し、地域の回収スケジュールを把握することなどにより、国の補助金を活用しながら計画的かつ効率的に海岸漂着物などの回収・処理を進めています。

(2) 海岸漂着物の発生抑制

令和3年度から、海ごみの発生防止をテーマに、県内の河川上流域から下流域ならびに海岸において、住民・企業・団体などが清掃を行う「ふくい海

ごみゼロチャレンジ」を実施しています。

また、福井県の海岸漂着ごみの実態周知・啓発を目的として、令和2年度から「福井県海岸漂着物等実態調査」を実施しています。

これらの県調査結果や啓発動画等は、環境学習等に自由に活用できるよう、県のホームページ上で公開しています。また、イベント等でパネル展示を行い、一人ひとりができる対策について普及啓発を行っています。



海岸漂着ごみ組成調査イベントの様子

4 災害廃棄物の処理体制の整備

近年は地球温暖化の影響もあり、全国で災害が頻発化・激甚化していますが、ひとたび大規模災害が起これば、大量かつ多種類の廃棄物が混在して発生します。これらの災害廃棄物の処理は、生活環境の保全および公衆衛生の悪化の防止、被災地域の早期の復旧・復興への第一歩となることから、迅速な処理を行うため、平時から市町の対応力の向上を図るなど事前の備えが重要となります。

県では、市町の災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、国、地方公共団体、関係団体と協力・連携しながら、大規模災害に備え、広域処理も含めた適正かつ円滑・迅速な処理体制の整備を進めています。

令和4、5年度は、7月に嶺北を中心に広く浸水被害をもたらす大雨が発生し、水に浸かった畳や家具といった災害廃棄物が発生しました。県では、大雨発生時から各市町と連絡を密にし、災害廃棄物の発生状況や廃棄物処理施設の被災状況等の確認を行

うとともに、必要に応じて市町とともに現場確認を行うなど、市町が円滑に災害廃棄物を処理できるよう協力しました。

令和6年能登半島地震においては、推計410万t以上の大量の災害廃棄物が発生しており、石川県と環境省は令和8年3月末を目標に処理を進めています。本県においても、関係機関や関係団体等と連携を密にしながら災害廃棄物の受入れを行うなど、石川県や被災市町の支援を行っています。

◆第2部 分野別施策の実施状況

第4章 生活環境の保全

第1節 水・大気環境の保全

1 河川・湖沼・海域の水質保全

(1) 公共用水域^{*1}の水質【環境政策課】

① 水質汚濁に係る環境基準^{*2}等

「人の健康の保護に関する項目」（以下「健康項目」という。）は、カドミウム^{*3}等の有害物質 27 項目について定められ、全ての公共用水域に一律に適用されています（ダイオキシン類については、第2節で記載）。

「生活環境の保全に関する項目」（以下「生活環境項目」という。）は、BOD^{*4}、COD^{*5}等 9 項目について、利用目的等に応じて定められた各公共用水域の類型ごとに基準値が定められています。県内では 24 河川、2 湖沼、8 海域について類型が指定されています。

また、環境基準項目のほかに「要監視項目^{*6}」に指定されている物質があります。

国土交通省、県および福井市では、水質汚濁防止法の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を把握するため、毎年、常時監視を実施しています。

② 環境基準の達成状況

令和5年度の結果は、次のとおりです。

ア 健康項目

河川 43、湖沼 3 および海域 6 の計 52 地点で測定を行いました。その結果、全ての地点で環境基準を達成していました。

イ 生活環境項目

県内の公共用水域の BOD、COD の状況は、図 4-1-1 のとおりです。

1) 河川

類型が指定されている 24 河川・36 水域の全てに

おいて、環境基準を達成しました。測定地点ごとの BOD の値をランク付けすると表 4-1-2 のとおりであり、人為汚濁の少ない河川が上位となっており、一方、市街地下流部の河川では汚濁がみられます。

表 4-1-2 測定地点別の水質ランキング
(BOD 75%値ベスト3) (単位: mg/L)

順位	河川名	測定地点	類型	BOD	環境基準
1	笙の川	三島橋	A	<0.5	2
	木の芽川	木の芽橋	A	<0.5	2
	耳川	和田橋	A	<0.5	2
	真名川	土布子橋	A	<0.5	2
	大納川	末端	—	<0.5	—

(BOD 75%値ワースト3) (単位: mg/L)

順位	河川名	測定地点	類型	BOD	環境基準
1	馬渡川	馬渡大橋	—	9.2	—
2	磯部川	安沢橋	D	5.2	8
3	八ヶ川	水門	—	4.6	—

2) 湖沼

北潟湖および三方五湖における測定の結果、COD については、類型が指定されている 4 水域のうち 2 水域で環境基準を達成し、環境基準達成率は 50%でした。

また、富栄養化^{*7}の指標である全窒素および全リンについて、類型が指定されている 3 水域のいずれも環境基準を達成しませんでした。(表 4-1-3)

湖沼の水質は、年度による変動が大きく、今後その推移を注視していく必要があります。

(図 4-1-4 ~ 6)

^{*1}公共用水域：河川・湖沼・港湾・沿岸海域その他公共の用に供される水域およびこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のことです。

^{*2}環境基準：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で、環境施策に係る行政上の目標のことです。大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音について定められています。

^{*3}カドミウム：四大公害病の一つイタイイタイ病の原因物質とされており、大量に体内に入ると慢性中毒となり、腎尿細管の再吸収機能が阻害され、カルシウムが失われて骨軟化症を起こすといわれています。

^{*4}BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の汚濁物が微生物の働きによって分解されるときに必要な酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。この値が大きいほど河川の汚濁が進んでいることになります。

^{*5}COD（化学的酸素要求量）：水中の汚濁物を酸化剤で化学的に分解したときに消費される酸素の量で、湖沼や海の有機汚濁を測る代表的な指標です。この値が大きいほど湖沼や海の汚濁が進んでいることになります。

^{*6}要監視項目：人の健康の保護に関連する物質ですが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして、クロロホルム等 27 項目が指定されています。

^{*7}富栄養化：水が循環しにくい水域において、生活排水等の流入による窒素・リン濃度の上昇により、植物プランクトンが異常に繁殖して水質が著しく悪化する状態をいいます。

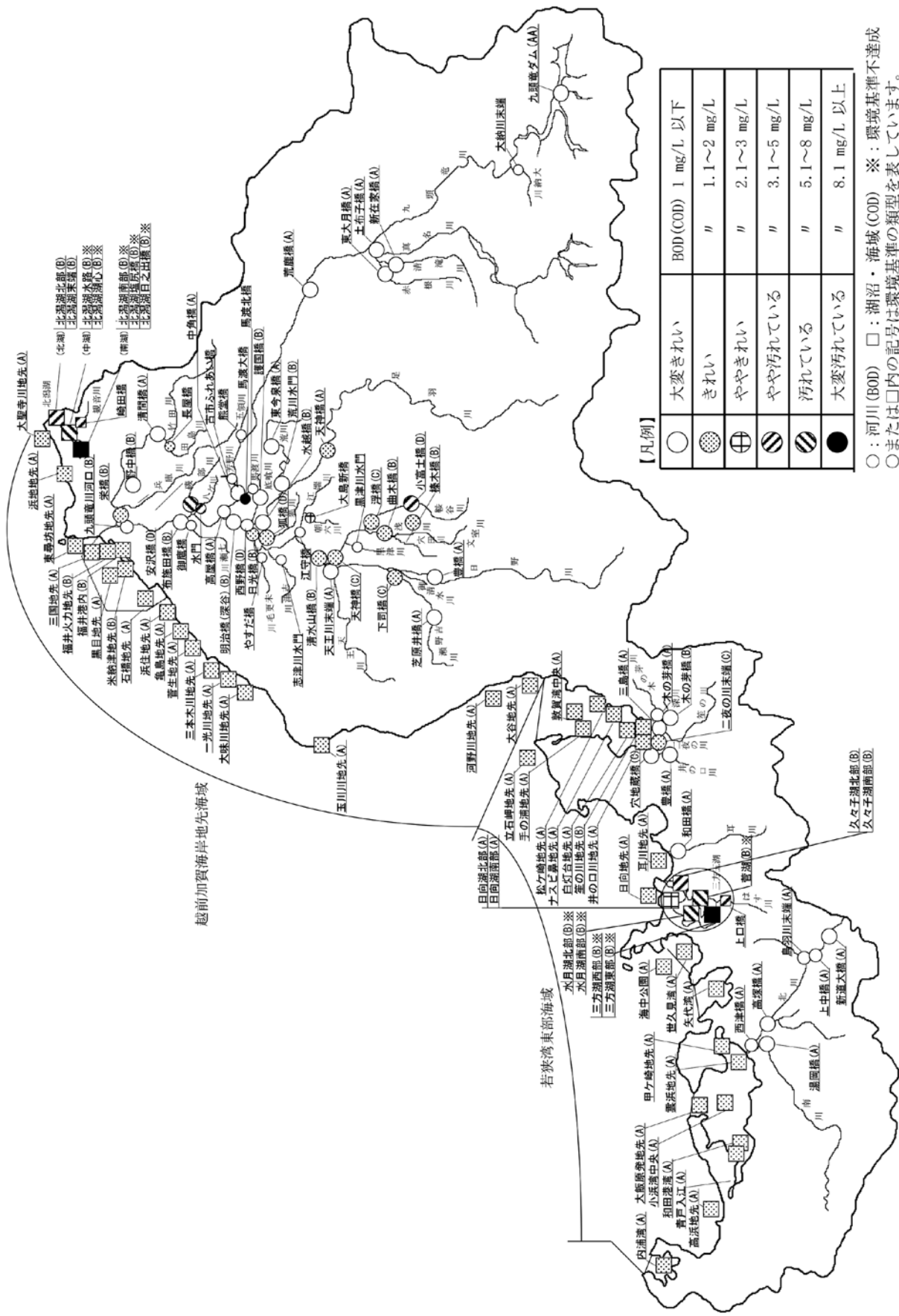


図4-1-1 公共用水域水質測定結果（令和5年度）
（BOD・COD 75%値）

◆第2部 分野別施策の実施状況

3) 海域

8 海域における測定の結果、COD については、類型が指定されている 10 水域全てにおいて、環境基準を達成しました。また、全窒素および全磷については、類型が指定されている 6 水域全てにおいて、環境基準を達成しました（表 4-1-3）。

表 4-1-3 環境基準の達成状況（令和 5 年度）

水域区分		河川	湖沼	海域
健康項目		100%	100%	100%
生活環境項目	BOD・COD	100%	50%	100%
	全窒素	—	0%	100%
	全磷	—	0%	100%

図 4-1-4 環境基準達成率(BOD・COD)の推移

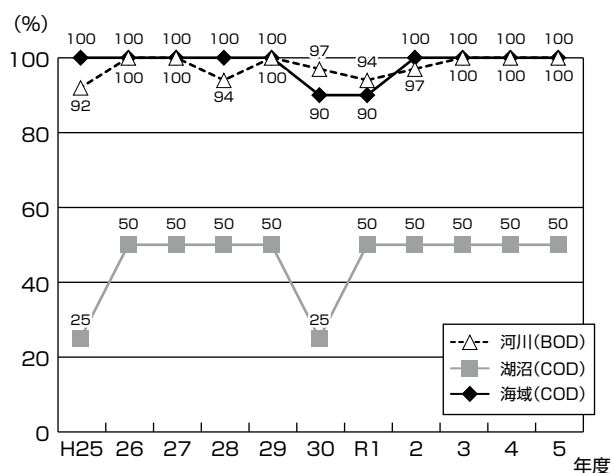


図 4-1-5 北潟湖の水質の推移

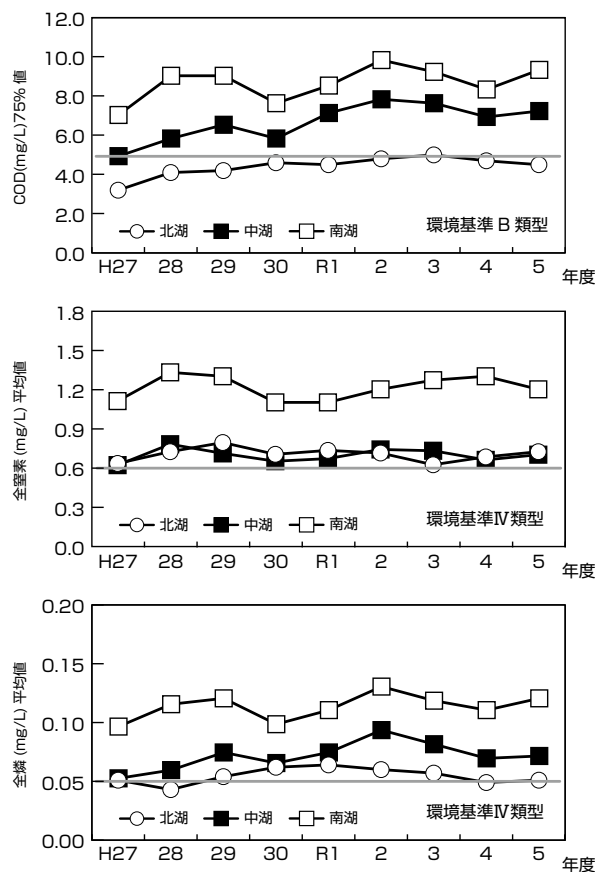
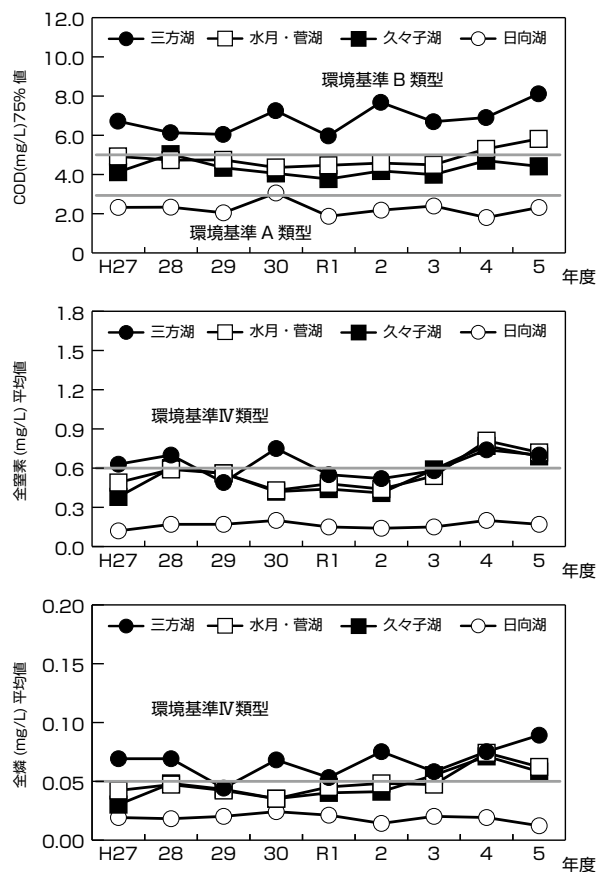


図 4-1-6 三方五湖の水質の推移



③ 海水浴場の状況

県内 12 海水浴場 (利用者数おおむね 1 万人以上) において、令和 6 年 4～5 月の水浴シーズン前に水質検査を実施しました。

その結果、環境省の定めた判定基準において、全ての海水浴場が「適」に該当しており、また、病原性大腸菌 O157 については全て不検出でした。

県内の海水浴場は、引き続き全国でトップクラスの良好な水質が保たれています。

コラム 「環境基準」と「類型」と「きれいな水」の関係

水の汚れ具合を判断する代表的な指標として、河川については BOD、湖沼と海域については COD があります。これらは有機物の汚れを分解するために必要な酸素の量を汚れの目安とするもので、この値が小さいほど「きれいな水」ということになります。

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい目標値です。水質に係る環境基準のうち生活環境に関する基準は、河川、湖沼、海域のそれぞれについて、その利用形態や目的に応じた類型が定められており、類型ごとに BOD や COD の基準値は異なっています。例えば河川では、「AA」、「A」、「B」、「C」、「D」、「E」の 6 段階に類型が分けられ、一番上のランクになる「AA」類型では、簡易な浄水操作を行えば飲める程度の水質で、BOD の基準値は 1 mg/L 以下、一番下の「E」類型では、特殊な浄水操作で工業用水にでき、日常生活において不快感を生じない程度の水質で、BOD の基準値は 10mg/L 以下になっています。ある河川の BOD の値が 5mg/L の時、その類型が「AA」ならば環境基準不適合ですが、「E」類型ならば環境基準達成となります。

従って、環境基準を達成しているかどうかだけで「きれいな水」かどうかは判断できません。BOD の値を確認する必要があります。

◆第2部 分野別施策の実施状況

(2) 公共用水域の水質保全の取組み

① 工場・事業場等に対する規制と指導【環境政策課】

ア 排水基準等による規制

1) 法律に基づく規制

水質汚濁防止法では、特定施設^{*1}を設置する工場や事業場（以下「特定事業場」という。）に対し、有害物質 28 項目、生活環境項目 14 項目について排水基準を設けて排水濃度を規制しています。

生活環境項目のうち全窒素および全燐の排水基準については、「湖沼」（日向湖を除く三方五湖、北潟湖等）、「閉鎖性海域」（敦賀湾、小浜湾、矢代湾、世久見湾、内浦湾）およびこれらに流入する公共用水域に排水する特定事業場に対して適用されます。

2) 条例・要綱に基づく規制

県では、水質汚濁防止法の全国一律の排水基準では環境基準の維持達成が困難な九頭竜川水域等 11 水域において、法に基づく条例により、BOD、COD および SS^{*2} の上乘せ排水基準を設け、一律基準よりも厳しい規制を行っています。

また、排水量が一定規模以上の工場等に対しては、独自の条例により、排出水の BOD、COD および SS について負荷量による総量規制を行っています。

湖沼については、アオコ^{*3}の発生等を防止するため「湖沼の富栄養化防止に関する工場・事業場排水指導要綱」に基づき指導基準を定め、三方五湖（日向湖を除く。）に流入する窒素・燐の負荷を抑制しています。

イ 工場・事業場に対する監視・指導

令和 5 年度の特定施設の届出状況および排水基準適合状況等の確認のために実施した立入検査の結果は、次のとおりです。

水質検査により排水基準不適合となった項目は、繊維染色業における SS や、和紙製造業における pH 等です。

排水基準不適合の事業場に対しては、排水処理施設の維持管理の徹底等を指導しており、その結果、

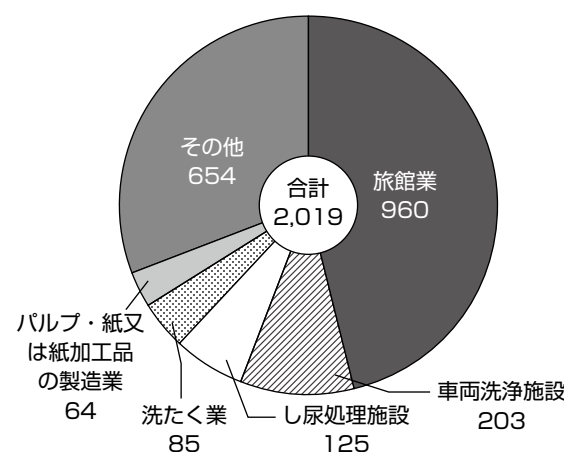
各事業場とも排水の水質は改善されています。

表 4-1-7 特定事業場の立入検査結果(令和 5 年度)

検査結果	検査事業場数	100
	排水基準適合	93
	排水基準不適合	7

(注) 水質汚濁防止法の事務が移管されている福井市実施分は含みません。

図 4-1-8 県内の特定事業場の内訳(福井市を除く)
(令和 6 年 3 月末現在)



② 農林業における指導

ア 農業における指導【流通販売課】

農業における化学肥料や農薬による水など環境への負荷を低減するため、土づくりを進め、化学肥料・農薬の使用の適正化を図ることが重要です。

このため県では、農地から公共用水域に排出する肥料成分を抑制するため、土壤診断による適正施肥や肥効調節型肥料の普及を推進するとともに、施肥基準や農作物病害虫防除指針を定め、適切な資材使用を指導しています。

イ 水産業に対する指導【水産課】

県では、海面養殖漁場において養殖環境の調査・監視を行うとともに、トラフグ(若狭ふぐ)を中心に、適正な飼育方法(飼育密度、給餌量)について指導しています。

^{*1}特定施設：カドミウム等の有害物質を含むなど、BOD 等の水の汚染状態を示す項目に関して、生活環境に係る被害を生じるおそれがある程度ある汚水や廃液を排出する施設で、水質汚濁防止法施行令で定められています。

^{*2}SS(浮遊物質)：水中に浮遊している微細な固形物の量で、この値が大きいかほど汚濁が進んでいることになります。

^{*3}アオコ：植物プランクトンの一種で、藍藻類の俗称。窒素や燐濃度の高い富栄養化した湖沼において夏から秋にかけて異常繁殖し、湖沼の水を緑色に変色させます。アオコが発生すると透明度が低下したり、着臭等により上水道への利用が不适当となったりします。さらに、アオコが死滅する際、悪臭を発生するとともに水中の溶存酸素を奪うため、水産や観光上重大な被害をもたらすこともあります。

ウ 畜産業における指導【流通販売課】

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」により、畜産農家から排出されるふん尿等が地下浸透しないよう適切な家畜排せつ物の処理や施設の管理が義務化されています。家畜のふん尿は堆肥化して有用な資源として活用し、処理できない尿汚水については、浄化処理を行うよう指導しています。

③ 污水处理施設の整備による生活排水等污水対策

私たちの身近な水路や小川には生活排水が流れ込み、河川や湖沼の汚れの原因となっています。汚れをなくすためには、生活排水をきれいに流すことが必要です。

生活排水や事業場からの污水を処理する施設には、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽などがあり、県および市町において効率的かつ経済的な污水处理施設の整備推進を図っています。

ア 下水道の整備【河川課】

1) 公共下水道

公共下水道は、家庭や事業場からの污水を処理したり、雨水を排除したりするために地方公共団体が事業を実施し、管理している下水道です。

令和5年度末現在、9市8町1事務組合で処理を開始しています。下水道普及率は、令和5年度末で83.7%となっており、今後も県と市町との連携を密にして、整備を推進していきます。

2) 流域下水道

流域下水道は、2以上の市町村の公共下水道から污水を集めて処理するもので、主に公共用水域の水質保全を効率的に行うことを目的とし、原則として県が設置し、管理する下水道です。

本県では、3市（福井市の森田地区、河合地区、棗地区、あわら市、坂井市）で九頭竜川流域下水道の整備を進めており、昭和52年度から事業に着手し、昭和57年度から順次供用を開始しています。また、北潟湖周辺については、汚濁負荷量の軽減、および効率的整備の観点から、北潟湖流域の生活排水等を九頭竜川流域下水道に排出することとしています。

イ 集落排水施設の整備

【農地保全整備課、水産課、森づくり課】

農業用水や公共用水域の水質保全と農村・漁村・山村等の生活環境の改善を目的として、集落排水施設の整備を進めています。

集落排水施設は、1集落または数集落を単位として実施する、集落形態に応じた比較的小規模な污水集合処理施設です。

1) 農業集落排水

令和5年度末現在の農業集落排水施設の、污水处理人口は71,742人となりました。

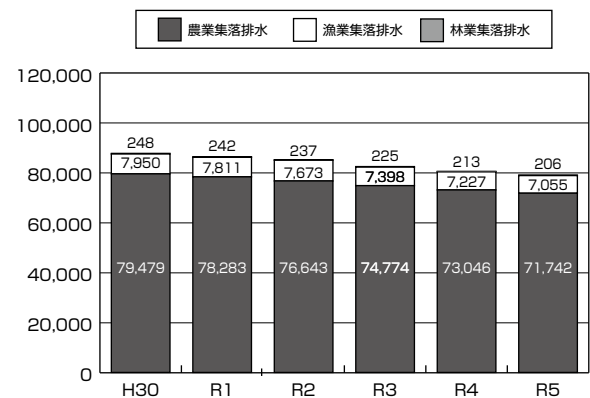
2) 漁業集落排水

令和5年度末現在の漁業集落排水施設は、県内24地区で、污水处理人口は7,055人となりました。

3) 林業集落排水

令和5年度末現在の林業集落排水施設は、県内2地区で、污水处理人口は206人となりました。

図4-1-9 県内の集落排水施設整備状況



◆第2部 分野別施策の実施状況

図4-1-10 污水处理施設の概要

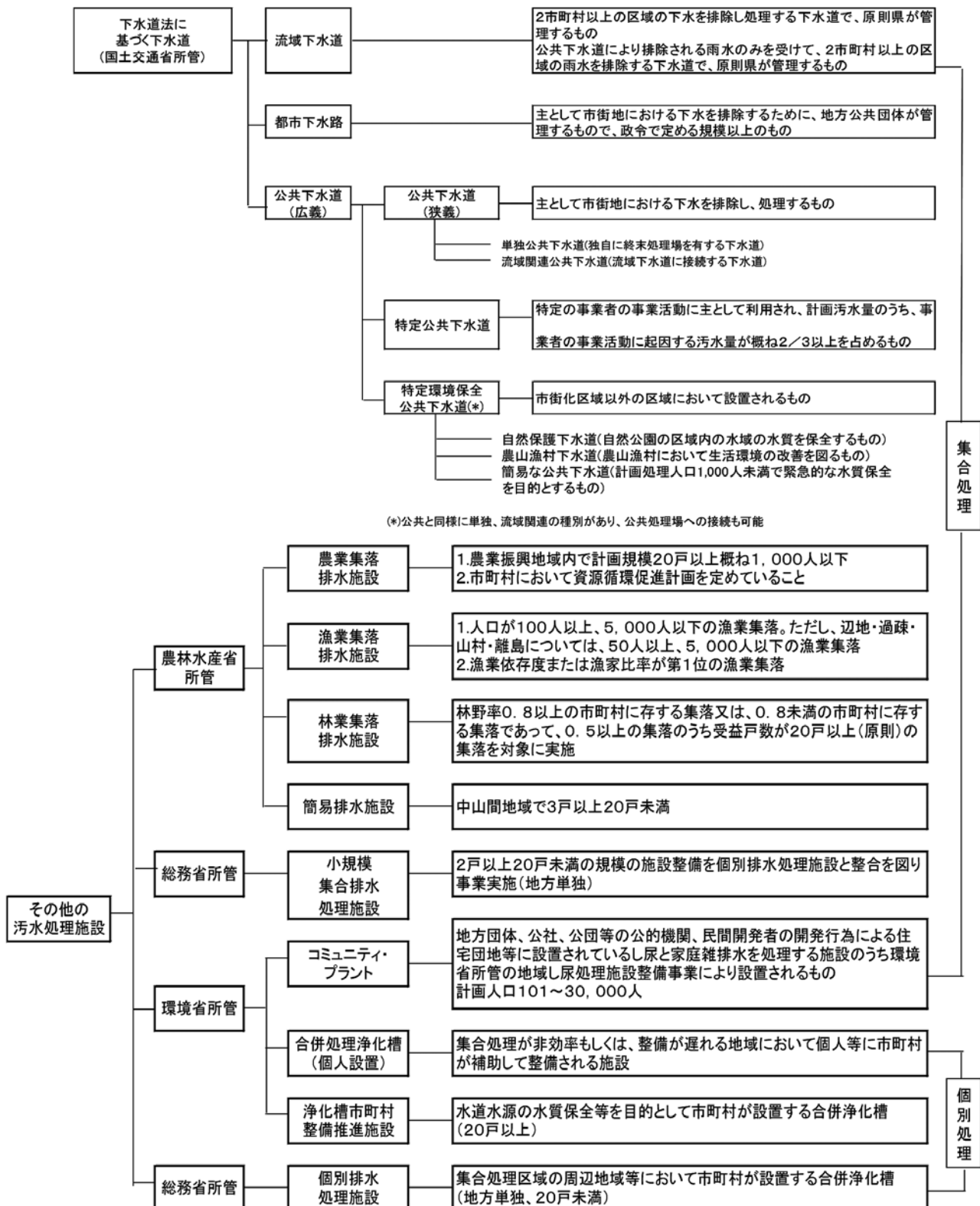


図4- 1-11 福井県の下水道普及率の推移

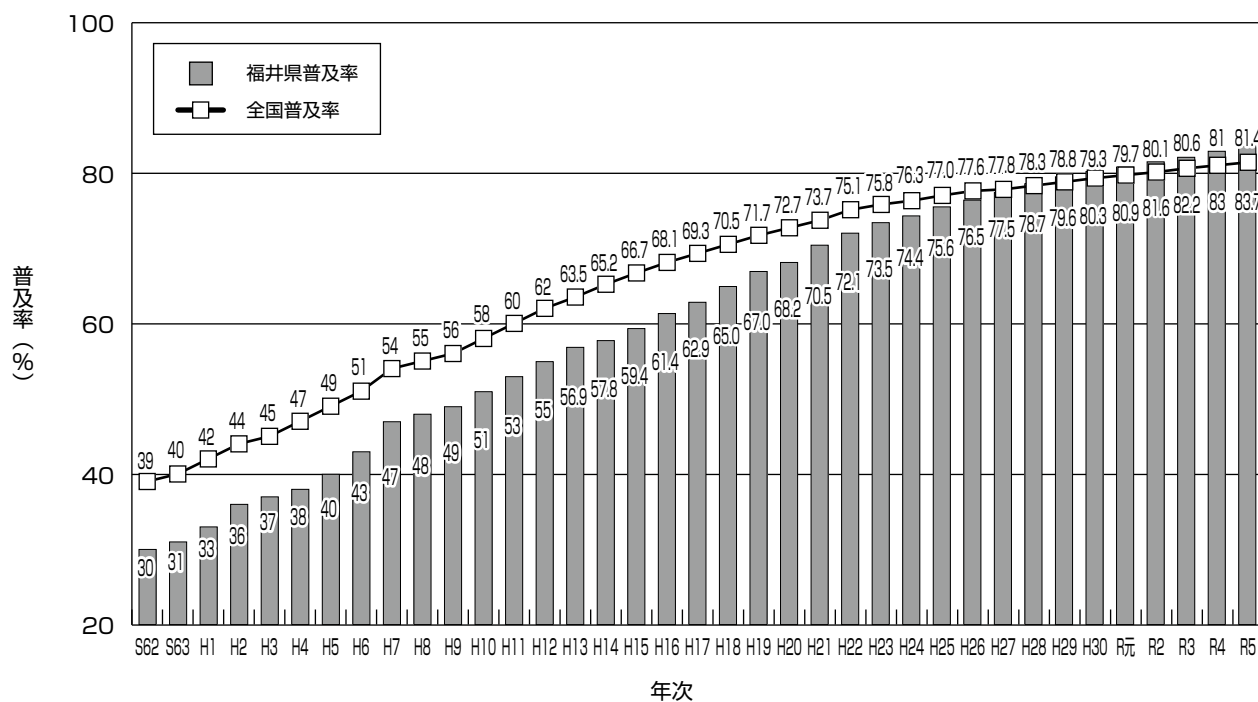
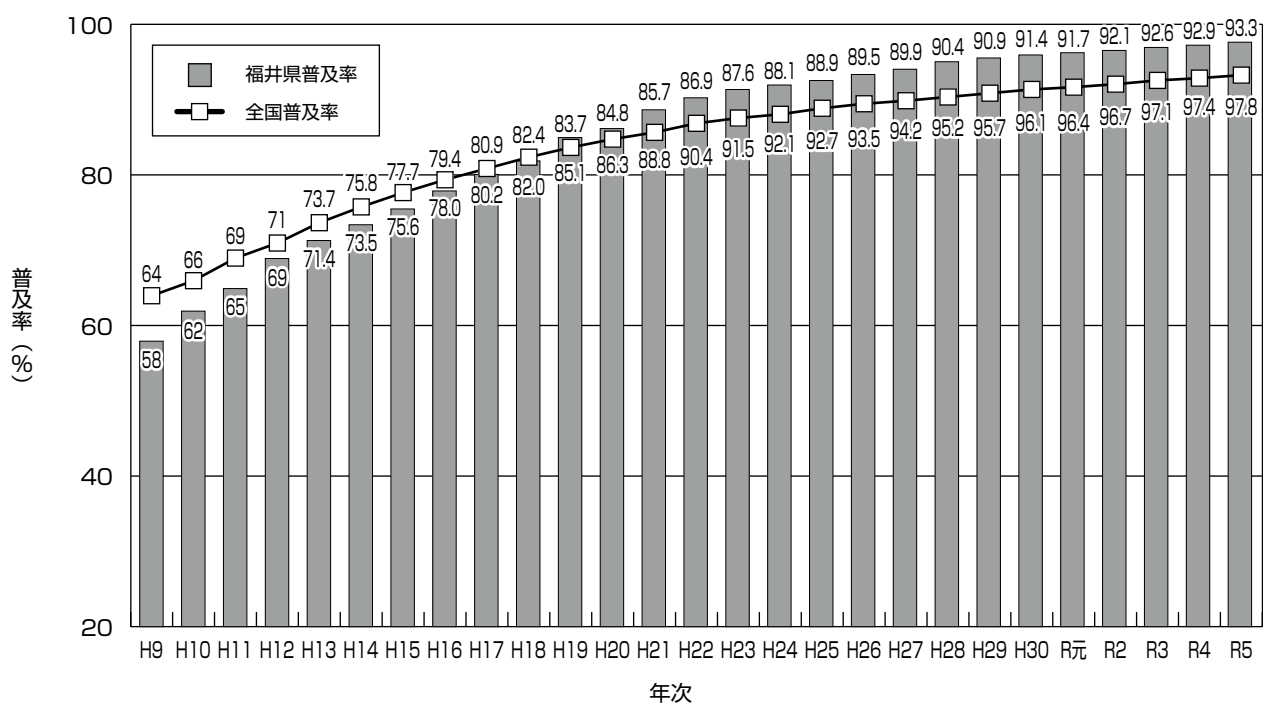
分野別施策の
実施状況

図4- 1-12 福井県の汚水処理人口普及率の推移



生活環境の保全

◆第2部 分野別施策の実施状況

ウ 合併処理浄化槽の普及促進【医薬食品・衛生課】

下水道が整備されていない区域では、生活排水を浄化槽で処理し、きれいな水にしてから放流しなければなりません。しかし、生活排水のうち、し尿のみしか処理できない単独処理浄化槽では、風呂や台所等の排水を未処理のまま放流しており、水質汚濁の大きな要因となっています。このため、下水道区域外の公共用水域の水質保全には、し尿と生活雑排水を併せて処理することができる合併処理浄化槽の普及を進めることが重要です。

県では、合併処理浄化槽の普及促進に取り組む市町に対して財政的支援を行っています。また、浄化槽設置者を対象とした維持管理に関するリーフレットの配布や指定検査機関との協力による法定検査の受検案内など、浄化槽の適正な維持管理に向けた啓発活動を行うとともに、放流水の検査結果等に基づき、必要な改善等を指導しています。

図4-1-13 県内の浄化槽新設基数の推移

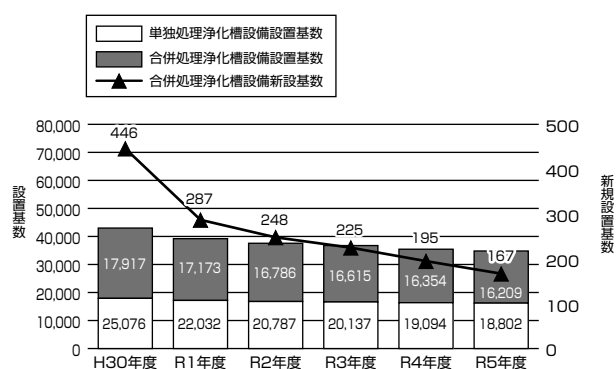


表4-1-14 北潟湖・三方五湖水質保全対策の概要（令和5年度）

対 策 内 容			担当課	
発生源対策	生 活 排 水		公共下水道の整備	河川課
			農業集落排水事業	農村振興課
			浄化槽排水対策	医薬食品・衛生課
	工 場 排 水		排水処理施設維持管理の徹底	環境政策課
	畜産排水	畜 産	ふん尿の適正処理の徹底	流通販売課
湖沼内対策	監視・調査		水質監視	環境政策課
			水質調査と生物モニタリング調査	水産課
	研 究		微生物を用いた試験による湖沼環境の影響評価に関する研究	環境政策課
			里海湖の水産資源回復に関する研究	水産課
その他	ヒシの除去による水質悪化防止			自然環境課
	外来魚の駆除			水産課
	貝類放流による水質浄化			水産課
	自然再生事業			自然環境課
	ウナギ放流調査			水産課
	水産多面的機能発揮対策事業			水産課

④ 閉鎖性水域*¹の水質保全対策【環境政策課】

ア 湖沼の水質保全対策

北潟湖および三方五湖は、富栄養化によって環境基準を超過していることから、下水道の整備など、総合的な水質保全対策を進めています（表4-1-14）。

平成12年度以降、三方湖などで大規模なアオコの発生はみられていません。

また、水質浄化対策の研究として、令和3年度から、湖内での汚濁物質の生産機構の解明に向け、微生物を用いた調査を開始し、湖沼の水環境保全のための基礎情報を収集しています。

イ 海域の水質保全対策

敦賀湾、小浜湾、矢代湾、世久見湾および内浦湾については、特に入り組んだ閉鎖的地形で、水が循環しにくいことから、富栄養化による水質の悪化が進行しやすい環境です。

このため、この5湾については、水質汚濁防止法に基づき、平成5年から特定事業場排水に含まれる窒素・リンを規制するとともに、平成10年3月には窒素・リンに係る環境基準の類型指定を行いました。

現在のところ、COD、窒素、リンとも、おおむね環境基準を達成していますが、今後とも、下水道等の整備などの対策を推進し、環境基準の達成に努めていきます。

*¹ 閉鎖性水域：湖や湾など、その形状から水の循環が悪い水域のことをいい、水質の悪化をきたしやすい傾向にあります。

2 地下水・土壌の汚染対策【環境政策課】

地下水は、一般に水質が良好で水温の変化が少なくことなどから、身近にある貴重な水資源として広く活用されています。特に、本県では飲用水としての需要が高く、令和4年度末では、県内水道水の51.7%が地下水を水源としています。

また、土壌は食物を育て、水を浄化し地下水をかん養するなど人が生存する上で重要な役割を担っています。

一方で地下水や土壌は、一旦汚染されるとその影響が長期間にわたり継続することから、汚染の未然防止と浄化対策の推進が重要になります。

(1) 地下水汚染

① 地下水汚染に係る環境基準

地下水質の環境基準は、人の健康を保護する観点から、28項目について設定されています。

また、要監視項目として25項目が指定されています。

② 地下水汚染の監視

ア 監視体制

毎年、「地下水の水質の測定に関する計画」を作成し、県および福井市が連携して、計画的に調査を

実施しています（図4-1-15）。

イ 汚染発見時の対応

1) 住民の方への説明等

環境基準を超える地下水汚染が発見された場合は、当該市町や健康福祉センターが、地区住民の方に対し調査結果を説明するとともに、飲用の自粛や水道水への切替えを指導しています。

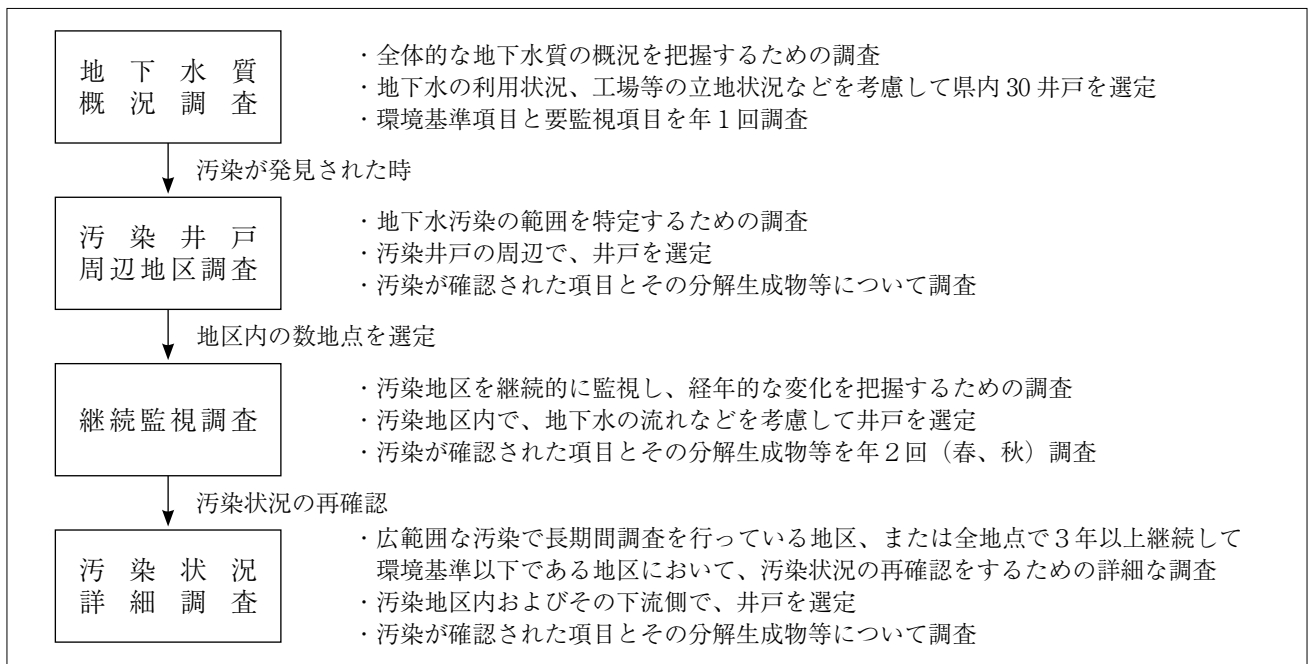
2) 浄化対策の推進

環境基準を超える地下水汚染が発見された地区について、事業者からの聞き取り調査等から汚染源を特定し、汚染原因者負担の原則を基本とした浄化対策を推進しています。

③ 地下水汚染の状況

令和5年度までの調査により、環境基準を超える地下水汚染が確認された地区は33地区となっています。その内訳は、人為的汚染によるものが26地区、自然由来の砒素^{*1}またはふっ素によるものが9地区となっています（1地区では、人為的汚染と自然由来が重複しています。）（表4-1-16、図4-1-17）。

図4-1-15 地下水常時監視調査の概要と調査手順



^{*1} 砒素: 金属と非金属との中間的性質を持つ元素であり、化合物の方が毒性は強いです。自然界にあっては、主として、銅・鉄・水銀・ニッケルなどの鉱物と共存し、自然水中に溶出することがあり、地下水に溶出した場合、その汚染が問題となるケースがあります。平均的な含有量は、海水中で2.3 μg/L、地殻中で0.5mg/gです。

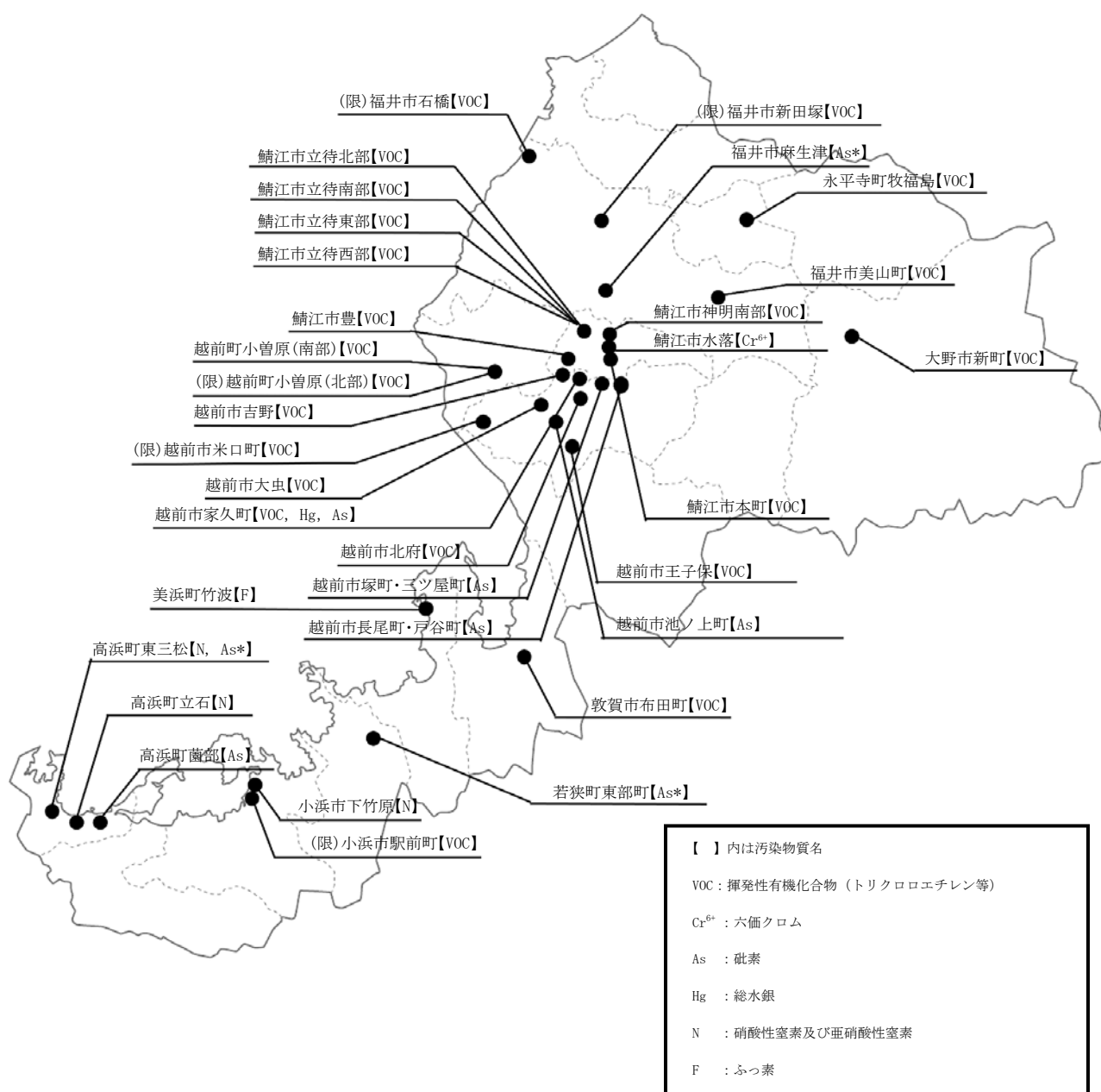
◆第2部 分野別施策の実施状況

表4-1-16 地下水汚染地区数
(令和6年3月末現在)

汚 染 物 質	汚染地区数
VOC	22
六価クロム	1
総水銀	1
硝酸性及び亜硝酸性窒素	3
砒素	8
ふっ素	1

(注) 汚染物質が複数ある地区があります。

図4-1-17 地下水汚染状況



(注) 1 (限)は環境基準の超過が工場敷地内の地下水に限定された地区です。
2 砒素による汚染の原因は、いずれも自然由来と考えられます。
継続監視調査を終了した地区(*)も含みます。

④ 令和5年度の調査結果

ア 概況調査

1) 環境基準項目

県内30地点の概況調査の結果、砒素等が3地区で検出されました。

2) 要監視項目

県内8地点の概況調査の結果、指針値を超過した地点はありませんでした。

イ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査で砒素等が検出された2地区について、汚染井戸周辺地区調査を実施した結果、全ての地点で環境基準を下回り、地下水汚染は確認されませんでした。

ウ 継続監視調査

これまでの調査で環境基準を超える地下水汚染が確認された31地区について、継続監視調査を実施しており、令和5年度の調査の結果、20地区で環境基準を下回っていました。

⑤ 未然防止の指導等

地下水調査のほか地下水汚染を防止するため、次のような監視、指導等を行っています。

- 水質汚濁防止法や県公害防止条例に基づき、工場・事業場に対し、有害物質の地下浸透規制の徹底を図っています。
- 有害化学物質の使用実態の把握に努め、使用事業者に対しては、適正な使用、管理および処理を指導しています。

(2) 土壌汚染

① 工場・事業場における土壌汚染の未然防止

水質汚濁防止法や県公害防止条例に基づき、有害物質の地下浸透規制の徹底、有害化学物質使用事業者に対する適正な使用、管理および処理を指導しています。

② 土壌汚染対策法に基づく対策

3,000m²（現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900m²）以上の土地の形質の変更を行う場合には、事前に届出をしなければならず、その際、土壌汚染のおそれがあると知事等が認めた場合、土地の所有者等は指定調査機関に土壌調査等を行わせ、その結果を知事等に報告しなければなりません。

令和5年度は、67件の届出がありました。

今後も、土壌汚染対策法に基づく形質変更の届出などの周知、徹底など法の規定に基づいた指導を行っていきます。

表4-1-18 県内の土壌汚染対策法施行状況(令和5年度)

法第3条関係	有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	12件
	土壌汚染状況調査の結果が報告された件数	1件
	都道府県知事の確認により調査が猶予された件数	7件
法第4条関係	形質変更の届出件数	67件
	調査命令を発出した件数	0件
法第5条関係	調査命令を発出した件数	0件
法第6条関係	要措置区域として指定した件数	1件
法第7条関係	措置命令を発出した件数	0件
法第11条関係	形質変更時要届出区域として指定した件数	3件
法第12条関係	形質変更時要届出区域における形質変更の届出件数	4件
法第14条関係	指定の申請件数	0件

③ 農用地の土壌汚染対策【流通販売課】

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（農用地土壌汚染防止法）により、農作物の摂取による健康被害を防止する観点からカドミウムについて、また、農作物の生育阻害を防止する観点から銅・砒素について、基準が定められています。基準を超える汚染が発見された場合には、「重金属汚染地域」に指定するとともに、当該地域で生産される農産物を食用に供することを禁止します。本県には指定地域はありません。

県では、土壌汚染未然防止のための「土壌環境基礎調査」により、定点圃場を設置し、土壌汚染の実態を継続調査しており、いずれの地域においても汚染は認められず、各有害成分とも自然賦存量の範囲内でした。

3 地盤沈下の防止

(1) 地盤沈下^{*1}の現状【環境政策課】

地盤沈下とは、地下水の過剰な揚水によって地盤が沈下する現象です。

福井市南部地域の下荒井地区では、昭和41年から49年までの8年間に最大43.5cm（年平均5.4cm）の沈下が観測されましたが、諸対策を講じた結果、地下水位は年々上昇傾向を示し、沈下は昭和53年以降沈静化しています。

(2) 地盤沈下の監視体制【環境政策課】

① 水準測量^{*2}

福井平野における水準測量を昭和50年度から平成28年度まで概ね4年ごとに実施したところ、昭和60年度から平成24年度において、年間1cm以上の地盤沈下が計測された地点はありませんでした。平成28年度において、1地点で年間1cm以上の地盤沈下が観測されましたが、近傍で行われた工事の影響と考えられ、約99%の地点が年間沈下量5mm未満となっており、沈下は沈静化しています。平

成29年度以降、調査は必要に応じて行うこととしています。

② 観測井

県内には、地下水位の変動を観測するため、国、県および福井市が設置した井戸が29井戸あり、そのうち、6井戸には地盤沈下計^{*3}が設置されています。

各観測井における年間平均の地下水位は、上昇傾向が続いており、累積沈下量も沈静化の状況にあります。

(3) 地盤沈下の防止対策【環境政策課】

① 条例による規制

県公害防止条例では、揚水機の吐出口の断面積（2つ以上ある場合には、その合計）が19.6cm²以上のものについて、事前の届出を義務付けています。また、地下水の採取により、地下水の水位が著しく低下した場合等には、必要な措置をとるよう勧告することとしています。

図4-1-19 福井市南部地域における地下水位の状況

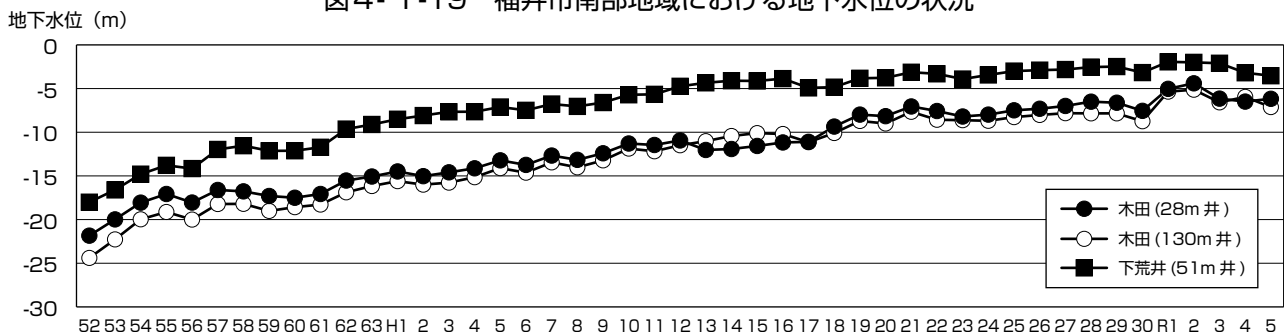
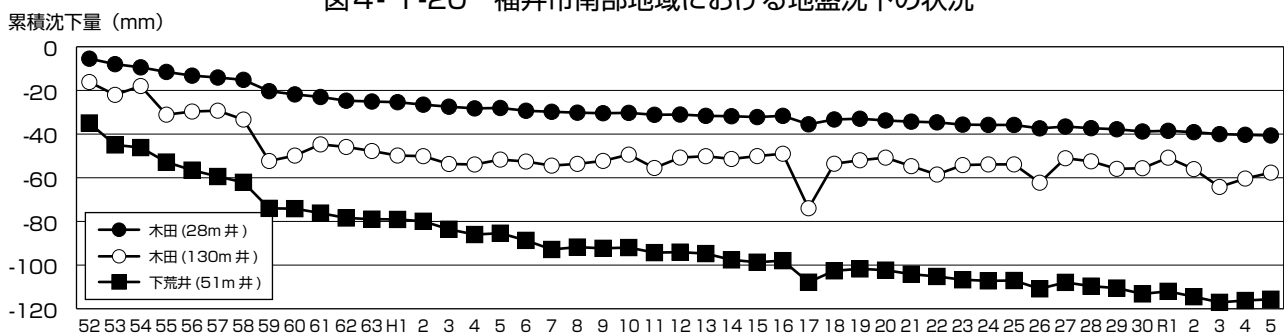


図4-1-20 福井市南部地域における地盤沈下の状況



^{*1}地盤沈下：地盤沈下とは、地下水の過剰揚水によって帯水層の水位が低下し、粘土層の間隙水が帯水層に排出され、その結果、粘土層が圧密収縮を起こし、地表面が広い範囲にわたって徐々に沈下していく現象です。地盤沈下の進行は緩慢で確認しにくく、また、いったん沈下するとほとんど復元は不可能といわれています。

^{*2}水準測量：地盤沈下現象を把握する方法として一般的に行われているのが水準測量です。水準測量は、2地点に標尺を立てて、その中間に水準儀の望遠鏡を水平において、2つの縮尺の目盛りを読み、その差から高低差を求める作業のことです。

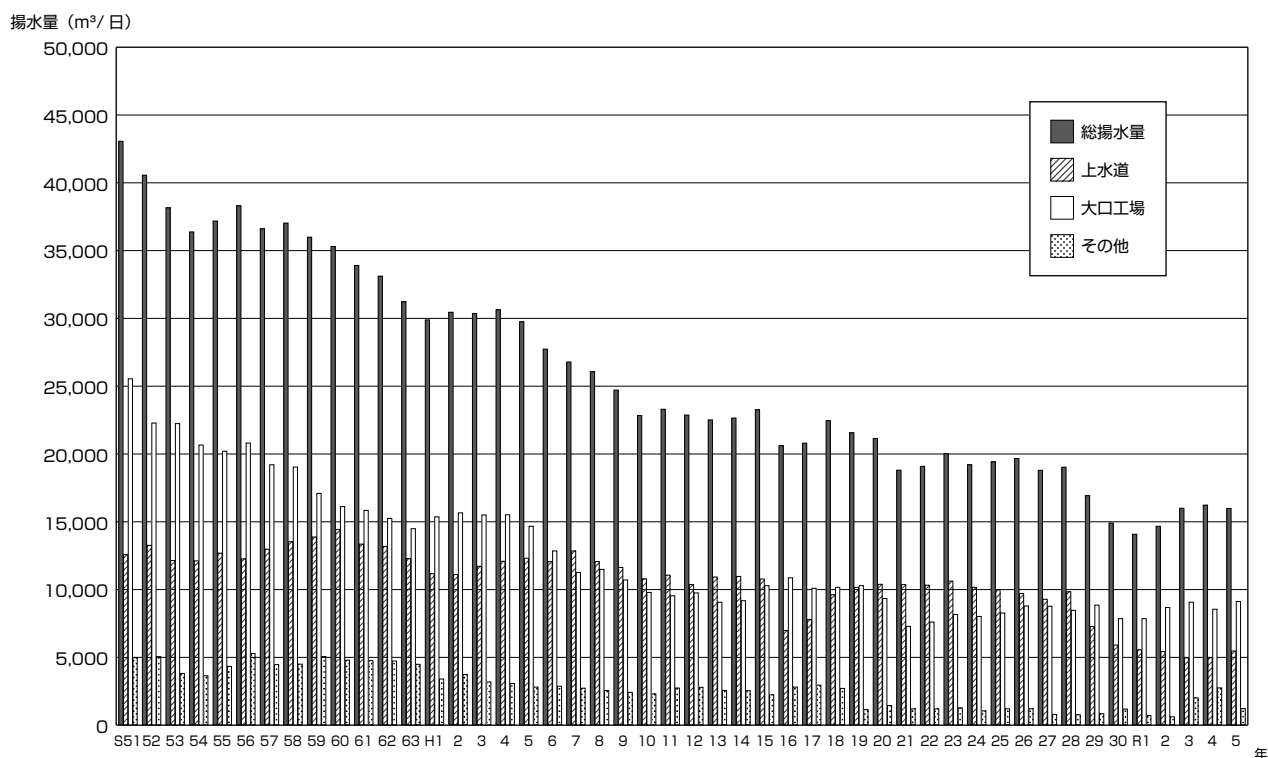
^{*3}地盤沈下計：地層の位置およびその量を調査することで地盤沈下の状況を観測する機器で、通常、二重管構造の井戸を設置し、内管の抜け上がり量によって、地盤の沈下量を測定します。

② 要綱

「福井県地盤沈下対策要綱」（昭和 50 年 10 月）に基づき、地盤沈下が観測された福井市南部地域（約 14km²）について、新しい井戸の掘削を抑制するとともに、地下水採取者に対して、節水および水利用の合理化を指導しています。

また、各事業所に水量測定器の設置を義務付けるとともに、1,000m³/日以上 of 地下水を採取する事業所に対しては、水管理者の選任や地下水利用計画書の提出等を義務付けています。

図4- 1-21 福井市南部地域における地下水採取状況



◆第2部 分野別施策の実施状況

(4) 消雪・融雪方策に関する技術開発【産業技術課】

雪対策や凍結対策として、消雪・融雪（以下「消融雪」という。）が行われますが、道路においては、地下水の利用が一般的です。

しかし、消融雪のための広範囲にわたる地下水散水は、地下水位の低下と地盤沈下を引き起こす原因となっています。

また、消融雪のためのエネルギー消費は、二酸化炭素の排出削減の視点からも再検討が必要です。

こうしたことから、本県の地域性を踏まえつつ、地下水の節減もしくは使用しない方策および環境に配慮したよりクリーンなエネルギー利用について、県工業技術センターでは下記の技術開発を行い、実用化しています。これらの新技術の普及を図りながら、新たな技術開発を進めます。

《消雪・融雪方策に関する研究開発》

○地下水の有効利用

地下水の温度を利用して歩道を手撒きで融雪した後、その水を車道に散水して消雪する技術。国内で最初に開発し、北陸の代表的な融雪方法になった。福井市木田橋、泉橋等の橋梁でも適用できるようにした。

○地下水使用の節減

路面の状況を的確に把握して稼働させるマイコン画像処理型積雪センサーの開発に成功し県内に普及が進んでいる。従来の降雪を検知するセンサーに比べて消雪装置の稼働時間の短縮を実現している。

また、消雪区間を分割し、一定時間ごとに交互に散水することにより、消雪効果を保ちながら節水を図る。

○地中熱・太陽熱の利用

クリーンなエネルギーである地中熱または太陽熱を利用した消融雪技術の研究開発

a 基礎杭を利用した地中熱融雪システム

- ・建物の基礎杭を熱交換杭として兼用することで、安価に施工ができる福井県オリジナルの技術である。
- ・基礎杭内部に満たされた水を地中熱により温め、これを路面に埋設した放熱管に循環させて融雪する。
- ・県立音楽堂、県立図書館などで導入された。空調にも応用でき、県立図書館等で導入された。

b 夏の太陽熱を地中に保存し、冬に利用する融雪システム

- ・夏の太陽熱により高温化した道路舗装内の熱を熱交換によって地中に蓄え、冬の融雪に利用するシステム。
- ・福井市幸橋、敦賀市駅前広場、民間駐車場等で導入された。

c 蓄熱材封入による路面凍結抑制技術

- ・路面に蓄熱材を封入したパイプを埋設すると、冷え込んだ日でも路面が氷点下になりにくくなる。
- ・鋼床版橋は凍結頻度が高いが、蓄熱材により一般道路並みのレベルにすることができる。

(1) 大気環境の現状

大気汚染については、二酸化窒素、ベンゼン、ダイオキシン類等 11 項目について環境基準が定められています（ダイオキシン類については、第 2 節で記載）。

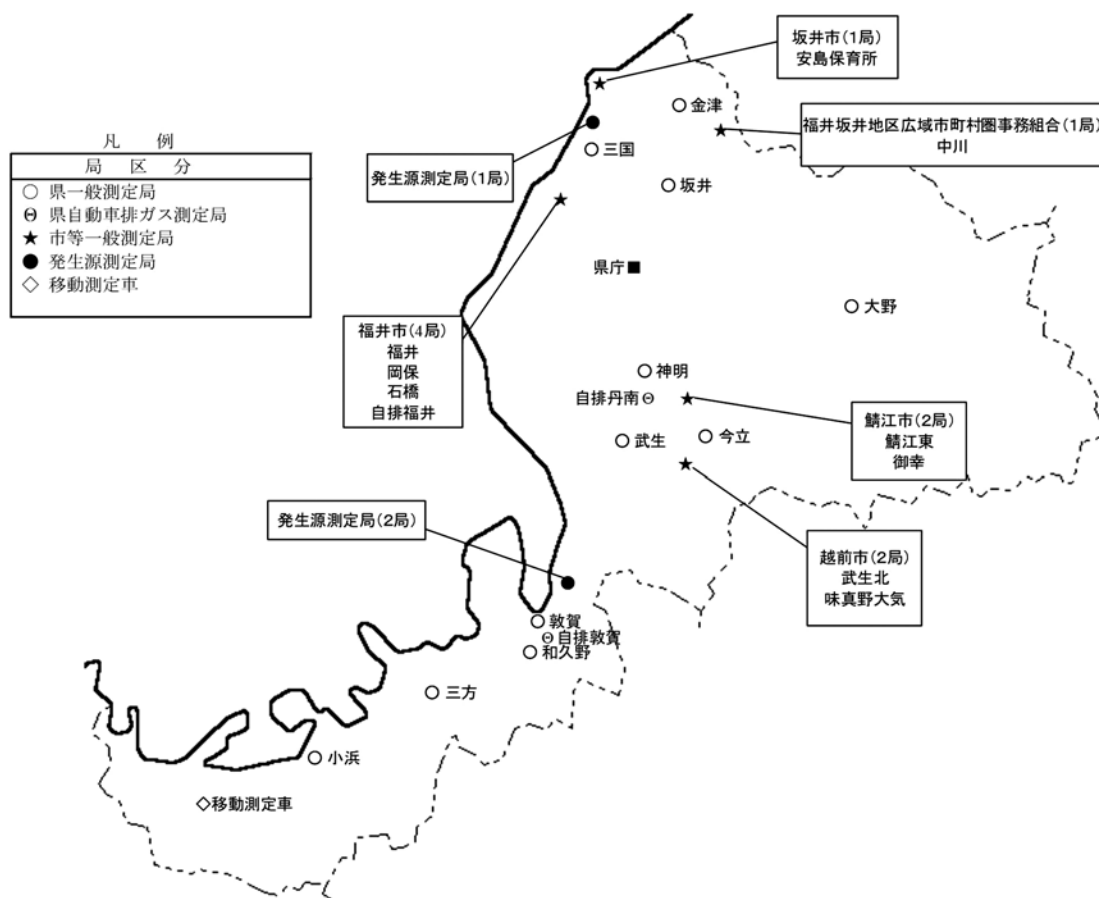
ため、ばい煙*²排出量の多い地区や交通量の多い道路沿いを中心に23測定局で大気汚染状況を測定し、環境基準の達成状況等を把握しています。

また、緊急時に迅速かつ的確に対応できるよう各測定局と中央監視局を通信回線で結ぶテレメータシステムにより常時監視しています。

生活環境の保全

区 分	設 置 主 体	地 区						計
		福井	坂井	奥越	丹南	二州	若狭	
一般環境大気測定局	県		3	1	3	3	1	11
	市、組合	3	2		4			9
自動車排出ガス測定局	県				1	1		2
	市	1						1
計		4	5	1	8	4	1	23

図4-1-23 大気汚染常時監視測定局の設置状況



*2 ばい煙：燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫酸酸化物、ばいじんおよび物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生するカドミウム、塩素、ふっ化水素などの物質をいいます。

◆第2部 分野別施策の実施状況

(2) 環境基準の達成状況等

令和5年度における環境基準の達成状況は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質^{*1}、微小粒子状物質(PM2.5)^{*2}および一酸化炭素については、全ての測定局で環境基準を達成しており、良好な大気環境が維持されています。

光化学オキシダント^{*3}については、全ての測定局で環境基準を超過しました。

また、有害大気汚染物質^{*4}のうち21物質について大気中濃度を測定しましたが、環境基準の定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンの4物質については、全ての地点で環境基準を達成していました。

① 大気汚染物質別の状況

ア 硫黄酸化物^{*5}

硫黄酸化物の環境基準は、その大部分を占める二酸化硫黄について定められています。

県内の測定局における二酸化硫黄濃度は、低い濃度レベルで推移しています。

イ 窒素酸化物^{*6}

窒素酸化物の環境基準は、二酸化窒素について定められています。

県内の測定局における二酸化窒素濃度は、おおむね横ばいに推移しています。

図4-1-24 二酸化硫黄の年平均値の推移

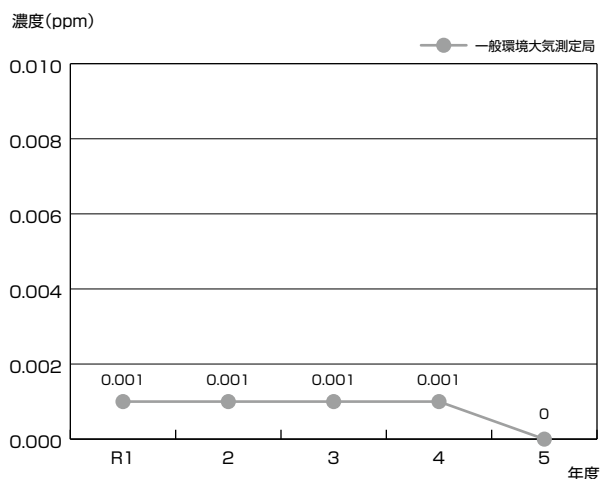
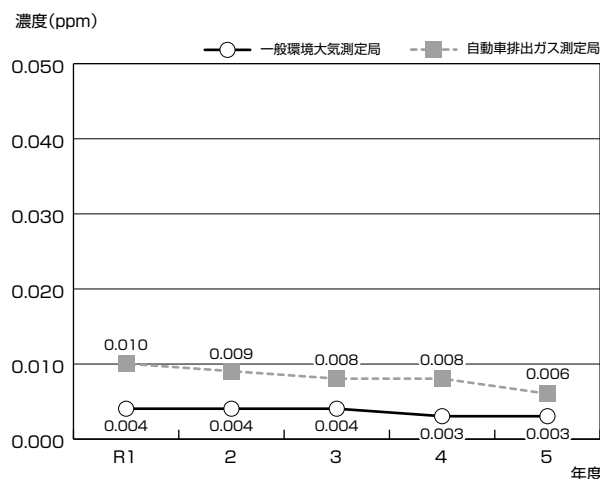


図4-1-25 二酸化窒素の年平均値の推移



^{*1}浮遊粒子状物質：大気中に浮遊しているほこり、砂じん、すす等の粒子状物質のうち、粒径10 μ m以下のものをいいます。発生源としては、工場などからのばいじんや粉じん、ディーゼル車の黒煙、自然原因などがあります。

^{*2}微小粒子状物質(PM2.5)：浮遊粒子状物質のうち、粒径が2.5 μ m以下のものをいいます。平成21年度に環境基準が設定されました。

^{*3}光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物や炭化水素が紫外線により光化学反応を起こし、二次汚染物質として生成するオゾンやPAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものをいい、光化学スモッグの状態を示す指標として用いられます。

^{*4}有害大気汚染物質：低濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのある物質で大気の汚染の原因となるもののことをいい、該当する可能性のある物質として248種類、そのうち特に優先的に対策に取り組むべき物質(優先取組物質)としてトリクロロエチレン等23種類がリストアップされています。

^{*5}硫黄酸化物：主に重油等の燃料や原料中に含まれる硫黄分が燃焼することにより生じ、呼吸器に悪影響を及ぼすほか、酸性雨の原因物質にもなっています。

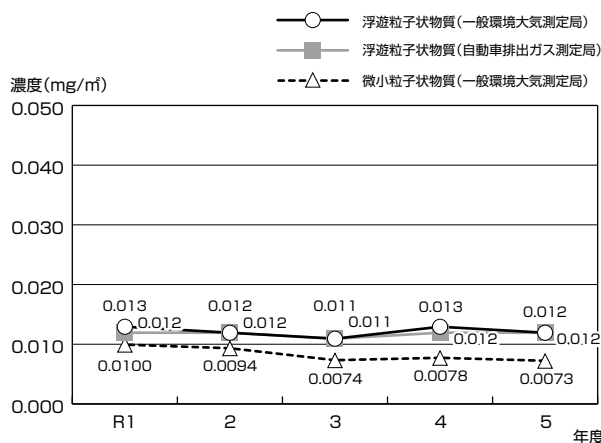
^{*6}窒素酸化物：主に石油等の化石燃料の燃焼によって生じ、発生源としてはボイラーや自動車等があります。排出ガス中の窒素酸化物の主成分は一酸化窒素ですが、大気中に排出されると、次第に酸化されて二酸化窒素になり、呼吸器に悪影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学スモッグ汚染の原因物質にもなっています。

ウ 浮遊粒子状物質・微小粒子状物質 (PM2.5)

浮遊粒子状物質は、大気中に比較的長時間滞留すること、気道や肺胞に沈着して呼吸器に影響を及ぼすことから、環境基準が定められています。

県内の測定局における浮遊粒子状物質および微小粒子状物質 (PM2.5) の濃度は、おおむね横ばいで推移しています。

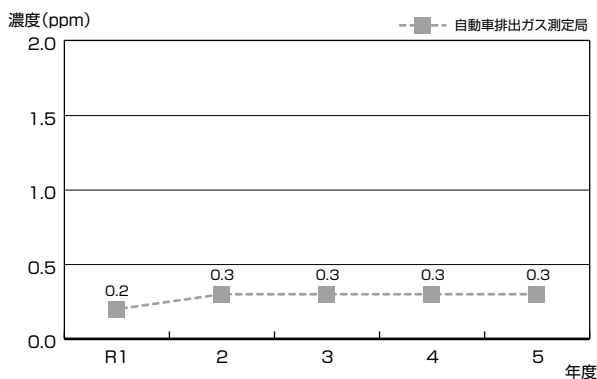
図4-1-26 浮遊粒子状物質・微小粒子状物質の年平均値の推移

エ 一酸化炭素*¹

一酸化炭素は、血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害するなど、人の健康に影響を与えることから、環境基準が定められています。

県内の測定局における一酸化炭素の濃度は、おおむね横ばいで推移しています。

図4-1-27 一酸化炭素の年平均値の推移

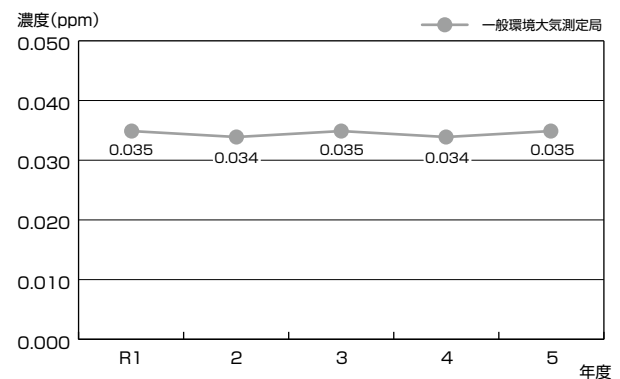


オ 光化学オキシダント

県内の測定局における光化学オキシダントの濃度は、おおむね横ばいで推移しています。

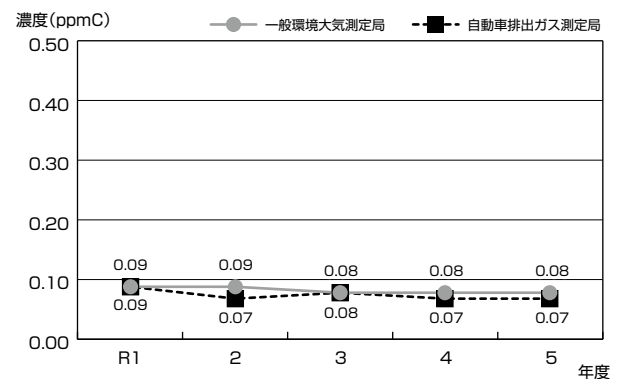
環境基準を超過していることから、今後も注視していく必要があります。

図4-1-28 光化学オキシダントの年平均値の推移

カ 非メタン炭化水素*²

県内の測定局における非メタン炭化水素の濃度は、おおむね横ばいで推移しています。

図4-1-29 非メタン炭化水素の年平均値の推移



*¹一酸化炭素：物の不完全燃焼により発生し、主に自動車が発生源となっていることから、交通量の多い道路沿いにおいて重点的に監視を行っています。

*²非メタン炭化水素：メタンを除く炭化水素は、光化学オキシダントの原因物質の一つと考えられており、自動車、塗装工場、有機溶剤使用工場やガソリンスタンドなど、種々の発生源から排出されています。

◆第2部 分野別施策の実施状況

表4- 1-30 一般環境大気測定局環境基準達成状況

測定局名	設置主体	二酸化窒素					浮遊粒子状物質					微小粒子状物質					光化学オキシダント					二酸化硫黄				
		R1	2	3	4	5	R1	2	3	4	5	R1	2	3	4	5	R1	2	3	4	5	R1	2	3	4	5
福井	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○
センター	県																									
石橋	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											○	○	○	○	○
岡保	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						●	●	●	●	●	○	○	○	○	○
敦賀	県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○
和久野	県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						●	●	●	●	●	○	○	○	○	○
小浜	県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○
大野	県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○
神明	県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○
鯖江東	市						○	○	○	○	○											○	○	○	○	○
御幸	市						○	○	○	○	○											○	○	○	○	○
金津	県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						●	●	●	●	●					
中川	組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											○	○	○	○	○
武生	県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						●	●	●	●	●					
味真野大気	市						○	○	○	○	○											○	○	○	○	○
武生北	市						○	○	○	○	○											○	○	○	○	○
武生西	市						○	○														○	○	○		
今立	県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●					
三国	県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○
安島保育所	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											○	○	○	○	○
坂井	県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						●	●	●	●	●					
三方	県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●					
測定局数		16	16	16	16	16	21	21	20	20	20	8	8	8	8	8	13	13	13	13	13	16	16	16	15	15
達成率(%)		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	0	0	0	0	0	100	100	100	100	100

(注1) ○は環境基準達成、●は環境基準超過であることを示します。また、空欄は測定を行っていない項目です。

(注2) 光化学オキシダントについては短期的評価^{*1}、それ以外については長期的評価^{*1}の結果です。

表4- 1-31 自動車排出ガス測定局環境基準達成状況

測定局名	設置主体	二酸化窒素					浮遊粒子状物質					微小粒子状物質					一酸化炭素				
		R1	2	3	4	5	R1	2	3	4	5	R1	2	3	4	5	R1	2	3	4	5
自排福井	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自排敦賀	県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○
自排丹南	県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○
測定局数		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3
達成率(%)		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(注1) ○は環境基準達成であることを示します。また、空欄は測定を行っていない項目です。

^{*1} 短期的評価・長期的評価：大気環境基準の評価は、基準として1時間値が定められているものについては短期的評価を、1時間値の1日平均値が定められているものについては長期的評価を行い、両方が定められているものについては両方の評価を行います。短期的評価とは、1時間ごとの測定結果を基準の1時間値に照らして評価することです。長期的評価とは年間にわたる1日平均値について、測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除いた1日平均値（年間365日の測定値がある場合、高い方から7日分を除いた8日目の測定値＝2%除外値）もしくは、測定値の低い方から98%目に該当する1日平均値（年間365日の測定値がある場合、低い方から358番目の測定値＝98%タイル値）を、基準の1時間値の1日平均値に照らして評価することです。2%除外値と98%タイル値は、有効測定日数によって異なる場合があります。

② 有害大気汚染物質の状況

令和5年度は、優先取組物質23物質のうち、環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンの4物質のほか、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物、アセトアルデヒド、塩化メチル、クロム及びその化合物、酸化エチレン、トルエン、ベリリウム及びそ

の化合物、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒドの17物質について、一般環境、固定発生源^{*1}周辺および沿道を含む5地点で調査を行いました。

その結果、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンについては、全ての地点で環境基準を達成していました。また、指針値が定められている11物質についても、指針値を超過した地点はありませんでした。

図4-1-32 ベンゼンの年平均値の推移

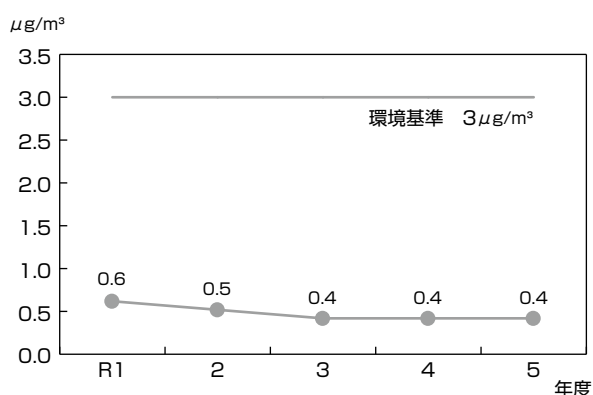


図4-1-34 テトラクロロエチレンの年平均値の推移

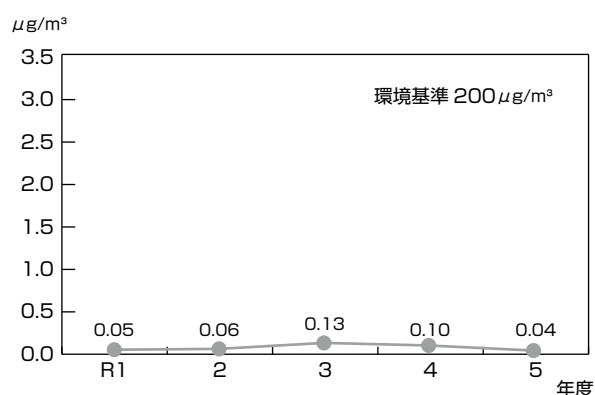


図4-1-33 トリクロロエチレンの年平均値の推移

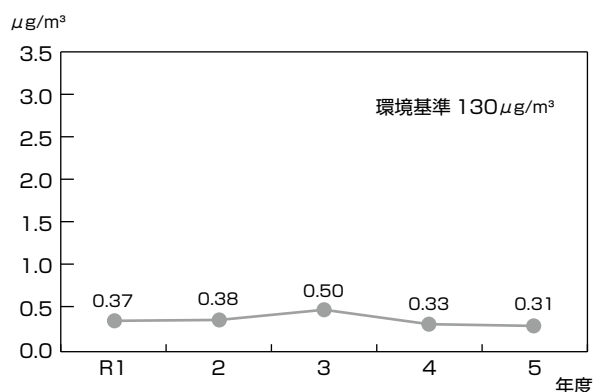
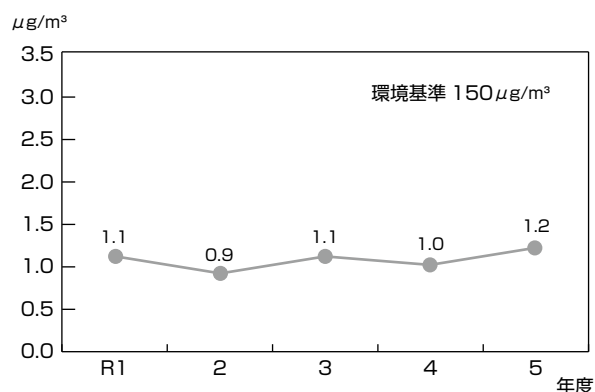


図4-1-35 ジクロロメタンの年平均値の推移



*1 固定発生源：自動車などの移動する発生源と異なり、工場・事業場に設置されるボイラーや廃棄物焼却炉などのばい煙発生施設をいいます。

◆第2部 分野別施策の実施状況

③ 大気環境測定車（みどり号）による測定

県では大気汚染常時監視測定局がない地域の大気環境を大気環境測定車「みどり号」で測定しています。

測定機器は、硫黄酸化物・浮遊粒子状物質計、微小粒子状物質計、窒素酸化物計、オキシダント計、一酸化炭素計、炭化水素計、風向風速計、温湿度計を搭載しており、県内に設置されている測定局舎と同程度の測定が可能です。

令和5年度に行った結果は、表4-1-36のとおりです。



大気環境測定車「みどり号」

④ 酸性雨^{*1}の監視

化石燃料等の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物や窒素酸化物といった酸性物質が溶け込むことによって、pHが5.6以下となった雨を酸性雨といい、福井市（原目町）で監視を行っています。

現在のところ酸性雨による土壌・植生、陸水等への影響は、明確には認められていませんが、国では、全国状況を把握するため、酸性雨対策調査を実施しています。

令和5年度の結果は、表4-1-37のとおりであり、全国と比べて同程度でした。

表4-1-37 令和5年度の降雨 pH の監視結果

地点名	監視結果	全国平均値 (参考)
福井市 (原目町)	4.9	5.0

(注) 全国平均値は令和4年度の結果

表4-1-36 みどり号による測定結果（令和5年度）

測定地点	池田町 稲荷	坂井市 丸岡	永平寺町 上志比	勝山市 昭和	越前町 大王丸	小浜市 金屋
測定月	4-5	5-6	6-7	7-8	8-9	10-11
測定日数	30	30	25	29	31	29
二酸化硫黄	○	○	○	○	○	○
二酸化窒素	○	○	○	○	○	○
一酸化炭素	○	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○	○
光化学オキシダント	●	●	●	○	○	○

(注) ○：環境基準達成 ●：環境基準超過

^{*1} 酸性雨：雨は、もともと空気中の二酸化炭素を吸収するため弱い酸性です。通常、酸性の強さはpH（ピーエイチ）で表し、pHが低いほど酸性の度合いが大きいことを示します。酸性雨とは、化石燃料等の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物や窒素酸化物といった酸性物質が溶け込むことによって、pHが5.6以下となった雨のことをいい、1960年代から北米やヨーロッパで湖沼や森林等の生態系あるいは遺跡等の建造物などに大きな影響を及ぼすとして、問題化してきました。

(3) 大気環境保全対策

① 固定発生源対策

ア 法律に基づく規制

大気汚染防止法では、工場・事業場から排出されるばい煙、揮発性有機化合物(VOC)*¹および水銀等、建築物の解体作業等から発生する特定粉じん*²について規制しています。

表4-1-38 大気汚染防止法による規制の概要

区 分	項 目	規 制 の 概 要
ばい煙	硫黄酸化物	ばい煙の排出口の高さや区域に応じた排出基準(K値* ³ 規制)が定められています。
	窒素酸化物	昭和48年の規制開始以降、排出基準が段階的に強化されるとともに、規制対象施設としてディーゼル機関やガスタービン等が追加されています。
	ばいじん	昭和43年の規制開始以降、排出基準が段階的に強化されるとともに、規制対象となる施設が追加されています。
	有害物質	カドミウムおよびその化合物、塩素、塩化水素、ふっ素・ふっ化水素およびふっ化珪素、鉛およびその化合物について、廃棄物焼却炉や溶解炉などのばい煙発生施設ごとに排出基準を定め、規制を行っています。
	揮発性有機化合物(VOC)	揮発性有機化合物排出施設ごとに排出基準が定められています。
粉じん	一般粉じん* ²	一般粉じん発生施設について、粉じん飛散防止のため、施設の構造および使用、管理に関する基準が設定されています。
	特定粉じん	特定粉じん排出等作業* ⁴ の実施に係る届出と作業基準が規定されています。
	水銀等	水銀排出施設ごとに排出基準が定められています。

表4-1-39 区域別K値

区 域	K 値
福井市(旧清水町、旧美山町、旧越廼村を除く)、あわら市、坂井市	7.0
敦賀市	8.0
丹南地域(旧武生市、鯖江市の区域)	10.0
その他の区域	17.5

イ 条例に基づく規制

1) 特定工場

県公害防止条例では、通常の燃料使用量が600kg/時間以上(重油換算)の工場・事業場を特定工場と定め、硫黄酸化物の総量規制を実施しています。また、低硫黄分の燃料を使用するよう指導しています。

特定工場以外の中小規模の工場・事業場に対しても、低硫黄分の燃料を使用するよう指導し、硫黄酸化物の排出抑制を図っています。

表4-1-40 燃料中の硫黄分についての指導基準

地 域	特定工場	特定工場以外
福井市街地	1.3%以下	1.3%以下
旧福井市、坂井市、あわら市、敦賀市、旧武生市、鯖江市	1.3%以下	1.5%以下
その他の地域	1.5%以下	—

2) ばい煙に係る特定施設

廃棄物焼却炉や酸による反応施設など有害物質を使用または排出する施設をばい煙に係る特定施設として規定し、施設の設置者には届出義務を課しています。

また、金属の精製または铸造の用に供する溶解炉については、ばいじん、廃棄物焼却炉についてはカドミウム等の有害物質4項目、その他の有害物質使用施設についてはカドミウム等有害物質5項目のうち関係する項目について規制基準を定め、大気汚染のより一層の軽減を図ることとしています。

*¹揮発性有機化合物(VOC)：大気中でガス状となる有機化合物の総称で、浮遊粒子状物質および光化学オキシダントの原因の一つと考えられており、塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤などに使用されています。

*²一般粉じん・特定粉じん：じんのうち、石綿(アスベスト)を特定粉じん、それ以外のものを一般粉じんと規定しています。

*³K値：大気汚染防止法に基づき、施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物許容排出量を算出する際に使用する定数です。区域ごとに定められ、施設が集合して設置されている区域ほど規制が厳しく、その値は小さくなります。

*⁴特定粉じん排出等作業：建築物の解体等の作業により、特定粉じんを発生し、または飛散させる作業をいいます。

◆第2部 分野別施策の実施状況

3) 炭化水素類に係る特定施設

揮発性の高い石油類の貯蔵施設（タンク）、出荷施設（タンクローリー積込施設）および給油施設（ガソリンスタンドの地下タンク）を炭化水素類に係る特定施設として規定し、これらの施設を設置する者に届出義務を課すとともに施設の構造・使用・管理基準を定め、光化学オキシダントの発生抑制および地球温暖化対策の推進を図ることとしています。

4) 吹付けアスベスト使用建築物

福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例では、吹付けアスベストを使用した建築物の管理者等に対し、その適正管理の努力を義務付けており、損傷・劣化等によるアスベストの飛散防止を図ることとしています。

ウ 工場等に対する監視・指導

規制対象となる施設を設置している工場・事業場のうち、大規模施設や公害苦情の発生施設を重点に立入検査を実施し、施設の維持管理状況等の確認と指導を行うとともに、排出ガス中のばい煙等検査を行っています。

表4-1-41 立入検査等状況（令和5年度）

種 別	立入検査	排ガス中のばい煙検査	VOC検査
検 査 数	141 工場・事業場	13 施設	2 施設
結果概要	—	排出基準超過施設はなし	排出基準超過施設はなし

（注）大気汚染防止法の事務が移管されている福井市実施分は含まない。

また、大気汚染防止法に基づく特定粉じん（アスベスト）排出等作業の届出があった建築物の解体等の作業実施の際に立入検査を行い、作業基準の遵守状況を確認し、排出されたアスベスト廃棄物の適正処理を指導しています。さらに、作業現場周辺において、大気中のアスベスト濃度を測定し、アスベストが周辺に飛散していないことを確認しています。

表4-1-42 届出等の件数（令和5年度）

届 出 区 分	届 出 数	立 入 検 査 数
特定粉じん排出等作業実施届出（大気汚染防止法）	46	73

（注）大気汚染防止法の事務が移管されている福井市実施分は含まない。

② 移動発生源対策

ア 自動車排出ガス規制

自動車は、窒素酸化物や浮遊粒子状物質等の発生源として大きな割合を占めているため、大気汚染防止法に基づき、その排出ガスについての規制が実施されており、昭和47年以降、対象とする汚染物質や車種の拡大など、排出規制の強化が図られています。

5 騒音・振動・悪臭防止対策【環境政策課】

(1) 騒音・振動

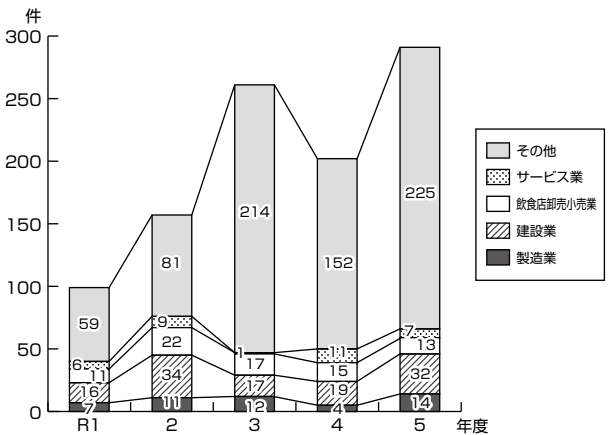
① 騒音・振動の現状

ア 騒音に関する苦情

令和5年度は、291件の騒音に関する苦情があり、警察への相談件数が近年増加しています。

苦情件数を発生源別にみると、工場・事業場や工事現場の作業音等に起因するものがあります。

図4-1-43 騒音苦情の推移



イ 自動車騒音

自動車騒音については、道路に面する地域の環境基準および要請限度*1が定められています。

令和5年度は、県および市において23区間で自動車騒音の面的評価*2を実施しました。幹線交通を担う道路に面する住居等を対象に実施した面的評価の結果は、表4-1-44のとおりです。

表4-1-44 自動車騒音常時監視結果(令和5年度)

評価路線・区間数		23区間 (北陸自動車道 1区間 一般国道 14区間 県道 8区間)
評価区間距離		47.7km
評価区間住居等戸数		3,152戸
環境基準 達成戸数 (達成率)	昼間	3,125戸 (99.1%)
	夜間	3,053戸 (96.9%)
	昼夜とも	3,053戸 (96.9%)

(注) 昼間は6～22時、夜間は22～翌日6時

ウ 新幹線鉄道騒音

新幹線鉄道騒音については、環境基準が定められており、県は類型を当てはめる地域を指定することとされています。また、新設新幹線に係る達成目標期間は、開業時に直ちにとされています。

令和6年度は、北陸新幹線（金沢～敦賀駅間）の開業にあたり、環境省が環境基準の達成状況を把握するため、騒音測定を実施しました。

エ 振動に関する苦情

県内の振動に関する苦情は、例年数件程度で推移しています。

令和5年度の苦情は7件で、工事現場の作業振動等に起因するものでした。

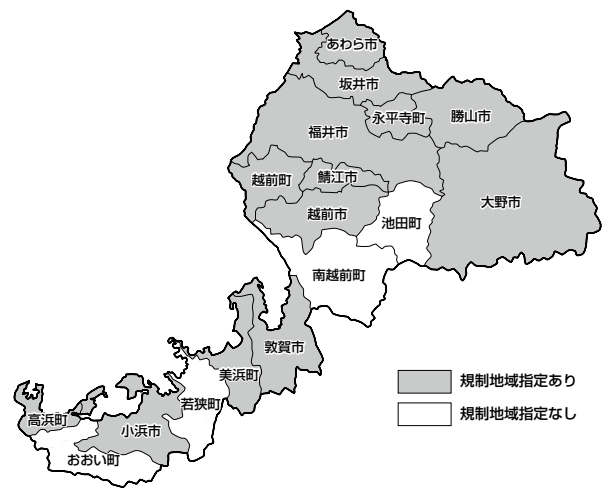
② 騒音・振動対策

ア 法律による規制

騒音規制法および振動規制法では、知事（池田町および南越前町以外の市町については市町長）が住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定し、当該規制地域*3内の工場・事業場および建設作業に規制基準が適用されます。

本県では、令和6年3月末現在、9市4町について規制地域を指定しています。

図4-1-45 騒音規制法および振動規制法に基づく規制地域



*1 要請限度: 自動車騒音によって道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合であって、かつ、超えた場合には県公安委員会に対し、道路交通法による措置をとるよう要請することとなる基準です。道路交通振動についても定められています。

*2 面的評価: 道路に面する地域における環境基準達成状況の評価方法で、基準値を超える騒音に曝露される住居等の戸数やその割合を把握することにより評価するものです。

*3 規制地域: 住居が集合している地域、病院または学校の周辺の地域、その他の地域で住民の生活環境を保全する必要があるとして知事が指定する地域です。

◆第2部 分野別施策の実施状況

1) 工場・事業場の騒音・振動対策

騒音規制法および振動規制法では、規制地域内において、工場・事業場に特定施設^{*1}を設置しようとする者に対し、事前に当該市町長に届け出ることと、敷地境界における規制基準を遵守することを義務付けています。

また、市町長は、特定工場等から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、特定工場等の設置者に対して、騒音・振動の防止方法の改善等を勧告・命令することができるとされています。なお、令和5年度は、これらの措置に至った事例はありませんでした。

2) 建設作業の騒音・振動対策

騒音規制法および振動規制法では、規制地域内において、特定建設作業^{*2}を伴う建設工事を実施しようとする者に対し、事前に当該市町長に届け出ることと、敷地境界における規制基準を遵守することを義務付けています。

また、市町長は、特定建設作業で発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、工事の施工者に対して、騒音・振動の防止方法の改善等を勧告・命令することができるとされています。なお、令和5年度は、これらの措置に至った事例はありませんでした。

表4-1-46 特定工場数、特定施設数および特定建設作業届出件数

	特定工場数 (R5 年度末)	特定施設数 (R5 年度末)	特定建設作業 届出件数 (R5 年度中)
騒音	2,190	37,690	137
振動	1,212	22,275	90

3) 自動車交通騒音対策

自動車本体からの騒音の大きさについては、騒音規制法において、自動車の車種ごとの許容限度が定められています。

イ 条例による規制

県公害防止条例では、特定工場において発生する騒音（騒音規制法で規制されているものを除く。）、飲食店営業（風俗営業法で規制されているものを除く。）、カラオケボックス営業、ボーリング場営業および車両洗浄装置使用営業における深夜（午後11時から翌日の午前5時まで）の騒音を規制しています。

また、午後9時から翌朝8時までの屋外における拡声機放送についても、公共のためにする広報等の行為を除き禁止しています。

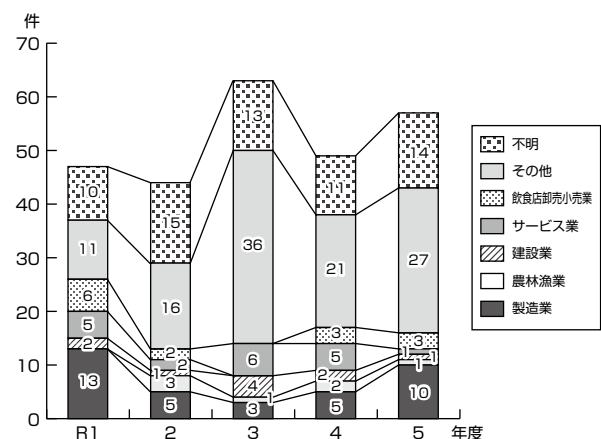
(2) 悪臭

① 悪臭の現状

令和5年度は、57件の悪臭に関する苦情があり、前年度と比べて減少しています。

苦情件数を発生源別にみると、製造業、サービス業、飲食店小売業に起因するものがあります。

図4-1-47 悪臭苦情の推移



^{*1} 特定施設：金属加工機械、織機等著しい騒音・振動を発生する施設をいいます。騒音については11種類の施設、振動については10種類の施設が定められています。

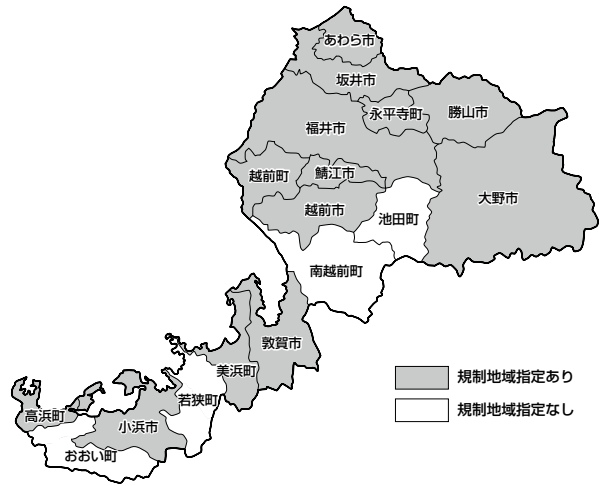
^{*2} 特定建設作業：くい打ち機等を使用する作業等著しい騒音・振動を発生する作業をいいます。騒音については8種類の作業、振動については4種類の作業が定められています。

② 悪臭防止対策

ア 法律による規制

悪臭防止法では、知事（池田町および南越前町以外の市町については市町長）が、住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定し、当該地域内の全ての工場・事業場に規制基準が適用されます。本県では、令和6年3月末現在、9市4町について規制地域を指定しています。

図4-1-48 悪臭防止法に基づく規制地域



イ 条例による規制

県公害防止条例では、悪臭に係る特定施設を定め、当該特定施設の設置に際し、施設の構造や使用方法等を市町長に届け出ることを義務付けています。また、悪臭防止法の規制地域以外の地域においては、当該特定施設を有する事業場の敷地境界線における規制基準を臭気指数^{*1}18と定めています。

表4-1-49 悪臭に係る特定施設届出状況
(令和6年3月末現在)

対象工場等		特定施設	
種類	工場数	種類	施設数
牛、豚または鶏の飼養場	79	飼養施設 飼料調理施設 ふん尿処理施設	256
けいふんの乾燥または焼却を行う工場	3	乾燥施設 焼却施設	4
死亡獣畜取扱場	0	解体室 汚物処理施設 焼却炉	0
化製場 ^{*2}	0	原料処理施設 煮熟施設 圧搾施設 汚物処理施設 乾燥施設	0

ウ 畜産業における指導【流通販売課】

畜産に起因する悪臭の防止対策として、市町と連携しながら、農林総合事務所や家畜保健衛生所等の関係機関が、家畜ふん尿処理を適正に処理することにより、悪臭の発生を抑制するよう畜産農家に対して指導しています。

^{*1}臭気指数：人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体を希釈した場合に、次式で算定される値をいいます。
 $Y = 10 \log X$ （Y：臭気指数、X：人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体を希釈したときの希釈倍数）
（例）臭いのする空気や水を、100倍に希釈したときに臭いが感じられなくなった場合、その臭気指数は20となります。
臭気指数 = $10 \times \log(100) = 10 \times 2 = 20$

^{*2}化製場：獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設をいいます。

6 環境汚染事故時・災害時における環境保全対策

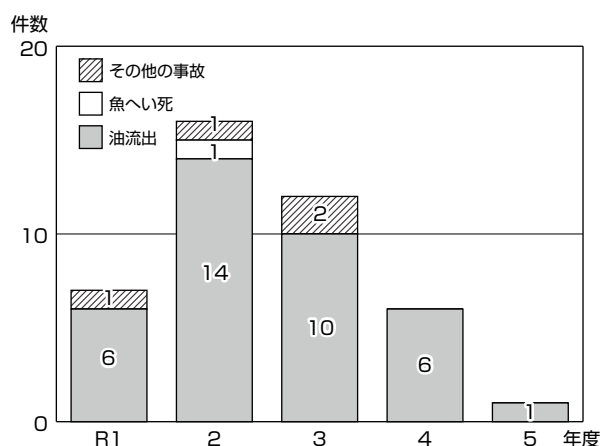
(1) 水質異常時対策【環境政策課、河川課】

① 水質事故の発生状況

河川等では、事業場における油類や有害物質の不適切な取扱い等により油の流出や魚のへい死等の水質事故が発生します。

令和5年度は、1件の油の流出事故が発生しましたが、原因の特定には至りませんでした。

図4-1-50 水質事故発生状況の推移



② 事故に対する対応

水質事故に対しては、「九頭竜川・北川水系河川水質汚濁防止連絡協議会」および「二級河川水質汚濁防止連絡協議会」が中心となり、関係機関が連携して、その原因の究明、被害の拡大防止および原因者に対する指導等を行っています。

③ 未然防止のための事業者への指導・啓発

水質汚濁防止法や県公害防止条例に基づく各種届出の受理にあたって、計画段階で事業者への指導を行うとともに、各事業場の立入検査等を通じて、排水処理施設や使用する有害物質の適正な管理を指導しています。

(2) 大気汚染緊急時対策【環境政策課】

① 健康被害防止対策

大気汚染防止法では、硫黄酸化物、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素およびオキシダントによって、大気の汚染が著しくなり、人の健康または生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるような緊急の事態が発生した場合に、知事がとるべき措置を定めています。

これを受けて、県では、「福井県光化学オキシダント対応マニュアル」および「福井県大気汚染（硫黄酸化物）対応マニュアル」を定め、人の健康または生活環境に被害が生ずるおそれが発生した場合には、注意報等を発令し、地域住民に注意を呼びかける一方、工場・事業場に対し、ばい煙等の排出削減を要請することとしています。

また、平成25年3月、国において微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起の暫定的な指針が示されたことを受け、県ではPM2.5濃度上昇が発生した場合における対応措置を定めたマニュアルを策定しました。

表4-1-51 光化学オキシダント注意報発令状況

発令日時	発令地区
昭和53年6月5日 15:10	敦賀地区
平成2年4月11日 13:00	敦賀地区
平成2年5月10日 15:50	
平成2年6月19日 15:50	
平成14年6月10日 16:40	二州地区 (敦賀市、旧三方町、美浜町)
令和元年5月25日 17:50	二州地区 (敦賀市、旧三方町、美浜町)

② 事故等に対する対策

県では、工場等の事故または火災が発生した際に、発生現場周辺において、有害物質による大気汚染の状況を把握するため、令和元年度から検知管を配備しています。

生活環境の保全



第2節 化学物質対策の推進

1 化学物質の管理の促進

(1) 化学物質情報・整備【環境政策課】

① PRTR^{*1}制度

PRTR法の正式名称は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」で、名称のとおり、有害性のある化学物質を取り扱う事業者が、環境への排出量などを把握して、化学物質の管理を改善していこうとする制度です。

PRTR法に基づき、対象となる事業者は、環境中の化学物質の排出量等を自ら把握・管理し、年1回、県を経由して国に届出を行っています。

② 排出・移動量集計結果

令和5年度には、令和4年度の排出量・移動量について、県内の317事業所（全国の1.0%、全国32,209事業所）から162種類の物質について届出がありました。届出による排出量は1,744t（全国の1.4%、全国約12.2万t）、移動量は6,320t（全国の2.6%、全国約24.7万t）でした。

また、県内の届出外事業所^{*2}や家庭から排出された化学物質を国が推計した量は、1,722t（全国の0.92%、全国約18.7万t）でした。

なお、県内の届出の集計結果および届出外排出量の推計値は、図4-2-2～7のとおりです。

図4-2-1 事業場からの化学物質の排出・移動経路

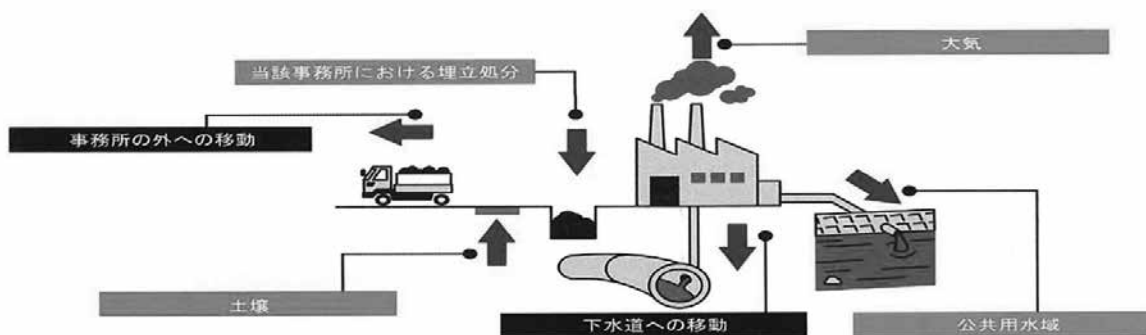


図4-2-2 県内の届出排出量および移動量(令和4年度)

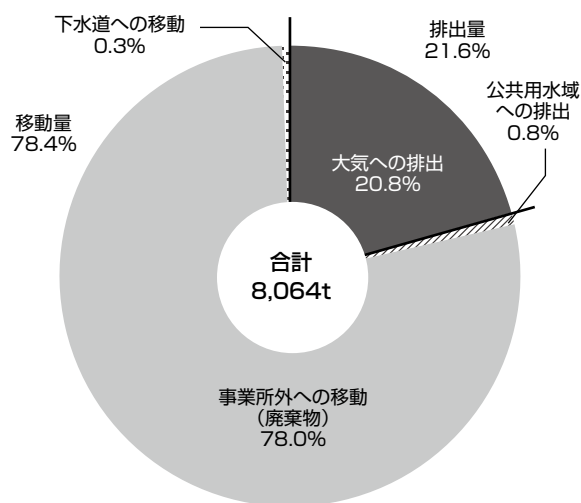
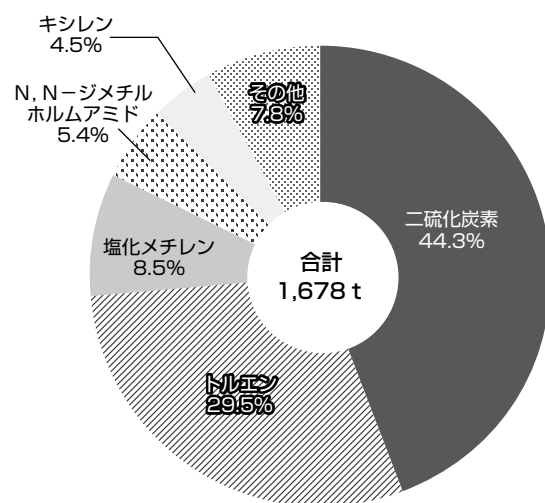


図4-2-3 県内の大気への排出:物質別内訳(令和4年度)



^{*1}PRTR：Pollutant Release and Transfer Registerの略で、環境汚染物質排出・移動登録という意味です。

^{*2}届出外事業所：届出が必要な業種に該当しない、従業員数や対象化学物質の取扱量が小さいといった理由から、PRTR制度で届出を行うことが義務付けられていない事業所を指します。

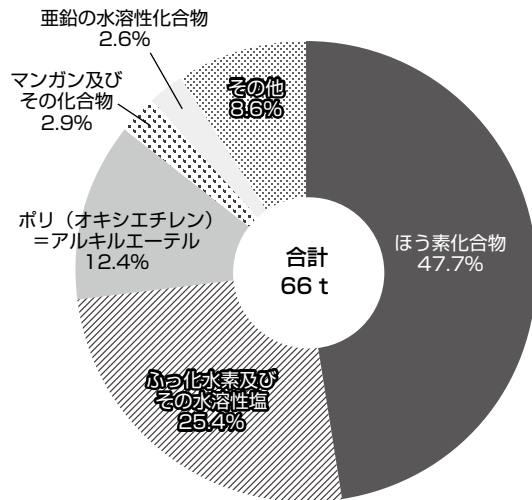
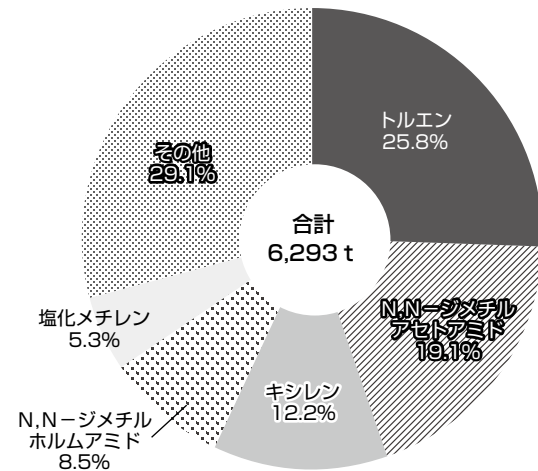
図4-2-4 県内の公共用水域への排出:物質別内訳
(令和4年度)図4-2-5 県内の事業所の外への移動:物質別内訳
(令和4年度)

図4-2-6 県内の届出排出量および移動量の多かった上位5業種とその量(令和4年度)

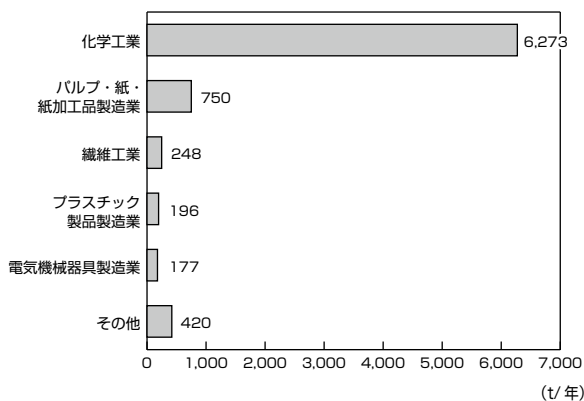
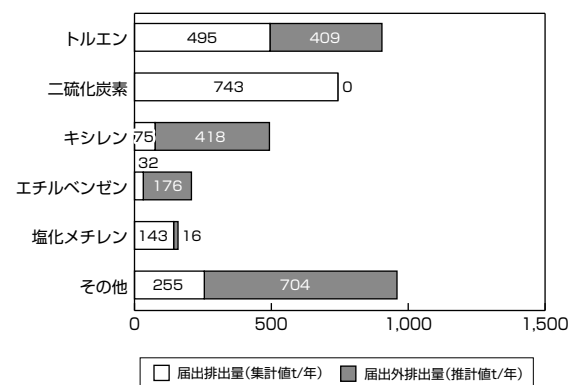


図4-2-7 県内の届出排出量と届出外排出量(推計値)の上位5物質とその量(令和4年度)



(2) ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)類、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)類およびコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)類の総称をいいます。

ダイオキシン類は、物質によって毒性の強さがそれぞれ異なっているため、毒性が最も強い物質の毒性を1として他の物質の毒性を換算した毒性等量(TEQ)^{*1}を用いて評価します。

① 法律等による規制【環境政策課】

ア ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法では、耐容一日摂取量^{*2}(TDI: 4 pg-TEQ/kg/日)や大気・水質・底質・土壌に係る環境基準、排出ガスや排出水の規

制基準および県による常時監視義務等が規定されています。

イ 国の排出削減計画

国は、法に基づき平成24年に、「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」を改訂し、改善した環境を悪化させないことを原則に、新たな削減目標を事業分類別に設定し、ダイオキシン類の排出総量を176g-TEQ/年としました。

令和4年度における削減目標設定対象に係る排出総量は102g-TEQ/年で、削減目標を達成しています。

^{*1}毒性等量(TEQ): ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性が異なります。毒性等量とは、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1とし、各異性体の毒性を毒性等価係数により換算した量のことです。

^{*2}耐容一日摂取量(TDI): 人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日当たりの摂取量のことです。

◆第2部 分野別施策の実施状況

② 県等における取組み

大気、公共用水域の水質・底質、地下水および土壌の常時監視をはじめ、発生源の監視指導を行っています。

ア 常時監視結果【環境政策課】

令和5年度の常時監視結果は、表4-2-8のとおりであり、大気、公共用水域の水質・底質、地下水質および土壌について、全ての地点で環境基準を達成していました。

イ 発生源監視結果【循環社会推進課・環境政策課】

1) 産業廃棄物焼却施設

産業廃棄物焼却施設について、施設への立入検査や改善指導を行っています。

産業廃棄物処理施設の排ガス中のダイオキシン類濃度は、令和5年度の行政検査および事業者による自主検査において、1施設が規制基準を超えました。その後の措置により、ダイオキシン類濃度は規制基準を下回っています。

また、燃え殻およびばいじんの自主検査において、報告のあった全ての施設で処理基準に適合またはセメント固化等により適正に処理されていました。

2) 市町ごみ焼却施設

市町が設置するごみ焼却施設の排ガス中ダイオキシン類濃度は、令和5年度に行った実態調査の結果、規制基準を超えた施設はありませんでした。

また、燃え殻およびばいじんの自主検査において、報告のあった全ての施設で処理基準に適合またはセメント固化等により適正に処理されていました。

3) 廃棄物焼却施設以外

発生源の監視として、アルミニウム合金製造炉等施設への立入検査や改善指導を行っています。

廃棄物焼却施設以外の排ガス中のダイオキシン類濃度は、令和5年度の行政検査および事業者による自主検査において、規制基準を超えた施設はありませんでした。

4) 排出水

下水道終末処理場等の排出水のダイオキシン類濃度は、令和5年度の行政検査および事業者による自主検査において、規制基準を超えた施設はありませんでした。

表4-2-8 ダイオキシン類常時監視結果（令和5年度）

調 査 種 別		調査地点数	調査結果範囲	環境基準	単 位
大 気	一般地域	3	0.0042 ～ 0.018	0.6	pg-TEQ/m ³
	廃棄物焼却施設周辺地域	4	0.0053 ～ 0.018		
水 質	河 川	21	0.023 ～ 0.41	1	pg-TEQ/L
	湖 沼	0	－		
	海 域	0	－		
底 質	河 川	21	0.075 ～ 5.1	150	pg-TEQ/g
	湖 沼	0	－		
	海 域	0	－		
地 下 水 質	廃棄物最終処分場周辺地域	7	0.022 ～ 0.062	1	pg-TEQ/L
土 壌	廃棄物焼却施設周辺地域	7	0.20 ～ 120	1,000	pg-TEQ/g

(注) pg (ピコグラム) : 1 ピコグラムは、1 兆分の 1 グラム。

(3) 水銀廃棄物の適正処理

蛍光灯や水銀体温計等に使用されている水銀は、破損した場合、気化して水銀蒸気となり、蒸気を吸い込むことにより人体に神経系の中毒症状が現れるおそれがあります。

特に、水銀体温計、水銀温度計および水銀血圧計は水銀の含有量が多く、不適正に処理された場合に環境へ与える影響が懸念されています。

環境省が平成 27 年 12 月に策定した「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」では、水銀使用廃製品の適正な回収についての留意点や具体的対策が示されており、水銀使用廃製品の適正な分別回収が求められています。

また、産業廃棄物については、平成 29 年 10 月から水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の新たな処理基準が適用されるなど、適正処理を目的とした規制強化が図られました。

県では、水銀使用廃製品の適正な回収や処理について、引き続き、各市町や事業者への指導を実施していきます。

(4) 環境中の化学物質の実態把握

① 環境省化学物質環境実態調査【環境政策課】

環境省では昭和 49 年度から環境リスクが懸念される化学物質の環境調査、化審法^{*1}の優先評価化学物質のリスク評価、化審法の特定化学物質等および POPs 条約^{*2}対象物質の残留状況の監視に取り組んでおり、本県においても調査が行われています。

令和 5 年度の県内の調査実施状況は、表 4- 2- 9 のとおりです。

② 県の環境調査・研究【環境政策課】

県では、化学物質による環境汚染状況の情報提供、事業者の発生源対策の支援および化学物質に係る意識の啓発を目的として、化学物質の研究施設を整備し、これまでに県内で使用量や排出量が多い、リン酸エステル系難燃剤や界面活性剤等について調査研究を実施してきました。令和 6 年度からは、多種多様な化学物質を同時に分析する手法を新たに導入し、県内河川における化学物質の実態を把握する調査研究を行っています。

表 4- 2- 9 県内の化学物質環境実態調査の実施状況（令和 5 年度）

調査地点	調査区分	調査対象物質	調査媒体
笙の川三島橋 (敦賀市三島町)	モニタリング調査	8 物質（PCB 類、ヘキサクロロベンゼン、PFOS、PFOA、PFHxS、メトキシクロル、デクロランプラス、UV-328）	水質・底質

^{*1}化審法：正式には「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」といい、新たな化学物質を製造・輸入する際に事業者が事前の届出を義務付けて、市場に流通する前に国がその化学物質の環境残留性や安全性を審査する制度を定めています。この法律では、人または動植物に有害と判断されたものは特定化学物質に指定され、製造・輸入の許可申請・届出の義務、環境汚染防止のための措置、表示義務などが課されています。

^{*2}POPs 条約：正式には「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」といい、残留性有機汚染物質（POPs）の製造・使用・輸出入の禁止や廃棄などを定めています。POPs とは、Persistent Organic Pollutants の略で、環境中で分解されにくく、生物に蓄積されやすく、かつ毒性が強いといった性質を持った化学物質の総称のことです。

◆第2部 分野別施策の実施状況

③ 学校におけるシックハウス*¹対策

ア 学校における環境衛生の基準【保健体育課】

「学校環境衛生基準*²」により、シックハウス症候群の原因となる化学物質のうち、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンの6物質について基準が定められています。

イ 県立学校のシックハウスに対する対応

【教育政策課】

新築および改修工事においては、化学物質の発生が少ない建材や接着剤を選定するとともに、化学物

質測定 of 竣工検査を十分に行います。

ウ 小中学校のシックハウスに対する対応

【保健体育課】

小中学校の設置者である市町教育委員会が「学校環境衛生基準」に基づき定期または必要と認める場合に検査を実施しています。

検査の結果、基準値を上回った場合には、換気設備の設置等、改善のために必要な措置を実施しています。

教室等の換気を適切に行い、児童・生徒の健康状態について常に留意するよう努めています。

2 PCBの適性保管・処理の推進【循環社会推進課】

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、熱に強い、絶縁性が良い等のすぐれた性質を持つため、工業的に合成され、変圧器やコンデンサーの絶縁油等に利用されていましたが、人への有害性等が問題となり、昭和47年に製造や新たな使用が禁止されました。

以降、既に製造されたPCBの処理に向けて民間主導によるPCB廃棄物処理施設設置の動きが幾度かあったものの、住民の理解が得られなかったことなどから、ほとんど処理が行われず、PCB廃棄物の保管が長期間続きました。

このため、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年に国はPCB特別措置法*³を制定しました。同法の施行により、PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年保管や処分の状況を都道府県知事に届け出るとともに、政令で定める期間内に適正に処分することが義務付けられました。本県における処分期間は、高濃度PCB廃棄物*⁴のうち変圧器・コンデンサー等については令和4年3月31日まで、安定器及び汚染物等については令和5年3月31日まで、低濃度PCB廃棄物については令和9年3月31日までとなっています。

PCB廃棄物は、大きく高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。高濃度PCB廃棄

物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）にのみ処分を委託することができ、全国5か所にある同社の拠点的処理施設で処理が進められています（県内の高濃度PCB廃棄物は平成20年からJESCO北海道事業所で処理が進められています。）。

一方、低濃度PCB廃棄物は、環境大臣から無害化処理認定を受けた事業者または都道府県知事・政令市長から処分業の許可を受けた事業者に処分を委託することができます。無害化処理認定事業者等の低濃度PCB廃棄物を処分できる事業者は全国に33事業者（令和6年12月27日現在）ありますが、それぞれ処分できるものが異なります。このため、低濃度PCB廃棄物の処分を委託する時は、処分を委託しようとする低濃度PCB廃棄物を処分できる事業者かどうかを確認し、委託先を選定する必要があります。

県では、平成18年5月にPCB廃棄物の処理指針を策定し、県内PCB廃棄物の確実かつ適正な処分期間内の処理を計画的に進めています。

現在、県内（福井市を除く。）の125の事業所でPCB廃棄物が保管（令和5年度末時点）されており、県では、当該事業所に立入検査等を行い、PCB廃棄物の適正な保管や早期処理を指導しています。

*¹シックハウス：住宅やビルの室内環境が原因で引き起こされる頭痛やせき、めまい、関節痛、目やのどの痛みなどの健康障害をシックハウス症候群といいます。建物の機密性の高まりや化学物質を含んだ建材、内装材などの使用が原因と指摘されています。

*²学校環境衛生基準：学校保健安全法に基づき、環境衛生検査、事後措置および日常における環境衛生管理等を適切に行い、学校環境衛生の維持・改善を図るための基準で、照明、騒音、換気、温度、飲料水等について定められています。

*³PCB特別措置法：正式には「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」といいます。

*⁴高濃度PCB廃棄物：①PCB原液が廃棄物となったもの②PCBを含む油が廃棄物となったもののうち、含まれるPCBの割合が0.5%を超えるもの③PCBが塗布、封入等されたものが廃棄物となったもののうち、可燃物については含まれるPCBの割合が1kgにつき100,000mgを超えるもの、不燃物については同割合が1kgにつき5,000mgを超えるもの

3 農薬の安全使用と低減化の推進【流通販売課】

(1) ゴルフ場

県では、平成2年4月に「ゴルフ場における農薬等の安全使用に関する指導要綱」を策定し、事業者に対して農薬等使用計画の提出、環境監視および水質測定を義務付けるとともに、水域の生活環境動植物に影響を及ぼす恐れのある農薬の使用を禁止するなど、低毒性農薬を必要最小限で使用するよう指導しています。

(2) 農地

平成22年度から、県産農林水産物の生産工程に衛生的手法を取り入れた食品安全や、環境保全および労働安全に関して改善を行うGAP^{*1}を推進するため、生産者への普及・啓発等に取り組むとともに、水産動植物への影響が少ない除草剤および農薬の使用を推進しています。

また、農薬取扱業者の資質向上を図るため、農薬安全使用講習会を開催するとともに、農薬の取扱いについて指導的な役割にある者に対し研修を実施し、農薬管理指導士として認定しています。

^{*1} GAP：農業生産工程管理 (Good Agricultural Practice) とは、各工程・各作業について、食品安全や環境保全、労働安全等の観点から、危険性や問題点を考え、それぞれに対策を行い、継続して改善する取組です。

第3節 放射性物質の監視

1 福井県の環境放射線モニタリング【環境政策課、原子力安全対策課】

(1) 環境基本法に基づく放射性物質の常時監視

水質汚濁防止法に基づき環境省が放射性物質による公共用水域および地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しています。

令和5年度、県内では2河川（九頭竜川、北川）および2地下水（福井市大手、小浜市堀屋敷）において監視を行いました。その結果、自然由来の放射性核種が確認されましたが、全て過去の測定値の傾向の範囲内でした。

(2) 原子力発電所周辺の環境放射線監視

現在、本県には、15基の原子力発電所が立地しており、県では、原子力発電所から放出される放射性物質による周辺環境への影響を監視するため、発電所の排気筒や放水口から放出された放射線の異常の有無を確認するとともに、発電所周辺や県内各市町の空間放射線量率などを24時間連続監視しています。さらに発電所周辺において、定期的に陸上の植物や土壌や海産生物および海水などの環境試料を採取し、含まれている放射性物質の測定を実施しています。

福島第一原子力発電所事故後には、県内に観測局を36基増設し、117基（京都府内2基を含む）により県内全域を監視する体制を構築しています。

【令和5年度の環境放射線調査結果】

・空間放射線量率測定

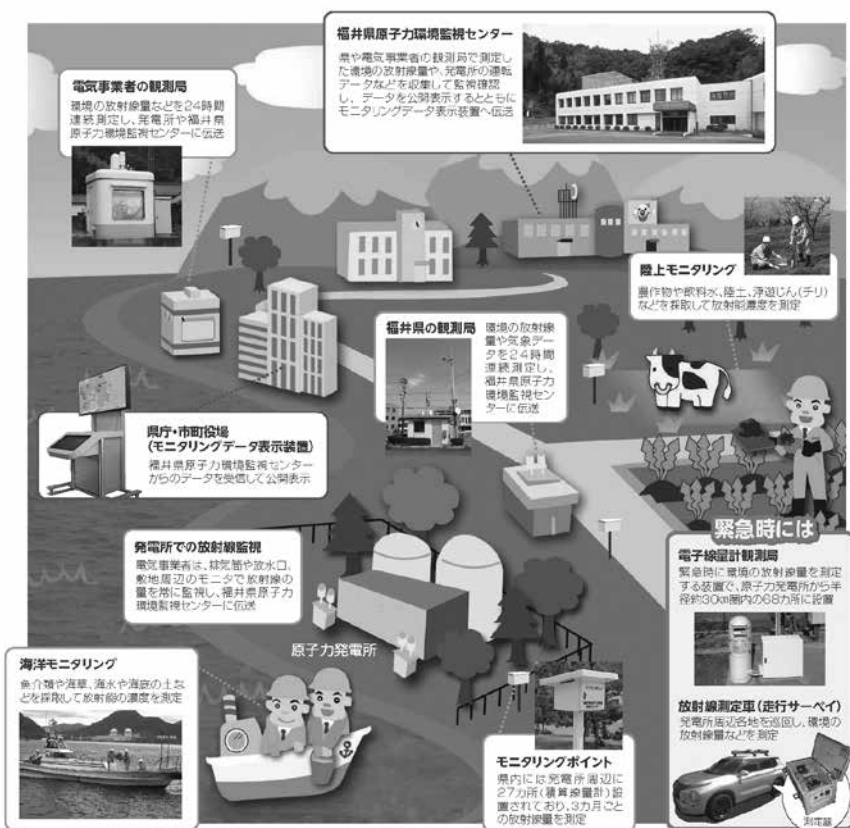
（0.02 ～ 0.16 μ Sv/h （1 μ Sv = 約 1 μ Gy）
（令和2～4年度の実績 0.01 ～ 0.16 μ Sv/h）

県内原子力発電所からの放射性物質の放出に起因する放射線量の上昇はありませんでした。

・放射能測定

大気中のちりや陸上の植物および陸土などの陸上試料、海産食品や海水および海底土などの海洋試料、計854試料を採取しています。含まれている放射性物質の種類や量を調べた結果、県内発電所に起因する人工放射性物質は検出されず、環境安全上の問題はありませんでした。

図4-3-1 発電所周辺の環境放射線モニタリング



福井県原子力環境監視センターのホームページにおいて、県内の空間放射線量率等をリアルタイムで公開しています。

<https://www.houshasen.tsuruga.fukui.jp/>

また、県庁や市町役場に設置してある表示装置でも公開しています。

第5章 各分野に共通する施策の推進

第1節 環境を支える人づくり・地域づくり

1 誰もが学べる環境教育の推進

(1) 体験活動の提供

① 里山里海湖学校教育プログラム集【自然環境課】

平成26年度から里山里海湖について、小中学校教員が児童・生徒を指導するためのプログラムを現場の先生方の意見を踏まえながら作成しています。

本体験プログラムは、身近な里山里海湖を実際に体験することにより保全の意識を高め、自主的な活動を促すことを目的としており、全ての小中学校へ配布しました。これにより、小中学校の教員が、「里山里海湖とは何か」、「里山里海湖でどんな活動ができるのか」を知ることができる手引書としての活用と「里山里海湖の恵み」を児童・生徒に実体験させることができるものと期待しています。

なお、これまでに作成した体験プログラムは県ホームページでも内容を閲覧することができます。

<これまでに作成した体験プログラム>

- ・三方五湖周辺体験プログラム (R6改定)
- ・北潟湖周辺体験プログラム (R4改定)
- ・六呂師高原周辺体験プログラム (R4改定)
- ・丹南地区周辺体験プログラム (R5改定)



各体験プログラムの内容
(福井県ホームページ)

さらに、それぞれの地域の特性を活かした体験活動を実施することで、より福井の里山里海湖の魅力を実感し、保全・再生の意識を向上させていけるものと考えています。

今後とも、系統立てた環境教育を推進するため、学校の年間指導計画に位置付けられるよう努めていきます。

表5-1-1 令和5年度にプログラムを体験した学校数・人数

	学校・団体数	児童・生徒数
三方五湖	34校・団体	1,293名
北潟湖	71校・団体	2,544名
六呂師	44校・団体	3,349名
丹南	224校・団体	9,164名
合計	373校・団体	16,350名



学校教育プログラム 小学生受講の様子

② 県有施設における環境教育

県の自然保護センターや試験研究機関では、環境に関する展示や情報の提供、自然観察会等の学習機会の提供を行っています。

表5-1-2 県の主な環境教育・学習施設

施設名	概要
自然保護センター (大野市南六呂師)	・県内の自然や環境の保全について紹介する展示 ・プラネタリウム、天体の観察施設 ・自然観察会等の実施
海浜自然センター (若狭町世久見)	・ふれあい水槽、若狭の海湖(うみ)等を紹介する展示 ・自然体験講座の開催
里山里海湖研究所 自然観察棟 (若狭町鳥浜)	・野鳥やヒシ等の自然観察ガイド ・簡単な工作体験や里山里海湖に関する相談受付
年縞博物館 (若狭町鳥浜)	・水月湖年縞の展示
衛生環境研究センター (福井市原目町)	・環境関連図書、ビデオ等の資料の提供 ・見学者の受入れ ・環境科学体験教室や夏休み衛生環境教室の実施
総合グリーンセンター (坂井市丸岡町楽間)	・緑化推進のための樹木や花の見本園 ・緑や木とふれあい、遊び学べる施設 ・緑と花に関する講座の開催や相談受付
内水面総合センター (福井市中ノ郷町)	・河川や淡水魚に関することなどの展示

◆第2部 分野別施策の実施状況

(2) ふくいの未来へつなぐ環境学習事業

【環境政策課】

県内の小学生を対象とした、ワークショップ形式の環境学習事業です。本事業は「見て、体験して、学ぶ」ことをコンセプトとしており、環境保全に寄与する技術を有する県内の企業・団体の協力を得て行うアクティブな活動が特徴です。令和6年度は、永平寺町と美浜町で各2回（計4回）のイベントを開催しました。

7月30日（午前の部、午後の部 計2回）には、関西電力株式会社の協力のもと、永平寺町の市荒川発電所で水力発電をテーマとした体験学習会を開催し、参加者は水力発電所の内部に入り、山からの落水の力を利用して回る巨大なタービン発電機を見学しました。

8月3日と8月5日には、三方五湖 DMO 株式会社の協力のもと、美浜町レイクセンターで太陽光発電をテーマとした体験学習会を開催し、参加者は先進技術を活用した電池推進遊覧船に乗船して三方五湖の自然を満喫しました。

どの回においても、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた意識を高める機会となりました。



市荒川発電所内にある巨大タービン発電機の説明



小型電池推進船の操縦体験

(3) 環境・エネルギー教育支援事業

【義務教育課・高校教育課】

県内の小・中・高等学校を対象に、地域の特色に応じた実践を通して、児童・生徒の理解を深め、自ら考え、判断し、よりよく環境・エネルギー問題を解決する力を育成することをねらいとした「環境・エネルギー教育支援事業」を推進しています。

小学校では、「電流の働き」黒板実験セットや実験用大型検流計等を購入し、発電について学習する教材の活用やエネルギー教育関連施設の見学を通して、環境・エネルギー教育を進めています。

中学校では、ボルタ・ダニエル電池実験器や力学的エネルギー保存の法則実験器等を購入し、実験や観察を通してエネルギーの変換について正しい知識と科学的な理解を深める授業を充実させています。

高等学校では、温度差発電学習キットやデジタル蓄電実験器を利用した実験を通し、環境・エネルギーについて探究的に学習するなど、発展的な環境・エネルギー教育を進めています。さらに、専門家による講演会や施設見学会等を通してエネルギー問題や放射線に対する理解を深める取組みを実践しています。

今後も、各校の取組みを県内全体に広め、環境・エネルギー教育の一層の普及に努めていきます。

表5-1-3 環境・エネルギー教育支援事業取組状況

内 容	4年度	5年度	6年度
環境・エネルギー教育に関連する施設等の見学	16校	15校	14校
講師による講演や意見交換会での指導および助言	2校	2校	1校
エネルギー教育に関する資材・機材の活用方法の研究	98校	47校	99校

(4) 大学生のエコラーニング事業【環境政策課】

県内の大学生を対象とした、将来の環境活動を担う人材の育成を目的とした事業です。本事業では、屋外での体験活動を伴うワークショップを中心として、環境保全全般について考えるラーニングイベントを行います。令和6年度は福井県まちづくりセンターに委託し、「大学生限定！アウトドア体験ツアー」として実施しました。

第1回ツアーは「海洋環境」をテーマに開催し、若狭湾でのカヤック体験を通して海洋ごみ問題についての理解を深めました。第2回ツアーは「森林環境」をテーマに開催し、里山でのワークショップや薪オープンでの料理を楽しみながら自然との付き合い方や気候変動問題について考えました。第3回ツアーは「生物多様性」をテーマに開催し、外来種を活用した食を通して生物多様性や資源循環の大切さを学びました。第4回ツアーは「環境保全活動の実践」をテーマに開催し、三国サンセットビーチでビーチクリーンを実施しました。

どの回においても、大学生の環境に対する理解と関心を高める機会となりました。



里山でのワークショップ（第2回）



ビーチクリーンで回収した海洋ゴミ（第4回）

(5) こどもエコクラブ活動への支援【環境政策課】

こどもエコクラブとは、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる全国的な環境活動クラブの組織です。こどもエコクラブは子どもたちの主体的な環境保全活動や環境学習の支援を目的としており、学校の生徒と先生、家族単位、町内の子ども会など、気軽にクラブ登録を行うことができます。県内では、令和6年12月末現在で32クラブ1,963人の子どもが登録しており、各クラブで様々な活動を行っています。

こどもエコクラブの本県事務局は環境ふくい推進協議会^{*1}が担っており、各クラブの活動に対して助成を行っています。令和6年度は、海辺の漂着物・マイクロプラスチック調査に取り組んだ福井市鷹巣小学校5・6年生、漂流物アートに取り組んだ坂井市立丸岡南中学校、地域海岸において海ゴミ対策の啓発活動を行ったおおい町立大島小学校の計3クラブに対して活動への支援を行いました。



漂流物調査（福井市鷹巣小学校5・6年生）



漂流物アート（坂井市立丸岡南中学校）

^{*1} 環境ふくい推進協議会：環境保全にかかる県民、団体、企業のネットワークづくりおよび地域に根ざした活動の育成を図り、継続的かつ着実な環境保全活動の推進を図ることを目的として、平成6年10月に設立された団体です。

◆第2部 分野別施策の実施状況



海ゴミ対策用の看板設置（おおい町立大島小学校）

また、こどもエコクラブの全国事務局では、登録クラブを対象とした「全国エコ活コンクール」を開催しており、環境活動に関する壁新聞や絵日記、デジタル作品の募集を行っています。このコンクールで県代表作品に選出されたクラブには「こどもエコクラブ全国フェスティバル」への参加権が与えられ、環境ふくい推進協議会では、こちらの参加に係る助成も行っています。



鷹巣小学校5・6年生が制作した壁新聞

（6）環境アドバイザー【環境政策課】

県では、環境ふくい推進協議会と連携して、環境保全についての有識者や環境保全活動の実践者を環境アドバイザーとして登録し、各種団体や学校・公民館等が主催する環境問題に関する学習会や講演会の講師として派遣しています。

環境アドバイザー派遣事業では「美しい福井の環境を県民の手で守り育てる」ことを目的に、環境保全に関する講演会や現地指導を実施しています。現在98名（令和6年11月末現在）の環境に関する専門家が登録されています。

学習会等の内容は、環境問題やリサイクル、省エネ、自然保護などの講座や山や海での自然体験など多岐に渡り、皆さんに楽しく環境について学んでいただいています。この制度により、県民の環境問題への関心や環境保全に対する取組みの意識が高まっています。

表5-1-4 環境アドバイザー派遣実績

	令和5年度	令和6年度
派遣人数	124人	129人
受講者数	2,832人	2,515人

（令和6年11月末時点）



環境アドバイザーによる学習会

(7) 親子で環境活動推進事業^{*1}【環境政策課】

県内の小学生親子を対象とした、自然体験の機会と環境学習の場を提供する事業です。令和6年度は「三方五湖トレジャー！」と題して、環境ふくい推進協議会主催、一般社団法人 SwitchSwitch 主管のもと10月に2回のイベントが実施されました。

10月13日には、伝統漁法体験プログラムが開催され、三方湖で400年以上続くうなぎの筒漁を船上から見学し、参加者はうなぎの習性を活かした漁の方法に興味を示していました。

10月26日には、生き物観察プログラムが開催され、参加者は捕獲した特定外来生物の「アカミミガメ」「ブルーギル」「ライギョ」に直接触れ、その大きさに驚いていました。

ツアーガイドからは、地域の歴史や生態系保全の大切さについての説明もあり、自然との共生について学ぶ機会となりました。



天然うなぎがば焼きの試食



アカミミガメに直接触れる子どもの様子

(8) 環境教育情報の発信【環境政策課】

福井県環境政策課のホームページでは、自然体験や環境学習会などの情報を発信しています。特に、学生向けの事業に関しては当日の活動の様子を環境教育教材としてYouTubeで配信しています。今後も引き続き、県民が幅広く活用できる環境教育教材のデジタルコンテンツ化を進めます。

令和6年度は、「永平寺」と「美浜」で環境学習！



環境教育『小学生の活動』（福井県HP）

令和6年度の「エコラーニング」紹介！



環境教育『大学生の活動』（福井県HP）

福井県環境政策課



『環境教育』

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kankyoe/ee/ee-top.html>

^{*1} 親子で環境活動推進事業：環境保全活動の促進を目的として、環境ふくい推進協議会が令和2年度より提供している親子で一緒に楽しめる環境教育・自然体験活動事業です。

◆第2部 分野別施策の実施状況

2 活力と資源が最大限に活かされる地域づくりの促進

(1) 県民の環境美化活動

① クリーンアップふくい大作戦【環境政策課】

地域の環境保全に関する県民意識の啓発を目的として、住民が主体となって県内一斉に美化活動を行う「クリーンアップふくい大作戦」を季節ごとに年4回の統一行動期間を設け、市町や自治会などが一体となって地域ぐるみの美化活動を実施しています。

これらの取組みのほか、令和6年度は、海ごみの発生防止をテーマに、県内河川の上流域から下流域ならびに海岸等において、住民・企業・団体などが清掃を行う「ふくい海ごみゼロチャレンジ2024」を実施しました。県内全ての自治体が連携し、12月末時点で17,000人以上の県民が清掃活動に参加しました。



ふくい海ごみゼロチャレンジ2024
(福井市東郷地区 天神橋周辺での河川清掃)

② 自然公園の美化【自然環境課】

自然公園美化思想の一層の普及を図るため、環境省では8月の第1日曜日を「自然公園クリーンデー」として位置付け、全国の自然公園を対象とした大規模な美化清掃活動を実施しています。

実施にあたっては、関係市町その他の団体との連携のもと、地域の一斉清掃などを行っています。

3 環境に配慮した活動の促進

(1) 全国育樹祭の開催【森づくり課】

令和6年10月19日、20日に「第47回全国育樹祭」を開催し、県内各地で様々な行事が行われました。全国育樹祭は、森を継続して守り育てることの大切さを普及啓発するため、昭和52年から全国植樹祭を開催したことがある都道府県で開催されている行事です。

一乗谷朝倉氏遺跡（福井市）では、平成21年に開催された「第60回全国植樹祭」で当時の天皇皇后両陛下がお手植えされた樹木に、秋篠宮皇嗣同妃両殿下が枝打ちなどのお手入れをされる「お手入れ行事」が行われました。また、サンドーム福井（越前市・鯖江市）では、秋篠宮皇嗣殿下によるおことばや緑化活動等で功績のあった方への表彰などの「式典行事」が行われました。

この全国育樹祭の開催を契機に、美しく豊かな水と緑に恵まれたふるさと福井を次の世代につないでいくため、「木を伐って使い、植え育てる」取り組みを、さらに進めていきます。



お手入れ行事で施肥をされる秋篠宮皇嗣同妃両殿下
(一乗谷朝倉氏遺跡)



式典行事でおことばを述べられる秋篠宮皇嗣殿下
(サンドーム福井)

(2) 河川環境美化、河川愛護月間【河川課】

河川環境美化については、地域住民等による活動の広報等を行う「川守」推進事業を展開するとともに、地域住民団体等が行う草刈活動への補助を行う「地域をつなぐ河川環境づくり推進事業」により、良好な河川環境の創出に努めています。

また、毎年7月の河川愛護月間には、県庁ホールにて河川愛護のパネル展を実施し、河川愛護に関する意識の啓発を行っています。

第2節 環境を意識した事業活動の推進

1 企業等における環境活動の促進【環境政策課】

(1) 環境活動に関する最新関連情報の提供

県では、環境ふくい推進協議会と連携して企業等に対し、メールマガジンの配信や情報誌等の発行、イベントの開催などにより環境活動に関する最新関連情報を提供し、環境活動の資質向上を支援しています。詳細は、本章第3節 環境情報の収集・提供をご参照ください。

(2) 公害防止協定^{*1}

公害防止協定は、地域の状況や個別事業所の操業内容に応じたきめ細かい環境保全対策を盛り込むことができ、法律や条例による一律的な規制を補完するものとして有効な手段です。

県では、県が造成し、維持管理する工業団地であるテクノポート福井に立地する事業所または広範囲な地域に環境影響を及ぼすおそれのある事業所との間で、公害防止協定の締結を進めています。

協定では、事業所の操業形態等に応じた公害防止対策を規定するとともに、立入検査や公開の原則、住民に損害を与えた場合の無過失損害賠償責任についても規定を設け、公害防止対策の実効性の担保などを図っています。

公害防止協定を締結している事業所数は、令和6年12月末現在で計72事業所となっています。

また、市町においても、公害防止協定や環境保全協定を締結しており、その件数は、令和6年3月末現在、13市町434件となっています。

(3) ふくいの環境を守るための資格取得支援事業

環境ふくい推進協議会の企業または団体会員を対象として、資格を取得する際の必要経費を補助する事業を行っています。対象となる資格は、公害防止管理者等の環境法令の遵守に役立つ資格や自然観察指導員等の自然体験教室の内容充実に役立つ資格で、これらの有資格者を増やすことで福井県の豊かな自然環境の保全を促進する事が目的となっています。

令和6年度は、11月末現在で企業および団体から17名分の申請を受け付けています。

補助対象となる資格の種類や申請書の様式など、本事業の詳細については、協議会ホームページをご確認ください。

^{*1}公害防止協定：公害防止の一手法として地方公共団体または住民と企業との間で締結される協定をいいます。公害防止協定は、地域に応じた公害防止の目標値の設定や具体的な公害対策の明示ができるなど、法令に基づく規制を補完する性格があります。

(4) 福井県庁環境マネジメントシステム

県では、環境に配慮した社会経済システムの構築を推進するため、平成12年から福井県庁環境マネジメントシステムの運用を開始しました。

部局ごとに電気・水などの削減の目標値を定め、目標達成に向けた取組みを積極的に行っています。

なお、本システムにおいて集計したエネルギーの使用量は、省エネ法定期報告書により、毎年度国へ報告しています。

令和5年度の本システムにおける実績は、表のとおりです。

また、取組みの結果は、内部の環境管理委員会および外部の専門家を交えた審査委員会での協議を経て、そのプロセスを含めて公表しています。

表5-2-1 福井県庁環境マネジメントシステムにおける実績

項 目	令和4年度	令和5年度	前年度比 増減率
ガソリン [kL]	301.1	305.5	1.5%
軽油 [kL]	300.4	258.4	△ 14.0%
灯油 [kL]	1,398.0	1,432.8	2.5%
A 重油 [kL]	4,319.8	4,152.7	△ 3.9%
LPG [千m ³]	18.3	17.4	△ 4.7%
都市ガス [千m ³]	308.9	331.7	7.4%
電気 [千 kWh]	85,074.2	85,152.2	0.1%
上水道 [千m ³]	607.5	610.0	0.4%
地下水 [千m ³]	1,181.8	1,330.8	12.6%
可燃ごみ [t]	493.3	473.2	△ 4.1%
不燃ごみ [t]	84.7	87.7	3.5%
コピー用紙 [t]	292.2	229.9	△ 21.3%

※ 対象範囲：本庁、出先機関および教育機関（県立大学・県警本部は除く）

※ 数値は、小数第2位で四捨五入して表示

◆第2部 分野別施策の実施状況

(5)環境に配慮した公共事業等の推進【土木管理課】

県では、公共工事を行う際、計画、施工の各段階で、環境への配慮事項を検討し、実施しています。特に、一定規模以上の公共事業の計画段階については、庁内各課による環境配慮型公共工事検討委員会^{*1}を開催し、多方面の検討を行っています。

令和5年度には、13事業について検討を行い、環境に配慮した方法で今後の事業を実施することとしています。

事例として、令和5年度に当委員会に報告された「吉野瀬川ダム建設事業」について、環境配慮の実施状況を以下に示します。

① 事業の概要

吉野瀬川ダムは、九頭竜川水系吉野瀬川の、越前市広瀬町に建設される治水ダムです。総貯水容量780万m³、有効貯水容量680万m³で、洪水調節、流水の正常な機能の維持を目的としています。

② 野生生物への配慮（多様な動植物の保全）

毎年、有識者等の委員にて構成する自然環境検討会を実施し、希少猛禽類等の繁殖行動等に影響の少ない施工方法の検討を行っています。やむを得ず繁殖地近隣で工事を行う際には、営巣状況等のモニタリングを行いながら、慎重に工事を進めています。

工事現場内に生息している希少両生類については、別途整備したビオトープ^{*2}に移植しました。令和2年度までのモニタリング結果から、自然環境検討会において、移植先の定着を確認したとの評価を受けております。

③ 野生生物への配慮（照明の最小化・騒音防止）

ダム本体の夜間工事において、スポット照明や作業所等の窓にブラインド等を設置し、照明による影響を軽減しています。

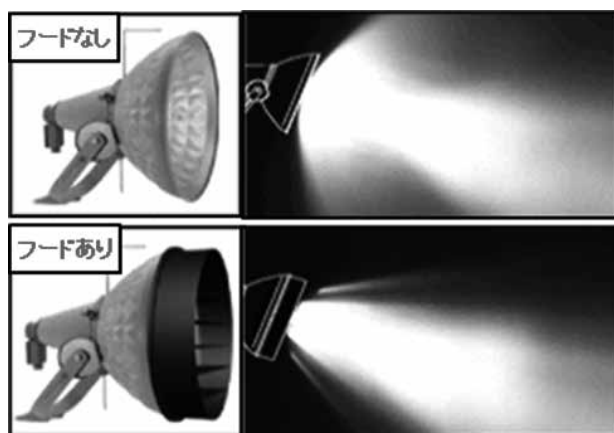
また、掘削時における多段発破（爆破のタイミングをずらすことで騒音・振動を低減する工法）の実施、低騒音・低振動型機械を使用し、騒音・振動による影響を軽減しています。



希少猛禽類営巣状況



希少両生類の移植状況



フードルーバーの効果イメージ



ダム建設の夜間作業状況（視認性影響軽減）

^{*1}環境配慮型公共工事検討委員会：県が行う公共事業について、自主的な環境配慮を行うために、平成12年7月に庁内の公共事業関係課および環境関係課等機関で組織されました。

^{*2}ビオトープ：特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な、ある限られた生物生息空間のことをいい、具体的には池沼、湿地、草地、里山林等の様々なタイプのビオトープがあります。

2 環境影響評価制度の推進【環境政策課】

(1) 環境影響評価

① 環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）は、土地の形状の変更や工作物の新設など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業等の計画や実施に当たり、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測および評価を行い、その結果を公表して、自治体や県民等の意見を聴いた上で、環境の保全について適正な配慮を講じようとするものであり、環境汚染の未然防止のための重要な有効な手段です。

十分な環境配慮が必要な大規模事業については、環境影響評価法または福井県環境影響評価条例において環境影響評価手続の実施を義務付けることにより、事業者の適切な対応を誘導することとしています。

② 環境影響評価の実施状況

令和5年度は、環境影響評価法に基づく「風力発電所の設置の事業」について、環境影響評価方法書が1件、環境影響評価準備書が2件提出され、それぞれ審査を行いました。

表5-2-2 環境影響評価等審査件数の推移

年	度	R1	R2	R3	R4	R5
環境影響評価法	配慮書	5	4	1	1	0
	方法書	2	5	0	0	1
	準備書	0	0	2	0	2
環境影響評価条例	配慮書	1	0	0	0	0
	方法書	1	0	0	0	0
	準備書	0	2	0	0	0
合 計		9	11	3	1	3

(注) 件数は図書送付日を基準に集計しています。

表5-2-3 許認可等および計画策定等に際しての環境配慮の調整件数（令和5年度）

許認可等に際しての 環境配慮 (88件)	・国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る事業者等への教示	43
	・森林法に基づく林地開発許可申請・連絡調整に係る事業者等への教示	1
	・廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設設置届出等に係る事業者等への教示	3
	・採石法に基づく岩石採取計画認可申請に係る事業者等への教示	0
	・温泉法に基づく温泉掘さく・温泉動力装置許可申請に係る事業者等への教示	2
	・鉱業法に基づく出願に係る事業者等への教示	2
	・墓地、埋葬時に関する法律に基づく墓地等変更許可に係る事業者等への教示	2
	・大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る事業者等への教示	35
計画策定等に係る 環境配慮 (13件)	・公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業の計画段階に係る協議	6
	・公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業の中間報告に係る協議	6
	・公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業の完了報告に係る協議	1
合 計		101

③ 環境影響評価に関する情報の提供

環境影響評価に関する制度やこれまでに実施された環境影響評価事例に関する情報などを、県の環境情報に関するホームページ「みどりネット」を通じて提供しています。

<https://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess>

(2) 環境保全の事前審査

許認可等の県が関与する様々な手続きに際して、環境保全の観点から必要な調整を実施しています。また、各種事業等の実施の基盤となる計画策定などに際しても、環境の保全の観点から事前審査を行っています。

① 許認可等に際しての環境配慮

国土利用計画法に基づく土地売買等の届出や森林法に基づく林地開発の許可など、県が関与する許認可等の手続に際しては、環境に配慮した事業の実施が行われるように行政指導を行うなど、必要な調整を行っています。

② 計画策定等に係る環境配慮

県環境基本条例第10条では、「県が講ずる施策の策定および実施に当たっては、環境の保全について配慮するものとする」と規定しています。

このため、県では、土地利用基本計画や都市計画等の策定・実施などに当たって、環境の保全の見地からの配慮が行われるよう必要な調整を行っています。

◆第2部 分野別施策の実施状況

3 適正な土地利用の推進

(1) 土地利用の適正化【土木管理課】

① 土地利用の現況

令和5年度に実施した土地利用現況把握調査において、令和4年の県土の利用状況は、森林74.2%、農用地9.5%、宅地4.5%です。

宅地、道路、その他を除いた自然的土地利用が県土の約87.2%を占めています。

図5-2-4 自然的土地利用面積の対県土面積割合推移

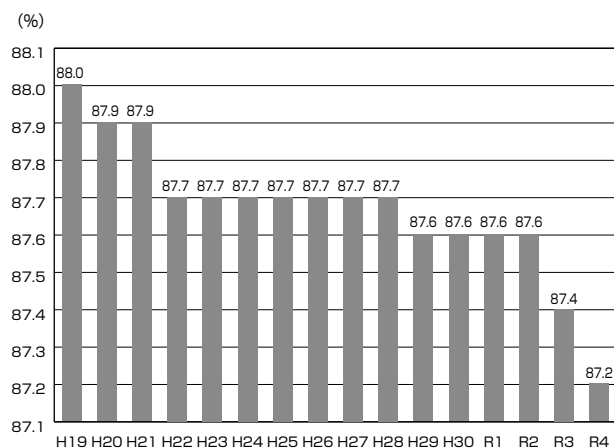
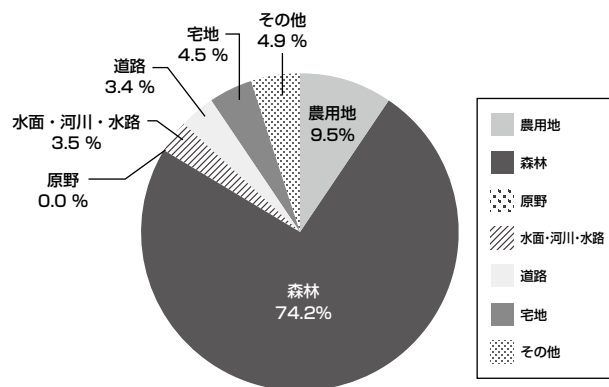


図5-2-5 県土の土地利用構成（令和4年）



(2) 国土利用計画および土地利用基本計画等

【土木管理課、中山間農業・畜産課】

本県では、県土の適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法に基づき国土利用計画および土地利用基本計画を定めるとともに、土地取引の規制、遊休土地の利用促進を行っています。

さらに、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の法律に基づき様々な土地利用計画が定められ、土地利用規制が行われています。

① 国土利用計画

国土利用計画は、国、県および市町が長期的な視点に立って、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念に策定しています。

② 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画（都道府県計画）を基本とし、5地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域および自然保全地域）について、土地利用の原則、5地域が重複する場合の調整指導方針など、土地利用の調整等に関する事項を定めるものです。この計画では、都市地域や自然保全地域の特別地区が重複する場合は自然環境としての保全を優先するなど、自然環境の保全にも配慮しています。本県では、昭和50年5月に福井県土地利用基本計画を策定し、その後おおむね毎年変更しています。

③ 土地取引の規制

地価の急激な上昇等に対する適切な措置を講じるため、土地取引を規制する制度として注視区域制度、監視区域制度および規制区域制度が設けられています。本県では、現在これらに該当する区域はありません。

また、一定規模（市街化区域2,000m²、その他の都市計画区域5,000m²、都市計画区域外10,000m²）以上の土地取引について、土地の取得者は、契約締結後2週間以内に利用目的等を知事に届け出なければならないことになっています。これを事後届出制度といいます。この制度では、知事は、届出のあった土地の利用目的を審査し、公表されている土地利用計画に適合しない場合や著しい支障があると認められる場合は、土地の利用目的について必要な変更を行うことを勧告することができます。

令和5年は48件の届出があり、市町別では福井市が最も多く24件、次いで坂井市6件、越前市、永平寺町がそれぞれ5件でした。利用目的別では、生産施設20件、商業施設12件、その他（資産保有など）16件となっています。地目別では、林地23件、田畑12件、宅地11件などでした。

令和6年上半期における届出の件数は19件で、市町別では、福井市6件、大野市、越前市それぞれ3件などとなっています。利用目的別では、生産施設7件、商業施設2件、その他（資産保有など）10件などとなっています。地目別では、山林14件、宅地3件などとなっています。

④ 遊休土地の利用促進

知事は、事後届出をした土地の所有者などが取得後2年以上その土地を未利用のまま放置した場合において、有効な土地利用が必要と認められたとき、その土地を遊休土地である旨を通知します。これを遊休土地制度といいます。この制度では、所有者に積極的な活用を求めるため、所有者に土地の利用処分計画の届出をさせるほか、土地の有効かつ適正な利用に必要な場合は土地利用審査会の意見を聴いて必要な措置の勧告を行い、勧告に従わないときはその土地の買取りの協議を行います。なお、令和5年は、遊休土地はありませんでした。

⑤ 大規模土地取得等の事前協議

事後届出が必要な土地取得のうち、大規模な土地取得（2ha以上の宅地開発または10ha以上のゴルフ場、スキー場、遊園地等のレクリエーション施設等の土地取得）を行う場合は、福井県土地利用指導要綱に基づき、土地取得者に対し契約締結前に知事との事前協議を求めています。なお、令和5年は、大規模な土地取得の事前協議はありませんでした。

⑥ 農業振興地域の整備に関する法律および

農地法に基づく規制

各市町の農業振興地域整備計画で農業生産基盤整備事業が施行された土地等を農用地区域として位置付け、優良農地の維持・保全を図っています。

また、農地法では、農地を農地以外のものにする場合、知事（知事の権限移譲を受けた市町を含む。）または農林水産大臣が指定する市町の許可が必要ですが、農用地区域や集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地については、原則として許可できないこととされており、これらにより優良農地の確保を図っています。

⑦ 地価調査の実施

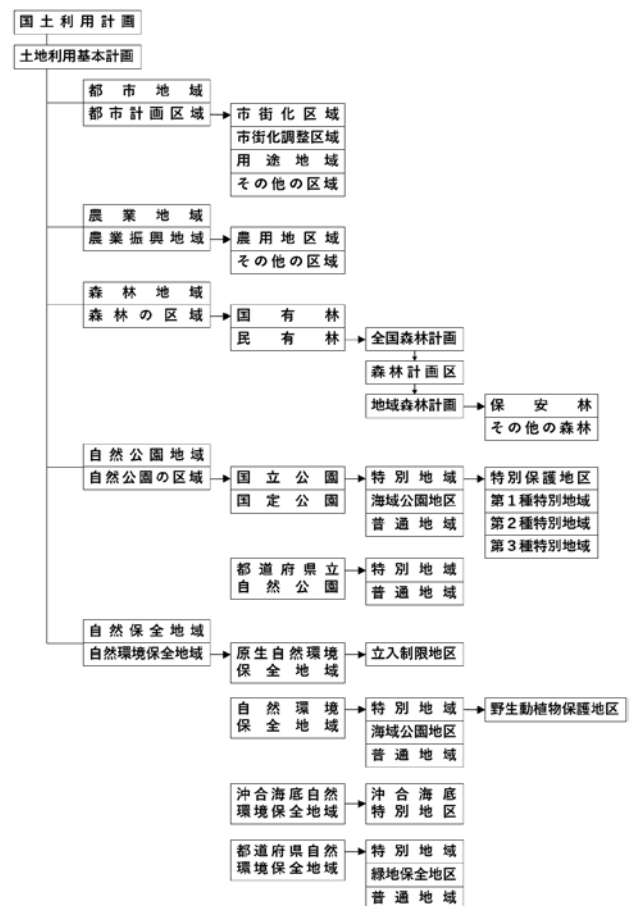
一般の土地取引などの価格の指標とするため、昭和50年から地価調査を実施しています。

令和6年は、7月1日を基準日として、基準地214地点を調査しました。その結果、平均変動率は前年と比較して全用途で△0.6%となり、住宅地は△0.7%、商業地は△0.4%と、下落傾向で推移しました。

⑧ 土地月間における広報活動の実施

土地関係施策等についての県民の関心を高め、その理解を深めるため、土地月間（10月）にポスター、パンフレットの配布などを行いました。

図5-2-6 土地利用計画の概要図



(3) 都市計画【都市計画課】

都市計画は、都市内の限られた土地を建築敷地、基盤施設用地、緑地等に適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保することを目的としています。

その目的の実現には時間を要し、長期的な見通しをもって定められる必要があるため、あらかじめ長期的な視点に立った都市・地域の将来像やその実現に向けた大きな道筋（土地利用、市街地整備、自然的環境の保全等）を示す都市計画マスタープランが策定されています。

都市計画マスタープランには、都市計画区域^{*1}を対象として広域的・根幹的な都市計画に関する事項を県が定める「整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン^{*2}」という。）と、都市計画区域マスタープランに即して、市町域を対象として地域に密着した都市計画に関する事項を市町が定める「市町都市計画マスタープラン^{*3}」があり、これらの都市計画に関するマスタープランの適切な役割分担・相互連携により一体的な都市づくりのビジョンが形成されています。

本県においては、人口の減少、少子高齢化、財政の硬直化、環境問題の顕在化等社会経済情勢が大きく転換し、これまでの急速に都市が拡大する都市化の時代から安定・成熟した都市型社会に移行しています。このような中、より質の高い生活環境を形成し、都市の賑わいや潤いを維持・創出していくため、自然環境・歴史・文化等の地域の個性を守り活かし「魅力的な都市」、環境・経済・社会的に持続可能な「コンパクトな都市」を目指して都市づくりを進めていくことが、都市計画区域マスタープランの中で示されています。

これら都市計画に関するマスタープランに即して各種都市計画制度が活用されています。

例えば、「区域区分」という都市計画の制度があります。これは都市計画区域を、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街化を図るために、既成市街地や計画的に市街地整備を促進する「市街化区域」と農地や里山等からなり市街化を抑制する「市街化調整区域」区分するものであり、県内では福井都市計画区域に適用されています。

また、「地域地区」という制度では、都市計画区域内における土地の利用を計画的に行うため、建物の用途・形態、土地の区画形質の変更などの適正な制限のもとに、居住環境の保全、商業・工業などの利便増進、災害・公害の予防など、良好な都市環境の確保を図るために用途地域等を定めており、県内都市計画区域を有する14市町全てに適用されています。また、その他用途地域を補完する地区として、特別用途地区^{*4}、防火地域^{*5}および風致地区等を適用することができます。

さらに、地区レベルでは、地区の特性を活かした市街地環境の維持・形成を図るために、建築物の用途や形態および区画道路や公園等の地区施設の配置・規模等に関するルールを規定し、これに基づいて開発行為や建築物の建築をコントロール（届出・勧告）する地区計画を適用することができます。

この地区計画は、6市2町の34地区で適用されています。また、都市計画区域が指定されていない地域においても、都市計画区域に準じて必要な土地利用の規制・誘導が行える準都市計画区域^{*6}制度が平成12年の法改正により創設され、本県でも1区域が指定されています（数字は、令和6年12月末時点のもの）。

^{*1}都市計画区域：人口や産業が集積している市街地を含み、一体の都市として土地利用コントロール、市街地の整備および自然的環境の保全を図っていく区域であり、本県では11区域が指定されています。

^{*2}都市計画区域マスタープラン：全ての都市計画区域で、平成16年5月に策定、平成26年2月、令和6年9月に改定されています。

^{*3}市町都市計画マスタープラン：9市4町で策定されています。

^{*4}特別用途地区：地域の実態に応じてきめ細やかに用途をコントロールするために、用途規制をさらに規制または緩和する制度です。本県では8市で15地区定められています。

^{*5}防火地域：市街地における火災の危険を防除するために、防火性能の高い建築物の建築を義務付ける制度です。本県では、防火地域が4市、準防火地域が7市1町で定められています。

^{*6}準都市計画区域：そのまま土地利用を整理し、または環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発および保全に支障が生ずるおそれがあると認められる区域において指定します。

第3節 環境情報の収集・提供

1 科学的調査研究と技術開発の推進

(1) 環境分野の調査研究

県では、衛生環境研究センターを中心として、大気汚染や水質汚濁等について、監視・調査等を行うほか、他の公設試験研究機関と協力して環境分野の

調査研究を進めています。環境分野の調査研究は、対象となる範囲が広く、また短期間では成果を出しにくいことから長期的な視点で行う必要があります。

表5-3-1 環境分野の調査研究

① 衛生環境研究センター【環境政策課】 大気や河川・湖沼・海域および地下水等の環境汚染の発生や拡大を防止するための測定や調査研究、環境関連技術の開発	
○微生物を用いた試験による湖沼環境の影響評価に関する研究 【令和3～6年度】	バイオアッセイ手法を用い、様々な流入負荷が湖沼のプランクトンに与える影響を評価し把握することで、今後の水環境保全対策に役立てます。
○化学物質対策研究事業 一斉分析調査による化学物質リスクコミュニケーションの推進 【令和6～8年度】	多種多様な化学物質を同時に分析する手法を新たに導入し、県内の化学物質の実態を広く把握するとともに、合わせてその情報発信方法を検討することで、化学物質リスクコミュニケーションに貢献します。
② 工業技術センター【産業技術課】 県内産業の活性化に向けた様々な分野の研究開発、環境関連技術の開発、環境負荷の少ない雪対策技術や自然との共生に対応した建設技術の研究開発	
○炭素繊維端材の成形材料への再利用技術 【令和4～6年度】	事業所から年間数トンの量が排出される炭素繊維端材を成形材料に再利用する技術を開発します。
○道路融雪の省エネを実現する、技術支援機能を備えたスマート積雪センサの開発 【令和4～6年度】	積雪センサにAIを導入し、施工・維持管理を容易にしたスマート積雪センサを開発します。
○布帛に搭載可能な太陽電池に関する研究 【令和4～6年度】	布帛への実装に適した太陽電池の電極とテキスタイル製の電極を接続する技術を開発します。
○田んぼの貯留機能強化による洪水への抑制効果に関する研究 【令和5～7年度】	田んぼダムについて、河川の洪水を抑制する効果の定量化・可視化を図ることで、貯留機能を強化する方法を開発します。
③ 農業試験場【園芸振興課】 農薬や化学肥料の使用量を抑え、再生可能エネルギーを活用した環境にやさしい農産物の生産・供給のための研究開発	
○農地土壌の炭素貯留能力を向上させるバイオ炭資材等の開発 【令和2～6年度】	「脱炭素社会」の実現に向けて、農地、森林から発生する廃材などを用いたバイオ炭を開発し、農地土壌での炭素貯留能力や作物に対する効果、影響を調査します。
④ 若狭湾エネルギー研究センター【エネルギー課】 エネルギー構造の「多層化・多様化」を図るため、国の「水素基本戦略」に沿った水素社会の実現に必要な不可欠な水素の活用方法の拡大と消費量の増大に資する技術を開発	
○ローカル水素サプライチェーン構築に向けた技術研究事業 【平成28～令和7年度】	若狭湾エネルギー研究センターが培ってきた、材料改質や分析等に関する知見・技術を用いて、環境に対する負荷が低い水素の「製造」「輸送」「貯蔵」に関する先進技術の調査研究を行います。

◆第2部 分野別施策の実施状況

(2) 産学官による研究開発支援

【エネルギー課、産業技術課】

県では、嶺南企業等が、原子力・エネルギー分野をはじめ、地域産業の活性化や環境、植物工場・大規模園芸、防災分野に関連して新たに取り組む研究開発を支援しています。

○嶺南地域新産業創出モデル事業補助金

【若狭湾エネルギー研究センター】

- ・紙製クリアファイルの研究開発（令和3～5年度）
- ・植物工場における排液交換頻度低減による、節水・減肥栽培システムの開発（令和5年度）
- ・真空脱水技術を応用した新型浄油装置の開発（令和5年度）

また、県内外の企業、大学、県が参画する研究開発および事業化を支援しています。

○脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム【NEDO】

- ・熱可塑性薄層プリプレグシートを用いた革新的一貫製造プロセスの開発（令和3～6年度）

○成長型中小企業等研究開発支援事業【経済産業省】

- ・モーター用軽量高強度リングを目的とした高精度トウプリプレグと炭素繊維複合材リングの製造方法の開発（令和4～6年度）
- ・ガラス三軸織を使用した自律型スマート内装材の開発（令和6～8年度）

○共創の場形成支援プログラム【文部科学省】

- ・環境・デザインを突破口とする未来創造テキスト共創拠点（令和5～6年度）

(3) 環境関連産業に対する支援

【経営改革課、成長産業立地課、産業技術課】

県では、融資および補助などにより、環境関連ビジネス分野への新規参入や事業拡大に向けた取組みに対して支援しています。

また、産業支援機関等と連携し、技術開発や経営支援施策等に関する情報提供、相談・助言などを行っています。

表5-3-2 環境関連産業に対する主な支援制度

○企業誘致補助金・企業立地促進資金融資 投資額・雇用要件がない支援枠や、若者や女性が働きたくなる環境整備を支援する加算枠のほか、一定の要件を充足する誘致企業に対する融資制度を設けています。
【問い合わせ先】 成長産業立地課 立地支援グループ Tel 0776-20-0375
○総合相談窓口 省エネルギー対策や脱炭素経営など中小企業の様々な経営課題を解決するため、専門家による経営相談を実施します（相談無料、事前予約制）。
【問い合わせ先】 公益財団法人 ふくい産業支援センター OnetoOne サービス推進部 Tel 0776-67-7421
○県内産業価値づくり支援事業補助金 県内企業の高いものづくり技術を活かし、成長産業4分野[*]への参入や市場拡大、早期事業化を目的に、オープンイノベーションによる技術開発から販売促進までを一貫支援します。 ※宇宙、航空、ヘルスケア、持続可能な社会に向けた技術
【事業類型】 ・産総研拠点相談 産総研との研究開発相談 ・可能性調査研究 産学官連携で行う市場調査や研究開発 ・技術開発 産学官金連携で行う技術開発 ・地域経済牽引（継続分） 産学官金連携で行う集中的な研究開発
【問い合わせ先】 産業技術課 新技術支援室 Tel 0776-20-0374

(4)県民・団体・企業等との連携の強化【環境政策課】

① 環境ふくい推進協議会

環境保全活動を推進していくためには、県民、団体、事業者、行政がお互いに協力し合い、取り組んでいくことが重要です。

このため、県では、県民、団体、企業で構成する環境保全ネットワーク「環境ふくい推進協議会」の運営を支援し、情報紙の発行やセミナーの開催などを通じ、環境保全に関する意識の啓発を図ってきました。

環境ふくい推進協議会は、県民が一体となって進める環境保全に関する県民運動を実践することを目的として、平成6年10月に設立された団体です。

令和6年には設立30周年を迎え、記念誌（みんなのかんきょう特別号）や記念会員証を発行しました。協議会では、今後も環境保全活動の輪を広げるための様々な事業を展開していきます。

環境ふくい推進協議会会員数（令和6年12月末現在）

企業会員	214 社
団体会員	125 団体
個人会員	938 人
行政	18 自治体（市町・県）

また、環境ふくい推進協議会では、県内における企業、団体、行政等の環境に関する活動や情報の共有を図るため、専用のホームページを開設しています。このページでは、各主体が環境に関するイベント情報やお知らせを自由に掲載、閲覧することができ、情報共有の場として活用しています。

表5-3-3 環境ふくい推進協議会の主な取組み

主な取組み	令和6年度
環境保全活動促進協働事業	1 協議会会長表彰 2 ふくいまるごと環境学び舎 3 環境マネジメント推進事業 4 市町環境連携事業 5 こどもエコクラブ活動促進事業 6 SATOYAMA 国内ネットワーク推進 7 親子で環境活動推進事業 8 プラスチックごみ削減推進事業 9 ふくいの環境を守るための資格取得支援事業 10 カーボンニュートラル普及推進事業 11 エコニュージェネ事業 12 設立30周年記念事業
普及広報事業	1 情報誌「みんなのかんきょう」発行事業 2 ホームページによる普及広報 3 メールマガジンの配信による普及広報 4 「ふくいっ子に体験して欲しい50の自然体験」普及広報 5 各市町環境フェアにおける普及広報
県補助事業	1 環境アドバイザー派遣事業 2 リペア・リユース推進事業 3 家庭の省エネ（デコ活）推進事業
団体助成事業	環境ふくい未来創造事業



30周年記念誌



30周年記念会員証

図5-3-4 環境ふくい推進協議会ホームページ画面



(URL <http://www.kankyou-fukui.jp/>)

◆第2部 分野別施策の実施状況

(5) 環境に関する表彰

県では、地域で様々な環境活動を行っている個人や団体の努力に報いるため、また、今後の活動の励みとしていただくため、積極的に各種表彰制度に推薦しています。また、応募形式による表彰制度につ

いても、対象者等に情報提供などを行っています。

令和6年度において表彰を受けた個人や団体等は、表5-3-5のとおりです。

表5-3-5 環境に関して表彰を受けた個人・団体・企業・学校（令和6年度）

表 彰 名	目 的 等	表 彰 者	被 表 彰 者
「みどりの日」自然環境功労者大臣表彰	自然環境の保全に関し、顕著な功績があった者（又は団体）を表彰	環境大臣	堀江 照夫
自然公園関係功労者環境大臣表彰	自然公園の保護とその適正な利用の推進に顕著な功績があった者（又は団体）を表彰	環境大臣	牧野 晃治 小原 ECO プロジェクト
自然公園指導員表彰	自然公園指導員として永年にわたってその職務に精励し、その功績が特に顕著である者を表彰	環境省 自然環境局長	山岸 登美子
愛鳥週間用ポスター原画コンクール表彰	ポスターの制作過程を通じて野生鳥類についての保護思想を高めるとともに、愛鳥週間の普及啓発を図るため優秀作品を表彰	福井県知事	【知事賞】 宮川 ちはや（小浜市立小浜美郷小学校） 畠中 万紘（敦賀市立松陵中学校）
環境ふくい推進協議会会長表彰（令和6年度に表彰）	環境保全活動に関し、地道にたゆまぬ努力を続けている個人、団体、学校、企業で、その活動が賞賛に値する者を表彰	環境ふくい推進協議会会長	【個人の部】 朝日 憲雄（福井市） 藤田 満雄（福井市） 山岸 稔（福井市） 清水 武正（大野市） 【団体の部】 まつもと輝きたい（福井市） 槇山を育てる会（福井市） 日本野鳥の会福井県（勝山市） グループ山川田（越前市） 郷の森里楽（越前市） 環境シティズンシップ教育の会（坂井市） 【学校の部】 福井市美山中学校（福井市） 【企業の部】 二光技建株式会社（敦賀市）
環境美化教育優良校等表彰	環境美化に独創的、熱心に取り組み、食品容器の散乱防止やリサイクルの実践教育に優秀な成果があった小中学校を表彰	公益社団法人食品容器環境美化協会会長	【農林水産大臣賞】 福井市美山中学校（福井市）

2 環境情報の収集と提供【環境政策課】

県民や事業者の環境への関心を高め、環境への負荷の低減に向けた取組みを促進していくためには、環境に関する幅広い情報をわかりやすく、迅速に提供することが重要です。県では、インターネットや情報紙など様々な媒体を通じて、環境情報を提供しています。

(1) 「みどりネット」の整備、運用

県では、各種の環境情報をデータベース化し、行政内部での活用にとどまらず、広く県民に提供する「環境情報総合処理システム（みどりネット）」を平

成12年3月に整備しました。このシステムは、大気や水質等の環境状況等の情報を集約化し、地図や表などにより表示するもので、インターネットのホームページ「みどりネット」から利用できます。

みどりネットのアクセス件数（ページビュー）は、次のとおりです。

表5-3-6 みどりネットのアクセス件数

	令和3年度	4年度	5年度
アクセス件数	3,430,973	3,715,546	2,374,334

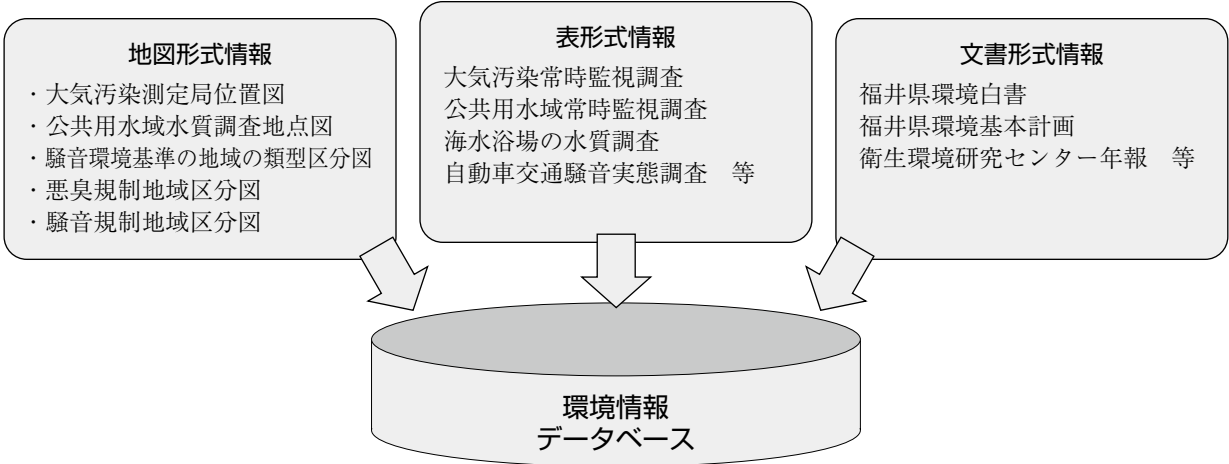
図5-3-7 環境情報総合処理システム（みどりネット）画面



(URL <http://www.erc.pref.fukui.jp/>)

図5-3-8 環境情報総合処理システムの概要

1 環境情報のデータベース化



2 環境情報のビジュアル化

データベース化された多様な情報を、地図や表等によりビジュアルに表示します。



◆第2部 分野別施策の実施状況

(2) 環境月間を中心としたイベント情報提供など

環境基本法に定められた6月5日の「環境の日」を中心とする6月の1か月間は、「環境月間」とされています。県においても、県民の環境問題への関

心と理解を深め、環境の保全に関する活動を行う機会とするため、6月を中心に様々な行事を取りまとめ、ホームページ等で紹介しています。

表5-3-9 令和6年度「環境月間」の主な実施行事

【県民参加行事】

行 事 名	実施主体(所管)	内 容	実 施 日	実 施 場 所
カー・セーブデーの実施	交通まちづくり課	公共交通機関や自転車の利用促進とCO ₂ (二酸化炭素)の排出量削減のため、過度な車の利用を控えるカー・セーブデーを実施。	6月毎週金曜日	県内全域
ふくいSDGsフェス	未来戦略課	福井県出身の美術家・長坂真護(MAGO)氏と協働でSDGsを広く啓発。	6月1日(土)、 2日(日)	西武福井店
クールビズの実施	環境政策課	冷房時の室温(目安として28℃)の適正管理と軽装(ノー上着、ノーネクタイ)勤務を実施。	5月1日(水) 10月31日(木)	県、市町、 賛同団体・事業所
クリーンアップ ふくい大作戦	県、市町、環境ふくい推進協議会	6月の統一行動期間に居住地、工場・事業場周辺等において、清掃、草刈等を行い、県民、各種団体、行政が一体となって美化活動を実施。	6月1日(土) 6月30日(日)	県内全域
週末天体観望会	自然保護センター	毎週テーマを決めて、季節に応じた天体の観察と、星座や天体の学習を行う。	6月毎週土曜日	自然保護センター
自然観察シリーズ	自然保護センター	毎回異なるテーマに沿ったガイドの解説を聞きながら、自然観察の森を散策する。	6月毎週日曜日	自然保護センター
第14回みどりと花の県民運動大会	緑と花の県民運動推進委員会(森づくり課)	第60回全国植樹祭を契機に展開している「緑と花の県民運動」を推進するため、「みどりと花の県民運動大会」を実施。第47回全国育樹祭式典行事で行われる「緑の贈呈」用苗木の受渡式や、緑や花に親しむ様々な体験型イベントを実施。	6月1日(土)、 2日(日)	総合グリーンセンター
九頭竜湖コクチバス一斉駆除	水産課	漁協、漁連、ダム管理者、福井県内水面総合センターと協力し、コクチバスの駆除を実施。	6月11日(火)	大野市九頭竜湖
はす川の魚を観察しよう	海浜自然センター	三方湖に流れる川「はす川」の魚などを捕まえて観察することで、生きものや生態系について知る。	6月2日(日)	若狭町はす川
池ヶ原湿原外来植物駆除作業	自然保護センター	湿原に侵入した外来種を抜き取り、ミズチドリなどの貴重な植物の保護を行う。	6月15日(土)	勝山市平泉寺町 池ヶ原湿原
環境科学体験教室2024	衛生環境研究センター	地球温暖化や水環境について学べる体験型のイベントを実施。	6月8日(土)	福井県文書館研修室

【普及啓発事業】

行 事 名	実施主体(所管)	内 容	実 施 日	実 施 場 所
広報活動	福井県	新聞、テレビ、ラジオ、広報誌、SNS等で環境月間の趣旨や、環境美化・保全に対するPRを実施。	環境月間中	県内全域
環境月間パネル展	環境政策課	気候変動適応に関するパネルやエコドライブシミュレーターを展示し、地球温暖化防止に向けた意識啓発を実施。	6月4日(火) 6月9日(日)	福井県立図書館
マイボトル専用コーナー設置	循環社会推進課	県内のショッピングセンター等33店舗でマイボトル専用コーナーを設置し、啓発POPやチラシの掲示を実施。	6月1日(土) 6月30日(日)	県内ショッピングセンター等 (33店舗)
マイボトル運動啓発記事掲載	循環社会推進課	「ふーぼ」に、マイボトル運動に関する啓発記事を掲載し、マイボトルが当たるプレゼント企画を実施。	6月1日(土) 6月30日(日)	—
マイボトル運動街頭PR	循環社会推進課	マイボトル運動チラシをハピライン福井駅西口で配布し、PRを実施。	6月3日(月)	ハピライン福井駅
プラスチックごみ削減に関する啓発パネル展	循環社会推進課	マイボトル運動や海洋プラスチックごみ問題に関するパネル展示を実施。	6月10日(月) 6月14日(金)	県庁ホール
ごみ減量に向けた「3きり」「分別」普及啓発	循環社会推進課	新聞、WEB記事で雑がみ回収袋の作り方を紹介し、紙資源分別の実践を促進。	6月8日(土)	県内全域
ポイ捨てストップキャンペーン	循環社会推進課	鮎釣り解禁日に併せ、鮎釣り客に対し、プラスチックごみポイ捨て防止にかかる広報チラシと啓発品を配布。	6月15日(土)	永平寺町内
		産業廃棄物運搬車両路上検査に併せ、運転者に対し、プラスチックごみポイ捨て防止にかかる広報チラシと啓発品を配布。	6月24日(月)	あわら市熊坂地籍

分野別施策の実施状況

【監視・指導強化】

行 事 名	実施主体(所管)	内 容	実 施 日	実 施 場 所
環境パトロール	循環社会推進課 各健康福祉センター	工場・事業場、廃棄物処理施設、道路、河川、海岸等のパトロールを実施する。	年間 (6月強化月間)	県内全域
	循環社会推進課 坂井・奥越健康福祉センター	石川県と合同による福井・石川県境付近の監視パトロールを実施する。	6月20日(木)	福井・石川県境
	自然環境課	自然公園内およびその周辺の違法行為等の監視を行う。	環境月間中	国立公園・国定公園・県立自然公園
スカイパトロール	循環社会推進課 県警本部航空隊	県警ヘリ「くずりゅう」による空から廃棄物の不法投棄等発見のための監視パトロールを実施する。	6月27日(木)	県内全域
環境犯罪取締り	県警本部生活環境課 県下各警察署	廃棄物の不法投棄、野外焼却事犯等の環境事犯の取締りを実施する。	年間	県内全域
合同路上検査	循環社会推進課 各健康福祉センター	福井県税事務所と合同による産廃積載車両の路上検査を実施する。	6月24日(月)	福井県

各分野に共通する施策の推進

◆第2部 分野別施策の実施状況

(3) 刊行物

【環境政策課、循環社会推進課、自然環境課】

水、大気、自然、廃棄物等の様々な環境の課題や、県の取組み等について、情報紙やパンフレット等の刊行物の作成・配布を行い、環境に関する情報を提

供しています。また、これら刊行物の一部は、県や環境ふくい推進協議会のホームページ、みどりネットにも掲載しています。

表5-3-10 令和5年度 環境関連刊行物

刊行物の名称	発行状況	頁数	発行部数	備考
みんなのかんきょう 第76号	年1回	19	2,500	環境ふくい推進協議会情報誌
ふくいっ子に体験してほしい50の自然体験 +地球温暖化を防ぐ10のできること	年1回	26	7,000	
令和5年度版 環境白書	年1回	158	540	
令和5年度版 環境白書（資料編）	年1回	117	160	
令和4年度 公共用水域および地下水の水質 の測定結果報告書	年1回	104	HP公開	
令和6年度 公共用水域および地下水の水質 の測定に関する計画	年1回	51	HP公開	
FUKUTEKI - 気候変動適応センター通信 -	年4回	4	2,000	
福井県認定リサイクル製品パンフレット	年1回	16	900	
令和4年度衛生環境研究センター年報	年1回	76	70	
福井県衛生環境研究センター公式 note	随時	6	HP公開	
令和5年度福井県鳥獣保護区等位置図	年刊	図1枚	2,000	
ナチュラリスト 2024年度行事案内号	年1回	22	HP公開	
福井県自然保護センター研究報告 「キコニア第27巻」	年1回	202	500	
令和5年度年報（福井県自然保護センター）	年1回	36	350	福井県自然保護センター事業概要
海遊（活動の記録）第24号	年1回	56	HP公開	福井県海浜自然センター事業概要
自然保護センター行事案内	年1回	2	2,000	
海浜自然センター行事案内	年1回	8	HP公開	
海浜自然センター行事案内（カレンダー）	年1回	1枚	1,200	
自然保護センターリーフレット	随時	2	1,000	
自然保護センターニュース	年4回	4	HP公開	
福井県里山里海湖研究所リーフレット	随時	4	500	
福井県里山里海湖研究所年報2023	年1回	44	400	福井県里山里海湖研究所事業概要
里山里海湖ブックレット 「福井県の焼畑～その歴史と未来を考える～」	随時	79	300	
年縞博物館 広報パンフレット	随時	4	20,000	
年縞博物館 解説書	随時	87	1,100	
福井県年縞博物館年報 第4号	年1回	50	190	福井県年縞博物館事業概要

令和6年度版環境白書では、本編冊子には、資料編を掲載しておりません。

下記の資料編データは、「みどりネット」ホームページに掲載しますので、こちらをご覧ください。

URL <http://www.erc.pref.fukui.jp/>

また、資料編の冊子をご希望の方は、環境政策課までご連絡ください。

資料編目次

1 環境行政全般

表1-1	福井県環境基本条例	1
表1-2	福井県環境審議会委員名簿	4
表1-3	福井県公害審査会委員名簿	5
表1-4	市町環境行政組織	6
表1-5	市町環境保全関係条例	6
表1-6	市町環境基本計画の策定状況	7

2 大気関係資料

表2-1-1	大気汚染に係る環境基準	8
表2-1-2	環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値	9
表2-2	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設	10
表2-3-1	大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設	11
表2-3-2	大気汚染防止法に定める特定粉じん排出等作業	11
表2-3-3	大気汚染防止法に定める揮発性有機化合物排出施設	11
表2-3-4	大気汚染防止法に定める水銀排出施設	12
表2-4-1	福井県公害防止条例に定める特定工場（燃料使用量関係）	12
表2-4-2	福井県公害防止条例に定めるばい煙に係る特定施設	13
表2-4-3	福井県公害防止条例に定める炭化水素類に係る特定施設	14
表2-5	大気汚染常時監視測定局の整備状況	15
表2-6	二酸化硫黄の測定結果（一般環境大気測定局）	16
表2-7-1	一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（一般環境大気測定局）	17
表2-7-2	一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（自動車排出ガス測定局）	17
表2-8-1	浮遊粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局）	18
表2-8-2	浮遊粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局）	18
表2-8-3	微小粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局）	19
表2-8-4	微小粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局）	19
表2-9	一酸化炭素の測定結果（自動車排出ガス測定局）	19
表2-10	光化学オキシダントの測定結果（一般環境大気測定局）	20
表2-11-1	非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（一般環境大気測定局）	21
表2-11-2	非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（自動車排出ガス測定局）	21
表2-12	有害大気汚染物質の測定結果	22
表2-13-1	ばい煙発生施設届出状況（大気汚染防止法）	23
表2-13-2	ばい煙発生施設届出状況（電気事業法・鉱山保安法）	24

表 2 - 14 - 1	一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）	24
表 2 - 14 - 2	一般粉じん発生施設届出状況（電気事業法・鉱山保安法）	24
表 2 - 15	揮発性有機化合物排出施設届出状況（大気汚染防止法）	25
表 2 - 16	水銀排出施設届出状況（大気汚染防止法・電気事業法）	25
表 2 - 17	特定工場届出状況（燃料使用量関係）（県公害防止条例）	26
表 2 - 18 - 1	ばい煙に係る特定施設届出状況（県公害防止条例）	26
表 2 - 18 - 2	炭化水素類に係る特定施設届出状況（県公害防止条例）	26

3 水質関係資料

表 3 - 1	人の健康の保護に関する環境基準	27
表 3 - 2	生活環境の保全に関する環境基準	28
表 3 - 3	要監視項目および指針値（公共用水域）	32
表 3 - 4	水質汚濁防止法に定める特定施設（抜粋）	34
表 3 - 5	水質汚濁防止法に基づく一律排水基準	35
表 3 - 6	水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準設定状況	37
表 3 - 7	福井県公害防止条例に定める特定工場（排水量関係）	38
表 3 - 8	福井県公害防止条例に定める污水および廃液に係る特定施設	38
表 3 - 9	湖沼の富栄養化防止に関する工場・事業場排水指導要綱	38
表 3 - 10	九頭竜川水域（本川）の水質測定地点と測定結果	39
表 3 - 11	九頭竜川水域（支派川）の水質測定地点と測定結果	40
表 3 - 12	笙の川・井の口川水域の水質測定地点と測定結果	41
表 3 - 13	耳川水域の水質測定地点と測定結果	42
表 3 - 14	北川・南川水域の水質測定地点と測定結果	43
表 3 - 15	北潟湖水域の水質測定地点と測定結果	44
表 3 - 16	三方五湖水域の水質測定地点と測定結果	45
表 3 - 17	九頭竜川地先海域の水質測定地点と測定結果	46
表 3 - 18	越前加賀海岸地先海域の水質測定地点と測定結果	47
表 3 - 19	敦賀湾海域の水質測定地点と測定結果	48
表 3 - 20	若狭湾東部海域の水質測定地点と測定結果	49
表 3 - 21	小浜湾海域の水質測定地点と測定結果	50
表 3 - 22	世久見湾・矢代湾・内浦湾海域の水質測定地点と測定結果	51
表 3 - 23 - 1	海水浴場水質判定基準	52
表 3 - 23 - 2	海水浴場の水質検査結果	52
表 3 - 24	特定事業場届出状況（水質汚濁防止法）	53
表 3 - 25	特定工場届出状況（排水量関係）（県公害防止条例）	57
表 3 - 26	污水および廃液に係る特定施設届出状況（県公害防止条例）	57
図 3 - 27	九頭竜川流域下水道計画図	58
表 3 - 28	福井県の公共下水道の現況	59
表 3 - 29	浄化槽設置届出基数（人槽別）	61
表 3 - 30	年度別し尿処理状況	62
表 3 - 31	農業集落排水施設の整備状況	63
表 3 - 32	漁業集落排水施設の整備状況	64
表 3 - 33	林業集落排水施設の整備状況	64

4 地下水・土壌・地盤関係資料

表4-1	地下水の水質汚濁に係る環境基準	65
表4-2	要監視項目および指針値（地下水）	66
表4-3	概況調査の結果	67
表4-4	汚染井戸周辺地区調査の結果	69
表4-5	継続監視の調査結果	70
表4-6	土壌の汚染に係る環境基準	72
表4-7	土壌汚染対策法に基づく特定有害物質および区域の指定に係る基準	73
表4-8	土壌汚染対策法に基づく区域指定	74
表4-9-1	観測井における地下水位の経年変化	77
表4-9-2	観測井における経年沈下量	78
表4-10-1	福井平野における水準測量結果	79
図4-10-2	福井平野水準測量経路図	81

5 化学物質関係資料

表5-1	ダイオキシン類に係る環境基準	82
表5-2	ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気基準適用施設	82
表5-3	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気排出基準	82
表5-4	ダイオキシン類対策特別措置法に定める水質基準適用施設と水質排出基準	83
表5-5-1	特定施設届出状況（ダイオキシン類対策特別措置法・大気基準適用施設）	84
表5-5-2	特定施設届出状況（ダイオキシン類対策特別措置法・水質基準適用施設）	84
表5-6	ダイオキシン類測定結果	85
表5-7	P R T R法に基づく市町別届出集計結果	89

6 騒音・振動・悪臭関係資料

表6-1-1	一般地域に係る騒音の環境基準	90
表6-1-2	道路に面する地域に係る騒音の環境基準	90
表6-1-3	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	91
表6-2	騒音規制法に定める自動車騒音の要請限度	92
表6-3	騒音規制法に定める特定工場等から発生する騒音の規制基準	92
表6-4	騒音規制法に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準	93
表6-5	福井県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準	94
表6-6	福井県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準	94
表6-7	振動規制法に定める道路交通振動の要請限度	95
表6-8	振動規制法に定める特定工場等から発生する振動の規制基準	95
表6-9	振動規制法に定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準	96
表6-10	自動車交通騒音測定結果	97
表6-11	特定施設届出状況（騒音規制法）	98
表6-12	特定建設作業届出状況（騒音規制法）	98
表6-13	特定施設届出状況（振動規制法）	99
表6-14	特定建設作業届出状況（振動規制法）	99
表6-15	悪臭防止法に基づく規制基準	100
表6-16	福井県公害防止条例に定める特定施設に係る悪臭の規制基準	100
表6-17	福井県公害防止条例に定める悪臭に係る特定施設	101

表 6 - 18	悪臭に係る特定施設届出状況（県公害防止条例）	101
7 公害苦情関係資料		
表 7 - 1	公害の種類別・発生源別苦情件数	102
表 7 - 2	市町別公害苦情件数	103
表 7 - 3	公害紛争処理件数	104
表 7 - 4	公害事犯の検挙件数	104
8 環境影響評価関係資料		
表 8 - 1	福井県環境影響評価条例の対象事業	105
図 8 - 2	福井県環境影響評価条例の手続の流れ	106
9 その他資料		
表 9 - 1	福井県環境アドバイザー名簿	107
表 9 - 2	公害防止協定等の締結状況	110
表 9 - 3	市町における公害防止協定等の締結状況	112
表 9 - 4	市町公害防止融資（助成）制度	112
表 9 - 5	県内各市町の都市計画区域内人口の一人当たり都市公園面積	113
表 9 - 6	緑化に関する行事の実施状況	114
図 9 - 7	ごみ処理の状況	115
表 9 - 8	年度別ごみ処理状況	116
表 9 - 9	福井県庁グリーン購入調達実績	117

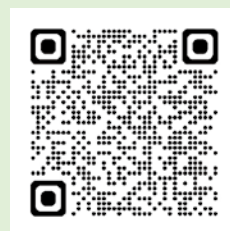
令和6年度版 環境白書

令和7年3月発行

発行 福井県(エネルギー環境部環境政策課)

〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17番1号
電 話 0776-21-1111(代表)
0776-20-0301(直通)
ファクシミリ 0776-20-0734
E-mail kankyou@pref.fukui.lg.jp

表紙、図表、写真については、著作権法上認められた場合を除き、転載をお断りします。



『やってみよう! いざ! ごみ減量チャレンジ
～少しの工夫で、エコな福井へ～』
福井県ホームページ

